

平成19年11月宮崎県定例県議会

平成18年度普通会計決算特別委員会
生活福祉分科会会議録

平成19年11月28日～30日・12月3日～4日

場 所 第1委員会室（11月28日～30日、12月4日）
都城食肉衛生検査所（12月3日）

平成19年11月28日（水曜日）

午前10時5分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成18年度決算の認定について

出席委員（9人）

主	査	十屋幸平	
副	主	査	黒木正一
委	員	緒嶋雅晃	
委	員	徳重忠夫	
委	員	丸山裕次郎	
委	員	高橋透	
委	員	凶師博規	
委	員	新見昌安	
委	員	前屋敷恵美	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長	丸山文民
地域生活部次長 （文化・啓発担当）	興梠徹
地域生活部次長 （地域政策担当）	森山順一
地域生活部次長 （交通・情報・国際担当）	太田英夫
部参事兼生活・文化課長	日高勝弘
交通安全対策監	湯地幸一
文化・文教企画監	道久奉三
青少年男女参画課長	井上昌憲
男女共同参画監	舟田美揮子
人権同和对策課長	酒井勇
部副参事兼市町村課長	江上仁訓

地域振興課長	湯浅真一
総合交通課長	加藤裕彦
情報政策課	渡邊靖之
国際政策課長	田原新一
市町村合併支援室長	坂本義広

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	大野誠一

○十屋主査 ただいまから普通会計決算特別委員会生活福祉分科会を開会いたします。

まず、日程案にも関連いたしますので、現地調査についてお諮りいたします。

現地調査を実施することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、調査箇所についてであります。当分科会所管であります福祉保健部の都城食肉衛生検査所を調査箇所とすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、分科会日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付しております日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、そのように決定いたします。

なお、当分科会といたしましては、慎重に審査を行うために、1課ごとに説明、質疑を行いたいと考えております。そのため、委員会室へ

の入室は各部3課ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、先日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元に配付してあります分科会説明要領により行われますが、説明については、「目」の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明がありますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

次に、執行部の不在についてであります。

健康増進課の古家福祉保健部副参事が病気療養のため欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

なお、徳重委員も所用のため午前中は欠席ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時9分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

徳重委員のほうで午前中、所用のため欠席いたしますので、御了承をよろしくお願いいたし

たいと思います。

それでは、平成18年度決算について、部長に概要説明を求めます。

○丸山地域生活部長 それでは、地域生活部関連で説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会資料に基づき説明させていただきます。

1ページをお開きください。

地域生活部の事業につきまして、宮崎県総合長期計画の施策の体系表に沿ってまとめております。

県の総合計画につきましては、ことし6月に新みやざき創造計画を策定したところでありますけれども、平成18年度は、前の長期計画に沿った事業を実施したところであります。

将来像、分野ごとの社会像、施策の基本方向とございますが、私のほうからは、この施策の基本方向ごとに概要を説明させていただきます。

初めに、将来像「未来を拓く人が育つ社会」であります。

まず、「心豊かでたくましく行動力に富んだ健全な青少年の育成」といたしまして、「家庭の日」強化連携事業により家庭の教育力の向上を図るとともに、青少年地域人材育成や「わくわく少年の旅21」派遣事業等により、各種の交流や体験活動を通じて、青少年の自主性、協調性、そして連帯意識等の向上を図ったところであります。

次に、「学校教育を支える基盤整備の推進」といたしまして、私立学校振興費補助により、保護者の経済負担の軽減を初め、私立学校の経営基盤の安定や教職員の資質向上、建学の精神を生かした特色ある学校づくりを推進したところであります。

次の「だれもが社会貢献への活動に参加できる環境の整備」では、ボランティアセンター整備促進やNPO活動支援センター整備事業により、NPOやボランティア活動を促進するとともに、NPOパートナーシップ創造事業により、NPOと行政との協働の推進を図ったところでもあります。

次に、「男女共同参画社会づくり」であります。男女共同参画センター管理運営委託により男女平等意識の確立を図るとともに、女性のチャレンジ支援等により女性の社会参画を促進するほか、みやざき男女共同参画プランの改定を行い、男女共同参画推進体制の充実を図ったところでもあります。

次に、2ページをお開きください。

「人権意識の高揚と差別意識の解消」といたしまして、みんなが集う「思いやり交流プラザ」開催や宮崎県人権啓発協会への委託事業等により、人権教育・啓発や同和対策の推進を図ったところでもあります。

続きまして、将来像「快適な環境を享受できる社会」については、「地球温暖化防止に貢献する社会づくり」といたしまして、新エネルギー普及拡大を図るとともに、「地域の特性を生かした美しいみやざきづくり」といたしまして、土地利用基本計画の適切な管理運営と地価調査を行ったところでもあります。

次に、将来像「安全で安心して暮らせる社会」についてであります。

まず、「安全で安心なまちづくり」といたしまして、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化を進めるとともに、若年層や高齢者など幅広い年代層を対象に交通安全教育を実施し、「交通安全対策の推進」を図ったところでもあります。

また、消費者啓発推進や消費生活相談員等の設置などによりまして、消費者の自立支援と消費者被害の未然防止に努めたところでもあります。

次に、下の3ページをごらんください。

「交流・連携が活発に行われ豊かさを享受できる社会」についてであります。

まず、「広域交通ネットワークづくり」といたしまして、各公共交通機関の利用促進や国、関係会社への要望活動など、陸・海・空の輸送機能の維持・充実を図る取り組みを進めるとともに、地方バス路線等運行維持対策事業等により、県民の日常生活に必要な地方バス路線や鉄道などの「地域交通ネットワークづくり」に努めたところでもあります。

次の「情報通信環境の整備・充実」及び「様々な分野での情報化の推進」についてありますが、全県ブロードバンド環境整備や移動通信用鉄塔整備事業等によりまして、高度情報通信環境の整備・充実や情報通信格差の是正に取り組めますとともに、宮崎情報ハイウェイ21の利活用推進等に取り組む、産業の活性化や県民生活の利便性向上に努めたところでもあります。

次に、「元気のいい地域づくり」ですが、元気のいい地域づくり総合支援事業によりまして、複数の市町村や過疎地域市町村が取り組む地域づくり事業に対して、ハード・ソフト両面からの支援を行うとともに、「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」による二地域居住等の促進に取り組んだところでもあります。

続きまして、4ページをお開きください。

「元気のいい地域づくり」の続きとなりますが、「個性的な地域づくりを担う基盤の整備」といたしまして、市町村合併支援事業などによ

る合併後の一体的なまちづくりに対する支援や、市町村合併についての情報提供等を行ったところであります。

次に、「国際感覚豊かな人材の育成」といたしまして、外国青年招致、みやざき国際実践塾の開催により、県民の国際理解の増進や国際化を担う人材・団体の育成を図るとともに、国際理解・交流支援や外国人住民支援事業などによりまして、「国際交流・協力の推進と多文化共生社会づくり」に取り組んだところであります。

最後に、「多様な主体による多彩な文化の振興」であります。第11回宮崎国際音楽祭や県文化賞、若山牧水賞の実施などを通じまして、県民の多様な文化活動の促進と心豊かな県民生活の創造に努めたところであります。

次に、5ページをごらんください。

平成18年度の決算の状況についてであります。

地域生活部全体といたしましては、表の一番下の欄です。予算額146億5,071万2,000円ちょうど、支出済額として144億7,873万6,272円、繰越額はありませぬ。不用額として1億7,197万5,728円となりまして、執行率は98.8%であります。

続いて、資料の最後のほうですけど、33ページをお開きください。

地域生活部の平成18年度監査結果報告書指摘事項等についてであります。

生活・文化課の宮崎県私立幼稚園預かり保育充実支援事業費補助金の支出事務につきまして、また、西臼杵支庁の不適正な事務処理につきまして指摘がありましたので、記載しております。

以上、概要について説明させていただきますし

た。この後、各課長より、詳細について説明させていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○十屋主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、各課の説明及び質疑を行います。準備のため暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○十屋主査 分科会を再開いたします。

生活・文化課、青少年男女参画課、人権同和対策課の審査を行います。

まず、生活・文化課の説明をお願いいたします。

○日高生活・文化課長 それでは、生活・文化課の平成18年度決算の概要につきまして御説明いたします。

まず、お手元の先ほどごらんいただきました平成18年度決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

生活・文化課の決算の状況につきましては、予算額が69億6,244万7,000円、支出済額69億5,794万5,396円、不用額450万1,604円となりまして、執行率は99.9%であります。なお、翌年度への繰り越しはありません。

次に、事項別の執行状況につきましては、生活・文化課は7ページから13ページでございますが、目の執行残が100万円以上のもの、また執行率が90%未満のものはありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、平成18年度の主要施策の成果について御説明いたします。

この厚い冊子なんです。が、「主要施策の成果に関する報告書」の具体的な説明に入ります前

に、記載内容と各課の説明方法につきまして、私のほうからまず説明させていただきます。

具体的に見ていただきながら御説明いたします。まず、例として、生活・文化課の44ページをお願いいたします。

例といたしましては、一番左上に「5 文化・スポーツを通じたうらおいのある生活を送ることができる社会」から2行下の「(1) 県民が文化に親しむ機会の充実」までは、これは施策体系であります。先ほど部長から説明しましたとおり、前計画の元気みやぎ創造計画の施策体系により記載しております。

次に、「施策の目標」であります。これは政策評価における施策評価シートから引用したものです。

なお、施策評価シートにつきましては、ここではお配りしておりませんが、県庁ホームページで確認できるほか、議会の図書室にも備えてございます。

次に、「施策の目標」とその下の「施策の推進状況」は、ほかの部局やほかの課の施策が含まれているものが多いため、必ずしも生活・文化課の事業だけの評価ではございません。つきましては、これから行います各課の説明におきましては、施策の目標と施策の推進状況の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次に「施策推進のための主要事業及び実績」であります。施策評価シートの施策を構成する主要事業一覧から引用しております。

なお、記載しております事業名につきましては、生活・文化課の事業であり、平成18年度の予算額については、2月補正後の最終予算額となっております。

次に、「施策の成果指標・数値目標等」であります。これは施策評価シートに掲げております施策について、当該指標を引用しております。ただし、生活・文化課に関係しない指標については、記載を省略しております。

次に、45ページをお願いいたします。

「施策の評価」であります。原則として、施策評価シートの生活・文化課に関する評価を引用して記載しております。

説明としては以上となっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、改めまして、生活・文化課について説明を始めます。

この35ページをお願いいたします。

まず、(1) 私学教育の振興であります。

この中ほどにあります施策推進のための主要事業及び実績の表の私立学校振興費補助事業であります。私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び専修学校の経常的経費に対しまして、総額で54億225万3,000円の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を初め、私立学校の経営基盤の安定や教職員の資質向上など、教育環境の充実に努めたところであります。

次に、36ページをお願いいたします。

3の(1) NPO、ボランティア活動の支援であります。

主要事業及び実績のボランティアセンター整備促進事業によりまして、県及び市町村ボランティアセンターの運営を支援しますとともに、ボランティア団体の活動支援などを行ったところであります。今後とも、NPOやボランティアが地域づくりに積極的に参画し、継続的な活動がしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、37ページをごらんください。

(2) NPO等との協働の推進であります。

主な事業及び実績の新規事業NPOパートナーシップ創造事業であります。県選定テーマ及びNPO提案テーマで、NPOから事業提案を公募するものです。公開審査で事業者を選定し、企画段階から協働事業としてNPOに委託して実施したところです。

その下のNPO活動支援センター整備事業であります。NPO法人の設立や運営に関する相談事業、あるいはNPOマネジメント講座や協働講座の開催をNPO法人に委託して実施したところであり。今後とも、行政とNPOなどとの協働の推進に努めてまいりたいと考えております。

一つ飛んで39ページをお願いいたします。

(1) 地域で支える安全で安心なまちづくりの推進であります。

主な事業及び実績の新規事業犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業であります。宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議を活用しながら、自主防犯活動等のモデル事業やリーダー育成講習会、アドバイザー派遣事業を実施したところであり。今後とも、行政や地域住民との連携によりまして、犯罪の起こりにくい地域コミュニティの構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、40ページをお開きください。

(1) 県民の交通安全意識の高揚であります。

主な事業及び実績にありますように、若者交通安全教育実践塾事業や交通安全高齢者緊急対策事業によりまして、若者や高齢者などに対しまして、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について交通安全教育を行うことにより、県民の交通安全意識の高揚に努めたところ

であります。

本年の交通事故の発生状況でございますが、発生件数、死者数、負傷者数は、前年に比べ減少傾向を示しておりますものの、依然として高い水準にあるため、今後とも、市町村、関係機関・団体との連携を一層図りながら、あらゆる機会に交通安全活動を積極的に推進していく必要があると考えております。

次に、41ページをごらんください。

(1) 消費者の自立の支援であります。

主な事業及び実績の2つの事業にありますように、都城や延岡の支所を含みます県消費生活センターにおきまして、消費者啓発講座等の開催や消費生活情報の提供を行うなど、主体性のある自立した消費者の育成に努めたところであり。今後とも、消費者の自立を支援するため、消費者啓発や教育の充実に努めるとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、講座や啓発資料の内容については、常に見直しを図っていく必要があると考えております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

(2) 消費者被害の防止と解決支援であります。

主な事業及び実績の消費生活相談員等設置事業につきましては、県消費生活センターに11名の相談員を配置し、消費者からの各種相談に応じたところであり。また、

次の43ページのくらしを守るウォッチャー設置事業であります。右側の主な実績内容にありますように、県内に商品表示ウォッチャーを80名配置いたしまして、消費者の視点で商品表示のチェックと情報提供をお願いしているところでありまして、今後とも、消費者被害の防止と解決支援の充実に努めてまいりたいと考え

ております。

次に、44ページをお願いいたします。

(1) 県民が文化に親しむ機会の充実であります。

主な事業及び実績のまず宮崎国際音楽祭開催事業であります。第11回目となりました音楽祭は、第10回に引き続きまして、世界的に有名な指揮者でありますシャルル・デュトワ氏を芸術監督として迎え、平成18年5月4日から5月19日にかけて開催いたしました。この期間、宮崎市橘通り商店街の方々と共同で開催しました宮崎国際ストリート演奏会などの関連イベントを含めると、合計4万5,648名の方々が来場され、芸術文化の鑑賞の機会を提供するとともに、本県からの文化情報の発信に努めたところであります。

次に、この下の段の県立芸術劇場であります。県立芸術劇場に指定管理者制度を導入し、財団法人宮崎県立芸術劇場に管理運営を委託し、年間で25万2,714人に御利用いただきました。今後とも、県民サービスの向上を図りながら、県民にとってより身近な文化施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

(2) 県民の文化活動を支える環境の整備であります。

主な事業及び実績のふるさとファミリー劇場であります。8団体が8市町村でミニコンサートなどを行い、親子で舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、文化団体の発表機会の提供に努めたところあります。

46ページをお願いいたします。

一番上の県文化賞は、第57回を数えまして、本県文化の向上に寄与した方を顕彰したところあります。

その下の若山牧水賞につきましては、第11回を行い、回を重ねることによりまして、全国有数の短歌文学賞として高い評価をいただいていると考えているところであります。

また、次の楠並木コリドールは、第40回を数えまして、県民が文化に親しむ場として定着してきております。

続きまして、みやざきの郷土芸能“再発見”は、延岡市におきまして、郷土芸能の公演を実施し、伝統文化の重要性につきまして県民に啓発したところあります。

さらに、新規事業元気になる文化情報発信は、県内の文化イベントの情報などを一括して掲載したホームページの作成によりまして、文化情報のワンストップサービスを図ったところあります。

これらの各種施策を推進することにより、県民の文化活動を促進したところあります。今後とも、県民の文化活動を支える環境の整備に一層努めてまいりたいと考えております。

続きまして、監査における指摘事項がございます。

先ほどの特別委員会資料の33ページをお願いいたします。一番最後のページです。

平成18年度の監査におきまして、生活・文化課は1件の指摘がありましたので、御報告いたします。

一番上をごらんいただきたいと思います。私立幼稚園の預かり保育充実支援事業費補助金につきまして、交付決定事務がおくっていたものがあつたというものでございます。

この事業は、次世代育成支援対策の一つとして、私立幼稚園における子育て支援サービスの機能の強化を図るため、特定の預かり保育室が整備されていない場合に、既存施設を活用

した預かり保育の部屋を確保するための間仕切り、それから冷暖房設備等の整備ですとか、あるいはおやつなど飲食物提供や幼児の午睡、お昼寝のための設備、あるいは流し台、給排水設備、あるいは布団の収納庫、こういったものを整備するものでございます。

こういったことを対象にしておりますけれども、保育室等の預かり保育設備の充実に対しまして補助を行う事業でありまして、平成17年度から19年度までの3年間に事業期間といたしまして、1つの幼稚園当たり、補助対象経費の2分の1以内、30万を限度に精算払いで補助するものであります。

今回の指摘は、学校法人から補助金の交付申請が平成18年8月31日付でありましたが、その交付決定が平成19年3月26日となったことに対するものであります。

交付決定に時間を要した原因であります、補助金の交付決定に当たりましては、補助金交付申請書に補助事業で整備する設備の見積書の添付を義務づけております。その審査では、書類内容に不備がある場合には書類の差し替え、あるいは未提出の書類がある場合には提出要請などの作業を行って、一括して交付決定しているところでありまして、今回の事案につきましても、冬場の暖房器具を購入するため、冬にならないと見積書がとれないとして、大幅に見積書の提出がおくれてしまった学校法人があったことなどにより、交付決定がおくれたものであります。

今回の指摘を受けまして、交付決定を初めとする補助金執行の適正な事務処理につきましても周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るため、生活・文化課で所管しますすべての事業につきましても、補助金等の進行管理表を作

成し、補助金等に係ります事務処理の進行管理の徹底を図ったところでございます。今後、このようなことのないように、適正な事務執行に十分留意してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

生活・文化課の説明は以上でございます。

○十屋主査 ありがとうございます。

それでは、委員の質疑に移りたいと思います。質疑はございませんか。

○高橋委員 報告書の35ページ、私立学校の振興費補助ですが、保護者の負担の軽減を図る努力をされてきたということによくわかりますが、不景気ですよ。だから、退学者も知りたいところなんです、退学者が18年度で何人いらっしゃって、その退学の理由、いわゆる経済的な理由で退学者が何人いるのか、それと前年度との比較、おわかりであれば教えてください。

○道久文化・文教企画監 18年度の高校における中途退学の生徒数でございますけれども、18年度は全体で424名いらっしゃいました。その中で主な理由としましては、いわゆる学校をかえるとかそういうふうな進路の変更、こちらのほうが131名、大体30%でございます。その次に、学校生活とか学業にうまく適応できなかったという方が115名いらっしゃいます。これが大体27%でございます。これが大体大きな理由なんですけれども、質問にございました経済的理由、こちらのほうにつきましても27名で、6.4%に当たる方が退学していらっしゃいます。

なお、17年度と比較しますと、全体では17年度487名でございました。主な理由につきましても、進路変更、こちらのほうが132名で大体27%

というふうな形になっております。なお、経済的理由につきましては、18年度に比べまして17年度は逆に多くございまして、42名というふうに報告を受けております。以上でございます。

○高橋委員 いわゆる経済的理由の退学者というのは大幅に減ってきているということで、よくわかりました。

次に、39ページの犯罪のない安全で安心なまちづくり強化で、目標値の関係で、17年が目標値92で18年が101ですよね。この目標値の設定の根拠をちょっと教えていただけませんか。

○日高生活・文化課長 目標値は、たぶん平成16年ぐらいに、まだ県内でも50をたしか切っていたような数字だと思うんですけども、一定の伸びを想定したとは思いますが、詳細な目標値の設定自体はちょっと把握しておりません。ただ、この数字がかなり伸びておりますのは、平成17年にこの条例をつくりまして、たまたま御存じのように子供に関する事案が相当起きました。それで、こういったことで、たまたまこの条例をつくり、県民会議をつくりまして、県内の機運が盛り上がって、実績としてはかなり数字が上がってきているということで、当初はそんなに県内でまだ、たしか50もなかったと思うんですけども、そういう数字の中で目標値が定められたというふうに伺っております。

○高橋委員 そしたら、マップ作成の目標値も同じようなことでしょうか。

○日高生活・文化課長 先ほど、上のほうの主な実績内容を見ていただきました、例えば地域コミュニティ再生化モデル事業等とございまして、これは県内の26市町村26団体のほうに、こういう各地域の団体にいろんな防犯に関する取り組みをやっていただいたんですが、その中で

特にこういう地域安全マップの作成とか、こういうのも取り組んでいただいたということで、全体を通しまして、県民会議等を通しまして、かなり広範に広まったんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○高橋委員 この目標値の設定の仕方、当初、50未満でスタートしたから、このような数字で積み上げたということみたいですが、私思うに、市町村レベルでまず目標設定をするべきだと思うんですよ。そしてまた、市町村でもいろいろと面積とか人口とかあります。いろいろと行政区の数もあるでしょうから、そういうところをいろいろ積み上げた目標値に私はすべきじゃないかなと思うんですね。そういうのはどうお考えですか。

○日高生活・文化課長 確かに、施策の成果自体は、もともと県レベルで独自でやっておりましたので、高橋委員がおっしゃったような個々の市町村からそういう積み上げとかはやっておりませんで、いわゆる県の施策レベルのほうでやっておりましたものですから、そういう意味では、少し目標値が逆に言えば低過ぎたのかなという気もしております。

○高橋委員 いま一度精査していただいて、そういう目標値設定の仕方をまた検討してみてください。

消費生活相談の関係で、いわゆる相談になかなか行けない人もいらっしやいまして、特に田舎の人ほど情報に疎いと思うんです。ここにありますように、宮崎と都城と延岡に相談センターがあるわけで、被害に遭った方々の数を把握されていると思うんですよ。都市部といわゆる田舎のほうというふうに分けたときに、被害者の実態というのがもしわかりましたら教えてください。

○日高生活・文化課長 消費生活センターでそういういろいろ分析は行っております。どういふ内容とかあるいは年齢層とか、やっておりますけれども、どこの地域というのは、特にそういう分析はやっておりません。ただ、現実にはその3カ所しかございませんが、宮崎のセンターにおきましては、土曜日にも電話相談等を行っておりますして、来所だけじゃなくて電話等での相談も受け付ける体制ができております。以上でございます。

○高橋委員 その相談は市町村でもやっていますよね。なかなか、先ほども言いましたように、情報が田舎に行くほど疎い。だから、田舎の高齢者に被害者がひょっとしたらいらっしゃるような予想もするんですよ。ところが、それは表に出てきていない分も結構あるんじゃないかなという心配もあるものですから、その辺はもうちょっと分析していただいて、その啓発の仕方なり、どうでしょうか。

○日高生活・文化課長 確かに、御指摘のところがあまして、例えば架空請求でも、それから詐欺の話でも、田舎の場合はなかなか近所の人に相談できないと。ここ2年ぐらい、啓発の方法は若干考え方を変えまして、高齢者を取り巻く人々とか、要するに関心がある人はいろんな講習会等に出てくるわけですけれども、問題は、被害に遭うのは、どちらかというところ、そういう講習会に出てこれない人とか、そういうのが結構多いわけです。そこで、例えば民生委員とかあるいは社会福祉協議会とか、そういうところに啓発をどんどんやっていきまして、その周辺の方にそういう方がいらっしゃったら、ぜひ相談にといいましょうか、そういう取り巻く方々に対する啓発方法もちょっと工夫いたしまして、なるべく被害に遭わないようにといいま

しょうか、早期に相談できる体制をとっていきたいというふうに、今でもそういうふうに行っております。以上です。

○高橋委員 センターがない市町村、特にそのところとは十分に連携をとってもらって、啓発活動をしっかりやっていただきたいと思えます。

最後に、監査の指摘事項で、これは8月31日が3月26日ですから、相当な時間差があるわけで、これは現場、いわゆる幼稚園の見積もりがとれていなかったことが原因だったということの説明の理解でいいんでしょうか。

○日高生活・文化課長 その1件だけじゃなくてたくさん件数がありまして、今までのやり方で最後の精算払いだったものですから、全体がそろってといいましょうか、3つぐらいそういうなかなか書類の提出がおくれたり、やり直しがあったりしたものですから、その全部を待っていたがためにちょっとおくれたしまったということで、今後そういうことがないように気をつけたいと思っております。以上です。

○高橋委員 全部待たないと精算、いわゆる交付決定できないものなんですか。

○日高生活・文化課長 場合によってはそろったものから、例えば半分そろえばという、そういうのも実務上可能だと思います。たまたま今までそういうことをやっていなかったものだから。

○高橋委員 いろいろと事務の煩雑さも出てくるのかもしれませんが、現場の人たちにとっては、早くお金をいただきたいというのもありますし、それと見積もりの関係で冬場を待ってとおっしゃっていましたが、いわゆる園の経理とかあるわけだから、去年のやつで参考に見積もりをとってもいいわけですよ。そのあたり

を行政から指導していただくといいかもしれません。終わります。

○丸山委員 預かり保育の関連なんですけど、当初予算を見てもみますと、840万ということで満額執行されているということなんですけど、これを先ほど説明では1園当たり30万ということだったんですけれども、割ると28園ということなんですけど、28園全部来たということによろしいんでしょうか、そういう感覚でいいんでしょうか。

○日高生活・文化課長 満額、全部そろって*28園、補助金は出しております。

○丸山委員 例えば、ほかに要望等があったのか、それをまた選別する作業が逆に時間を要しておくれたということはないんでしょうか。

○日高生活・文化課長 済みません。今の計算では28園になるんですが、実質的には37園、30万を上限にしておりますので、その中で、全体840万の枠の中で37園に対して補助金を出したということがございます。一件一件当然精査、チェックをいたしまして、その中でおくれるところがあって、それで全部そろいのを待つて処理したというのが一番大きな問題かと思っております。

○丸山委員 要望自体は30何件あって、それ以上はなかったということの確認でいいでしょうか。

○道久文化・文教企画監 37園につきましては、すべて対応いたしております。金額がそれぞれの園でばらつきがございますので、その関係で、いわゆる率というんでしょうか、それが2分の1に達しないというところもございません。37園につきましては、すべて対応いたしております。それと、先ほどちょっと話が出ました一括云々かんぬんでございますけれども、実はこの事業、17年度から始まっております。大

体この文教関係の補助金につきましては、何月何日までに出してくださいという形で進めまして、そして請求書とかそういうものの資料が全部まとまった段階で一括交付決定して、最終的に補助金を払うという流れになっております。この関係の補助金も、同様に一括申請していただいて、そして一括で交付決定してしまったと。先ほど、うちの課長のほうからも話がありましたけれども、例えば期限を切って何月何日までにとそろったやつについてはやっちゃって、あと整備して残りをすればよかったんですけども、ほかの補助金形態がそういうふうな形になっていたものですから、申しわけございませんけれども、そういう形で一括で処理してしまったというのが実情でございます。

○日高生活・文化課長 それから、もう1点つけ加えますが、今、説明がありましたように、17年度からやっております、さっき37園全部入りましたけれども、この3年間の間に、それぞれ設備を整えれば構いませんので、19年度、今年度までの間に一応全部終わるということ想定しております。したがって、18年度につきましては、要望については全部賄えたということでございます。

○丸山委員 いろいろ当初予算等2月決算を見ているときに、課ごとに減額になっているものですから、もしほかの園が例えばことしぜひ早目に子供さんたちのためにやっていきたいと、次世代育成支援法とかもできたんだから、やっていきたいのであれば、早目に前倒ししてすることによって子供たちが、またそれを親御さんたちが安心して子育てができるという環境づくりに真剣に取り組まなくちゃいけないということを考えて、何か前倒しとか、そういう感覚は

※このページ左段に訂正発言あり

なかったんでしょうか。そうすることで、未来を拓く人が育つ社会づくり、おおむね順調ということですが、そういった弾力性を持たせるようなことは考えられなかったんでしょうか。

○道久文化・文教企画監 おっしゃるとおりだと思います。それで、実を申しますと、これにつきましては、7月の段階で各幼稚園のほうには内示という形でお示ししております。そして、それに基づいて、各幼稚園のほうから申請を出していただいたということでございます。ですから、今お話にございましたように、いわゆる夏場に使うとか、いろいろございますよね。園の計画がございますので、それには内示後であれば着手しても結構だということでございます。国のほうの関係の補助金につきましても、そのような形で進めさせていただいております。以上でございます。

○丸山委員 続いて、私学のことに関係してなんですが、当初予算を見てみますと、全体で私立学校振興費補助金というのが55億ぐらいあるんですが、こちらのほうでも54億決算でなっている中に、かなりの金額が国庫補助の絡みがあってだと思えるんですが、子供たちのためになっているのか、学校のためになっているのか。よく我々のところに、私立学校の補助金を堅持してください、もしくは上げてくださいと毎日上がってくるんですよ。決算を見てみると、予算からすると減額されているというのは、恐らく学校の生徒が少なくなったから減額されているだけで済ませているのか。本当は、請願者の願意を踏まえると、もうちょっとしっかりと充当すべきですよ。というふうに考える議論をすべきだと思っているので、その辺の整理をちょっと教えていただきたいのですが。

○道久文化・文教企画監 この私立学校振興費

補助金につきましては、基本的に生徒さんお1人当たり幾ら幾らの補助金、それに生徒さんの数を掛けた金額で補助金を計上いたしております。最終的にちょっと減るところがございますけれども、これはいわゆる生徒さんの減少によるものというふうに、特に高校なんですけど、高校の生徒さんの数が減ったということによるものだというふうに御理解いただいてもよろしいかと思います。なお、その補助単価の件ですけれども、そちらのほうにつきましては、私どものほうは、全国的に見ましても大体中位に位置する補助単価でございます。もちろん多ければ多いほどよいということはあるんですけども、本県の財政状況等を勘案いたしまして、それでも中位を保っているということで御理解をいただきたいと思っております。

○丸山委員 次に進みます。平成19年2月定例県議会の中で、犯罪のない安全なまちづくり強化事業における地域コミュニティ再生化モデル事業についていろいろ質疑があった中に、我々の資料の中に、事業内容を工夫して地域への定着を図っていくというような執行部からの答弁もあるんですが、数的には確かにふえているんですが、具体的にどのような工夫をされてこのような結果が出ていて、それをどう評価されているのかをお伺いしたいと思います。

○日高生活・文化課長 確かにことし2月、私のほうでそういう答弁をさせていただいております。地域への定着を図っていくと、どういう視点でやっていくかということでございました。それで、地域安全活動の広報につきましては、県庁のホームページに情報を掲載しておりますが、そのほかに県民会議のニューズレター、情報誌を年4回発行いたしまして、県内の保育園、幼稚園、小中学校等に、あるいは県

民会議構成団体に幅広く配布いたしまして、いろんな情報提供を行っております。

それから、ことしの2月には、18年度の地域コミュニティ再生化モデル事業、26団体なんです、この活動事例集を発行いたしまして、構成団体やあるいはリーダー講習会で配付いたしております。それから、ことし10月に「安全で安心なまちづくり県民のつどい」を行いましたけれども、他の団体の参考となるような活動を行っているところにつきまして、知事奨励賞というのを設けて、この活動の取り組みを広く県内に広めております。

それから、もう一つ、昨年度、18年度は、県民会議のテーマといたしましては、子供の見守り運動ということをやっていたんですが、19年度におきましては、子供と高齢者の見守り運動ということで、子供だけでなく高齢者を守るための各種取り組みを行いまして、地域コミュニティの再生化を図るということで、いろんな手段を使いながら、地域コミュニティの再生化といいましょうか、安全なまちづくりに向けてPRを行っております。以上でございます。

○丸山委員 続きますが、消費者被害防止に対する41ページから、安心できる消費生活を送ることができる社会づくりの関係なんです、一部に努力を要するということに評価はなっております、当初予算等を見ますと3,900万ぐらいあったんですが、2月の補正で700万程度削減されて変更されているんですが、その情報センターの管理運営費とかが400万円削減だったりとか、地方消費生活センター管理費が100万とか、消費者センター運営費が150万とか削減になっているんですが、これは執行残に伴う補正というふうに書いてあるんですが、それがどういった形で執行残になって、これがうまく執行

残を使わずにもうちょっとしっかりすれば、おおむね順調になったりとか、逆に言うと、一番この消費生活というのは今いろいろトラブルが多いものですから、どのような取り組みを、もう少し、やられているんでしょうけれども、執行残との関係をちょっとお伺いしたいと思います。

○日高生活・文化課長 今の補正減の話は、あそこのNHKの横にあります消費生活センターの建物自体を生活情報センターと言っておりますが、あそこの警備委託とか清掃委託とか、そちらの関係の費用の節減を図った結果として、そういう2月補正に至ったわけでございます、本来の消費生活センターとしての活動経費そのものをカットしているというわけではなくて、警備なり、そちらのほうで節減を図ったということでございます。以上です。

○丸山委員 警備とか設備とかのカット、わかるんですけども、予算があるんだから、もうちょっと具体的にほかにやりたい事業があれば、この一部に努力を要するというのが、そういう考え方で何か改めて事業を組み立てていってやろうというようなことは考えていなかったのかをちょっとお伺いします。

○日高生活・文化課長 ここの成果の指標、42ページの頭の上のほうの表を見ていただきますと、主にこの点から入ってきておりまして、18年度の目標値、セミナーの受講者数が2万6,000人を目標といたしてございまして、実質的には2万2,043人ということで、ここは数字がちょっと目標に達しなかったというところが大きな要素になっております。これは分析いたしますと、実は架空請求等が一番消費生活センターに相談が多かったのが平成16年なんです。平成16年がピークで、こういう受講につきまして、特に高

年齢等なんです、平成17年度はかなりふえたんですけれども、それが少しまた沈静化してきているといいましょか、こういったことで一定の数を確保するのはなかなか難しい、特に講座の数はですね。そういったことがございまして、結果としてこれがもう少し努力を要するというふうになっていると思っております。以上でございます。

○丸山委員 実際その被害に遭われた方が少なくなっているということによろしいんでしょうか。うまくPRしたおかげで、被害者が少なくなっているという判断でも逆にいいと、そういうことで考えてもよければ、逆に今のがおおむね順調に変わっても別にいいのかと思っていいということによろしいでしょうか。

○日高生活・文化課長 ちょっとそこところはなかなか難しいところございまして、というのは、消費生活センターには相談等が入ります。実際、昨年、特に18年なんです、警察でのいわゆる取り上げといいましょか、それが昨年度ふえているわけです。消費生活センターは一応相談等を受けまして、こんなことしたらいけませんよと言いますが、実際に被害が表に出てきたのは、去年当たりが非常にふえてきているんです。これは警察のmatterとしてありますけれども、私どもはとにかくそういう被害に遭わないようにというPRをさせていただいておりますが、少し時間のずれ、タイムラグがあるのかなというふうに認識しております。

○丸山委員 それと、昨年初めから実施されました指定管理者制度で一番大きいのは芸術劇場だというふうに思っているんですが、もうちょっと詳しく指定管理者制度になったの効果なりを説明いただければありがたいと思います。

○道久文化・文教企画監 まず、県民サービス向上の関係でございますけれども、いわゆる利用料金の引き下げ、こちらのほうが弾力的に行われるようになりまして、例えばアイザックスターンホールとか演劇ホール、これをもともとは全体を借りるということを前提に設定されていたんですけれども、例えば上のほうの段はもう使いません、下だけですと、上のほうは閉めていただいて結構ですということになった場合には2割引きするとか、例えば、練習室は、午後のほうがいっぱいいっぱいになるとしても午前中あいていることが多いということなんだろうと思うんですけれども、午前中の練習室の利用料金は2割安くするとか、小学校、中学校、高校、こちらのほうが教育文化事業として利用する場合、半額にするとかいうような利用料金の引き下げが行われました。これが1点です。それともう一つは、利用時間の延長が行われました。例えば利用申請の受付ですけれども、こちらのほうは午後5時までだったんですけれども、これを9時半まで延ばしたということ、同様に、チケット販売の受付時間も7時までだったんですけれども、8時まで延ばしたというような利用時間の延長も行われました。それから、クレジットカードによる支払いを受け付けるようにいたしました。それから、最後ですけれども、劇場友の会「くれっしえんど倶楽部」というんですけれども、こちらのほうの特典、チケットの割引率がそれまでは1割引きだったんですけれども、2割引きとされまして、さらにポイントカードの導入が行われたというような点がサービスの向上につながったというふうに思っております。

○丸山委員 ありがとうございます。それで、よくこの指定管理者を設定するときに議論

をしたのが、料金を下げるときに執行部のほうで協議しなくちゃいけないという話があったと思うんです。そういう遅延といいますか、そのおくれが出ているところはないんですか。

○道久文化・文教企画監 利用料金の引き下げとか、そういうものにつきましては、たびたび行われるということはございません。例えば、来年度からこういうふうにしたんだけどもというお話があるとすれば、それはずっと前にお話として伺っておりますので、翌年度に支障が生じるというようなことはございません。以上でございます。

○丸山委員 確かに、県民にとっては、非常に時間帯とか利用料金が下がってありがたかったんですが、指定管理者を受けられた財団、そちらのほうとしてはどのような意見があるのかをお伺いしたいと思います。

○道久文化・文教企画監 指定管理になりました、確かに、いわゆる自己完結というんでしょうか、そちらのほうで求められますので、劇場サイドの職員とかは大変苦労していらっしゃるんじゃないかなと思います。ただ、現在のところ、18年度決算につきましても、とんとんではございましたけれども、いわゆる赤字にならずに済んだということで、よく御努力いただいたというふうに評価いたしているところでございます。以上でございます。

○丸山委員 45ページの全体の芸術劇場の利用者状況を見ると、平成17年から若干、一番ピークが平成15年ですかね、これで見ると。芸術劇場利用状況はですね。この辺は今後、どのように今のあの状況を理解したほうがよろしいでしょうか。

○道久文化・文教企画監 確かに、表でごらんになるとおりでございます。若干減少ぎみと

いうところでございます、これの立て直しは大きな問題というふうにとらえておまして、劇場サイドのほうともお話をさせていただいているところでございます。ただ、言えることは、年度によりまして、いわゆる貸し館業務であったり、自主文化事業であったり、内容に変化があるというとおかしいんですけど、同一のものではございません。ですから、そこらあたりで比較することが大変難しいと思うんですけども、ただ、現実こういう数字が出ているわけでございますので、今後とも、利用拡大に向けて、劇場サイドのほうともお話し合いを続けさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○丸山委員 よく大きなイベントがあると、駐車場が少ないから公共交通機関で来てくださいという話があって、そういった影響が出ていて、なかなか駐車場の整備も敷地上の問題があって難しいから、なかなかできないから、それにつながってということで考えてよろしいんですか。その影響があるというふうに思っているのか。それはイベントだけのことなのか。今後の利用拡大という18年の決算からするとおかしくなるかもしれませんけれども、これまでの推移から見たときに、基本的にあそこのせっかくつくった——文化向上の拠点として県民に多く来ていただくことが一番大きな目的であろうというふうに思っていますので、その辺をどのように今後、18年度、検討まで含めてやられるのかお伺いしたいと思います。

○道久文化・文教企画監 駐車場の問題につきましては、不満が寄せられているというのは現実でございます、何とか対応を考えなければならぬということは劇場サイドのほうともお話し合いをさせていただいております。まず前

提に、あその駐車場は実を申しますと、隣の文化公園、こちらのほうのための駐車場がございます。ですから、駐車場までは公園内になっているというのが実情でございます。ですから、我々サイドのほうで駐車場を広げるとか、そういうことはちょっとできないというのが実情でございます。以前の議会の席でも高橋委員のほうからございましたけれども、例えばバスの問題とか、そういうものがいろいろございますので、またそちらのほうにつきましては、県土整備部のほうともお話し合いを続けさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど駐車場不足とこちらの利用者数のつながりというんでしょうか、関係というんでしょうか、こちらのほうにつきましては、私どものほうもちょっと分析いたしておりません。申しわけございません。以上でございます。

○丸山委員 ぜひ県民の文化の一番中心のところだと思っておりますので、そういう意味で、地方に出て行ってそういったこともやっていращやると思いますが、一番中心のところをしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、当初予算の中で、政策調整研究費というのが300万出ているんですが、これも主管課が今生活・文化課ということで、これは全般的な部の政策調整費になっているというふうに思っているんですが、その成果がどのような形で上がったのか、ここで聞いていいのかがちょっとなんです、これは一番部としておもしろい事業を組み立てるいい予算だというふうに思っているものですから、そこをちょっと伺いたいというふうに思います。

○日高生活・文化課長 政策調整研究費についてお答えいたします。実は300万、18年度299万

を使いまして、すべて生活・文化課のほうで使っております。まず第1点は、次世代のNPO・ボランティア活性化プラン事業ということで、今後のボランティア活動のあり方について、社協のほうにボランティアセンターがございますけれども、市町村社協との関係とか、こういったことをいろいろ分析しながら、今後のあり方について検討するというのが第1点。それから2番目に、昨年度、文化振興ビジョンをつくりましたけれども、これを具体的に実践していくためのプランの研究調査がございます。それから、ただいまやっておりますけれども、劇場における命名権導入、これのための調査を事前にさせていただきました。大体3つとも、昨年度、こういう具体的に予算がついているのもありますし、ついていないのもあるんですけれども、それぞれ19年度の事業につなげていって、今後、直接今年度、役に立つわけじゃありませんけれども、将来に向けてのあり方について、いろいろ研究をさせていただきました。以上でございます。

○丸山委員 この予算というのは、結構その部の特徴が出るというふうに思っているものですから、今後また注意して私もここで見させていただこうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○前屋敷委員 主要施策の36ページのボランティア団体、NPO法人の関係で、ちょっとお尋ねしたいと思います。今、ボランティア団体の数もかなりふえてきているように、この数値からすると、あります。それと、NPO法人の数も非常にふえてきております。ボランティア団体と県との協働ということで、さまざまな県民ニーズに対応できるような活動をということなんだと思うんですけど、それで、新規事業の

パートナーシップ創造というので476万1,000円予算が組まれております。5つの事業を公募事業として委託するという事になっていますが、具体的にはどういう中身で行われたのか。

○日高生活・文化課長 まず、これはテーマの設定から入りまして、テーマを県が設定するテーマ、つまり県の施策にとって重要な課題についてテーマを選定し、それから、今度はNPOさんからもテーマを提案していただきまして、それで全体でテーマ的には5つあったんですけども、それぞれNPOさんから事業提案をいただきまして、全部で20団体ございました。そのうち、最終的には5つの事業を選定させていただきました。具体的には、NPO法人が4つ、それから任意団体が1つなんですけど、まずはマリンスポーツの受け入れ環境の整備事業ということで、宮崎ライフセービング、青島地域におけるマリンスポーツの受け入れ環境を整備するということがまずございました。それから、2番目がドロップインセンターといいまして、子育て家庭を応援する機運づくり事業ということで、宮崎市と延岡市の商店街で、例えばお母さんたちが商店街に行ったときに子供をすぐ預けられるとか、あるいは子供連れの場合には何かサービスを受けられるとか、そういった仕組みをつくっていただくような事業がございました。それから、宮崎文化本舗さんでは、アーティストバンクというのをやっております。既にこれは動いております。それから、任意団体で、これが先ほどのNPOの企画テーマなんですけれども、宮崎・綾スローフード協会がございまして、青少年のための食育講座、食育の視点に絞りましてこの講座を開催していただいております。それから、もう一つ、NPO法人でフロンティア会というのがございまして、

若者の自立支援塾設置の運営事業ということで、これはニート対策の実践塾といいましょうか、そういうのをやっていただいております。以上、合計5つの団体でお願いいたしております。

○前屋敷委員 NPOも非営利団体で、税金がかからないさまざまな活動をするということ、それから、本来、自治体あたり、行政あたりが進めていく、そういったものもボランティアと一緒にやってそういう施策も進めていくというようなことになっていて、そのボランティア頼み、NPO法人頼みになってはいけない部分もかなりあるというふうに思うんです。しかし、自発的なこういう活動が広がるということは大変いいことだというふうに思うんですけれども、そういった点でさまざまな企画が組まれておりますし、中身も非常に多岐にわたっていて、十分私も今御説明いただいたように知らない部分もかなりあって、そういった点で、どういう活動が日常的に行われているのかということも広く周知していくといえますか、そういうことも非常に大事だというふうに思っているところですので、その辺のところの配慮といえますか、そういうものもぜひ強めていただきたいというふうに思います。

それから、安全で安心なまちづくりの件で、39ページですけれども、アドバイザー派遣事業が実施されておりますけど、どういう人材をどういう規模でといえますか、人数も含めて、派遣した活動なのかということをお伺いいたします。

○日高生活・文化課長 これは2つのNPO法人をお願いいたしまして、1つはハートムさん、それから防犯設備士協会とございまして、2つの団体で全体54回、県内各地でアドバイ

ザー派遣を行っております。具体的に、例えば小学校とか幼稚園、保育園みたいところで、防犯訓練を例えば先生方を集めて、子供も含めてやるんですけれども、そういう中で、実際に最初から防犯体制をどうするかとか、あるいは賊が入ってきたらどうするかとか、そういった具体的な話も含めながらやっております、そういう中で実践訓練をしながら覚えていっていただくといいたいでしょうか、そういうことを中心にやっております、大体学校単位でありますので、1つの園とか子供の数によりますけれども、そういう数でございまして、詳細に何人が参加したというのはちょっとわかりません。

○前屋敷委員 じゃこういう活動も主体的なNPOに委託事業として進めているということですね。それとあと、消費生活センターの件で41ページですね。ここで、消費者啓発講座の開催であるとか行われています。それで、消費生活啓発員が設置されておまして、都城、延岡に各2名ずつということですが、宮崎のセンターへの具体的な配置というのはないんですか。

○日高生活・文化課長 都城、延岡は非常勤職員でございまして、本センターのほうは職員が啓発係として担当しておまして、実際やっております。

○前屋敷委員 43ページの暮らしを守るウォッチャー設置ということですが、ウォッチャーの配置で80名配置して活動が行われていますけど、この80名の選定といいますか、直接当たられた方々の状況。

○日高生活・文化課長 これは基本的に公募になっております。

○前屋敷委員 公募で、経費だとか費用だとかいうのは、どういうふうな支払いになるんです

か。

○日高生活・文化課長 年間1人当たり1万2,000円の謝金という形でお願しております。あと、年2回、県庁のほうで研修会をやっておりますので、これについては旅費を負担させていただきます。

○前屋敷委員 これは公募して、どのくらいが応募されて80名を設定されたのですか。

○日高生活・文化課長 なかなか80名埋まるのが厳しいところがございます、場合によっては、関係団体等をお願いするというのもございます。80名を超えて抽選で選んだとか、そこまではちょっといっていません。

○前屋敷委員 それともう一つ、指定管理者制度導入の芸術劇場の件ですけれども、今いろいろ御説明もありましたが、決算額で見ると、昨年度と比較すると、7,900万、約1億円少なくなっているんですが、実質この分が指定管理者制度を導入したことによる県としてのメリットといいますか、そういうふうに評価していいわけですか。

○道久文化・文教企画監 ちょっと難しいんですけれども、実を申しますと、指定管理者の指定前は、ちょっと書きとめていただきたいんですが、17年度は管理運営委託として4億5,600万円お願いしています。これが18年度になりますと、3億5,600万円ほどになります。3億5,700万弱になります。これでいきますと、大体9,930万程度の減になります。ただ、これはちょっとからくりがございまして、からくりではないんですが、4億5,600万円というのは、一般県費といわゆる使用料で4億5,600万だったわけですね。これが大体5,800万ぐらいあるんです。18年度になりますと、使用料は芸術劇場が収入します。ですから、実質的には、その5,800万云々を

考えますと、*指定管理に伴う減収は4,400万円強となります。それが軽減されたというふうにお考えいただいて結構だと思います。

○前屋敷委員 それで、指定管理者として職員の皆さん方が働いておられるわけですが、昨年、17年度、18年度の職員の数で見ると、変化はありませんか。

○道久文化・文教企画監 人件費につきましては、17年度までは、あそこは館長さんを除きまして、県の職員と嘱託とかそういう職員なんですけれども、県派遣の職員は16名おったんですが、これを13名、3名減らしました。ただし、それだと大変ですので、嘱託・臨時職員は1名ふやしております。人的にはそういうところでございます。

○新見委員 報告書の42ページ、最近の消費者をだまそうという手口もますます複雑化・巧妙化していきまして、相談を受ける相談員の方々も大変だと思うんですが、この相談員はどういった方々がなられて、日常的にいろんな相談に対応する能力の向上、これはどんなふうに取り組まれているのか。

○日高生活・文化課長 現在11名、ここにありますがおり、相談員の方がいらっしゃいます。このうち、いわゆる国の資格を持っていられる方が7名いらっしゃいまして、国民生活センターの資格と経済産業省が認定している資格がございまして、7人の方が持っていられまして、どっちかを兼ねて持っていられる方もいらっしゃいますけれども、11名のうち7名はいらっしゃいます。先ほど、新見委員おっしゃいましたように、多岐に渡るいろんな問題がたくさん出てきておりますので、いろんな講習会等をやっておるんですけれども、毎月1回、弁護士のほうとも定期的に勉強会をさ

せていただいているといった状況もございません。特に、これから多重債務の問題も県のほうで協議会を立ち上げまして、これについても対応をやっていかなくちやならないという問題もございまして、かなり相談員についてはいろいろ仕事が厳しくなるのかなという認識はしております。

○新見委員 それと、43ページの施策の評価のところに、事業者への立入調査、指導を行ったというふうに載っておりますが、これはどういった権限に基づいてできるのか。43ページの施策の評価のところの②です。「事業者への立入調査や指導を行い」と。

○日高生活・文化課長 これは、例えば家庭用品の品質表示の問題とかあるいは不当景品、いわゆる景品表示法の不当表示じゃないとか、そういったことで必要があれば立入調査とかやらせていただき、情報提供があったりいたしますので、そういうことで調査に行ったりしております。

○新見委員 そういったことを是正させる権限が付与されているんですか。

○日高生活・文化課 そういう権限がございまして。条例でございまして。

○新見委員 先ほど課長もおっしゃいましたけど、この啓発講座等、こういった講座とかセミナーに参加される方は、意識が高い方が多いと思うんですね。これに行かない人たちへの啓発が本当に大事になってくると思うんですが、41ページの消費者啓発推進事業の中で、例えば啓発誌の発行、年2回、6万2,600部、市町村を通じて配布しているということなんですけど、県内の世帯も45万世帯ぐらいありますし、この世帯に対しての配布までするとしたら少ないんじゃない

※22ページに訂正発言あり

ないかと思えます。もっといろんな啓発のための手法を考えていただいて、本当に一人でも多くの県民がこういった消費者トラブルに巻き込まれないように、しっかり考えていっていただければというふうに思えます。

○日高生活・文化課長 先ほどは高齢者等の対策もお話しいたしましたが、最近では教育委員会との連携といいましょうか、特に消費の問題、要するに消費者金融ですね。こういった観点もございますので、金銭教育が非常に大事であるという観点から、教育委員会と連携をとりまして、いわゆる校長会等に出かけていきまして、そういう学校現場における消費者教育といいましょうか、それも徹底して行って、要するに若いうちからきちんとやっていこうというのを今中心にやろうとしております。以上でございます。

○緒嶋委員 36ページ、ボランティア関係、NPO、これはボランティア団体数等が数値目標で掲げられておるんですけども、この県内で私は地域差があるんじゃないかと、ボランティアが都市部に集中して、中山間地と言われるような過疎地に少ないとか、そのあたりの実態はどうですか。

○日高生活・文化課長 ボランティア団体は、これは各市町村社協のほうに登録されている話なんですけれども、実際ボランティア自体が、例えば田舎におきましては、もともと地縁団体といいましょうか、その地域が一つのボランティアみたいな組織がありますので、わざわざ組織化するとかいうのは余り、逆に言えば少ないのかなということがございます。それで、ボランティア団体よりもNPO法人の数を見ていただきたいんですが、今213になっておりますが、大体宮崎と都城、延岡、これで全体の3分

の2を占めるような状況にございまして、あとの3分の1でほかの市町村が占めるというようなことでございますので、NPO法人の認証数からいきますと、緒嶋委員おっしゃったような傾向にあるかと思えます。

○緒嶋委員 人口も少ないところがNPO法人が少ないのは当たり前かもしれないけど、ある程度NPO法人的なものがないと、ボランティアが、今、言われた中山間地のそういう何か奉仕団体みたいなものは、ボランティア団体に入っていないということですか。

○日高生活・文化課長 これは社協に対する登録になっておりますので、そういうところは一々登録しなくても、みずからいろいろ掃除とかやっていらっしゃるとかいうのがありますので、一概にこの数がすべて網羅しているとはちょっと言いにくいのかということでございます。

○緒嶋委員 そういう意味のボランティアという認識というか、その考え方自体とはマッチしない面が、本当はボランティア的なことをやっているけどマッチしない面があるということですね。今後とも、NPO法人の、やはりこれは継続的にやるためには、私はボランティアというのはなかなか浮き沈みがあると思うんですよね。そのリーダーシップによって変わってくると、ボランティアは、でありますので、NPO法人的なものがふえてこない、本当のこういう施策が順調に進んでおることには、Aにはならんんじゃないかという気がするんですよね。

○日高生活・文化課長 御指摘のとおりだと思います。それで、どうしてもさっき言いましたように都市部に集中しておりますので、私どもが考えておりますのは、県内全域にNPO法人

がいろいろ核となるところがたくさん広がっていくといいでしょうか、そういうのがどうしても必要なと思っておりまして、NPO法人も有力なところだけが頑張っていて、というのも少しまずいのかなと思っております。県内各地でそういうのが芽生えるというか、それが望ましい姿じゃないかと思っております。以上です。

○緒嶋委員 それと、交通安全対策の推進ですけども、これは施策の推進状況はおおむね順調と言われておるんですけども、18年度宮崎県は、交通事故発生は全国でワースト5ぐらいに入っておったんじゃないか、伸び率は、そういうことを考えた場合、施策の推進がおおむね順調とかいうような評価が出るのかどうかという気がするけど、このあたり順調という意味はどういう意味ですか。

○湯地交通安全対策監 施策の順調というのは、確かに死者は96名ということで、18名、前年に比べてふえました。しかし、交通事故の総量を抑制するという目的が現実はありません、交通事故の発生件数、負傷者数ともに減少傾向に18年から移ったという現状があります。それをとらえて本年もその減少傾向は継続していると、そういう実態をとらえて、まず一つは良好と。ただ、高齢者の事故実態が全体的に出ているんですが、これも高齢者の死者が近年、半数及び半数以上を占めるという結果が出ていますけれども、この社会的な実態も、高齢者の免許人口、高齢者の人口もともにふえておりますし、県の車を使わなくちゃいけないという実態もありますので、その辺から加味しますと、おおむね順調な流れで施策面ではきているというとらえ方をしております。

○緒嶋委員 この死者数は、これは24時間の死

者だと思うんですね。実際は、これは本当に交通事故が起因して亡くなられた方というのは、まだこれよりも相当多いんじゃないかと思うんですね。最終的には、負傷者の減少も当然ですけど、やはり命がなくなるということは、最大のこれは交通事故としては悲しいことですね。そういうことを考えると、現実には死者数は相当ふえておるんじゃないんですか。実態はどうですか。

○湯地交通安全対策監 死者の増加の状況でございますが、大体警察統計は24時間、対策をすぐとらなくちゃいけないということがありまして、24時間死者でとらえているんですけども、これには30日以内死者とか、それから厚生統計では1年以内で交通事故の絡みでということもとっております。ただ、30日以内となると、ちょっと対策面もおくれてしまいまして、30日以内を出せば3カ月ぐらいおくれた対策をとることになりますので、24時間死者ということにとらえていると。現実には、昨日現在で確認しますと、24時間死者は73人ですけど、30日以内死者を入れますと11人ふえることになります。ただし、昨年は17人同時期でふえていましたので、これも減少傾向の推移があるという実態と見ております。ちなみに、昨年の死者は85名でした。本年は73名で、昨日現在、マイナス12人と。これに重傷者等も入れますと相当減少傾向にあります。先ほど緒嶋委員が言われたとおり、死者をなくすというのが最終目的でございますので、まだまだ達成はしていません。ただ、県民が参加していくという実態が非常に出てきておりますので、これをおおむね順調に動いていると、県民総ぐるみの活動にはなってきているというとらえ方をしております。以上でございます。

○緒嶋委員 それと、交差点等で、今、歩行者のマナーが私は大変悪いと思うんですよね。そういう意味では、若者交通安全教育というのはいいんですけれども、実態は、学校なんかで自転車通学の人たちなんかは、赤になる直前のポッカポッカのときもどンドン通るわけですよね、見ておると、私もいつも歩いてこちらに来るんですが。そういうことを言うと、若者交通安全教育のあり方というのも内容を考えないかんのじゃないかなと。実際どういう交通安全教育をされているのか、内容をちょっと教えてください。

○湯地交通安全対策監 宮崎県交通安全対策推進本部というのを県は設けておりまして、それに98の団体が入っておるわけですが、教育委員会も入っております、地域のいろんな団体・機関が入っておるわけです。これで総合的に高齢者の交通事故防止を初めとした重点として、子供の交通事故防止、自転車、それから交差点の交通事故防止とか、8項目を設けまして、毎年総会でそれぞれの機関・団体あるいはそれぞれの機関・団体が連携して取り組むという形で、具体的な推進項目も示して、それぞれ理解してもらっております。それで、もちろん警察署、交通安全関係の団体・機関等がタイアップして、いろんな立場で歩行者、自転車の指導も実際行っているところであります。なかなか目に見える部分で、自転車のマナーとか信号無視をする歩行者とか、そういうものありますけれども、基本は車に、車は免許を持っておりますので、その辺を守らせるということで、全体的、総合的に対策をとっているという実態でございます。

○緒嶋委員 やはり私は教育委員会、特にそういう団体の幹部の方だけが集まって教育されて

も、浸透というか、そういう組織全体の中で一人一人の県民に浸透しなきゃ、本当の教育とは言えないと思うんですよね。そういう意味では、連携しながら一人一人の県民が自覚するというか、そういう形に持っていくように、これは学校、教育委員会との絡みもあるし、ほかのいろいろな団体との絡みの中で、その点に十分留意した今後の進め方というのを十分考えていただきたいということで要望しておきます。

○道久文化・文教企画監 先ほどの前屋敷委員の御質問のときに、私、4,400万ほどの管理委託に伴う減があったというふうに申し上げましたけれども、数字としては、いわゆる音楽祭、こちらのほうも指定管理業務として委託しておりますので、そちらの方と合わせてトータルで4,400万円の減額となったということでございますので、訂正させていただきたいと思えます。申しわけございません。

○十屋主査 生活・文化課を終了いたしたいと思えます。

次に、青少年男女参画課の説明をお願いいたします。

○井上青少年男女参画課長 青少年男女参画課の決算につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

青少年男女参画課の決算の状況につきましては、予算額は4億7,337万7,000円、支出済額は4億7,241万9,230円、不用額は95万7,770円、執行率は99.8%でございます。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況につきましては、青少年男女参画課は15ページから16ページでございますけれども、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはありませんの

で、説明を省略させていただきます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成18年度の主要施策の成果に関する報告書の青少年男女参画課のインデックスの部分、48ページをお開きください。

まず、(1) 青少年の健全な育成のための家庭の教育力の向上につきましては、平成18年度新規事業でございます「家庭の日」強化連携事業によりまして、啓発チラシやのぼりの作成、配布等を行い、家庭の果たす役割について考える機運の醸成に努めたところでございます。

次に、49ページをごらんください。

(2) 青少年の健全な育成のための地域の教育力の向上についてでございます。

青少年施策連携強化事業によりまして、幅広いジャンルや機関にまたがる青少年問題につきまして、地区青少年問題協議会が県北、県央、県南で開催する青少年問題セミナーへの補助を行いまして、関係機関の連携強化を図ったところでございます。

次の青少年地域人材育成事業によりまして、青少年の健全育成のための事業を実施する団体に対する補助を行いますとともに、指導者養成講座等を実施しまして、青少年の社会参加の促進に努めました。

次に、50ページをお開きください。

「わくわく少年の旅21」派遣事業では、小中高生等175人が県内各地を回りながら、地域の特性を生かした体験活動や、異年齢間、異なる年齢間の交流活動、相互学習を通しまして、郷土愛をはぐくむとともに、自主性や協調性を培ったところでございます。

次の宮崎・韓国青少年国際交流事業では、本県の中学生23人を5泊6日の日程で、小学生70

人を2泊3日の日程で韓国に派遣するとともに、韓国の中学生25人を5泊6日の日程で本県に受け入れ、韓国との交流事業を展開することによりまして、本県の小学生が広い視野を持った国際人として成長するよう努めたところでございます。

次の青少年自然の家管理運営委託事業では、平成18年度から指定管理制度を導入いたしまして、青島、むかばき、御池の3つの青少年自然の家の管理運営を民間に委託しまして、心豊かで社会性に富んだ青少年の健全育成を図ったところでございます。

次に、51ページをごらんください。

(3) 社会環境の改善と少年の非行防止及び保護活動の推進につきましては、青少年健全育成条例運営推進事業によりまして、青少年の健全育成に貢献した個人や団体を表彰するとともに、書店やコンビニ等へ立入調査を実施し、業者に対し条例の趣旨の理解と遵守について指導するなど、青少年に有害な環境の浄化に努めたところでございます。

続きまして、52ページをお開きください。

(1) 男女平等意識の確立につきましては、男女共同参画センター管理運営委託事業によりまして、本県の男女共同参画の推進拠点でございます宮崎県男女共同参画センターにおいて、県民への情報提供、啓発・相談事業等を行いまして、男女平等意識の確立と固定的性別役割分担意識の解消に努めたところでございます。

次に、54ページをお開きください。

(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進につきましては、女性による元気な宮崎づくり事業によりまして、元気な宮崎づくり100人委員会の実施や男女共同参画地域リーダーの養成配置を行い、人材の養成、発掘に努めたと

ころでございます。

また、女性のチャレンジ支援事業では、女性の再就職や起業、地域活動への参加などの新たなチャレンジに関する情報の提供や講座、企業セミナーの開催、相談事業などによりまして、女性の新たなチャレンジへの支援を行ったところでございます。

次に、56ページをお開きください。

(3) 男女共同参画推進体制の充実につきましては、みやざき男女共同参画プラン改定・推進事業及び男女共同参画審議会等運営事業におきまして、平成14年3月に策定いたしました「みやざき男女共同参画プラン」の改定を行いまして、今後5年間の本県の男女共同参画社会づくりの基本的方向と具体的施策を示したところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

青少年男女参画課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○十屋主査 ありがとうございます。

青少年男女参画課の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○高橋委員 主要施策の48ページの「家庭の日」ですね。この施策の成果指標・数値目標等で、「家庭の日」の取り組み実施率100、これは市町村、この目標値を決めていらっしゃるんですよ。「家庭の日」の実施率、これは意味があるのかなど、ちょっと失礼な言い方しますが。

○井上青少年男女参画課長 市町村のほうでやっているのを見ますと、今までやっていないところも実は平成16年度ございますし、市町村の意欲を高めるためにもということで、実は毎年、私どものほうも市町村のほうにお願いしま

して、「家庭の日」の啓発等をお願いしているんですが、よく出るんですが、なかなか「家庭の日」の啓発に対する市町村の意欲というのがどんどん落ちてきているのもございますので、市町村にお願いしまして、実際市町村のほうでやっていただいているのが、広報誌の「家庭の日」の掲載とか、18年度からお願いいたします先ほど説明しました宮崎との連携のPR、それとか、例えば市町村に行きますと、例えば南郷町では「家庭の日」のポスターコンクールをやっておりますし、それから高千穂町では教育委員会のホームページにも載せていただく、市町村によって実は温度差がございます。現在、温度差はございますけれども、いろんなものを通じて、メディアを通じて、「家庭の日」の普及に市町村のほうも協力していただいているということでございます。

○高橋委員 一度私も言ったことがあると思うんですが、「家庭の日」は古いんですね。いろいろライフスタイルが多様化したものですから、この日というふうに断定はなかなか、しないほうがいいんじゃないかと、してもいいんですけども、今、幅広い多様性、ライフスタイルですから、いろいろやりにくいところもあるんでしょうけれども、いろいろ工夫していただきながら、それこそ家庭の団らんが今欠けている時代ですので、そこはいいですよ、時間が余りありませんから、次に行きます。

50ページ、「わくわく少年の旅21」、いかにも行きたいような名前で大変いいと思うんですが、それぞれ175人、これは応募ほどのくらいあったか数字はわかりますか。小学生を119人行かせていますけど、何人応募があつて多分抽選でこんなになったと思うんですけど。

○井上青少年男女参画課長 数はちょっと後か

ら申し上げますけど、倍率でいきますと、大体平均しますと6.4倍、男子が5.9倍、女子が6.9倍、平均しますと大体6.4倍という数字でございます。

○高橋委員 ちなみに、下のほうの韓国への派遣、ここもちょっと教えてください。

○井上青少年男女参画課長 韓国は23名派遣しておりますが、大体この人数です。応募数が23人と。それから、下のほうの小学生ですが、119名応募がありまして、そのうちの70名でございます。

○高橋委員 それぞれ参加費を教えてくださいませんか。

○井上青少年男女参画課長 中学生が4万5,000円、それから小学生が4万1,000円でございます。

○高橋委員 これは自己負担ですか。

○井上青少年男女参画課長 そうでございます。

○高橋委員 私、家庭教育がおろそかなものですから、こういう派遣事業に行け行けというふうに言っている口なんですよ。ところが、韓国への派遣は知らなかったです。申しわけないけど。そして、中学生レベルになりますと、部活動をしますよね。だから、参加者に、どうしても部活動をしている子たちは敬遠しているという嫌いがあるんじゃないかなと思うんですよね。だから、中学生の23人というのは、こういう実態が出ているんじゃないかなと思うんですが、その辺の見解はどうですか。

○井上青少年男女参画課長 うちのほうも、なぜ少ないのかということ調べて学校のほうに聞いたんですね。そうしますと、実はネックが、5泊6日で行くんですが、そのうちの2泊3日、こちらのほうから行くのはいいんです

が、受けるほう、来たほう、実は韓国青年との相互交流でございまして、2泊3日、韓国の子供さんを受けなければならないというのが、そこが非常にネックになっているというふうに聞いております。相互交流でございまして、受け入れた者をまた5泊6日で、こちらでも受け入れます、向こうのほうにも2泊3日で御家庭で受け入れていただくということでございます。

○高橋委員 わかりました。なかなかその運営上の何か困難さがわかりました。だから23人ということなんですよ。

○十屋主査 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○十屋主査 それでは、再開いたします。

これで一応暫時休憩いたしたいと思います。

午後1時から引き続き質疑を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

午前11時54分休憩

午後1時1分再開

○十屋主査 それでは、休憩前に引き続きまして、青少年男女参画課の質疑を行いたいと思います。質疑をお願いいたします。

○前屋敷委員 報告書の54ページからお願いしたいんですけど、県の審議会等における女性の比率ということで、きのう本会議の総括質疑の中での御説明もいろいろあったところではあるんですけども、県における審議会の登用は、拡大は進んでいるというふうに思います。その拡大に向けた取り組みというのは、具体的にどういう取り組みをなされてきたのかをお尋ねしたいと思います。

○舟田男女共同参画監 審議会の女性登用につ

きましては、県庁、全庁を挙げた取り組みといたしまして、副知事をトップに男女共同参画推進会議という組織を持っております。これは全部局挙げて取り組むということで、平成21年度末までに50%という審議会の登用目標値を定めまして、毎年度2回その実績と目標値を各課から出していただきまして、常に進行管理を図りながら、登用目標値の達成に向けての取り組みを進めているところでございます。

○前屋敷委員 県では一定の目標を持って成果も上がってきているんですけど、あと、地方自治体の市町村のところはなかなか難航しているという状況があって、女性みずからの意識の変革も大切ですけど、男女ともに意識の変革と、あと自治体、行政側の意識の変革をどう強めていくかということが今後の課題かなというふうに思っているところであります。女性のチャレンジ支援事業というのをやっておりますが、この成果としてはどういうものが上げられますか。

○舟田男女共同参画監 54ページの主要施策の成果の主な実績のところの女性のチャレンジ支援、右側のほうに主な実績を上げておりますが、相談事業等を行いながら、チャレンジしたい方への情報提供をやりながら就職等に結びつけていくとかキャリアアップに結びつけていく。それから、チャレンジ講座につきましても、働くためのいろんな情報を提供いたしまして、女性の参画につなげていっているというようなことがございます。また、企業側は、女性をどちらかといえば採用するという立場でございますが、そういった企業側の理解が必要であるということで、企業セミナーを年間3回ほど実施いたしまして、意識啓発等に努めたところでございます。その結果、女性の参画が少しず

つではありますけれども、進んでいっているのかなというふうには思っております。

○前屋敷委員 具体的に再就職への道が開かれたという事例がありますか。なかなか一度やめると、今、女性は再就職が難しい状況で、たしかに必要な活動だというふうに思いますけど。

○舟田男女共同参画監 これは18年度後半の10月から始めた事業でございますが、前屋敷委員がおっしゃいますとおり、なかなか経済状況が厳しい中で、女性につきましても、すぐ就職に結びつくというケースは多くございません。186件の相談の中で、実際把握できるケースと把握できないケースがございますので、御報告をいただいたケースは2名の方が再就職したと。ただ、それ以外の方につきましても、今後、再就職に向けての活動をしたり、それからNPOを立ち上げようとか、いろんな意味での地域活動に参加しようかといったような意欲が出てきているという報告は受けております。

○前屋敷委員 審議委員とは別に、県職員の女性の管理職の登用で、これもきのう本会議で出たところではありますけれども、担当としては、県の職員のことですので人事課あたりになるかと思っておりますけど、男女共同参画課からの提言も非常に重要だというふうに思っているんですが、きのう数値も示されたんですけど、改めてもう一度御報告をいただけると。こちらでわかりますかね。

○舟田男女共同参画監 県職員の管理職、課長級以上の職員でございますが、人事課のほうで報告がありましたのは、平成18年4月1日現在で、課長級以上の職員のうち女性職員の割合というのが2.5%ということでございます。平成19年4月1日につきましては1.8%ということで、まだまだ課長級以上の女性職員の登用は進んで

いないといった状況でございます。

○前屋敷委員 次に、56ページから57ページにかけての参画プランの問題で、5年ごとの見直しが行われるということで、見直しを行ったということなんですけれども、どういう点を見直して新たな方向と具体化を進めるということになっているのか、ちょっと中身を若干教えてください。

○舟田男女共同参画監 男女共同参画プランにつきましては、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画でございまして、国の計画を勘案して、地域の実情を踏まえたものにしていくといった内容となっております。そういったことから、今年度の新たに追加しました内容といたしましては、防災等における女性の参画の拡大であるとか、今ワークライフバランスといったことが盛んに言われておりますけれども、仕事と家庭の両立、そういったことに向けての施策、先ほど御質問にお答えしましたチャレンジ支援等も、今回のプランの一つの重点的項目といったことになろうかと思えます。

○前屋敷委員 それで、まだ市町村では十分にこの計画も進んでいない状況が見られておりますけれども、57ページの③に記載してありますが、7市1町で条例が制定されて、8市5町で参画計画が策定ということですが、この8市5町の中に条例を策定した7市1町も含まれているんですか。

○舟田男女共同参画監 条例制定している市町村と計画策定している市町村は必ずしも同じではございませんが、ほぼ大半は同じでございます。細かく申しますと、条例制定しております市町村は、日向市とえびの市を除く7市と清武町の8カ所でございます。計画策定している市町村につきましては、都城市を除く8市と、そ

れから清武町、三股町、国富町、高鍋町、日之影町が策定しているところでございます。

○前屋敷委員 じゃ計画としては、市の中では都城だけですね、策定されていないというのは。

○舟田男女共同参画監 実は都城市は、以前、条例は策定しておりましたけれども、市町村合併に伴いまして新たに策定したということで、現在は都城市は、また新たな市町村合併の枠組みの中ではつくってはおります。

○前屋敷委員 一定のこういう指針がないとなかなか進みませんので、そういった自治体に向けての県からの積極的な支援というのは必要かなというふうに思っているところですので、お願いしたいと思えます。以上です。

○舟田男女共同参画監 今、前屋敷委員が言われた都城市につきましては、計画を今年度つくっておりまして、これも新しい市町村の枠組みの中で再度作り直すと、条例をつくり直した関係で計画も作り直すといったことで進めております。市町村に対しましても、県からも計画の策定等につきまして働きかけを強く今後ともしてまいりたいと思えます。

○凶師委員 1点だけ、社会環境の改善と少年の非行防止及び保護活動の推進、51ページから52ページにかけてなんですけど、施策の評価の内容を読んでも、また立入調査の実施状況を見ても、前年度からも回数はふえておりますし、実績は着実に積まれておるんだと思うんですが、推進状況の評価は一部に努力を要すると、そういう評価に至った理由の御説明をお願いしたいと思います。

○井上青少年男女参画課長 これにつきましては、評価の中でちょっと警察関係の指標が入っております、刑法犯少年の実は1,000人当たり

の目標値がいわゆる高くなったといいますが、要するに*悪くなったということと、非行防止の実施回数が少なくなったという観点から、ここにありますとおり、一部に努力を要するというふうな評価にしております。

○**図師委員** ということは、少年犯罪の件数がふえてしまっている、もしくは非行防止としての成果が思ったとおり上がっていなかったという理解でよろしいんですか。

○**井上青少年男女参画課長** そういうことでございます。

○**緒嶋委員** 「家庭の日」ですが、これは市町村における「家庭の日」の取り組み実施率100%、これはさっき出たんですけれども、目標値、実績値、100%ということですが、本当の実態として、取り組んではおるけど、内容的におおむね順調という推進状況の評価であります。これについては100%という意味がようわからんとですけど、内容的に私は「家庭の日」を今どれだけ皆さんが理解して推進しておるかなんかということも疑問に思うんですけれども、担当課としては、そのあたりはどういうふうに理解されているのか、もうちょっと詳しく説明してください。

○**井上青少年男女参画課長** 委員御指摘のとおり、毎年毎年この委員会でも家庭力の低下とそれから地域教育力の低下というのが必ず言われておりました。その中で言われるのは、やっぱり状況が変わってきたと。昔から、いわゆる三世家族から核家族になったりとか、それから、地域のほうもどんどん田舎社会といいますが、農村型から都市型が変わってきたと、それとか、住民の要するに価値観が変わってきたというのがございます。確かにそういう状況にありますけれども、私どものほうとしましては、

実は今までは、県のほうもよく言われるんですが、昔はよくやったよねということで、確かに昔は皆さんがほとんど「家庭の日」を知っていたらっしゃったということで、実は一番直近で県のほうが調べた「家庭の日」の周知度は、18年度に県のほうが知っているかどうか調べましたら、43%の方は知っていたらということでした。それで、その周知度も20歳以上の方に聞いたんですが、やっぱり若い人ほど周知度が低くて、一番高いのが男女とも60から69歳の年代が一番高くて、それが6割ぐらい。それから、その下にいきまして、50から59ぐらいが周知度が高いんですね。そういう意味では、私どものほうが「家庭の日」を始めたのが、年度でいきますと41年度、年でいきますと42年の初めからやっております。ある意味では、40年間、実は周知を図っているんですが、先ほど言いましたように、やり方もそうでしょうけれども、周り環境も含めて変わってきたということで、なかなか対応がわからないというのもございます。ただ、以前は私どものほうは、今、私どもは行政でやりますけれども、これは県民運動として育成会議でやった経緯があります。そういう面のところが今ちょっと弱いのかなという気がします。地域の要するに教育力と言いますが、教育委員会もやっていただいていますけれども、私どものほうは育成会議を持っているものですから、そこら辺のほうを、実はこの育成会議というのはどの市町村にもあるわけですね。各学校に必ずあるわけですね。ただ、今ちょっと高齢化しているというのはございますけれども、もう一回私どもの県民会議を活用しながら、家庭の教育力なり地域の教育力なり検討していくべきかなと、そういうふうに思っ

※36ページに訂正発言あり

おります。

○緒嶋委員 松形知事時代は、ひむか運動とか何でもみんな参加してなんていう、そういうことであつたんですが、今は総力戦と言われるけど、私もよう総力戦という意味がわからんとですけど、これは総力戦でやらないかんのじゃないですか。

それから、宮崎・韓国青少年国際交流、これは韓国に限定したのは何か理由があつたんですか。

○井上青少年男女参画課長 もともと私どもの宮崎・韓国青少年の交流事業は、さかのぼっていきますと、昭和61年の宮崎と韓国の植樹の翼、そこから実は始まってまいります。その間に、植樹の翼を2年ごとにやりまして、当初は韓国のほうから青少年を送ってきたという経緯があります。それがずっと続いているものから、韓国のほうが対象になっているということでございます。

○緒嶋委員 かつて青少年の船だったかな、何か船で中国やらに行くのがあつたわな。あれは青年の船か。ああいうのはなくなって、これに一本化したということじゃないわけですね。

○井上青少年男女参画課長 いえ、それではございません。*青年の船はまだございます。

○緒嶋委員 これは国際的な中では大変いい事業だと思うんですよね。我々は海外に行くと批判されますので、これは重要なことだと思っています。だから、これは私は韓国だけじゃなくて、もうちょっと広めて中国とか、できれば台湾、国際便も将来的には飛ぶということであれば、そういうふうにできるだけ枠を広げて、韓国とのこれをなくすという意味じゃない、もうちょっと広めていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、恐らくこれも希望者

が多いんじゃないんですか。どのくらい、これはさっき言われたですか。

○井上青少年男女参画課長 中学生の場合は、先ほど言いましたように23名、この応募そのまま、小学生では119名でございます。

それからもう一つ、さっき緒嶋委員がおっしゃった県の青年の船は終わっておりまして、国のほうの青年の船はございます。以上でございます。

○高橋委員 有害図書の関係でちょっとお尋ねしますが、ここに出てきていないんですけど、ビデオ設置がありますよね。余りこれは問題視されていないのかなと、ちょっと報告がないものですから、件数的には知れているのかな、その辺の実態はつかんでいらっしゃらないんですか。

○井上青少年男女参画課長 ビデオ設置といいますと、ビデオレンタル屋でありますよね。

○高橋委員 そうじゃなくて、畑とか田んぼにある自動販売機。

○井上青少年男女参画課長 自動販売機、対象になっております。

○高橋委員 対象になっているのであれば、その数が減っているとか、設置に対して撤去命令が出たとか、そういう成果とかは出ていないんですか。

○井上青少年男女参画課長 現在、自動販売機というのが大体**124カ所ございます。私どものほうは、すべて一応立入調査を行っております。その中で有害図書が入っているものについては、改善勧告を出して、一応撤去命令を出します。ただ、対象となりますのが、そこに入って指導します。そのとき、普通は指導すれば撤

※このページ右段に訂正発言あり

※※30ページに訂正発言あり

去するんですが、ない場合は改善勧告を出します。それで改善勧告を出しまして撤去しますが、新たにまた要するに図書を入れるということで、実は私ども自動販売機については設置するなというこれはございませんので、有害図書であるかどうか、中に何が入っているかで判断するわけです。有害と指定しまして、指導して撤去してまた新たにすれば、イタチごっこみたいに、私どものほうも、実は県の予算で一応それを購入してから、それが有害図書に該当するかどうか審議会にかけてやるんです。ですから、そこところが非常にイタチごっこで、なかなか難しい問題はございます。一応私どものほうは立入調査はやっております。どこに何かあるかも把握しております。

○高橋委員 もう一度確認、124カ所とおっしゃいましたが、これはすべてが有害図書に該当する自動販売機ということですか。県内124カ所。

○井上青少年男女参画課長 先ほど124カ所と申しましたけれども、現在45カ所で、1カ所に何台もあるものですから、45カ所の136台でございます。申しわけございません。訂正いたします。

○高橋委員 立入調査で、すべてに有害図書が入っているという確認はされているんですか。

○井上青少年男女参画課長 確認して、有害図書が入っていなければ、ただ、有害図書であるかは、一応購入しまして審議会で判断して、要するに有害図書に判断基準がございましたので、それでなければ規制しない、撤去しないということになります。

○高橋委員 私も買ったことないものですが、中にも入ったことないから、そしたら出ていないんですね。行ってみるだけではわからないんですね、実際に買ってみたいと。

○井上青少年男女参画課長 一回私どものほうで購入してから、一応見て判断しまして、中身を見なければわかりませんので、出ているのは表だけですから、中を見て判断して、その基準よりも要するにわいせつ性とか卑わいだとか、そういうのを判断して規制するものですから。

○丸山委員 健全育成の関係で、今、自動販売機の問題が出ましたが、やっているかどうかなんですけれども、今、インターネットの関係では、かなりこういった問題も多いという認識をしているんですが、その辺の、これもなかなか県レベルということでは難しいのかもしれませんが、そういった形の規制なりは何か検討とか、もしくは全国レベルでこういうことをやろうという話を県からやっていることはないのでしょうか。

○井上青少年男女参画課長 今、いわゆる携帯電話とかで少女が被害に遭ったりとかいうのがありまして、県のほうでもことしの2月に、これは警察本部のほうで事務局になりますが、「子どもを有害情報から守る連絡協議会」を設置いたしまして、この中で啓発を図っていくとか、いわゆる親御さんとか、それからフィルタリングソフトを使うとか、そういうことで、一応そういうふうな対応はしております。この中には県も入っていますし、さっき言いました警察本部ですけれども、教育委員会、PTA、それからNTT、ソフトバンク、KDDI、そういうものに入っていて、そういうふうな啓発を図っております。この前ちょっとテレビで見たんですが、教育委員会の中では、何か今小学校で携帯電話をこういうふうに使いなさいよというような指導をしているような実は学習がありましたけれども、だから、教育委員会のほうでもそういうふうに進めていただい

るものと思っております。

○丸山委員 今のは携帯電話だったんですが、インターネットの問題があると思うんですね。インターネットに関しては何かやっていらっしゃるのでしょうか。

○井上青少年男女参画課長 ちょっとこの場でわかりかねますので、確認して後からでよろしゅうございますか。

○丸山委員 確認なんですけど、今後、恐らくインターネットというのは、本当に世界全国でいろんな形で検索なりできて、また容易にある程度のパソコンはお使いになれると、そういったことがありますので、それは個人的なことで主観で特に広がって行って、本当にわっと急に広がるという形があるものですから、その辺は十二分に県としても注意していただいて、これは教育委員会とも連携しながら、そういった表の書籍だけではなくて、インターネットという本当に大きな媒体があるという認識ももう少し持っていただければありがたいと思います。

それと、青少年自然の家と男女共同参画センターが指定管理者になっているんですけども、それに関して、もう少し具体的に効果とか、そういう説明を若干いただければありがたいです。

○井上青少年男女参画課長 もともと指定管理者導入の経緯が、行政コストの削減、それと民間のノウハウを活用したサービスの向上だと思っておりますので、そういう面でいきますと、青少年自然の家につきましては、実は18年から学校法人の宮崎総合学院に委託しておりますけど、その効果は上がっているのかなと思っております。中にサービスといいますのは、年中無休化したこと等があります。それから、御池、むかばきに、それぞれマイクロバス1台を配置し

まして、利用者の利便性を図ったというのがあるかと思えます。それから、利用料金の支払い方法の多様化で、従来は退所日の朝に現金で払っていましたが、今度は銀行振り込みを可能にしたということがございます。それから、この学院さんのほうで大分苦勞されましてといたしますか、努力されまして、いろんなカリキュラムをいっぱいつくられたというのがあるかと思えます。例えば、青島とかでは食育の日に関するイベントをやっているというのがございますし、むかばきのほうでは、スーパー昆虫観察とか、それから家族でむかばきを体験してもらおうということでファミリーインむかばきをやったりとか、そういうふうにもいろいろと努力されているようなカリキュラムを組んでいらっしゃるかと、選択の幅がふえたということも利用客がふえたということにつながっているんじゃないかなと思っております。

○舟田男女共同参画監 男女共同参画センターの指定管理者制度を導入しました結果といたしまして、開館日の増、それから開館時間を夜間まで延長したということで、まず県民の方が利用しやすくなったといったことから、利用者数も平成17年度と比べまして約1.5倍とふえております。また、当然財政面での効果ということで、約1,100万ほどの節約といったようなこともございますし、あと事業展開でもいろいろ工夫していただいております。飛び出せセンターと銘打って、宮崎市外の方にもできるだけ利用していただくということで、高鍋とか県南、県北、いろんなところに出かけまして、講座を市町村の方とも連携しながら開催するといったようなことで、そういった意味でも、いろいろ利用しやすいセンターになっているのかなというふうに思っております。

○丸山委員 自然の家のほうでお伺いしたいんですが、カリキュラムに関しては、目的をある程度、一番最初に契約するときに決めますけど、協議していると思うんですが、具体的なカリキュラムを決めるときに当たっては、県とはどういった形で協議され、どのレベルまで必要があるのか、逆に、大体の指定管理者は余り相談をせずに、どんどんこういうカリキュラムを組んでいって実行されているのか、どっちなんでしょうか。

○井上青少年男女参画課長 私どものほうは、常日ごろから向こうの委託者のほうと連絡をとっておりまして、例えば私どものほうには、いわゆる全体を見る、うちの地域政策次長を委員長に自然の家運営委員会というのを、これも次長が委員長で、あと学校関係とか利用者関係も入れていますし、それからあと運営協議会というのを、各利用団体とか、これは各地区でつくっていますが、住民から成る利用団体、それからもう一つは連絡会議、これは各施設のいわゆる施設の課長関係を集めてうちで協議します。その中で、一応ある程度うちの考えの方針とか、それとかカリキュラム等も入れます。ただ、一応うちのほうは社会教育施設の基本理念は持っていますけれども、あとの運営は任せていますから、そのところを弾力性は持たせるようにはしておりますけれども、しかし、ここは少なくとも県がつくった社会教育施設ですから、そこは協議しながら、うちの施設の方針、規律、協同、友愛の方針等の精神に違わないような教育をするようにとお願いはしています。それから、この中では、毎年2月末に協定書の中に事業計画書を出しておりますので、そのところでもチェックしております。

○丸山委員 ここは以前は直営でやられていた

と思うんですが、たしか退職、ちょっと記憶違いだったら申しわけないんですが、退職しなくちゃいけなかった職員もいらっしゃったということがあった場合には、その退職された方には退職金のお払いをするということだったと思うんですが、退職せざるを得なかった職員がもしいらっしゃった場合に、その後の就職というのはどういう形だったのかを、違っていけば申しわけないんですけども。

○井上青少年男女参画課長 6名ほどいらっしゃって、それから4名は今の自然の家のほうにされて、1人は就職しないというふうに聞かれて、もう1人は市の協議会か何かに就職されたというふうに聞いております。

○丸山委員 あと、男女共同参画センターのほうで、1.5倍にぐらい伸びたというのは、場所的にも変わられて、利用しやすいという形になったということによろしいでしょうか。

○舟田男女共同参画監 場所は県庁9号館の1階と3階になりますけれども、変わっておりません。ただ、開館日を1日ふやしましたし、以前は*土曜日と日曜日を、祝祭日ももちろんそうですけれども、休みにしておりましたが、今は土日も開館しております。それから、開館時間は9時半から以前が午後6時まででございました。それを9時半から夜9時まで、午後9時までということに延長いたしましたし、相談時間につきましては、以前は9時半から午後4時まででした。これも開館時間に合わせまして目いっぱい対応するといったようなことで、利用しやすいような時間帯の延長等を図ったといったようなことが一つの大きな要因でございます。それと、あとはこちらの市内のセンターの交流室とか研修室だけの講座の開催ではなく、

※36ページに訂正発言あり

市町村に出向いてそちらで講座等を開催するといったようなこと、そういったことも増加の要因として考えられると思っております。

○丸山委員 時間帯がふえることによって、相談の内容なんですけど、解決が早く大きな事件にならずに、どういった相談が、私もちょっと勉強不足なので、どういった形で、目的が男女共同のためのだと思んですが、それで、このセンターがあって最終的にどういう結果が出て成果があったのか、相談内容も含めてちょっと教えていただければありがたい。

○舟田男女共同参画監 センターでの相談は、いろんな相談、何でもいいですよといったようなことで、どこに相談したらいいかわからないとか、なかなか敷居が高くて相談できない、そういった方への窓口として設置しているものでございまして、例えば心と生き方相談といったようなことで、一人でちょっと寂しいとか、どういう生き方をしたらいいかわからない、これは具体的な就職とかそういうことだけではなく、ちょっと抽象的になりますけれども、自分の存在意義とか、そういったことも含めましての本当にある意味漠然とした相談であったり、相談・話し相手が欲しいために相談してくる、そういった相談が多いというようなことでございます。それから、もちろん離婚とか夫婦関係とか、そういったものもございまして。そういう意味では、女性の総合相談窓口ということでは設置しておりますけれども、男性からも相談があれば幅広く受けるということで、いろんな方の悩みの相談の受けとめ場所といたしますか、そういった位置づけになっているのではないかと思っております。

○十屋主査 それでは、青少年男女参画課を終わりたいと思います。

次に、人権同和対策課の説明をお願いいたします。

○酒井人権同和対策課長 人権同和対策課の平成18年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

人権同和対策課の決算の状況につきましては、予算額2億927万円、支出済額2億861万9,872円、不用額65万128円となりまして、執行率は99.7%であります。翌年度の繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況でございます。

人権同和対策課のインデックスのございます17ページをごらんください。

目の執行残が100万以上のもの及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、平成18年度の主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書、人権同和対策課のインデックスのございます58ページをお開きください。

まず、(1)あらゆる場における生涯を通じた人権教育・啓発の推進でございます。

施策推進のための主な事業及び実績の欄の新規事業みんなが集う「思いやり交流プラザ」開催でございます。

この事業では、多くの県民の方が人権問題について気軽に参加し共感できるような学習理解の場を一体的・集中的に提供いたしました。特に開催地の都城市はもとより、地元で活動されているNPOなど、民間団体の方にも企画段階から参加していただきまして、協働による人権啓発を行いました。

開催内容といたしましては、右のほうの主な実績内容欄にございますように、講演会、映写会、パネル展示など、37団体による52企画の実施でございます。

施策の評価欄にもございますけれども、今後とも、県の関係部局はもとより、国、市町村及びNPOなど、民間団体等とのネットワークの構築強化を一層推進し、広角的な人権啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、59ページをごらんください。

(2) 同和対策の推進であります。

施策推進のための主な事業及び実績欄の上から2番目、財団法人宮崎県人権啓発協会委託及び同じく3番目の宮崎県人権啓発推進協議会委託でございます。

右側の主な実績内容欄にございますように、人権セミナーの開催や啓発研修への講師派遣、子供たちを対象とした映画祭や人権作品の募集、さらには、3行下でございますが、8月の人権啓発強調月間及び12月の人権週間における集中啓発など、研修啓発事業を積極的に実施いたしまして、広く県民の人権意識の高揚と差別意識の解消に努めたところでございます。

次に、上から4番目のえせ同和行為等対策でございます。

これは同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっておりますえせ同和行為を排除するためのものがございます、主な実績内容欄にございますように、アンケート調査の実施、リーフレットの作成・配布、新聞への広告掲載などによりまして、県民への広報啓発を積極的に推進したところでございます。

次の60ページをごらんください。

施策の評価欄の一番下のところに、アンケート調査結果に基づきまして、えせ同和行為によ

り何らかの要求を受けた被害率、それから、それに応じた応諾率の推移を記載しております。ごらんいただきますように、平成18年における被害率は過去5年で最も高くなっておりますが、応諾率はここ3年間では低い状態で横ばいということでございます。今後とも、同和問題の解決のためにも、えせ同和行為を絶対に許さないということで、県民意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたけれども、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

人権同和対策課の説明は以上でございます。

○十屋主査 ありがとうございます。

人権同和対策課の説明が終了いたしました。質疑をお願いいたします。

○凶師委員 1点だけ、同和対策の推進の中の宮崎県人権啓発推進協議会に委託されているんですが、8月と12月の集中啓発の事業内容についてもう少し詳しく教えてください。

○酒井人権同和対策課長 まず、8月のほうでございますけれども、子供さんたちが帰省されたり、何かと家族の方が集う機会がございますので、テレビで人権問題を扱った番組を流しまして一緒に家族で考えていただいたりとか、あるいは新聞広告等を出したり、あるいは県の広報などにもこの期間に載せていただくとか、そういったような活動をいたしております。12月でございますけど、来る12月にも同じような行事を予定しておりますけれども、昨年度は人権週間の一番冒頭のほうに、障がい者団体関係も啓発期間が一部ダブっているものから、一緒にパレードを橋通りで行ったり、あるいは街頭で啓発物品であるとかチラシ等を入れた啓発物を配布したり、それから先ほど申し

上げましたように、人権問題を扱ったテレビ番組をこの期間に流したりとか、そういったような活動を行っております。

○図師委員 わかればいいんですが、テレビ番組とか新聞広告の単価といたしますか、大体の料金というのがわかれば教えてください。

○酒井人権同和対策課長 人権啓発強調月間ですけれども、個別にちょっと数字を今手元に持っておりませんが、人権啓発強調月間で974万7,000円、それから人権週間集中啓発で384万5,000円ということで、内容は先ほど言いましたようなテレビ、ラジオの放映、新聞広告、ポスター作成などがございます。それから、人権週間集中啓発では、テレビ、ラジオ、広告、それからワッペンの作成、ジンケンジャーによる街頭啓発を行っておりますから、その謝金等といったものでございます。

○徳重委員 えせ同和行為の状況の中で、被害率がかなり上がってきているんだなと思っておりますが、同和団体の組織というのは今幾つあるんですか。

○酒井人権同和対策課長 県内で団体の届け出をされているところが3団体でございます。それ以外には、いわゆるえせ同和行為に終始しているような団体もございますが、国のほうが全国組織を持ちまして、これまで例えば政府がいろいろ意見を聞いてきたと、そういう団体の支部が宮崎県内には3団体ございます。

○徳重委員 それは構成員というか、団体の数というか、そういったものは出ているんですか。その3つの団体、何人ぐらいの構成員がいらっしゃるといふか、何人ぐらいずつの団体ということになっているんですかね。

○酒井人権同和対策課長 それぞれの団体の数字は後ほど申し上げたいと思いますが、この中

で特に問題なのは、先ほど申し上げました3つの団体については、大半が人権問題の解決を目指してまじめな活動をされていますが、それ以外に、勝手に人権同和団体の名前をかたって、人権問題の解決を口実にいろんな物品を購入しなさいとか、あるいは下請に参入させろとか、こういったような要求をされる団体及びその行為が問題になるわけですけど、こちらのほうの構成員は、基本的には、残念ながらつかめていないという状況でございます。

○徳重委員 結局ここに出ている被害を受けた会社とか団体とか、いろんなところがあると思いますが、それは今構成されている3つの認められた団体の方は、ほとんどそういう行為をされていることはないか見ていいんですか。

○酒井人権同和対策課長 団体を区分してえせ同和団体とかいうことにしておりませんが、どういうきちんとした団体であろうと、そこが行っている行為が不当なことを行っていれば、それはえせ同和行為と言っておりますけれども、私どもが把握している限りでは、先ほど申し上げました3つの団体以外のところが働きかけているところが多いという状況でございます。ちょっと数字を調べますので、お待ちいただいていいでしょうか。

○丸山委員 58ページ みんなが集う「思いやり交流プラザ」のことについてなんですが、792万2,000円、細かくて大変申しわけないんですが、当初予算と全く変わらないものですから、執行残ゼロというのはすばらしいことだと思いつつ、どういった経緯で、当初予算から2,000円までの予算を組まれていて、決算も2,000円までぴしゃっと合うというのは、どういった形でやられているのかちょっとお伺いしたいんですが。

○酒井人権同和対策課長 もととの財源が国の委託料で行っている部分がございます。それに県単部分ということでございますので、国のほうに報告するものについては、基本的には当初計画していたものの中できちんと使おうということでございますが、それ以外に県単独予算で行っているものがございまして、例えばでございますけれども、印刷費が予算が不足するというのであれば、他の印刷製本費の中から何とか流用してくるとか、そういった形で、国に報告しないといけないこともあるために、この数字に合わせつけているというのが実態でございます。

○丸山委員 あと、財団法人宮崎県人権啓発協会というのは、以前も聞いているんですが、昭和57年に設立されて、ちょっと私もイメージ的に、どういった形の、委託料は人件費が多いのか、それともこちらの作業、主な事業でやっているものが多いのか、割り振り配分というのをちょっと教えていただきたいんですが。

○酒井人権同和対策課長 人権啓発協会につきましては、委託料の合計が9,350万7,000円でございますけれども、このうちの大きなものを3つに分けますと、事務局の人件費が4,700万円、それから事務局運営費、これは家賃とか光熱水費のことでございますが、これが1,400万円、そして啓発事業費が3,000万円と、こういう状況でございます。

人権啓発協会は、18年度末をもって解散したということでございます。申しわけございましたでした。

○十屋主査 先ほどの数字の件につきましては、また後ほど御報告をお願いしたいと思います。

○舟田男女共同参画監 男女共同参画センター

の休館日につきまして、1点修正させていただきたいと思います。先ほど、17年度は土曜と日曜日が休みというふうに申しあげましたけれども、日曜日と月曜日が休みでございまして、したがって、18年度以降、月曜日から土曜日の開館となっております。17年度以前は火曜日から土曜日までの開館となっております。済みません。修正させていただきたいと思いません。

○井上青少年男女参画課長 私のほうからも1点修正させていただきます。先ほど、凶師委員のほうから社会環境の指標のところでお尋ねがありまして、成果指標を実は少年人口1,000人当たりの刑法犯の少年数を参考にしておりますけれども、これを平成18年度、目標値を13.74としてございまして、実績値が14.22、実は状況が悪くなったんじゃないかと、目標値に達成できなかったがために、前年よりは実は刑法犯の少年数は少なくなっているんですが、目標値を達成できなかったためにマイナスになっていると。それから、非行防止の教室の開催回数でございますけれども、目標値が186でございましたけれども、実績値が171ということで、これもマイナスになっているものですから、このように一部に努力を要すということになったと考えております。訂正いたします。

○十屋主査 それでは、人権同和対策課の質疑を終わりたいと思います。

以上をもちまして、生活・文化課、青少年男女参画課、人権同和対策課を終了いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時55分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたしま

す。

市町村課、地域振興課、市町村合併支援室の審査を行います。

まず、市町村課の説明をお願いいたします。

○江上市町村課長 市町村課の平成18年度の決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

お手元の委員会資料の5ページをお願いいたします。

市町村課の決算の状況につきましては、予算額が32億1,755万9,000円、支出済額が30億6,657万1,411円、不用額が1億5,098万7,589円となっております。また、執行率は95.3%でございます。翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況でございます。

市町村課は19ページから22ページに記載しておりますけれども、目の執行残が100万以上のもの、また執行率が90%未満のものがございまして、御説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

(目) 選挙啓発費でございます。

不用額が1,069万5,216円で、執行率が67.6%となっております。これは、平成19年1月21日に執行いたしました知事選挙の啓発経費とことしの4月8日に執行いたしました県議会議員選挙の啓発経費、県議会議員選挙につきましては、年度をまたがりましたので、18年度に実施いたしました啓発経費でございますけれども、これら2つの選挙の臨時啓発につきまして、それぞれ効率的で効果的な選挙啓発に努めました結果、啓発資材等の需用費などを節約できたことによるものでございます。

なお、知事選挙につきましては、突然の選挙の執行となりましたので、補正予算をお願いいたしましたけれども、補正予算につきまして、議会で議決されるまでの間、緊急に行うべき事

業を実施するため、予備費を充用いたしました。その後、補正予算が成立いたしましたので、予備費の充用分354万と書いてございますが、これが不用額の中に計上されております。

次に、その下の知事選挙費についてでございます。

不用額が1億2,826万8,014円で、執行率が80.4%となっております。これは知事選挙の立候補者の数を予算では10人と見込んでおりましたけれども、実際の立候補者が5人とこれを下回りましたことなどによりまして、ポスター作成経費等のいわゆる公営負担金等が不用となったこととありますとか、投開票事務等を行っていただきます市町村への交付金が予算の見積もりより少なかったことなどによりまして、負担金補助金、これは22ページのほうになりますけれども、これの合計額が約9,000万円ほど減額となったことなどによるものでございます。

なお、選挙執行費につきましても、補正予算の成立までの間、緊急に行うべき事業等につきまして予備費を充用いたしましたので、その分、2,043万5,000円が不用額の中にいわゆる重複計上されてございます。

次に、22ページ中ほどの県議会議員選挙費についてでございます。

県議会議員の選挙費につきましては、18年度と19年度にまたがって実施しておりますけれども、18年度につきましては、不用額が1,050万6,283円で、執行率が92.8%となっております。これは効率的な選挙事務の執行に努めた結果、職員手当や選挙資材等の需用費などを節約できたことによるものでございます。

なお、いずれの選挙に関する経費につきましても、執行経費の確定が昨年2月補正に間に

合わなかったことによりまして、執行残が生じたものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

平成18年度の監査結果報告書の指摘事項についてでございます。

西臼杵支庁におきまして、不適正な事務処理、いわゆる預け及び不適正な現金等に関する指摘がございました。不適正な事務処理の全体の調査結果とその対応につきましては、9月、10月の委員会におきまして、既に御説明申し上げておりますので、省略させていただきますけれども、本日は平成18年度決算に係るものにつきまして御説明を申し上げます。

お手元に2枚紙の委員会資料がございます。左肩に別紙と打ってございますが、「平成18年度における『不適正な事務処理』について」という表題がある資料でございます。この資料の1ページをお願いいたします。

まず、「預け」の状況についてでございます。

Aの欄でございますが、平成18年度当初の残高でございますが、796万2,265円となっております。

次に、Bの欄、これは18年度における預け額でございますけれども、999万5,239円となっております。このうち18年度決算分が821万9,142円となっております。差額が178万円ほどでございますけれども、これは17年度の出納整理期間であります18年4月に、17年度予算から預けを行ったものでございまして、この分は17年度の決算分でございます。

なお、この下に米印で記載しておりますけれども、市町村課のほうから支庁に令達いたしました18年度予算の中で不適正な事務処理に使用された金額は、このB欄の821万9,142円のうち

3万1,615円となっております。これ以外の金額につきましては、他の部局からの令達によるものでございます。

次に、Cの欄、18年度中の使用額、これは納品額に相当するものでございますけれども、1,795万7,504円と、これまでの預けをすべて使用いたしております。したがって、18年度末の預けの残高はゼロ円となっております。

次に、2の「書き換え」の状況でございますけれども、西臼杵支庁では該当ございませんでした。

次に、3の「不適正な現金等」の状況についてでございます。

Bの欄、18年度中の入金額でございますけれども、利息以外に動きがありましたのは2つ目の県の青少年育成県民会議西臼杵支部のみでございますけれども、県民会議本部からの助成金など6万円を支部の活動経費に全額使用したものでございます。したがって、18年度末の預金残高は、18年度当初からの利息分のみの増加となっております。3つの団体の合計で36万3,076円となっております。

なお、この3団体のうち県費が入っておりますのは、1つ目の西臼杵地区青少年問題協議会のみでございますけれども、これも県の補助金を16年度から廃止しております。したがって、この3団体いずれも、ここに上がっております数字は、県の18年度決算としては計上されておられません。

また、預金残高の36万3,076円につきましては、ことし12月中に県や関係市町村に返還することとなっております。

次に、4の「預け」の配分の状況でございますけれども、18年度は該当ございませんでし

た。

最後に、決算審査意見書についてでございますけれども、不適正な事務処理に関する指摘以外はございませんでした。

市町村課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○十屋主査 市町村課の説明が終わりました。委員のほうから質疑をお願いいたします。

○高橋委員 委員会資料で先ほど説明がありましたが、選挙啓発費の執行率が67.6%、特徴的に効率的な啓発をしたということですから、もう少し具体的に大まかでいいですから、ちょっとお伺いします。

○江上市町村課長 知事選挙におきましては、突然の選挙ということもございましたので、日程的にいかにその選挙日等を周知するかということ考えたところでございますけれども、そのためにイメージを統一しようということもございまして、啓発ロゴでありますとかポスターとか新聞とか、それを統一的にやりたいということで、委託方式をとらせてもらいました。その関係で、すべてこれを県内の代理店でコンペをやりまして、その中の1社を選択いたしましたので、統一的な啓発をやったというところでございます。具体的には、知事選挙に関しますと、啓発標語を「みんなで行こかい みらいを託す

みんなの知事選」というふうにしまして、イメージを統一いたしました。特に20歳代でありますとか30歳代の若者を対象に、例えばコンビニでありますとか書店でありますとか、例えば温泉でありますとかコインランドリーでありますとか、こういうところにそういう啓発のポスター等を置きまして、また携帯メールとかを使いまして投票呼びかけを行ったところでございます。以上でございます。

○高橋委員 投票率は上がったんですかね。

○江上市町村課長 投票率でございますけれども、知事選挙につきましては大きく伸びてございます。特に、若者を中心に啓発をやろうということでやったところでございますけれども、年代別で申し上げますと、若者も上がったんですが、一番上がりましてのが、これは予想外でございましたけれども、40歳から44歳までの女性が前回の知事選挙に比べまして11.9%も伸びました。それから、2番目に多かったのが、これは30歳から34歳の男性でございますが、11.39%前回より伸びております。若者でございますが、例えば20歳から24歳の女性でございますと8.95%、25歳から29歳の女性、これも8.12%と大きく伸びたところでございます。

○高橋委員 今の知事選ですよ。県議選は大幅に落ち込んだという記憶があるんですが。

○江上市町村課長 県議選につきましては、大きく下回りまして、年齢別もそれぞれ大きく下回ってございます。平成15年の県議選のトータルが64.77でございました。これが今回は55.38ということで、大きく低下したところでございます。

○高橋委員 いろいろと考え方があるんだと思うんですよ。知事選の場合には、候補者がちょっと異色だったということもあって、すばらしい方ですけども、注目を浴びたから関心も上がったと思うんですよ。今後も、課長おっしゃったのは委託方式、そういう啓発方式でよかったのかという総括ですよ。今後どう生かされていくのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○江上市町村課長 これまでそれぞれ、例えば新聞は新聞、ポスターはポスター、テレビはテレビというふうにしてございましたけれども、イ

メージを統一した啓発をするということにいたしましたので、非常にわかりやすいということもございまして、それなりに、もちろん県議選の場合には、今言われましたように、若干下がったんですが、参議院もこの方式を使わせてもらいまして、これからこういう方式でやるのかなというふうに考えております。

○高橋委員 経費を大幅に浮かしてもらって、これはありがたいことなんですけれども、ただ、結果的に投票率が下がっては元も子もないわけで、いろいろと使うべきところはしっかり使ってもらってもいいと思うんですよ。今はそういう総括されているでしょうから、今後いい方向に向かうようお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 県会議員選でも知事選でもですが、市町村で掲示板とか職員の手当とか、いろいろあれですね。これは予算的にはどういうふうに理解すればいいんですか。

○江上市町村課長 選挙の場合には、これはほとんど市町村に投票所、開票所、ポスター掲示場からお願いすることになります。したがって、この経費はすべて県費で負担することになっておるわけですが、例えば知事選挙につきましては、22ページの上のほうに負担金補助というのがございます。この負担金補助に5億500万ほど使っておりますけれども、この内訳が市町村に交付した額が4億7,476万9,000円、それからいわゆる候補者にかわって選挙運動費を支払う公営負担金、これが3,057万9,000円、トータルが5億500万ということで、そのほとんどが市町村交付で占めてございます。

○緒嶋委員 この中にポスター掲示板とかのあれは入っているわけですね。

○江上市町村課長 ポスター掲示場の設置費用でありますとか、投票所の経費でありますと

か、開票所の経費でありますとか、もちろん事務費とかを含めて入っております。

○徳重委員 掲示板のことですけど、あるところによると、いろんな掲示板を固定したのをつくっている市町村があるんじゃないかと思うんですが、アルミ板ですと固定しているところが県内にどれぐらいあるんですか。

○江上市町村課長 ポスター掲示場は、言われましたように、アルミ板のをつくって、そして自前で保存しておく市町村もございまして、レンタルするところもございまして、もしくはベニヤ板を設置するというところもございまして、個別にどの団体がどの程度か、ちょっとお待ちください。

○徳重委員 そうすると、個々ある場合に、負担金というんですか、この県が支払う金額は違うんですか。

○江上市町村課長 それぞれ計算は異なっております。

○徳重委員 一番安い方法を考えるべきだと思いますが、どうですか、かからない方法。

○江上市町村課長 おっしゃるとおりだと思います。どれが一番安いか、なかなか難しいんですけども、例えばよく節約している市町村は、ベニヤ板を使って、そのベニヤ板を何度も何度も使い回しをするということがございます。この場合には、通常のベニヤ板の交付金が出ますので、市町村はその分かなり予算的には助かるというところはございます。

○徳重委員 1週間ないし10日、長くて2週間とか、その程度のものですよ。もったいないなど、どういう形で処理されるのかな。今おっしゃるように、連続してどこかに保管しておて使えば、もう経費は要らないわけですね。そんなに傷むものではないと思っていますから、

そういったことを考えると、かなりの金額になってくると思うんですね。できたら、ある程度統一されたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう指導を市町村にされるべきじゃないかと思うんですが。

○江上市町村課長 おっしゃるとおりでございます。ただ、市町村の工夫次第によって、我々は実際使い回しをしたから安く交付金を出すということはございませんで、努力したところについては、努力分が交付金として浮くということがございますから、そういう工夫は市町村がみずからやってもらっているものというふうに考えてございます。

○丸山委員 市町村課は主要施策に関する報告書がないんですが、なぜないのか教えてください。

○江上市町村課長 主要施策が市町村課は報告書に掲げてございませんけれども、もちろん主要施策が市町村課にないということではございません。ただ、この主要施策の成果の報告書に載せるには、庁内の一定ルールがございまして、政策評価とマッチングするということになってございます。これは昨年度からだったと思いますが、したがいまして、政策評価の対象事業が市町村課にはございませんでしたので、結果的にこの主要施策の成果には、残念ながら載せることができなかったということでございます。

○丸山委員 私は平成18年度の当初予算の歳出予算説明資料を持っているものですから、市町村の公共施設整備事業といろいろあるんですね。これは財政が厳しい市町村にとっては非常にありがたい事業ではないのかなと思っているものですから、その辺は、県の事業だから、逆にこれは市町村がやる事業だから県ではそうい

う起用していないというような仕分けをされたというふうに思って、そういうことで考えてよろしいんですか。

○江上市町村課長 政策評価の対象事業に乗ることが、この主要施策の成果表に載せることになるわけですが、まずその前に、政策評価の対象事業に当たるかどうかという議論の中で、当然当たるんでしょうけれども、多分200ぐらいの事業に絞ったんだと思います。政策評価の対象事業ですね。ですから、その中から漏れたということかなと思います。

○丸山委員 要望になると思いますが、漏れたというそういった事業をしっかりとやられているのであれば、市町村がどういう形で、貸付事業もたしかやられていますよね。市町村、この成果が出て、厳しい財政状況の中、ありがたかったということも多分大いにあると思いますので、漏れたからといって全く出さない、評価を、政策評価とは別個に私はあってもよかったんじゃないかなというふうに思っているものですから、今後は、来年度以降になると思いますけれども、その辺はちょっと考慮していただければありがたいのかなというふうに思っております。

○江上市町村課長 よくわかりましたので、来年度以降、政策評価の対象事業になるようにしたいというふうに思います。

○凶師委員 先ほど徳重委員が言われたことについて、ちょっと関連なんですけど、選挙関係の資材は使い回しをしようがしまいが、それは市町村の努力によりますと、ただ県としては、じゃ毎回その選挙のたびに、決まった選挙資材の経費といいますか、需用費は補助を出し続けられるんですか。

○江上市町村課長 これは市町村にお願いする

受託事務でございますので、市町村に負担をかけないということで、一定の計算方法がございます。この計算方法にのっとって交付金を支払うということでございます。

○図師委員 常設の部分もそうですが、ベニヤ板等も使い回ししている市町村があると思うんですけど、結局使い回ししているということは、その分の需用費をいただいても、それ以外にじゃ勝手に使ってくださいと、そういうのは暗黙の了解、目をつぶっている部分があるんですか。

○江上市町村課長 目をつぶっているということではないんですが、もちろん交付金ですから、選挙に使ってもらおうということになります。選挙の執行に。ですから、いろいろと市町村交付金の中では、ポスター掲示場費があり事務費がございますから、当然ポスター掲示場費の中で仮に余裕が出てくれば、それを例えば事務費の中に回すということはある得るというふうに判断してございまして、トータルとしてもし余っているということであれば、それは当然交付金から削るということになるのかなと思っております。

○図師委員 今までそういう、使い回しをしていますので、事務費に回したけれども使い切りませんでしたという返還があったとか、その後の決算の報告なんかで県のほうが指摘したとか、そういう実績はあるんですか。

○江上市町村課長 特にはございませんが、市町村交付金を交付するために、一応ヒアリングを行います。その中でどう使ったかということを確認しております。ですから、当然予算と決算は額が違ってまいりますけれども、その分がその分の査定といいますか、中身を見たということでございます。

○図師委員 恐らく、今の説明を聞く限り、ヒアリングにおいて、そういう需用費の減額等を行っている実績があれば、徳重委員が言われたときに、どここの町はそういう使い回しをしている実績があるので減額措置も行いましたというような報告があつていいと思うんですが、今の課長の御説明では、算定に基づいた支出を行っていますというような内容でしたので、これから構いませんので、そういうヒアリングのときに各自治体の事情をしっかりと把握されて、もしくは常設されているところであれば、そういうベニヤ分の算定は必要ないわけですから、そういう厳密な支出を心がけたほうがよろしいかと思います。答弁は要りません。

もう一つ関連して、例えば選挙が重なります。特に県議と市町村の議員選挙が重なったりするときに、特に宮崎市のほうなんかは、恐らく4月の選挙でも、県議選の看板をそのまま市議選に使ったというようなこともあったかと思うんですが、そういう場合の費用の各自治体との案分というか折半というのは行われているんですか。

○江上市町村課長 同日選挙の場合には案分を行います。例えば、市長選挙と県議会議員選挙がダブって、そういうときには当然共通経費がございますから案分を行います。そうでない場合には、例えば言われましたように、県議選挙で使ってまだ余ったといえますか使い古したものを、その後の選挙で、自前の選挙で有効活用するということはあるかもしれませんが、その分を交付金をカットすることはございません。

○図師委員 本当に正直な御答弁だと思いますけれども、これもさっき言ったとおり、ヒアリング等では、同じ資材を使うのであれば、その

算定基準から外すというようなことも十分できるかと思えますし、案分するというような方策もとれようかと思えますので、今後はそういう対応をされたほうがよろしいかと思えますが、いかがですか。

○江上市町村課長 この県の交付金の算定の方法につきましては、全く国政選挙の場合、国の選挙について、国の選挙の場合、県もしくは市町村が選挙執行するわけですがけれども、当然これは国の選挙ですから、これは100%国費が参ります。その場合も当然ですが、国費を県なり市町村に交付するための法律がございます。その法律に基づいて、我々は準用といたしますか、県が要綱をつくりましてやっております。ですから、国のほうのやり方を我々が準用して市町村にやっているということでございまして、今、先生言われましたように、国の交付金の県なり市町村に交付する交付金の制度が甘いんじゃないかという意見は確かにございます。特に財務省なり等々から来ておりますので、3年に1回見直しをされております。ですから、その辺の見直しを見ながら、我々もやっていきたいなと考えております。

○図師委員 今の課長の御説明ですと、県の裁量権はまだ小さいと、国なりのガイドラインに沿った形でしか対応ができないというようなお話ですが、県費で支出されている部分があるとすれば、大いにそういう部分は見直していく必要があるかと思えます。

○江上市町村課長 それはおっしゃるとおりでございまして、もちろん国の制度はありますが、現にこれは県費を交付するわけですから、県の権限でございまして、言われましたように、もしむだがあるような交付金の制度であれば、これは当然見直すべきだと考えておりま

す。

それから、1点、先ほどの徳重委員のほうから御質問でございましたけれども、ポスター掲示板の材質の問題でございまして、木造で、いわゆるアルミで新たに使うところが23市町村ということでございます。それから、アルミのレンタルをしているところが3つの町、それから、アルミを自前で買ってそれを使い回すところが4つというふうになってございます。以上でございます。

○図師委員 不適正な事務処理についてなんですけど、資料もつくっていただいて、大変丁寧な対応をされていると思うんですが、もうちょっと説明いただきたいのは、18年の預けの状況で預け額が書かれております。18年決算分が821万9,000云々、ただそれがCの欄に行きますと、全額使用されているという内容なんですけど、わかればいいんですが、いつ何にこれを使用されたかというのがわかってゼロという数字に至ったのかをちょっと教えてください。

○江上市町村課長 1,795万7,000円の支出の内訳でございましてけれども、これは時期についてはちょっと把握しておりませんが、中身につきましては、例えば公的な支出ということで、コピー用紙でありますとか文房具等を買ったもの、それから備品を買ったもの、これが1,784万何がしかでございまして。それから、いわゆる不適正なもの、この前御説明いたしましたけれども、台所用品でありますとかタクシー等に買ったもの、これが5万4,000何がしかでございまして。それから、その他、いわゆる紛失したもの、メモリーがなくなったと申しあげましたけれども、これが6万1,000ほど、トータルで1,795万7,000何がしという数字になってございます。

○**図師委員** コピー用紙代、文具代、備品等のほうがほとんどの支出のようなのですが、わかりました。

あともう1点、下の不適正な現金等の状況についてなんですけれども、県青少年育成県民会議の西臼杵支部で18年の入金額が6万3円、活動費が6万ということなんですけれども、これは何でわざわざ不適正な現金等の状況のほうに入っているんですか。

○**井上青少年男女参画課長** これは以前にも不適正な事務処理ということで上げた経緯がございますものですから、それでこれも今回あわせて報告しているものでございます。

○**十屋主査** ほかにございませんか。

それでは、市町村課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時36分再開

○**十屋主査** それでは、分科会を再開いたします。

次に、地域振興課の説明をお願いいたします。

○**湯浅地域振興課長** 地域振興課の平成18年度決算につきまして御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の5ページをごらんください。

中ほどにあります平成18年度における地域振興課につきましては、予算額7億5,885万2,000円、支出済額7億5,667万7,220円、不用額217万4,780円で、執行率は99.7%でございます。

次に、事項別の執行状況でございますが、23ページをお開きください。

このうち、目の執行残が100万円を超えており

ますのは、中段の(目)計画調査費でございます。その主なものは、次のページの下から2段目の(節)負担金補助の119万3,195円でございます。これは、元気のいい地域づくり総合支援事業における市町村補助等の執行残でございます。

なお、執行率が90%を下回るものについては該当ございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の地域振興課のインデックス、61ページをお開きください。

4行目の(1)新エネルギーの導入促進についてでございます。

新エネルギーの導入について、県民の理解を深めるため、新エネルギー普及拡大として、新エネルギー教室を門川町で開催し、合計95人の参加を得ることができました。今後とも、新エネルギーの一層の導入促進を図るため、関係部局と連携し、施策の推進に努めていく必要があると考えております。

次に、62ページをお開きください。

3行目の(1)計画的かつ適正な土地利用の促進でございます。

表にありますように、土地利用基本計画管理運営として、土地取引や開発行為の規制の基準として位置づけられております宮崎県土地利用基本計画の変更を行うとともに、地価調査として、県内の標準的な土地の価格を判定し、一般の土地取引価格の指標等として提供するなど、土地利用対策の推進に努めたところでございます。

次に、63ページをお開きください。

(1)地域の宝を生かした元気のいい地域づ

くりの推進でございます。

実施いたしました3つの事業について御説明いたします。

まず、表の1番目の元気のいい地域づくり総合支援の主な実績についてでございますが、市町村や地域住民による個性と魅力ある地域づくりの取り組み17件に対して支援を行ったところでございます。

次に、表の2番目でございますが、㊦宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業でございます。二地域居住等を促進するためシンポジウムを開催し、受け入れ環境づくり推進するとともに、市町村における受け入れ環境情報をホームページにより発信しているところでございます。

次に、表の3番目でございます。地方拠点都市地域整備推進でございます。都城市総合文化ホール整備に対する支援を行ったところでございます。

今後とも、地域住民や市町村が主体的に取り組む地域の資源を活用した魅力ある地域づくりの推進や二地域居住等の一層の促進を図っていく必要があると考えております。

次に、64ページでございます。

中ほど、過疎地域等の活性化についてでございます。

これまでの過疎対策事業等の実施により、社会資本の整備は着実に進んでいるところでございます。しかしながら、過疎地域を取り巻く環境は厳しさを増しているところであり、今後とも資源を生かした産業振興や交流人口拡大に取り組む、地域の活力を高めていく必要があると考えております。

次に、65ページでございます。

(1) 地域づくり団体の連携強化でございます。

表中の地域づくりネットワークにつきましては、団体の自主的・主体的な地域づくりを促進するため、団体が加盟しております地域づくりネットワーク協議会に助成を行ったところでございます。

施策の成果指標として、地域づくり団体数の実績を挙げておりますが、昨年度末で149団体と順調に伸びております。今後は、各団体の活動基盤である人材やノウハウの強化を図っていく必要があると考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に対して、特に報告すべき事項はございません。

地域振興課の説明は以上でございます。

○十屋主査 ありがとうございます。

地域振興課の説明が終了いたしました。委員の質疑をお願いいたします。

○丸山委員 63ページの元気のいい地域づくり総合支援のことなのですが、当初予算、2月補正で3,800万ほど減額されているんですが、これは市町村からの要望が少なかったために、そういう減額になってしまったのか、それとも3年間の継続事業だというふうに思っているんですが、その中で配分の関係でこうなってしまったというふうに認識していいのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 元気のいい地域づくり事業につきましては、18年度当初におきまして担当が各市町村を回りまして、この事業についての普及をやってきたところなんですけど、その結果、9件の申請が上がってきております。この中で県庁各課の推進会議等で協議しまして、そのうちの2件につきましては、過去に補助を受けて、その振りかえということで、この元気づくり事業という戦略性に富んだ先進的な事業に合わないということと、あともう一つは、ハード事業でソフトも入れるということで、い

ろいろ協議したんですが、ちょっとそこが難しいということで、2件は落としておりますので、こういう結果になっております。

○丸山委員 18年度にいろいろ各地域で、結局7件できたということでもよろしいのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 18年度の新規は7件ということでございます。

○丸山委員 その7件、その後のフォローアップはどのような形でやろうと、決算じゃなくて申しわけないんですけども、どのような形でフォローといいますか、これは地域に本当に元気になっていってほしいということであると思うんですが、どのように成果を評価なりされていらっしゃるのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 元気のいい地域づくりに関しましては、県庁各課で推進会議におきまして、計画の作成段階からいろんな技術指導とか、あるいはこの元気づくり事業以外に国の事業とか、それにマッチしたものでさらに事業を広げていくというフォローアップをしておりますし、その後につきましても、この事業につきましましては、3カ年事業ということでもありますので、県庁各課、年度ごとにいろんな指導をやっているところでございます。

○丸山委員 65ページに書いてあります地域づくりネットワークの団体が149団体にふえていると思うんですが、今こういった団体が中心になって、元気づくり事業なんかにも相まってやっていることも多いんじゃないかなと思っておりますが、そういうふうにはやってもらっているという認識でよろしいですか。

○湯浅地域振興課長 この149のネットワークの団体の方々も、元気のいい地域づくりの事業で各地域で参加していただいて、事業を進めてい

ただいているということでございます。

○丸山委員 この各地域で頑張っている団体も、それぞれ本当に地域のことはよく頑張って認識してやっていたらと思うんですが、私も時々思うのが、井の中のカワズといいますか、この地域このものが本当に素晴らしいんだよというのがあるんでしょうけれども、そういったアドバイスのことは、このネットワーク事業はただ協議会の中をお願いするだけであって、県のほうからのサジェスションなりはどのような形でやっていたらと思うのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 地域づくりネットワークにつきましては、この事業といたしまして、各地域の団体が自主的にやるいろんな交流会、それから全国に地域づくりの協議会がございますけど、それとか、あるいは宮崎県で県全体の交流会というのを1年に1回やっておりますが、そういった交流を通して、それぞれ自分たちの事業の位置づけとかそういうのを認識していただくということと、あと地域づくりのノウハウを、いろいろ悩んでおられるという方もございますので、そういったものについては、地域づくりアドバイザーというのを派遣して、いろんな事業のノウハウとか人材づくりに資していただいているという実情でございます。

○丸山委員 その地域づくりで、やっぱり人材が核となるんですが、毎年、年を重ねるごとに、その中心になっている方が高齢化してきている例も多々あるんじゃないかなと思っておりますが、その後継者事業みたいなものも、事業といいますかアドバイザーみたいな形で、1人が中心というのが余り続くと、その人だけがいってしまっていて、その人が不幸なことに年齢を重ねてしまうと、お亡くなりになったりする

と、その地域が急にくつとなるということもあるんじゃないかなというふうに思っているものだから、その継続性なんかはどのように考えていらっしゃいますか。

○湯浅地域振興課長 例えば日之影町に大人歌舞伎というのがございますけれども、ここにおきましては、リーダーの方は高齢なんですけど、青少年あたりもいろんな歌舞伎の指導を受けながら、青少年の健全育成も含めながら、この団体は活動しているということもございまして、例えば南那珂にまるごと南那珂ネットワークというのがございますけど、これは南那珂2市2町の方々が集まっているいろんな地域づくりをやるんですけど、これについては、若い子供たち、中学生、そういった人も含めて一緒にやっておりますし、また、小林におきましても、おもしろ発見塾なんかは、親と子供が一緒になっているいろんな地域を調査して、それを地域でまた発表していくという事例がございまして。

○徳重委員 63ページの宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業なんですけど、これは前知事時代のあれなんですけど、シンポジウムはこれでいいとしても、アクセス1万1,653件あったということですが、実績というのは、どれぐらい移住ができていますか。

○湯浅地域振興課長 18年度は、10月から窓口等を開設したところなんですけれども、半年間で5件の移住が実現されております。

○徳重委員 団塊の世代が退職されるということで、かなり全国的にこういう運動が展開されていると思うんですよね。ほかの県の九州あるいは北海道、そういったところが多いかなという気がするんですけど、全国的にもそれぞれの県でやっていらっしゃると思うんですよね。ほかの県との比較というんですか、どの県もやって

いらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、調査されたことがありますか。

○湯浅地域振興課長 九州でもほとんどの県がやっております。いろんなセミナーとか、やっている事業は大体同じなんですけど、宮崎県として特徴的なのは、今の東国原知事の知名度を生かした県外での移住セミナー等につきましては、予定の2倍以上も来られるということで、非常にそういうことでほかの県よりPR度は高い思っておりますし、それとNPOと協働しながら、NPOがそれぞれ市町村に行って、その地域の実情、例えばそこで借りる住宅の値段とか移住された方の体験談とか、そういったものをNPOが毎日、ほとんど毎日ですけど、ブログで出しておりますし、そういったことで非常に地域の実情がわかるようなブログが今発信されておりますので、そこ辺はほかの県に比べて特徴的などころじゃないかと思っております。

○徳重委員 いろんな情報を出されて、また東国原知事が就任されてから全国的に有名になっていることも事実ですが、そこで、結果論として実績が上がらないと、せっかくの事業が実を結ばないということで、皆さん方の努力が水の泡ということになるわけであって、それにはある程度のそれなりの条件というんですかね、移住できる方の受け入れの環境というか、いろんなものを聞かれたりするだろうと思うんですよね。そういったことで、18年度は5件ということですが、東国原知事が誕生してから、こっちに一応どれぐらいの移住者が出てきたのか、ちょっと教えてください。

○湯浅地域振興課長 19年度につきましては、10月までで25件の移住が実現しております。

○徳重委員 かなりの成果が出ているんだなど

いうのを、18年度5件、今年度25件ということになると、それなりの効果が出ているんだなということを感じております。皆さん方の努力もあることだと、このように思っています。

それから、64ページの過疎地域の活性化、このことについては、宮崎にとっては一番大きな問題だと思っておるところです。施策の推進状況の中で一部に努力を要するという、この一部というのは具体的にはどういうことでしょうか。

○湯浅地域振興課長 64ページの下の方の表に、成果の指標ということで過疎地域の観光客数を挙げておりますけれども、16年度、17年度、まだ目標値を達成していないということでございます。ただ、17年度につきましては、台風の被害によりまして、16年度より減少しているという状況でございます。

○徳重委員 これは一部努力ということは、台風の関係だけではないんでしょう。何か、例えば例のひむか神話街道、一回行ってもリピーターが来ないというのは、一回行ってもあんな道路は通れないわなと、行ったってしようがないわなというようなことになる可能性があるのかなと、こういう気がするんですよね。その後、街道の整備、そういったものがおろそかになっていると、そのまま、松形知事のときにあれだけのことをやったわけですが、その一部のものは問題があったなというような気がするんです。そういったことがつながっているのかなと、尾を引いているような気がするんですが、いかがですか。

○湯浅地域振興課長 確かに、道路の箇所によっては車が交差できないという地点がございますけれども、今、西都寄りにはトンネルをつくっております。これは来年3月には完成する

予定だと聞いております。それと、ひむか神話街道の宮崎県北協議会という西都からずっと北部のほうの市町村でつくっております協議会がございますけれども、ここでは、18年度には道するベデザイン設置事業ということで、10カ所に看板を立てまして、そこの地域の神話とかあるいはイベント等の紹介をしておりますので、徐々にではありますが、そういう神話街道についても魅力がアップしておりますし、また、ふれあい案内人の育成事業におきましては、視察とか研修等やって、今、資質向上を図っているということでございます。

○徳重委員 ぜひ努力してください。以上です。

○高橋委員 今の徳重委員の質疑に関連するんですが、過疎地域の観光客数、この目標値は端数まで出して示されているわけですが、その根拠はどんなして示されているんですか。

○湯浅地域振興課長 これにつきましては、目標を設置したときの過去5年間の伸び率が0.7%ということで、これを掛けて目標を設定しております。

○高橋委員 それと実績値のとり方、過疎に指定されているところを一緒くたに観光客数としてカウントされているのか。それとも、例えば私の日南市なんていうのは、油津、飢肥の観光地があったり、奥に過疎地があるわけですが、どういふとられ方をされてますか。

○湯浅地域振興課長 例えば合併市町村と非合併市町村で、合併した場合に18年度の統計では一緒になっておりますので、そこのところはまたもう一回精査するという必要が出てきております。

○高橋委員 もう一度理解させてください。もう一緒くたで、過疎地域は町場の観光地もある

と思うんですよね。それは過疎地の観光客数としてカウントされているということですか。

○湯浅地域振興課長 市町村ごとに行っています。過疎市町村につきましては、一つずつカウントされます。

○高橋委員 何か悩ましい理解をせんないかんのですが、非常に難しいところですね、これをカウントしようと思ったら。だから、成果の指標ということで大事なんでしょうけれども、もうちょっと工夫されたほうがいいのかないかなという気がします。確かに、過疎地の振興のために、観光というのはすごい一つの活性化の材料になりますから、特に限界集落も含んだところは、そういう人が来ることによって元気が出るし、またそのPRになって、そこにひょっとしたら、ひょっとしたらですよ、移住を可能にしてくれるかもしれませんから、過疎地域の観光客数をいかにこれ以上減らさないでふやしていくか、これが大事なことだと思うので、データのとり方とか、いろいろと工夫していただくといかないと思います。

○湯浅地域振興課長 検討してまいります。

○高橋委員 それと、あと1点、地域づくりの団体のところで149団体、濃淡があると思うんですよね。一時期こういう団体がずっとふえてきました。ただ、いろいろ今課題が出てきているのは、またその団体の中でも高齢化が進んできた、そして一部の人が活動しているというところも出てきた、マンネリ化というのもあると思うんです。実は私も会員なんです。先ほどの南那珂まるごと博物館と言うんですよ、エコミュージアム。ここもなかなか、実を言うと、同じ人しか行ってないんです。申しわけないけど。だから、改めてこういう協議会というのは、そういう意味では大事だと思うんです。

もっと活性化していただいて、新しい情報がそういう団体に入り込むような事業の工夫をさらにやっていただくと、また元気が出るのかなと思います。要望です。

○新見委員 この報告書の63ページですか、地方拠点都市地域整備推進事業、18年度は都城の総合文化ホールですが、この地方拠点都市地域の定義というか、どういったところを対象にするのか、ちょっと教えてください。

○湯浅地域振興課長 地方拠点都市につきましては、その地域の中心となる地方都市と周辺の市町村が、都市機能と住環境の整備を促進して、自立的な成長を牽引して、産業機能の地方分散を進め、全国的な適正配置を行うという定義になっておりまして、宮崎では都城と宮崎県北地方の2カ所になっております。

○新見委員 18年度は都城の総合文化ホールだったんですが、例えばそれぞれの2つの地域で競合したとき、どんなふうに決定されているのか。

○湯浅地域振興課長 この補助金につきましては、地方拠点都市地域中核施設整備事業補助金ということで、これは都城と宮崎県北の2カ所の都市整備を図るために、平成8年度に基金を設置して、県北と都城に25億ずつ補助するというので、50億基金が設置されたものを、10年には延岡に25億、それから都城には16年から18年までに25億補助して、18年は1億円ということになっております。

○緒嶋委員 過疎地域自立促進計画推進であります。成果として観光客がこのように推移してきておるといえるのは、ふえるのはいいんですけども、問題は、このとらえ方が観光客がふえたからその地域がよくなったかということはまだ別の問題なんですよ。だから、観光客が

来たことで、その地域の人の生活がどうよくなったかということじゃないと私はいかんと思っているんです。所得はこうふえたとか、そういうことじゃないと、通過するだけの観光客は何にもならんわけですよ。だから、指数として、町民所得がこれだけ観光客が来てふえましたというような指数のほうが、私は県民生活の向上という視点から重要じゃないかと、指数のとり方。だから、これは研究せんと、3カ所行けば3倍になるわけで、高千穂来て五ヶ瀬来て椎葉行けば、1人の人が3回カウントされるんじゃないんですか。そういうことでしょう。そのカウントの仕方じゃなくて、実質的に町民個人個人の所得がどれだけこういうことで地域自立振興の中でふえてきたか、そういう指数のとり方をちょっと研究してもらわんと、私はこれは自己満足みたいな形で、地域の人から見たら、これがその地域の振興にどれだけ貢献したかということにはならんんじゃないかというふうに思いますので、この目標数値とかを含めて研究しなければ、これはちょっとおかしいんじゃないかというふうに私は思います。

それと、元気のいい地域づくり、大変ありがたい事業であります。過疎地域の振興は、これは農政、環境森林、県土整備とか、皆さん方の努力もですが、いろいろなものが総合的に施策をとることによって地域振興ができるわけですよ。過疎地なんかは。そういう意味では、そういう連携とか、そういうものを含めて、地域振興を行うためのそういう調整をどうとるかというのが私は必要だと思うんですよ、こういう中では。そういう調整は、本当は総合政策本部なんかでうまく調整してやるのがいいんだと思うんですが、そういうものは年度ごとに、元気のいい地域づくり事業、ここでは支援

するとか、県土整備部ではこうやるとかいう、そういう調整は年度ごとにやっておられるわけですか、事業について。

○湯浅地域振興課長 元気のいい地域づくり事業につきましては、県庁各課、横断的な推進会議がありまして、そこでいろんな調整等あるいは指導とかいろんな助言等を行いながら進めております。

○緒嶋委員 そこはどこが主体的なリーダーシップをとってやっておられるわけですか。

○湯浅地域振興課長 事務局は地域振興課にございます。

○緒嶋委員 それは、今言われた県土整備とかいろいろなことも含めて、そういう過疎地域とか中山間地振興というような視点も含めて調整しておられるということですか。

○湯浅地域振興課長 今申し上げたことについては、元気のいい地域づくり事業でございますけど、それ以外に過疎対策推進会議というのがございまして、これも県庁各課、関係課が集まってやるんですが、これは過疎について全般的に協議していく会議でございます。

○緒嶋委員 それも地域振興課がやっておられるわけですか。

○湯浅地域振興課長 そうでございます。

○緒嶋委員 私はこの問題は、県の構成の中でいろいろやらんと、今かなり一体的にやっておられるということはいいんですけど、まだ私たちから見れば、ある意味ではばらばらなところが多いんですよ。だから、そういう中山間地振興というのは、総合的な政策の中で、各横断的な総合的な協議の中で進めなければ、なかなか成果が出てこんのじゃないかというような気がします。今後そのことは将来的にはまた考えていただきたいなというふうにお願いして

おきます。これは部長会等でも、特にその辺は全体的な地域振興というのを、中山間地域特別委員会もある中で、そういうことをやっていただきたいと要望しておきます。

○前屋敷委員 今に関連してなんですけど、過疎地域の自立促進計画が事業として行われて、観光の面からだけの御説明などもありましたが、今お話にあったように、過疎地の産業の振興だとか、いろいろその利点を生かしたことでその対策をすとかいうことも述べられているので、この自立促進計画のメニュー、中身については、幾つかその計画があるんじゃないかというふうに思うんですけど、計画そのものはどういうふうになっているんですか。

○湯浅地域振興課長 過疎地域自立促進計画につきまして、まず宮崎県のほうで自立促進の方針を出しまして、これに基づいて市町村が自立促進計画を立てます。それとあわせて、それを支援する県の自立促進計画ということで、2つの計画がございます。そして、これを数値目標を掲げまして、毎年実績を取りまとめまして国に報告しているという状況でございます。

○前屋敷委員 ですから、地元の要望も含めて、それから県のそういう計画も含めて、そういうところで効果が上がるような形での計画に、具体的に進んでいくような計画にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の課題と思います。

○十屋主査 それでは、地域振興課の質疑を終了いたしたいと思います。

次に、市町村合併支援室の説明をお願いいたします。

○坂本市町村合併支援室長 市町村合併支援室の平成18年度決算について御説明をいたします。

お手元の委員会資料の5ページをお開きください。

市町村合併支援室の決算の状況につきまして、予算額9億1,158万5,000円、支出済額9億1,079万3,623円、不用額79万1,377円、執行率は99.9%であります。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況であります、31ページをお開きください。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の市町村合併支援室のインデックスが打ってありますが、85ページをお開きください。

上から4行目、3の2)の(2)自主的な合併の推進等による市町村の行財政運営基盤の強化でございますが、そこに下のほうに表がございます。

表中でございますが、まず市町村合併支援事業といたしまして、旧合併特例法のもとで合併をされた都城市など5市町に対しまして、合計8億1,779万円の市町村合併支援交付金を交付して、合併に伴います電算システムの統合整備や、あるいは小中学校の整備などに対する支援に努めたところであります。

また、その下の欄でございます。㊟新市町村合併支援事業といたしまして、県が策定いたしました市町村合併推進構想というのがございますが、これの説明会の開催あるいは新聞広告などによりまして、市町村合併に関する情報を県民の方々に広く提供いたしまして、合併機運の醸成を図ったところであります。

また、平成18年8月に法定合併協議会を設置

されました延岡市と北川町に対しまして、それぞれ500万円の合併協議会補助金を交付いたしまして、協議会の運営に対する支援を行ったところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

市町村合併支援室の説明は以上であります。

○十屋主査 市町村合併支援室の説明が終了いたしました。質疑をお願いいたします。

○丸山委員 この市町村合併の支援のあり方について、17年度末でいろいろ合併議論があったけど、なかなかできなかった、至らなかった地域等があって、その後、18年度4月に、私ども県議選もあったんですが、市町村の議会議員選挙があるまでは、なかなか新たな合併の機運というのが立ち上がらないというふうに私自身思っていたものですから、この18年度というのは、恐らくその待ちの状況でだったのかなと思うんですが、県のスタンスとしては、何か特別にこの18年度は合併支援に向けての活動は、県としてどういうことをやられたというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○坂本市町村合併支援室長 御指摘のとおり、統一地方選がございましたので、それまでは若干、平成の大合併、第1幕といいますか、それが終わりました、第2幕に差しかかる途中だったかなとは考えております。具体的に18年度におきましては、本県、全国的に見まして、合併市町村の率が全国平均に比べましても若干まだ進んでいないかなという状況にありましたので、本県といたしまして、御承知のとおり、県内10地域に分ける合併推進構想ということで策定したわけでございますが、これの御理解を得るために、具体的に県内8カ所で合併構想の説明会を行いまして、合計1,400名程度の県民の

方々にお集まりいただきまして、そういう県内各地で説明会を開催したのが一つ、またあるいは新聞等で全面広告等を打ちまして、そういう合併の推進につきまして啓発活動を行ったところであります。以上であります。

○丸山委員 合併に関してなんですが、合併が目的になってしまっていて、本来はその地域の住民が5年、10年、20年先のまちづくりをどう考えるべきかというのを議論すべきところなのに、何かお互いの市町村のいいところを伸ばせばいいのに、悪いところの言い合いになったりとか、そんな悪かった事例もあったものですから、今度はそういったことを踏まえて、新合併特例法の中で合併支援プランとかつくられたというふうに思っているんですが、何かそういった議論を、10年先、20年先のまちづくりをやっていこうというような機運づくりのために、いろいろな会議とか説明会をやられたということなんですが、具体的に何かそういった形で県民のほうからはどういった反応があったのかをお伺いしたいのと、我々が聞くのは、「この前合併の議論をしたのにできなかったのであれば、何でまた合併議論を今さらするの」という声も我々はよく聞くことがあるんですが、その辺の県としてのスタンスをちょっと、どのように18年度は考えられているのかお伺いしたいと思います。

○坂本市町村合併支援室長 今、委員御指摘のとおり、私も感じるところでございますが、合併というのは結婚とちょっと似ているところもございまして、例えばあそこの家は借金が多いわと、あるいはうちのほうが本家筋だとか、そういう家柄に近いようなことをおっしゃるような地区もございまして。そういう中で、今後、よく言われることですが、道州制というのがどう

しても目前に迫っております。これをまず頭に置いていただいて、将来いかに市町村が、今はしのげると、5年、10年はしのげるかもしれないけれども、将来、道州制というのが迫っているんですよと、そういうところで視点をリーダーあるいは指導すべき方々たちが頭を切りかえていただくために、住民の方々も含めましてですが、そういうことで、いろんな機会をとらえまして我々も出張っていきまして、説明会なり、住民の方々との座談会なり、あるいは商工会の方々とか、あらゆる機会をとらえて、そういうことを企画いたしましてやっておるところでございます。合併今さらというところも確かにそういう御意見も聞くところでもあります。ほかの県では、そういう状況になりまして、今、余り九州でも進んでいないような状況にあります。むしろ本県は、今、第二の議論がよく沸き上がってきているなど、むしろそういうことをほかの県からお聞きするところでもありますので、何とか、あと2年ちょっとに期限が迫っております。こんな中で、できるだけ一つでも多くの市町村の方に真剣な議論を沸き上げてもらいたいと考えておるところです。

○丸山委員 ぜひ県のほうには中間的な立場で、このまちづくりをどう考えるべきかというのは、今後ともアドバイス等、助言をしていたら大変結構だと思っています。

あと、また別件なんですけど、合併されたところで特例債という話が、えさみたいなのが合ったんですけど、特例債に対して、新しい市町村がやっている事業だと思うんですけど、県としてはどのようなスタンスでこの特例債を使われようとして、それが実際使われて、本当に合併されたところが喜んでいらっしゃるのか、あと

交付税の問題とかもあると思うんですね。どれぐらい把握されていらっしゃるんですか。

○坂本市町村合併支援室長 特例債の具体的な事例について多少ちょっと申し上げますと、例えば今県下で特例債を使う事業が約800億、そのうち特例債が600億出ることになっております。具体例を申し上げますと、これはいっぱいあるんですけども、例えば宮崎市でいけば、高岡町で今度下水道事業に着手されることになっておりますが、これが約70億近くかかることになっております。これの財源に充てようということ。あと、例えば都城でいけば、学校給食センターが40億か50億ぐらいの規模になると思いますが、その財源。例えば延岡市でいきますと、清掃工場が若干なくなっていたんですが、その建てかえ、これも数十億の事業でございます。そういうような、これまでやりたくでもできなかったものに対しまして、この特例債を充てて一気に今の時点で進めていこうと、非常に有利な起債でございますので、我々としては、非常にこれが使えない市町村は本当に残念だなと思うんですが、まだ少し制度が残っておりますので、ぜひこの期間内で使っていただきたいと考えておるところです。

○丸山委員 あと特例債の関係で、私の認識も、説明も悪かったのかと、地域に帰って、特例債と過疎債というのがほぼ同じ起債率なものだから、合併していないところは大体過疎部なものですから、余り関係ないよねという話もあったんですけど、つまり一番よかったのは、大きな市町村が周りを合併したことによって使えるようになったからという理解でよろしいのでしょうか。

○坂本市町村合併支援室長 確かに、条件が過疎債と一緒にあったんですね。ところが、今後、

過疎債については、ちょっと厳しい話がございます。これまでのような手厚い起債はちょっと絞られていくのではなからうかということもございまして、そういう意味からも、ぜひこういう機会をとらえて使っていただきたいなど考えておるところです。

○前屋敷委員 今のお話を聞きますと、合併そのものが道州制のために合併を進めるというように聞こえたんですね。道州制ありきで今合併促進を進めるというふうな短絡的な受けとめかわかりませんが、そういうふうな受けとめたところなんですよ。県としては、判断材料を提供するというので、地元の住民の皆さん方が自治体も含めて判断するんですよと建前では言いながら、そういう方向に向けているということは、私は否めないところじゃないかなというふうにお聞きをしたところなんです。それで、新市町村の合併支援で説明会も8カ所で行ってきたし、そして新聞広告などの情報提供もということですが、ちょっと私もこの新聞広告は実際に見ていないんですけども、どういう中身でこの情報提供をしておられるのか、その辺、それと費用はどの程度充てられたのかも伺います。

○坂本市町村合併支援室長 具体的に新聞名を申し上げますと、宮日新聞、県内で25万部出されておりますので、これが一番よからうということで宮日新聞、あるいは県北でデイリー新聞が非常に普及されておりますので、この2紙に金額的には307万1,000円で、全面広告を合計4回出しておるところでございます。以上でございます。

○前屋敷委員 やはり県は、地元の住民の皆さん方に、そういった情報提供は確かに必要だというふうに思っているところなんです。ですか

ら、それを公平にやられるような立場で臨んでいただきたいということと、きのうも若干本会議の質疑の中でお話ししたんですけど、当時考えていた結果と違う結果がいろんなところで出てきているわけですね。ですから、こういう情報の提供も、合併そのものをバラ色に描くようなものじゃなくて、そこはちゃんと判断できるような中身を提供するということをしっかりやってほしいというふうに思います。以上です。

○十屋主査 それでは、以上をもって、市町村課、地域振興課、市町村合併支援室を終了いたします。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時29分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

○酒井人権同和対策課長 先ほどの御質問の中で、同和関係団体、それから構成員に関する御質問がございまして、後ほどということでしたので、答えさせていただきたいと思います。

まず、同和関係団体、未確認ですけど、全国で400団体ほどあるというふうに使われておりますが、このうち国が同和問題について意見を聞いていた団体が、先ほど説明しましたように3団体ございまして、1つが部落解放同盟で全国で約20万人という会員を公称しております。それから、自由同和会が9万8,000人、そして全国地域人権運動総連合、こちらについては明確にいたしておりません。それから、県内にもこれらに属する支部がございまして、県内組織については、会員数を公表いたしておりません。

それから、えせ同和行為に関する実態でございましたけれども、公共工事に関しまして、受注業者や現場代理人などを聞いてくる、こういった行為がございまして、その際に使っている団体名は、全日本同和会あるいは全国同和会あるいは全日本同和人権協議会等、こういったような名称を使って不当な要求をしてきておりました、17年度が87件、18年度が36件報告されているところでございます。

それから、図書関係のセールスでございましてけれども、ことし2月に広島県で恐喝で逮捕された書籍販売会社が名乗っておりまして全国同和人権促進会、それから人権同和问题啓発協会、こういったような名称で県内でも売り込みがございまして、17年度が68件、18年度が64件となっております。以上でございます。

○十屋主査 それでは、総合交通課の説明をお願いいたします。

○加藤総合交通課長 総合交通課の決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

表の中ほどでございますが、総合交通課の決算の状況につきましては、予算額6億4,635万円に対して、支出済額は6億3,873万3,580円、不用額は761万6,420円となっております、執行率は98.8%であります。

次に、事項別の執行状況であります、25ページをお開きください。

このうち、目の執行残が100万円を超えておりますのは、中段の(目)計画調査費でございまして、この主なものは、下から3段目の(節)負担金補助732万9,000円でございます。

この不用額の主な理由は、地方バス路線等運行維持対策事業における国の補助額の確定に伴

う車両購入費補助金の執行残でございます。

なお、執行率が90%を下回るものについては該当ありません。

次に、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の総合交通課のインデックスのところ、66ページをお願いいたします。

1) 広域交通ネットワークづくりの(1) 鉄道輸送機能(広域ネットワーク)の強化についてであります。

主な事業の鉄道活性化対策推進などによりまして、JR九州等と日豊本線の高速化の可能性や課題等について協議いたしますとともに、九州地方知事会などと連携を図りながら、国やJR九州に対して、高速化や東九州新幹線の整備について陳情要望を行ったところでございます。

次に、67ページをごらんください。

(2) 航空輸送機能の強化についてであります。

主な事業の「みやざきの空」航空ネットワーク活性化によりまして、国内、国際の宮崎空港発着路線を維持充実するため、国や航空会社等への陳情要望活動や利用促進に努めたところであります。

このうち、韓国との国際定期便につきましては、平成18年度の利用者数は、そこに書いてありますとおり、3万6,515人と過去最多となりました。また、国際チャーター便につきましても、台湾との間を中心に大きく増加しまして、運航便数256便、これも過去最多となっております。

施策の評価にありますように、国内線は利用が伸び悩んでいる地方路線を中心に厳しい状況が続いておりました、ことし1月には高知線、

3月末には関西空港線が廃止となりました。なお、関西空港線の廃止に関しましては、この11月から同じ大阪の伊丹線のほうで2便増便となっております。

68ページをごらんください。

国際線につきましては、ソウル線は今年22日から週3往復から週4往復に増便となりました。また、さきの11月1日には、宮崎空港の国際線2路線目となる宮崎台北線の開設が決定したところであります。今後とも、路線の維持充実に努めるため、利用促進や航空会社等への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

次に、このページの9行目ですが、(3)海上輸送機能の強化についてであります。

主な事業の海上輸送網整備促進によりまして、海運事業者との協議・調整及び荷主・物流事業者からの情報収集を実施したところであります。

これらの働きかけ等の結果としまして、施策の評価にもありますように、RORO船「南王丸」が平成19年1月から細島に週2便寄港するとともに、東京直行便となりまして、県北部地域からの関東向け航路が再開されたところであります。京浜航路及び貝塚航路の休止の影響が大きいことから、海上輸送能力の確保充実に向けた取り組みをさらに強化していく必要があると考えております。

次に、69ページをごらんください。

(4)効率的な物流体制の整備についてであります。

主な事業の物流効率化推進によりまして、荷主・輸送事業者へのヒアリングを実施するとともに、海上航路利用促進事業によりまして、海上航路の利用促進とモーダルシフトの推進を図るため、荷主に対する補助を実施したところで

あります。

次に、70ページでございます。

2)地域交通ネットワークづくりの(1)鉄道輸送機能(地域ネットワーク)の強化についてであります。

主な事業の公共交通利用促進によりまして、沿線市町村で構成します団体が実施する事業に対して活動支援を行ったところであります。

最後に、71ページをごらんください。

(2)地方バス路線等の運行維持についてであります。

主な事業の地方バス路線等運行維持対策によりまして、広域的・幹線的なバス路線である生活交通路線の維持のため、バス事業者に対し運行費補助を行うとともに、バス路線廃止後に代替バスや乗り合いタクシーなどを運行する市町村に対し補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところであります。

また、新たに地域バス再編支援に取り組み、地域の実情に応じた効率的なコミュニティバスの導入を図る3市町村に対し、運行計画の策定など調査事業の補助を行ったところです。これによりまして、ことし4月からは三股町が、また10月からは五ヶ瀬町がコミュニティバスの運行を開始したところであります。

以上が18年度の主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告する事項はございません。

総合交通課の説明は以上でございます。

○十屋主査 ありがとうございます。

総合交通課の説明が終了いたしました。質問をお願いいたします。

○図師委員 御説明ありました航空輸送機能の強化のところ、67ページ、韓国の定期便等は

着々と利用者もふえておるようですが、国際チャーター便の運航も台湾を中心という御説明でしたけれども、このチャーター便を飛ばしている航空会社は、国内の会社か、それとも台湾側、中国側の会社なのか、その比率がわかれば教えてください。

○加藤総合交通課長 航空会社は台湾側の航空会社でございます。

○函師委員 お聞きしたいのは、台湾側だとは思ったんですが、宮崎から台湾に行った数がここに出ています3万5,815人と理解してよろしいんですか。それとも、台湾から入ってきた方、台湾から宮崎に来た方も合わせてこの数になっているかどうかを教えてください。

○加藤総合交通課長 両方合わせてでございます。内訳を申し上げます。国際チャーター便3万5,815人のうち、日本人が6,015人、外国人が2万9,800人でございます。

○函師委員 ありがとうございます。済みません。私も台湾便として限って言ったものですから、混同されたかと思うんですが、このチャーター便に関しては、要は宮崎から台湾初め海外に行っていただく方と、海外から宮崎に来てもらう方のバランスがとれたほうが、航空会社としては採算が非常に合いやすくなると思いますか、そのほうが効率的だという話は聞いたんですけれども、今の数字ですと、明らかに宮崎から海外に出られる方の数が少ないですよね。実際、航空会社の的には、この数字でも商業ベースに合っているんですか。

○加藤総合交通課長 チャーター便は、例えば台湾で言いますと、台湾のお客さんを日本に連れてきたときに、その帰りの便で日本人を乗せることができません。ですので、台湾便で言いますと、昨年190便、台湾から来ています。日本

人が行くのは20便なんですね。ですから、20便は、日本人だけが行きと帰りで20便なんです。190便は、台湾人だけで行きと帰りが190便でございます。ですから、これが定期便になりますと、日本人でも外国人でも乗れると。ですから、双方向が可能ということになりまして、私どもはそういうことで定期便化を目指しているということでございます。

○函師委員 わかりました。ちょっと私が認識間違いで、あくまでもパック旅行で行きも帰りも同じ人が利用するということになるんですね。そして、今回、日本人と外国人の数を聞くと、宮崎発のチャーター便の数よりも、海外発の宮崎往復チャーターがはるかに多いということなので、それがわかればいいです。

我々愛みやぎきで、この間、上海のほうに政務調査に行ってきたんですけれども、そのときに、あちらの日本領事館の方々から言われたんですが、我々の後にすぐ副知事初め県のほうも行かれたと聞いたんですが、課長も行かれていますか。まあいいです。台湾との関係を重視することも大切なんだけれども、中国側との距離感もしっかり考えて、外交なりそういう観光面のアプローチをしたほうがいいのではないかと、そんな優しい言い方じゃなかったですよ。何をやっているんだと、台湾を重視して中国を軽視するような行政があってはいかんというようなことを言われたんですね。恐らく、我々の後に行った副知事も同様なことを言われていると思うんですが、そのあたりは今後、対台湾、対中国との距離のとり方というのは何かお考えがあればお聞かせいただきたいです。

○加藤総合交通課長 中国につきましても、発展著しいところでございますし、人口も多いですから、将来的に非常に観光なりあるいはいろ

んな経済交流という関係で、大きな市場になるというふうに思っております。それで、今の段階では観光客誘致という観点では、観光サイドのほうで誘致活動も行ってございまして、チャーター便の実績も台湾に比べれば少ないですけれども、ございます。ただ、定期便開設に関しましては、そういうチャーター便の実績を積み重ねた上で成り立つものでございますので、台湾便が190便という、これまで10年間かけた努力の積み重ねでございまして、ようやく定期便化が見えてきたかなということでございます。上海を中心とした中国につきましては、今後、地道な観光客誘致を中心に努力を積み重ねて、将来的なターゲットというふうに考えております。

○凶師委員 最後になりますが、上海のチャーター便が、先ほど私が質問した内容なんですけど、やはり商業ベースに合っていないみたいですね。満席になっていないようで、どうもチャーター便だけでは、なかなか宮崎をアピールしていくのは足りないということも言われていました。また我々の会派のほうでも、そういう政策を提言していきたいと思いますが、台湾中心にということも少し気をつけていただいたほうがいいかなということは提言させていただきます。以上です。

○十屋主査 委員の方にちょっとお諮りしたいんですけども、きょうの日程ですと、4時までが一応予定になっておりました。このまま質疑のほうを継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、よろしくお願ひいたします。

ほかに質疑はありますか。

○緒嶋委員 鉄道活性化対策推進ですが、東九州の東と西を見た場合は、西は新幹線が目前と

いうことであり、東のほうはまだ鉄道110キロが最高速度、いわば向こうは3倍のスピード感をもって物が運ばれるわけで、人間も含めて、そうなりますと、九州で北と南の格差、南北格差、東西格差が著しくなるわけですね。宮崎県が一番九州の過疎地というのか、そういう形になってくるわけですね。その中で、高速道路も必要だけど、地球環境、いろいろなことを考えると、鉄道というのも当然重要な位置づけになってくるわけで、その活性化対策推進という名のもとに、宮崎県としては何を、ただお願いします、お願いしますという時代は私は過ぎたんじゃないかと。私も何回もJR等に行ってお願ひし、フリーゲージの試乗も北九州でやったこともあるんですが、高速化を、新幹線をということで、本当に新幹線が私は50年たってもできんじゃないかと思っているんですね。50年間、新幹線、新幹線と言っているのかと。それだけ進めるということであればいいけど、本気で何をターゲットに鉄道の活性化をやるかということをやらないと、毎年200何十万使ってやっております、やっておりますという、いわばマスターベーションみたいな形だけで本当に政策が前に進むのかという気がしてならんわけですが、このあたりの今後の取り組みを含めて、この活性化推進に対する基本的な県の考え方というのはあるわけですか。

○加藤総合交通課長 鉄道につきましては、今おっしゃいましたとおり、宮崎県のまず地形的・地勢的ネックというものが非常に大きくて、これまで鉄道開設以来、なかなか整備が進んでおりません。なおかつ、現在、御存じのとおり、民営化されまして、JR九州というところが経営してございまして、私ども整備する場合には、国、県、それからどうしてもJR九州とい

う、この3者で取り組まなければならない話になっております。そういった観点から、JR九州につきましても、委員もJR九州に行っただいておりますけれども、どうしてもJR九州としては採算ベースを先に考えてしまうということです。ですから、これについては、これまでも働きかけということでございましたけれども、そこあたりをJR九州にも御理解いただき、国のほうにも国策として考えていただけるように、今のところはそういう形で地道に取り組んでいかざるを得ないというふうに考えております。

○緒嶋委員 これは、この評価の中でも一部に努力を要すると、私から見れば全体に努力を要する、実際はDだと思っているんですよね。その中で、私は国に対して、宮崎におられた森下さんなんかにもお会いしたことがあるんですが、そういう人たちにいろいろお願いして、制度として日本全体の過疎地対策というような、モータリゼーションなんかもいろいろ含めて、こういう地域はかつては東北地方が本当に過疎と言われたけど、今は新幹線が青森までいく時代になってきているわけですね。それに山形新幹線、ミニですけど、秋田新幹線もある。すべての意味で、東北のほうが断然九州よりも進んでおるわけです。そうすると、日本で一番の僻地は、四国も3本橋がかかっておる、宮崎県が知事は頑張っておられるけど、宮崎県が日本の中で一番僻地、過疎地という認識を持ってやらないと、私は宮崎県の発展はないと思うんですよ。そういう中で、国に対してお願い、我々もですが、もうちょっと努力する方法、何をターゲットにしてやるか、今のまま50年、100年叫んでも私は新幹線は来んのじゃないかと、今の状態から言えば、国の財政も。そうすると、逆に

言えば、私は110キロを130キロに宮崎県内だけでもします、宗太郎をどうかしますというような、何か一つターゲットを決めて前に進む。大きな新幹線をというようなことを、そりゃ目標はいいですよ。しかし、現実の政治課題として、何をターゲットにするかということも明確に決めて政治を進めなければ、私は知事がどんなに叫んでも一歩も進まんのではないかという思いがあるので、これは北九州から大分、宮崎、鹿児島の方の協力も得ないかんけれども、鹿児島なんかは東のほうに余り目はないとですよ。新幹線で十分だということですよ。そうなりますと、宮崎県が一番イニシアチブをとって鉄道活性化について努力しなければ、ほかのところはついていきません。私たちは、県境議連で大分の人、熊本の人たちともやっておるんですが、大分の県南の人は理解を大分示していただいておりますよ。だから、宮崎県が大分県にも声をかけて何とか協力してやりましょうと、宗太郎問題もあるし、あそこは将来ミニ新幹線でいいんです、大分まで来れば。あそこは130キロ、複線ですよ。日本で複線がないのが宮崎県だけです。一部ないのは。高知でも複線はあるとですよ。そういうことを考えた場合に、鉄道の活性化というけれども、かけ声だけでは私はだめだと、はっきり明確にこれをターゲットにして頑張るというような、そういう政策目標を明確に決めてやるべきだと思うんですけど、そのあたりはどうか。

○丸山地域生活部長 確かに、緒嶋委員のおっしゃるように、九州の博多と鹿児島を基軸にして考えると、西のほうは2011年春には新幹線が全線開通して1時間20分で結ばれるという話があります。翻って東はどうかというと、今、高

速度が着々と進んでいますけど、それがあと9年はかかるという話であります。じゃその中で例えば鉄道をどうするかというと、鉄道をどうするかということは高速化をどうするかということだろうと思います。それには今の軌道のままで施設を改修して高速化をやる、あるいは次の手は、よく言われているのはフリーゲージトレインを走らせる、あるいはその上としては東九州新幹線、これは48年に基本計画線になって、まだなかなか整備計画線に格上げできないというのは御存じのとおりでありますけれども、その中で今おっしゃったように、今一番高速は110キロですね。それ以外は85キロとかでありますので、その85キロのところをいかに110キロ程度まで高速化するのか。例えば宮崎から鹿児島、ここらあたりも御存じのように議会でも数字を公表していますけれども、鹿児島県と共同で平成12年だったですか、調査をしたときに、14分短縮するのに52億円かかると、そういう数字がはっきり出ております。一般的に考えると、たった14分で52億円もかける意味があるのかというような話になりますけれども、そこを例えば同じ52億円でも、例えば25分にできないとか30分短縮できないとか、そういう話はJRさんとも今引き続き行っているところです。なかなかいい返事はもらえませんけれども、一つターゲットを絞ってそういう協議をJRさんともやっていく必要があると、それは十分認識しております。先ほど緒嶋委員からあったように、これは278万7,000円使ってやっていますけれども、JR九州に対してはしつこいぐらい要望しないと、宮崎県は諦めたんじゃないかと、私はそれを一番怖がっているんですね。ですから、引き続き、こういう陳情とか要望活動は年に何回かやっていく必要があるだろう

と、そういうふうに考えております。以上です。

○緒嶋委員 そのとおりです。これをなくせというんじゃないとですよ。私はそういうターゲットを絞って何かやらんと、これだけでもお願いしますというのを。JRに行くと、宮崎県はにちりんとかシーガイアが走っておりますけれども、向こうが新幹線が完成したら、鹿児島本線の特急列車を日豊線に持ってきますと言うわけですね、払い下げみたいなことを。そういうことを言うから、それまで待って、やっと中古車をもらうようなものですよ。そういう感じですよ。そういうことの中で、本当に宮崎県は日本一住みよいか何とか言っても、言葉だけじゃないか、何かターゲットを絞って集中的にやる、知事も年に何回かJR九州に行ってもらおうと、そういうような努力を地道に目に見える形でしなければ、私は何ら一歩も前進もせんという気がしてならんわけです。私たちも毎年、JRに10年、15年、行っているわけです。そういう気がするものだから、予算があって、本当にまだ目に見えて役に立っていないわけですね。そういう意味を含めると、何か知恵を出さないかときが来ているんじゃないかと。特に新幹線が向こうは目に見えておる時代に、まだこっちは何もターゲットとして焦点を絞った運動もできないというのは、私は情けないという気がしてならんわけですよ。そういうことを含めて、頑張っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。以上です。

○徳重委員 私も同じような考え方なんですけど、今の日豊線の高速化ということ、よく宗太郎峠が云々とおっしゃいますね。今どきそういう物の考え方が間違っていると思うんですよ。120年前、130年前ぐらいかな、日豊線が開

通したのは明治何年かな、もう120～130年たっていると思うんです。その120～130年前に宗太郎峠をそのときの技術でとっくに通しているわけですね。何ていうことはない。今、何十キロでもトンネルは通せるわけですね。それをそういうような状況、九州は一つと言いながら、鹿児島県や西のほう、熊本、佐賀、長崎、大分、それぞれの県は全くそういったことに関心がないと言ったら過ぎるかもしれませんが、直接どこにでも行けるわけです。宮崎県だけなんです。だから、なかなか一緒になって宮崎県のために尽くしてやろうと、知恵をかしてやろう、一緒になって行動していくよという県はないような気がします。言葉では言いますが、一緒に行動を起こしてくれない。ならば、宮崎県がみずから行動を起こさない限り、私は宮崎県はもう諦めたんだらうと、そんなに運動も来ない、どうにもならないと、何とかしてやらないかんというようなJRがそういう気持ちになってくれないと、手がつかないのじゃないかと、こう思います。東京にしょっちゅう行かれますが、これもいいことでしょう。しかし、私はこういう事業に対して、こういう大きなプロジェクトに対して知事に行動してほしい。もうやぜろしいと、来んでおってください、何とかしますわというぐらい押しかけて押しかけて運動を展開していかなければ、周りの人たちが宮崎県のために協力してくれるという姿が見えればまだいいんです。それは私が知る限り、考える限り、不可能だと思っています。みんなそれぞれ電車も走っているし高速化されている、高速道路もできているんですから、何も関係ない。かえって知事がわいわい今テレビやら何かに出て、一生懸命やりゃいいとよというぐらいの感覚しか周りにはないような気がするんで

す。みずからの行動を起こすしかないんだなと、こう思っています。だから、今、緒嶋先生がおっしゃったように、どうしても執行部が知事と一緒にってそういう行動を起こしてほしいということを強く要望しておきます。

○緒嶋委員 例の地域バス、不用額が出たんですが、これは次年度、19年度に何かこの対応はしたわけですか。決算で不用額が出たわな。

○加藤総合交通課長 この不用額は、宮崎交通が導入しますワンステップバスに対する補助でございまして、国庫補助でございまして、これを5台購入しまして、そのときの国庫補助の確定に伴う減でございまして。

○緒嶋委員 それは19年度で対応したということじゃないわけですね。これは不用額として、そのまま。

○加藤総合交通課長 これは18年度に5台購入したときの額の確定でございまして。

○緒嶋委員 コミュニティバス、これは大変評判がいいわけですよ。それで、恐らく過疎地域とか不採算ルートなんかは、市町村がこれを進めるべきだと思うんですよ、過疎対策としても。これは高千穂も五ヶ瀬もですが、三股も始めたということでもあります。このあたりは今後そういう形で努力する市町村が出てきておるかどうか、大変私はいいと思うんですよ。特に高齢者に評判がいいんですよ。

○加藤総合交通課長 このバス再編事業は昨年からはじめまして、実績上、昨年、3自治体だけが補助金を使いましたけれども、その他コミュニティバス導入の可能性のあるところ全市町村に対しまして、ヒアリングとか協議をしまして導入を進めておりまして、19年度についても、こういった調査事業なりバス導入の今計画が上がっております。全市町村、対象市町村に促進

してまいりたいと考えております。

○丸山委員 地域バス再編支援事業なんです
が、これは当初予算では3,200万あったんです
が、120万ちょっとしかやられていないというこ
となんです、これは市町村がなかなか準備不
足で、新規事業だから取り組めなかったという
ことでよろしいのでしょうか。

○加藤総合交通課長 この事業、18年度からで
して、まず調査費、それからバスを購入する
ときのバス購入費に対する補助、それから運行
した場合の運行費の一部を助成するという
ことで取り組みました。これは住民も巻き
込んで、みんなでどうやったら一番使い
やすいバスになるかということで、調査
なり協議、いろんな方々の意見を聞く
ことに非常に実は時間がかかりまして、
そういったバスを購入するとか運行する
分の運行費の助成というところまでに
実は18年度至らなかったということで、
2月に補正させていただいております。

○丸山委員 緒嶋先生が言われている
とおり、非常に地域バスとしてはいい
んですが、路線の考え方、今の既存の
バスが走っているところも若干ダブ
ったりする可能性もあると思うんです
よね、時間帯がずれたりしても。そう
した場合、二重に過疎バス支援という
形になるような気もせんでもないん
ですが、その辺はうまくいっているん
でしょうか。

○加藤総合交通課長 この資料の表の中
で言いますと、一番上の生活交通路線
運行というのが、これはいわゆる幹線
を走っている部分でございます。そし
て、その2つ目下に廃止路線代替バス
等運行費補助というのがございま
す。これがいわゆる宮交が不採算とし
て廃止したところを、市町村が委託
なり自前でやるという部分でござい
まして、基本的には、この廃止路線代

替バスの今ここに莫大な財政負担にな
っている部分を、下の地域バス再編支
援事業でコミュニティバスを走らせて
、ここは代替えしようということで
ございますから、基本的には、幹線
を除けば、そういう路線そのものは、
代替バスがコミュニティバスにか
わっていくというふうに考えて
おります。

○丸山委員 地元の町、野尻町で、
コミュニティバスみたいなものが
この事業以前から走って
いまして、国道の本線は宮交バス
が走っている、そこにも補助を
町として出す。今度は逆に、
コミュニティバスも同じ幹線
を回り道を通ったりする
ものですから、二重投資を
市町村としてはしてしま
っているという認識も若干
あって、できればこっち
の幹線には補助は、でき
ればいいんだけど、実
はこっち側があるだけ
でうちはいいんだよな
というような意見も
若干あるものですから、
その辺の整理という
ところは、市町村とは
どういった協議をされ
ていらっしゃるかと
思われますか。

○加藤総合交通課長 コミュニティバス
につきましては、それぞれ
の自治体で、先ほど言
いましたように、住民
の意見を入れながら、
これまでの宮交、い
わゆるバス事業者の
路線とは関係なしに
自由に走らせること
ができますので、ダ
ブらないようにす
ればダブらないよう
にもできますし、あ
るいは宮交バスの
分の路線には路線
の利用者もいらっ
しゃるでしょうし、
コミュニティバス
はコミュニティバス
の利用者もいらっ
しゃるでしょう
から、そこは部分
的にはダブること
があるかもしれませ
ん。ただそれは、
廃止路線代替バス
も市町村が委託
ですから、コミュ
ニティバスも市
町村が運営主体
ですから、そこ
は市町村のほう
でお考えにな
って、効率的な
投資をされる
ものという
ふうに
考えて
おり
ます。

○丸山委員 今、コミュニティバスというものに依存しなくちゃいけないのは、過疎のほうがどんどん多くなってきていて、代替バスというよりもタクシーみたいなやつも多くなってきて、その比率はどっちのほうが要望的に多いのでしょうか。

○加藤総合交通課長 廃止路線代替バスの状況で言いますと、バスの形でやっていますのが、これは18年度ですが82系統、それから乗り合いタクシー方式が34系統となっております。

○丸山委員 いずれにしましても、この地域、特に過疎地域を含めての地域の足を守ることが大前提でしょうから、市町村と十分連携しながら、県としてもこういったほうが財政的に合理的だということはもちろん分析していただいて、どっちのほうがこの市町村だったらいいかという資料は、できるだけわかりやすくこっちのほうがアドバイスできるような体制をお願いしたいと思います。

○十屋主査 そのほか質疑ございませんか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして総合交通課を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時11分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

地域生活部の残りの情報政策課、国際政策課の審査をあす29日午前10時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこれで終了いたします。

午後4時11分散会

平成19年11月29日（木曜日）

午前9時59分開会

出席委員（9人）

主	査	十屋幸平
副主	査	黒木正一
委	員	緒嶋雅晃
委	員	徳重忠夫
委	員	丸山裕次郎
委	員	高橋透
委	員	凶師博規
委	員	新見昌安
委	員	前屋敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長	丸山文民
地域生活部次長 (文化・啓発担当)	興梠徹
地域生活部次長 (地域政策担当)	森山順一
地域生活部次長 (交通・情報・国際担当)	太田英夫
部参事兼生活・文化課長	日高勝弘
情報政策課長	渡邊靖之
国際政策課長	田原新一

福祉保健部

福祉保健部長	宮本尊
福祉保健部次長 (福祉担当)	松田豊
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	宮脇和寛
福祉保健課長	松原英憲

医療薬務課長	高屋道博
薬務対策監	申間奉文
国保・援護課長	舟田宏
高齢者対策課長	畝原光男
児童家庭課長	西野博之
少子化対策監	佐藤健司
障害福祉課長	村岡精二
障害福祉課部副参事	杉本隆史
衛生管理課長	川畑芳廣
健康増進課長	相馬宏敏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	大野誠一

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

昨日に引き続きまして、地域生活部の審査を行います。まず、情報政策課の説明を求めます。

○渡邊情報政策課長 情報政策課の平成18年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。情報政策課分は上から7番目でございます。予算額12億3,257万7,000円に対しまして、支出済額は12億2,900万5,649円、不用額は357万1,351円で、執行率は99.7%であります。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況であります。情報政策課分は同じ資料の27ページからとなっております。目の執行残が100万円以上のものがございますので、御説明いたします。

28ページをお開きください。まず、(目)計画調査費であります。執行率は99.0%で、不

用額が300万2,957円となっております。この不用額の主な内容は、節の一番下の負担金補助がありますが、ブロードバンドサービス拡大のための全県ブロードバンド環境整備事業におきまず県単補助金の確定による執行残、携帯電話のサービスエリア拡大のための移動通信用鉄塔施設整備事業における国庫補助金の確定による執行残などです。

なお、執行率が90%未満のものについては、該当ございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の「情報政策課」のインデックス、72ページをお開きください。まず、2「情報をだれでも自由に利用できる社会」から2行下の（1）高度情報通信環境の整備についてであります。枠の中の全県ブロードバンド環境整備がありますが、これは、民間による高速インターネット接続サービスの提供が見込めない地域におきまして、サービス提供に必要な施設の整備に対し費用の一部を補助するものであります。平成18年度は、諸塚村の村西部地区、高千穂町上野・田原地区、日之影町大人・屋戸地区、五ヶ瀬町鞍岡地区、西米良村小川・横野・板屋地区において事業を行いまして、新たに2,259世帯でブロードバンドサービスの提供が可能となっております。

次に、73ページをお開きください。（2）情報通信格差の是正についてであります。枠の中の1段目、新世代地域ケーブルテレビ施設整備がありますが、これは、県内のケーブルテレビ事業者等が行いますケーブルテレビのサービスエリア拡大に対し補助を行うものであります。平成18年度は、延岡市が旧北方町において行い

ました施設整備に対しまして補助を行い、新たに1,119世帯でケーブルテレビサービスの提供が可能となっております。

次に、移動通信用鉄塔施設整備でございますが、これは、電気通信事業者の採算性の問題から携帯電話等のサービス提供の見込めない地域におきまして、移動通信サービスを提供するための施設を整備する市町村に対しまして、国及び県による補助を行うものでございます。平成18年度は、北川町の下塚・瀬口地区72世帯を対象に事業を実施いたしております。

次に、74ページをごらんください。（3）の枠の中、情報セキュリティ強化でございますが、これは、個人情報など県民の重要な情報を守り、安全・安心に情報が活用できるように、庁内の情報セキュリティ対策の強化を図るものであります。平成18年度は、情報セキュリティ監査や情報セキュリティ研修を実施したところであります。

次に、75ページをお開きください。（1）宮崎情報ハイウェイ21等の利活用促進による産業の活性化・県民生活の利便性向上についてであります。枠の中の1段目、宮崎情報ハイウェイ21管理運営でございますが、これは、県下30市町村を高速大容量の光ファイバー網で結ぶ情報通信基盤でございます宮崎情報ハイウェイ21の安定運用を図るため、その保守管理を行ったものであります。

次に、宮崎情報ハイウェイ21利活用促進であります。これは、県内の情報関連産業の活性化を図るため、宮崎情報ハイウェイ21やインターネット等の情報通信技術を活用したモデル事業を公募して事業費の一部を助成するものでありまして、平成18年度は、モデル事業3件、フォローアップ事業1件の計4件の事業を採択

いたしております。

次に、76ページをごらんください。(2) 電子県庁・電子自治体の推進についてであります。枠の中の電子申請届出システム運営であります。これは、インターネットを利用することにより、県に対する申請、届出等の手続を行う電子申請届出汎用受付システムや、インターネットを通じて行政情報、地域情報等の案内が閲覧できる県民ポータルサイトシステムを運用管理するものであります。

主要施策につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

情報政策課は以上でございます。

○十屋主査 情報政策課の説明が終了いたしました。質疑をお願いいたしたいと思っております。

○丸山委員 72ページの全県ブロードバンド環境整備関係ですが、国のほうでは2010年を目途に全国ブロードバンドの整備をやっていきたいという方向性を持っています。県の場合、昨年度、一部に努力を要するということですが、この整備状況等は、2010年という国の大枠の目標に向けての進捗状況を含めて、18年度どのような形で進んでいったのかお伺いしたいと思います。

○渡邊情報政策課長 国のほうでは、2010年度までにすべての地域で、いわゆる高速インターネット、ブロードバンドが使えるようにとっております。ただ、実態を申しますと、本県におきましてはブロードバンドが利用可能な世帯は18年度末で89.8%でございます。ということは、全県下大体45万世帯でございますので、10%、4万5,000世帯ぐらひはまだ利用できないという状況でございます。これにつきましては、

本県だけでなく全国的にそのような状況がございます。ただ、本県は89%ということですが、全国平均では95.1%ということがございますので、私どもでは、県単で全県ブロードバンド環境整備事業ということで鋭意やっておりますが、今後も努力していかねばならないと思っております。

○丸山委員 人口ベースで89.8%ということで、面積、人が住んでいる可住地域からすると——平成18年度も中山間地域を中心にやられているんですが、これはある程度市町村の裏負担もないとできないということで、市町村の理解が得にくいので進んでいないという実態なんですか。

○渡邊情報政策課長 今委員がおっしゃいましたように、全県ブロードバンド県単事業でも4分の1から5分の2の市町村の御負担もお願いいたしております。この辺になりますと、何を市町村のほうで優先されるか。早く言えば、私どもの事業であれば、携帯電話を優先されるのか、ケーブルテレビを優先されるのか、ブロードバンドか。その優先度合いによってもそれぞれ市町村で違ってきておりますので、その辺の実態は市町村の事業の進捗状況にもよると思います。ただ、本県では情報ハイウェイ21がありますので、少なくとも全市町村にはブロードバンド環境が、一部といえどもそろっているという状況はできております。

○丸山委員 恐らく中山間地域の町村だろうと思っておりますので、そうなる自主財源が厳しい中で、県もそうなんです。三位一体改革とか交付税の削減があって、なかなか有効に使うお金がなくて、どっちかという道路を整備してほしいとかいろいろな要望がある中に、情報格差の是正は必要であろうと思っておりますので、

市町村と連携しながら、また、もうすぐ過疎債も切れると聞いておりますので、その辺は十二分に国とも連携しながら、情報格差の是正というのはしっかりやっていただかないと、特に今の若い方々は地域にはなかなか住まないし、また、企業もそちらのほうには行きたくないということも考えられますので、宮崎情報ハイウェイ21を有効に活用しながら情報格差の是正をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほど言いました携帯電話のことですが、当初予算を見てもみますと7,000万近くあったのが、2,500万ということに結果的になっているんですが、これは、それこそ市町村の裏負担が問題だったのか、もしくは、3～4会社があると思うんですが、会社のほうが乗ってこなかったのか、その辺はどのような経緯か、説明いただければ幸いです。

○渡邊情報政策課長 74ページをごらんいただきたいと思いますが、上から2つ目の表、携帯電話サービス未提供地域解消の状況、これは平成17年度から18年度を引きますと553の解消になっております。何を申し上げたいかといいますと、通信事業者が自力でやられた分がたくさんあるということでございます。というのは、私どもの移動通信用鉄塔施設整備事業でやっていた分、それから昨年度、県単事業で制度を立ち上げてやる分も予定しておったんですが、今、ソフトバンクが事業に参画したということ、それから携帯電話番号の持ち回り制で競争が激化したために、エリア拡大をねらうところもありまして、自力でやられた分が多かったということで、補助金を使わずに本来の事業ベースでやられた分がありまして、結果的には553と。ただ、これは3年も4年も続くかは別ですが、そういうことで、市町村も県も得し

たと言うとおかしゅうございますけれども、結果的には目標の300以上の553という数字が出てきております。

○丸山委員 そういう意味で、施策の推進状況は「概ね順調」という評価が出ていると考えてよろしいでしょうか。

○渡邊情報政策課長 今、計画は300と申しましたが、今のところはその計画を上回った実績を残しております。

○丸山委員 しかし、まだまだ携帯電話がつかないところがある。先ほどの情報格差と一緒にですので、企業とも連携しながらぜひ取り組んでいただきたいと思います。

情報セキュリティ強化についてです。当初予算では950万程度あったんですが、200万程度で終わっています。今、情報が流出して企業の中でもいろいろな問題が発生しているんですが、「概ね順調」ということになっているのは、どういった経緯で「概ね順調」と考えたらよろしいでしょうか。

○渡邊情報政策課長 情報セキュリティ強化につきましては、一つには外部監査をする委託料を700万ほど予算化しております。これにつきまして当該年度は189万、24%で落札しました。外部監査については民間の競争があります。もう一つ言うと、委託料は最低制限価格がございません。そういうことで積み上げた数字の598万4,000円が執行残という形になっております。

もう一つは、セキュリティ対策講座を140万ほど予定しておりましたが、国の外郭団体のLASDECが無料でやっていただけるということで、市町村と一緒にここをお願いして経費の節減をしました。その分の執行残が当初予算等含めて140万ということで、190万何がしかの金で執行できました。これは所期の目的は達成して

いるものでございます。

○丸山委員 委託制度は最低制限価格がないということですが、それで業務もうまくいって成果も上がったと。一番重要なのは、今後情報の流出がないように——今、国の出先機関や大手企業の情報が流出するケースがありますので、しっかり情報管理は情報政策課が中心にやられて、他部局にもしっかりと情報管理をしていただくようお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 ケーブルテレビですけれども、エリア状況を見ますと、18年は29万8,000世帯ということで、16年から余り伸びていないわけですよ。これは営利でやられるので会社の関係もあると思うんですが、将来、アナログからデジタルになった場合にテレビ放送が見えなくなる地域が出てくるのではないかと最終的にはコストの問題もあって整備が100%できんのじゃないかと言われております。衛星放送でそれをフォローするというようになっておるんですけれども。県民の情報という意味から見れば、全県下ケーブルテレビで網羅するという県の姿勢もあって、ケーブルテレビ会社ともいろいろな条件整備等も図りながらこれを進めていくべきじゃないか。今は世帯数が45万と言われたのですか、その中で、23年からデジタル放送になったときは、相当県民は不満が出てくると思うんです。衛星放送ではローカル放送は見れんわけです。そういうことを考えたら、ケーブルテレビをいかに普及するかを県の重点政策として取り上げるべきだと思うんですけれども、これの将来展望というのはどう考えておられるかお伺いいたします。

○渡邊情報政策課長 今委員おっしゃいましたように、現在、宮崎市内、延岡、都城、日南についてはほとんど網羅されておりますので、県

単事業でお示ししておりますのは、いわゆる条件不利地域に進出する場合について助成をしたいと考えております。今おっしゃいましたように、平成23年には地上デジタル放送になってアナログ放送がなくなってしまうということがございます。それを一番心配されておられるのは山間へき地の首長さんたちでございます。そういうことがございまして、入郷地区、県北の首長さんたちにおきましては、美郷町の北郷区の「きららびじょん」のようなことも考えておられます。ただ、これにつきましては地上デジタル放送の補助関係がはっきりしないものもございますから、現在のケーブルテレビとどういう形で調整したらいいか御相談しながら、その意味ではケーブルテレビ関係については条件不利地域をなるべく努力をしたいと思っております。

○緒嶋委員 これはぜひやらんと、情報格差が明確に見えてくる。そして情報伝達として、県のローカル的なテレビ放送が一つも入らないということになるわけです。首長さんたちが心配しておられるのは当然のことだと思うんです。また、デジタルの放送施設をつくるのはアナログ以上に設備費が要するというのも伺ったことがあります。そうなりますと、ケーブルテレビをいかに網羅するかという中で、これでは全部網羅できんと思いますけれども、最大公約数的なものはこれである程度網羅できるというような形を県も重点施策としてやっていかなければ、これで満足しておってはいかんと思います。これは部長にもお願いしますが、重点的に今後進めていかんと、情動的なものはこれでいいですという問題ではない。その辺はどうか、部長の意見を伺いたいと思います。

○丸山地域生活部長 委員がおっしゃいました

ように、また情報政策課長が答えましたように、アナログからデジタルへ放送施設の整備をして、平成23年7月にはデジタル化になるわけです。今、県もいろいろこういうふうに行っているんですけども、国のほうも、23年7月にぴしゃっと切りかえができるのかどうか、多分迷っておられることもあるだろうと思います。その中で、例えば生活困窮世帯、生活保護世帯には無料でチューナーを配付するとかいろんな議論がされています。先ほど課長も言いましたように、山間地には共聴アンテナが県内でも数百あると思います。アナログからデジタルに変える場合は、その改修費は、3万5,000円を超える分については補助するという話を国のほうはされています。ただし、新設する場合は補助制度はないんです。それじゃ困るじゃないかと、国策で行っているんだから、その辺はぴしゃっと国のほうで考えてくださいという話を宮崎県もしております。次年度の予算対策においても重点施策でそういう要望はしております。

そういう補助制度があっても、今の受信機で見れていたのが、デジタル化されると見れなくなると。山間地で一番声が多いのは高齢者世帯です。テレビというのは一つの大きな楽しみですから、「何でデジタル化して、わざわざチューナーを金出して買ったり、テレビを買い換えたりせにゃいかんのか」という声は物すごく多いです。国のほうにもそういう意見が通っていますし、県としてもそういう不安がなるだけ出ないように考えていきたいと思えます。

○緒嶋委員 中継塔に3万5,000円負担して全部今が見えるならいいんです。ところが、今の共同施設で見れていたところが、デジタルになったら見えないところがかかり出てくる、そういうことも聞くわけです。そういうことを含

めますと、チューナーも買い直さにゃいかん、共聴施設に対する負担も要るということになりますと、高齢者世帯なんかは大変なことだと思いますし、今見えているのが見えなくなって、後は自分で勝手にしなさいということでは、情報について国民に対する不公平な扱いになると思うんです。そういうことを考えると、国に対しての要望とともに、県は県として、ケーブルテレビを含めて施策の中でどう解消するかという基本的なものを両面的に考えていく必要があると思いますので、今後十分検討していただくよう要望しておきます。

○新見委員 報告書の72ページですが、全県ブロードバンド環境整備、ここに記載の世帯で高速のインターネットが利用できるんだというのはわかりますが、具体的にどういうイメージなのか。例えば全市町村に情報ハイウェイ21のケーブルがつながっていますが、そこから個々の家庭に光ケーブルを引くとか、そういうイメージなんですか。

○渡邊情報政策課長 今、先生がおっしゃったとおりでございます。と申しますのは、旧役場も含めて市町村役場のところまでは情報ハイウェイが走っておりますので、それを使われるか。もう一つは、NTTとかQTネットの光ファイバー網があります。それを各家庭につないでいただくということになります。ADSLという導線の電話になりますと、距離が遠くなるとブロードバンド機能を発揮しなくなることがございます。いろんなものを使いまして市町村全域にブロードバンド網を普及していこうと。商売として成り立つところ、例えば宮崎、延岡、都城など大きいところは事業者さんが進んでやられると思いますが、特に条件不利地域はなかなかやりませんので、そういうところは

市町村や事業者が事業主体となって、それを補助してブロードバンド設備を構築していくというものでございます。

○新見委員　そこまでの環境整備をしてやって、どういったプロバイダーを活用するかというのは個々の家庭の問題ということですね。

それと、75ページの宮崎情報ハイウェイ21利活用促進、民間活用モデルが3件、フォローアップ事業が1件ということでしたが、利活用するためのモデルはどんなふうを選んでいかれるのか。

○渡邊情報政策課長　これにつきましては、情報ハイウェイを活用したもの、インターネットを活用したものということで毎年募集をいたしまして、それをすることによって、起業とまではいきませんが、起業の芽出しをするようなものをお手伝いするというので、総体事業費の2分の1の補助額ということでやらせていただいています。

○新見委員　18年度の民間活用モデル3件ということですが、全体で何件あったうちの3件だったのか。

○渡邊情報政策課長　17年度、18年度で民間活用モデル・フォローアップ事業をやっておりますが、17年度につきましては6件、昨年度、18年度については4件の事業を採択しております。

○新見委員　何件の応募に対して何件の採択ですか。

○渡邊情報政策課長　18年度につきましては、7件の応募がございまして4件の採択でございます。

○新見委員　76ページの電子申請届出に関するものですが、平成21年度の目標として400件を掲げられておりますが、県庁の事務についてはこ

ういった電子申請になじまないものもあると思うんですが、この400件というのは県庁の事務の中のどのくらいを占めているのでしょうか。

○渡邊情報政策課長　ちょっと古い数字になりますがけれども、申請件数ということになりますと全部で*122万件ぐらいございます。ただ、添付書類が必要だとかいろんなもので、すべてが電子化になじむものではございません。調査したときには全部でそれぐらいの数字があるということでございます。

○新見委員　電子申請になじむ事務処理を、後で結構ですので教えてください。

○十屋主査　後ほど、電子申請になじむというか適用できる、ほかの書類が要らないものとか、そういう数字をお知らせいただくとありがたいんですが、できますか。

○渡邊情報政策課長　後ほど御提出したいと思います。

○十屋主査　ほかございませんか。

それでは、情報政策課を終了いたしたいと思います。

次に、国際政策課の説明をお願いいたします。

○田原国際政策課長　それでは、国際政策課の平成18年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。国際政策課の決算の状況につきましては、予算額2億3,869万5,000円、支出済額2億3,797万291円、不用額2万4,709円となりまして、執行率は99.7%であります。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況であります。同じ

※75ページに訂正発言あり

く委員会資料の29ページから30ページをお開きください。目の執行残が100万円を超えるもの及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の「国際政策課」のインデックスのところでございます。78ページをお開きいただきたいと思います。まず、4行目でございますけど、(1) 県民の国際理解の増進といたしまして、外国青年招致事業により、国際政策課に英語、韓国語、中国語に対応できる3名の国際交流員を配置し、通訳・翻訳業務を初め各種国際交流活動等幅広い取り組みを行ったところであります。また、県民の国際理解の増進につきましては、県の出資団体であります財団法人宮崎県国際交流協会が各種事業に取り組んでいるところでありますが、施策の評価の②に記載しておりますとおり、その中核的施設であります「宮崎県国際プラザ」を昨年5月にカーノー宮崎8階に開設いたしまして、午後7時までの夜間利用や土曜日開館を行うなど、県民の利便性の向上を図ったところでございます。今後とも、同協会を初めさまざまな国際交流団体と連携しながら、国際化推進の一層の機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、79ページをごらんください。(2) 国際化推進の中核となる人材・団体の育成といたしまして、県国際交流協会に委託して行いました「みやざき国際実践塾」の開催により、地域の国際化を担う中核的な人材である国際化推進リーダーの育成や、継続的・安定的に活動できる国際交流・協力団体の育成強化を図ったところであります。今後は、育成した国際化推進リーダー等が活発に活動するためのフォロー

アップや国際交流・協力団体のネットワークの形成・拡大を図ることにより、県民主役の国際化を推進していきたいと考えております。

次に、80ページをお開きください。5行目でございますが、(1) 多様な主体による多彩な国際交流の推進といたしまして、国際理解・交流支援事業により、東アジア近隣諸国を中心にさまざまな分野での県民主役の相互交流の拡大に取り組んだところであります。主な実績としまして、国際理解講座の実施によりまして、韓国、シンガポール、アメリカから招致しております国際交流員を講師として県内の小中高校に派遣し、児童生徒にそれぞれの国の概要や文化を紹介するなど国際理解の促進を図りました。また、宮崎・韓国草の根交流促進事業により、スポーツや文化・芸術分野などの宮崎と韓国の民間団体の指導者がお互いに訪問し合い、交流の実現に向けた協議を行ったところでございます。この事業への参加をきっかけにして多数の民間団体が相互訪問を開始するなど、草の根レベルの国際交流が着実に広がっているものと考えております。

次に、81ページの中ほどをごらんください。

(2) 地域の特性や資源を生かした国際協力の推進といたしまして、海外技術研修員受入事業により開発途上国から3名の技術研修員を受け入れ、県内の大学などで研修を行い、途上国の発展に貢献できる人材を養成するとともに、県民と研修員との交流を通じまして国際理解の促進を図ったところであります。今後とも、本県の特性や資源を生かした国際協力のあり方を工夫しながら事業の展開を図っていきたいと考えております。

次に、82ページをお開きください。中ほどでございますけれども、(3) 多文化共生に関する

る意識啓発・普及といたしまして、県国際交流協会に委託して行いました多文化共生社会づくり意識啓発事業により、広報誌等による情報提供や「多文化共生社会づくり講座」の開催等を通じまして県民意識の啓発・普及を図ったところであります。今後とも、県国際交流協会や市町村等と連携しながら地域レベルでの県民意識の啓発・普及を図っていく必要があるものと考えております。

次に、83ページをごらんください。(4)外国人も安心して暮らし、行動できる環境の形成といたしまして、県国際交流協会に委託して行いました外国人住民支援事業により、「外国人のための日本語講座」の開催や法律・生活相談の実施及び災害・医療通訳の養成などを行い、外国人住民が安心して生活できる環境の整備に努めたところであります。今後とも、県国際交流協会や市町村等と連携しながら外国人住民の地域社会への参加促進や防災対策の充実などを行っていききたいと考えております。

以上が、主要施策の成果についての説明でございます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

国際政策課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○十屋主査 国際政策課の説明が終了いたしました。質疑をお願いいたしたいと思っております。

○前屋敷委員 外国の方々が宮崎に住んでおられるの住民支援の事業ですが、日本語講座を開催されておられますけれども、何名ぐらいの方が受講されていますか。

○田原国際政策課長 83ページの主な実績内容として「外国人のための日本語講座の開催」と

いうのを掲げさせていただいております。これは前期と後期の年2回に分けて、それぞれ毎週火曜日と金曜日に開催をしております。前期は30回で延べ279名、後期は20回で延べ246名の外国人の方の参加を得ているところでございます。

○前屋敷委員 受講されるのに条件があるんですか。1年とか、前期、後期だけとか。

○田原国際政策課長 それは特にございません。

○前屋敷委員 今、県内にはいろいろな国からお見えだと思えるんですけども、何名ぐらいの方々がいらして、こういう講座を利用された方々がどのぐらいの割合か。要するに宮崎の生活になじんでおられるんだろうかと思えるんですけども、わかる範囲でお願いします。

○田原国際政策課長 昨年の12月末現在でございますけれども、本県には4,260名の外国の方が居住していらっしゃるしまして、国籍別では、その約4割近くが中国籍の方でございます。また、韓国・朝鮮籍の方も650名ほどいらっしゃいます。御質問にございました、この皆さん方のうちどの程度の方が日本語講座を受講しているかということにつきましては、数字をここで申し上げることが難しいところでございます。

○前屋敷委員 この講座は宮崎市内1カ所だけですか、それとも各市町村で講座の開設がされているんですか。

○田原国際政策課長 今申し上げました日本語講座の開催につきましては、国際交流協会のほうで行っております。宮崎市が中心でございますけれども、都城市とか延岡市などにそれぞれ国際交流協会がございまして、それぞれ日本語講座をこういう形で行っております。宮崎市

中心ではございますけれども、各市町村の協会におきましてそういった講座を開設して外国人とのコミュニケーションを図る取り組みを行っていただいているところでございます。

○丸山委員 81ページの海外技術員研修受入で3名来られていますが、具体的にはどのような技術を習得に来られているのか教えていただきたいと思います。そして、こういった成果をもたらそうという目的で来られているのかも含めてお伺いしたいと思います。

○田原国際政策課長 昨年度は3名の方を受け入れたところでございます。具体的にお話ししますと、まず、1名がインドネシアの方でございまして、水廃棄物処理という研修科目で宮崎大学工学部のほうで研修を受けていただきました。この方はインドネシアのブラウイジャヤ大学の講師をしていらっしゃる方でございまして、従来から宮崎大学と学术交流をやっている関係で、宮崎大学の高度な処理技術の研究を研修することによりまして、大学に帰られまして、習得した知識を使ってインドネシアの発展に尽くしていただいていると考えております。2人目がモンゴルからおいでいただいた方でございまして、環境化学及び環境微生物学を都城工業高等専門学校で1年間学んでいただいたところでございます。この方も、従来から都城高専と交流があるモンゴル国立科学技術大学で食品生物工学部の研究員補助という形で研究していらっしやって、本県の高専の技術によって知識、技能を高められたところでございます。3人目がベトナムの方でございまして、ハノイ農業大学のほうからおいでいただきまして、獣医病理学という研修科目で宮崎大学の農学部の方で研修を受けていただきました。この方は畜産獣医学部の学生でございますけれども、将来

は国のためという形で、ベトナムの獣医さんでございまして、鳥インフルエンザなどの撲滅にも貢献していただけるのではないかと考えているところでございます。

○丸山委員 確かに貢献をするために1年なり2年いらっしやると思うんですが、多分継続して来られていると思います。私が学生のときも1人いらっしやった記憶がありますが、大学になじまれてすごく勉強されて、国に帰って勉強されていると聞いているんですが、その後の貢献、逆に言うと日本なり宮崎をよくしてもらおうとか、県が貢献しているんですよというフォローアップみたいな形は何か取り組んでいらっしやるんですか。

○田原国際政策課長 今年度、それぞれの推薦団体を通じまして、過去5年間にわたるフォローアップ調査、現況調査を文書で行ったところでございます。残念ながらすべてのところから回答いただいたわけではございませんけれども、現在何をやっていらっしやるかという部分についても把握したところでございます。もちろん来られる段階から、今申し上げましたように大学の講師の方とか、研究所に所属していらっしやるかとか、また行政機関の研究員など、これまで東南アジアを中心にそういった方をお呼びしておりますので、大概の場合は引き続きその職にとどまっていたらいい、その分野でその国の発展のために貢献していただいています。そういったことがフォローアップ調査で把握できているところでございます。

○丸山委員 国際貢献ということで、それぞれの県がこのような形でやっていると思いますので、他県とも連携しながらフォローアップに関してはやっていただいて、今後は日本の国際貢献を大きくPRしていただきたい。ただ県費を

使っているというだけではなくて、県としてもこういう国際貢献をやっているんだということを、県民、また国民が持てるようなことをやっていただければ幸いかと思います。

83ページの外国人のための日本語講座の件ですが、実は平成18年度に県議会の議発で防災対策推進条例というのをつくりまして、災害弱者の中に外国人等も入れるべきということで、そういった位置づけも条例の中でうたわせていただいたんですが、防災マップも含めて研修等されているのか。ただ日本語がしゃべればいいというのではなくて、防災についての話はされているのでしょうか。

○田原国際政策課長 外国人のための防災につきましては、台風14号の教訓も踏まえまして、庁内でも横断的な検討会を設けて検討してきたところでございます。その成果の一つとしまして、昨年度、協会のほうで外国人のための防災パンフレットを作成しました。もちろんそれ以前にもハンドブックを作成しておりましたし、ことしの1月には県庁の国際政策課のホームページに「外国人のための防災情報」ということで、気象庁や国の外郭団体ともリンクした防災情報を集約したホームページを立ち上げたところでございます。

今後につきましては、今委員がおっしゃいましたように、弱者としての外国人ということで、総務部の危機管理局のほうで、弱者対策についてモデル的なプランを検討していく取り組みを行うように聞いておりますので、私どももそれに協力しながら、より一層外国人に対する防災対策に努めていきたいと考えております。

○丸山委員 決算で言うべきかどうか迷ったんですが、お伺いします。国際政策課ではないかもしれませんが、先ほども紹介があったとお

り、今県内にかなりの外国人の方が来ていらっしゃるって、農業なり飲食業なりいろんな職業についていらっしゃるんですが、事業主とのトラブルがあったりいろいろある中で、具体的に国際政策課としてはどれぐらいかかわられるのか。入管が来ると、それを受け入れるだけという形なのか、どこに住まれているのか把握されているものなのでしょうか。

○田原国際政策課長 ただいまの件は外国人の研修実習制度にかかわる問題ではないかと考えているところでございます。先ほど4,260人と申し上げましたが、従業員50人以上の事業主は、毎年6月1日現在の外国人の雇用状況を職業安定所に登録しなければいけないという制度がございまして、これによりますと、18年6月1日現在、外国人の労働者は192の事業所で791人という数字が出ております。そのうち、国の技能実習制度によって就労している方が522人という数字を把握しているところでございます。これにつきましては、今委員がおっしゃいましたように、隠れみのにして安い賃金で使われているといったようなことで、県内ではそんなに大きなトラブルにはなっておりませんが、そういったことも我々のほうには聞こえてきているところでございます。これにつきましては、一元的には労働局のほうで労働基準行政として管理監督をしていくことになるわけでございまして、毎年1回、宮崎労働局主催の外国人労働者の関係機関連絡会議に私どもも参加させていただきまして情報交換をすることで、トラブルの解消に努めていくという立場で、外国人労働者の問題には臨んでいるところでございます。

○丸山委員 労政問題も入ってきておりますので、部局が多少違うのかもしれませんが、トラブルがないように国際政策課としても

連携強化を図っていただくように要望します。

○渡邊情報政策課長 先ほど新見委員のほうから御質問がありました、電子申請件数の総数を御報告いたします。総数につきましては、庁内全体で3,682、このうち電子申請になじむということで私どもが整理しておりますのが458、この458のうち平成21年度は400という数字を掲げております。ちなみに、122万と申しましたのは、手続数ではなくて年度内の総申請数でございます。申しわけございませんでした。

○十屋主査 それでは、以上をもちまして地域生活部を終了いたします。

執行部の皆様は、2日間にわたり御苦労さまでした。

では、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時56分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

平成18年度決算について、部長に概要説明を求めます。

○宮本福祉保健部長 おはようございます。座ったまま説明させていただきます。

それでは、平成18年度の福祉保健部の主要施策の成果の概要につきまして、宮崎県総合長期計画「元気みやざき創造計画」の施策体系表に沿って御説明をいたします。

横長の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。計画の一番左側の大項目でございますが、福祉保健部におきましては、1ページから2ページにかけての「未来を拓く人が育つ社会」、2ページ「快適な環境を享受できる社会」、2ページから6ページにかけての「安全で安心して暮らせる社会」、これらを

将来像とした各種の施策を体系的に推進したところでございます。

初めに、大項目の「未来を拓く人が育つ社会」について、中項目「子どもを生み、育てる環境をみんなで支える社会」の中の小項目「地域における子育て支援体制の充実」についてであります。細項目の1の「子育てに関する意識の醸成」につきましては、民間団体等で構成する宮崎県次世代育成支援対策推進協議会と連携しながら、地域全体で子育てを支え合う機運づくりに努めたところでございます。

2の「地域における子育ての支援」につきましては、子育て家庭のニーズに対応するため、児童館や放課後児童クラブの整備を進めるとともに、地域のNPOや子育て支援グループの連携を図ったところでございます。

3の「保育サービスの充実」につきましては、多様な保育ニーズに対応するため、一時・特定保育や休日保育、さらには障がい児保育等の充実に努めたところでございます。

4の「母子保健医療体制の充実」につきましては、女性の健康支援事業や特定不妊治療費助成並びに新生児等スクリーニング検査事業を実施したところでございます。

次に、小項目「子どもの権利擁護・自立支援」についてでございます。5の「児童の保護と自立支援」につきましては、児童福祉の専門機関である児童相談所において、市町村に対する技術的援助や助言のほか、困難な事例に対する専門的な支援を行ったところでございます。また、地域の関係機関とのネットワークによる虐待の発生防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、心理職員による児童の心のケアなどに取り組んだところでございます。

6の「ひとり親家庭等の自立支援」につつま

しては、母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、巡回就業相談や教育訓練給付金の支給等を実施したところであります。

2ページでございます。次に、中項目の「一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される社会」の中の小項目「男女共同参画社会づくり」についてであります。7の「DV防止対策の推進」につきましては、配偶者暴力相談支援センター運営事業や女性保護施設「きりしま寮」の運営など、DV被害者の保護や支援に取り組んだところであります。

次に、小項目「高齢者の活力を生かした社会づくり」についてであります。8の「高齢者の社会参加の促進」につきましては、高齢者が長年培ってきた知恵や経験など、シニアパワーを積極的に活用していくための仕組みづくり・活躍の場づくりや、高齢者の社会参加についての機運醸成に努めるとともに、ねんりんピックの開催など、高齢者の生きがいや健康づくり活動の支援を行ったところであります。

次に、大項目の「快適な環境を享受できる社会」について、中項目「すべての人が快適に暮らせる人にやさしい社会」の中の小項目「すべての人が快適に暮らせる「ユニバーサルデザイン」の推進」についてであります。9の「人にやさしい福祉のまちづくりの推進」につきましては、県民の積極的な参画による福祉のまちづくりを展開するため、地域で障がい者等を支援する活動を行う人材の養成、障がい者住宅の改造助成等による施設のバリアフリー化の推進に取り組むとともに、療養所訪問や、マスメディアを利用した県民へのハンセン病に対する知識の普及啓発を行ったところであります。

次に、大項目の「安全で安心して暮らせる社会」について、中項目「生涯を通して健康に暮

らせる社会」の中の小項目「自主的な健康づくり」についてであります。10の「自主的な健康づくりの普及・啓発」につきましては、健康づくり推進センターを管理運営するとともに、完全禁煙・分煙達成プレートの配付など、たばこ対策緊急特別促進事業を実施したところであります。

11の「食を通じた健康づくり」につきましては、栄養改善対策として、行政栄養士中央研修会や地域栄養改善研修会において指導者の資質の向上を図るとともに、歯科保健対策として、母子歯科保健指導や8020運動並びにむし歯予防対策事業に取り組んだところであります。

12の「スポーツ・運動を通じた健康づくり」につきましては、健康運動指導士や実践指導者の育成を図ったところであります。

次に、小項目「生活習慣病及び寝たきり予防対策等の充実」についてであります。13の「生活習慣病及び寝たきり予防に向けた取組みの推進」につきましては、老人保健事業費県費負担や地域リハビリテーション事業に取り組んだところであります。

14の「難病等に対する対策」につきましては、特定疾患患者の医療費の助成や各種相談への対応、災害時支援体制の構築等により、患者やその家族の支援を行ったところであります。

3ページでございます。次に、小項目「健康に関する危機管理体制の充実」についてであります。15の「結核・感染症対策の推進」につきましては、結核罹患患者等に対する検診を実施するとともに、新型インフルエンザ対策として抗インフルエンザウイルス薬を追加備蓄したところであります。

16の「薬物乱用防止対策の推進」につきましては、健全な社会づくりと覚せい剤やシンナー

等による健康被害防止のため、啓発活動を中心とした薬物乱用防止運動を行ったところであります。

17の「毒物劇物危機管理体制の充実」につきましては、毒物劇物による事故発生を未然に防止するため、取扱施設に対する監視指導を実施したところであります。

次に、中項目「医療サービスが充実した社会」の中の小項目「安心できる医療体制づくり」についてであります。18の「地域医療提供体制の充実強化」につきましては、日向入郷医療圏において中核的なへき地医療拠点病院を新たに指定し、代診医派遣等のへき地医療支援を行うとともに、県の採用した医師をへき地公立病院等に派遣する医師派遣システムを推進するため、県で採用する医師の確保に努めたところであります。

19の「救急・災害医療体制の整備」につきましては、救急医療施設への運営費等の支援や、小児救急医療電話相談事業の実施、災害医療従事者研修会の開催等に取り組んだところであります。

20の「国民健康保険の充実」につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、低所得者の国保税軽減や高額医療に対する支援等を実施したところであります。

4ページをお開きください。小項目「医薬品等の安全確保・安定供給の推進」についてであります。21の「医薬品等の安全対策の推進」につきましては、医薬品等の安全性・有効性を確保し、適正な使用と安定供給を図るため、監視指導や医薬分業の推進に努めたところであります。

22の「血液対策の推進」につきましては、医療に必要な血液製剤を安定的に供給するため、

各種キャンペーンを展開し、県民の献血への理解の促進に努めたところであります。

次に、小項目「医療を支える人づくり」についてであります。23の「医療人材の養成・確保」につきましては、高齢化や医療の高度化等を背景とした保健医療ニーズの多様化に対応するため、医師、看護師等の医療人材の安定的な確保と、その資質の向上に努めたところであります。医師に関しては、自治医科大での医師の養成に加え、へき地や小児科等特定診療科の医師を養成・確保するため、医師修学資金貸与制度を創設、また、県で医師を採用してへき地等へ派遣する医師派遣システムの推進に取り組んだところであり、看護師については、県立看護大学の運営や看護師養成施設への助成により、資質の高い看護職者の育成を図ったところであります。

次に、中項目「みんなで支え合う福祉社会」の中の小項目「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」についてであります。24の「高齢者福祉保健サービスの充実」につきましては、各種サービスを提供する介護保険事業者への指導や市町村に対する支援を行うとともに、「宮崎県介護保険事業支援計画」等に基づき、介護サービス基盤の計画的な整備を図ったところであります。

25の「老人医療制度の安定的運営」につきましては、市町村の老人医療給付に要する費用等を負担し、老人医療制度の健全な運営を図ったところであります。

次に、小項目「障がいのあるなしにかかわらず、地域で共に暮らす社会づくり」についてあります。障がい者施策につきましては、平成18年4月に、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した障害者自立支援法が

施行されました。これに基づき、26の「障がい者の自立支援や社会参加の促進」につきましては、障がい者の就業機会の確保や、障がい者みずからの社会参加の促進等に努めており、例えば、介護職を希望する知的障がい者に対する研修事業の実施や、精神障がい者の社会復帰を促進するための事業の実施、障がい者スポーツ大会の開催等に取り組んだところであります。

5ページをごらんください。27の「障がい者福祉保健サービスの充実」につきましては、障がい児が身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、県北・県西地域における障がい児の療育支援体制の強化を図るとともに、福祉ゾーンをモデルに、福祉・医療・教育等の関係機関の連携による障がい児のライフステージに応じた支援の構築に取り組んだところであります。

次に、小項目「地域で支え合い安心して暮らせる環境づくり」についてであります。28の「地域福祉推進体制の整備」につきましては、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や配食サービス等、住民の地域福祉活動を促進するとともに、認知症高齢者等に対する福祉サービスの利用についての援助や、福祉サービス第三者評価の基準の策定を行うなど、県民だれもが福祉サービスを適正に利用できる体制の整備に取り組んだところであります。

29の「社会保障等による生活の安定確保」につきましては、生活保護制度の適正な運営を図るため、関係機関との連携強化や経済的自立の促進に努めるとともに、県民に平和のとうときを考える機会を提供するため、戦没者遺族等の記録や資料の展示等を実施したところであります。

次に、小項目「福祉社会を支える人づくり」についてであります。30の「福祉人材の育成」

につきましては、増大かつ多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、福祉の仕事に関する情報提供や無料職業紹介等を実施するとともに、現職の社会福祉事業従事者等に対する研修を行うなど、福祉人材の確保と資質の向上に努めたところであります。

次に、中項目「災害や事故に強い社会」の中の小項目「危機管理体制の強化」についてであります。31の「防災対策の充実」につきましては、災害救助法を、7月の豪雨災害でえびの市に、台風第13号災害で延岡市に適用し、障害物の除去や住宅の応急修理などの救助を行ったところであります。

次に、中項目「安心できる消費生活を送ることができる社会」の中の小項目「食の安全・安心の確保」についてであります。32の「食品の安全確保」につきましては、厳正な調理師試験等の実施により資格者の資質向上を図るとともに、食品の安全性確保のため、施設の監視指導や食品の試験検査を実施したところであります。

6ページをお開きください。33の「安全・安心な食の生産・流通・消費システムづくり」につきましては、県産食肉・食鳥肉の衛生及び安全のブランド化を推進するため、検査体制の充実強化を図ったところであります。

34の「良質でおいしい水道水の供給確保」につきましては、安全かつ十分な水道水の確保を図るため、水道施設の計画的整備を促進し、水道未普及地域の解消に努めたところであります。

最後に、小項目「衛生的な生活環境の確保」についてであります。35の「生活衛生の向上」につきましては、公衆浴場等における衛生管理体制の徹底を図るため、営業者等に対する講習

会の実施など、あるいは狂犬病予防接種の啓発、動物愛護思想等の啓発による犬などの処分頭数の減少を図ったところであります。

次に、福祉保健部の18年度決算状況につきまして御説明いたします。

7ページをごらんください。一般会計につきましては、下から4段目の小計の欄でありますが、予算額719億9,236万5,155円、支出済額710億885万984円、翌年度明許繰越額3億5,743万5,000円、不用額6億2,607万9,171円となりまして、執行率は98.6%でございました。

また、特別会計につきましては、下から2段目の児童家庭課所管の母子寡婦福祉資金特別会計であります。予算額4億8,233万3,000円、支出済額1億5,915万6,415円、不用額3億2,317万6,585円となりまして、執行率は33.0%でございました。

次に、福祉保健部の平成18年度監査報告書指摘事項等につきまして御説明いたします。

同じ資料の39ページをお開きください。監査報告書における指摘事項につきましては39ページから40ページにかけて記載しておりまして、40ページの一番下にありますように、指摘事項は全体で14項目、40件となっております。

39ページにお戻りいただきまして、まず、不適正な事務処理につきましては、39ページの7番目ですが、支出事務に関して、中央福祉相談センターほか全18所属で、また、40ページの14番目ですが、その他として、同じく中央福祉相談センターほか全6所属で指摘を受けたところでもあります。なお、不適正な事務処理につきましては、後ほど御説明させていただきます。

たびたびで申しわけありませんが、再度39ページにお戻りいただきまして、収入事務の指摘項目として、児童保護費負担金、母子福祉資

金貸付金、生活保護費返還金の収入未済額あるいは収入未済率が前年度と比較して増加しているとの指摘を受けておりますが、これらにつきましては、未収金対策会議による滞納者の実態把握と対応策の検討や、未収金徴収強化月間の設定等による個別訪問の強化等に継続して取り組むとともに、新たに嘱託職員を配置するなど、収入未済額の解消に向け鋭意取り組んでいるところであります。

また、お手元の資料で別冊となっております、平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書におきまして、3件の意見・留意事項があったところがございます。

最後になりますが、不適正な事務処理についてであります。縦長の3枚つづりの「平成18年度決算特別委員会資料 平成18年度における「不適正な事務処理」関係」、この資料をごらんください。表紙をめくっていただきますと、この資料には、福祉保健部において「預け」の発生あるいは使用、「書き換え」の実施、「不適正な現金等」の収入など、18年度中に不適正な事務処理のあった所属ごとにその概要を取りまとめております。

以上、平成18年度の決算につきまして概要を御説明いたしました。詳細につきましては、後ほど課長から御説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

○十屋主査 ただいま部長の説明が終わりました。

各課の説明及び質疑に入ります前に、準備のため暫時休憩したいと思います。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○十屋主査 分科会を再開いたします。

福祉保健課、医療薬務課、国保・援護課の審査を行います。まず、福祉保健課の説明をお願いいたします。

○松原福祉保健課長 福祉保健課の平成18年度決算状況につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、平成18年度決算特別委員会資料の7ページをお開きください。福祉保健課は、一番上でございますが、予算額は115億9,683万4,915円に対しまして、支出済額は115億8,576万3,814円、不用額は1,107万1,101円となっております。執行率は99.9%であります。

以下、内容の説明に入りますが、以後の資料で「不用額」と記載されております執行残額につきましては、各課とも、目における執行残額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて説明させていただきます。

それでは、福祉保健課分について説明いたします。目における執行率90%未満のものはございませんでしたので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

8ページをお開きください。まず、一番上にあります(目)社会福祉総務費でございますが、不用額は、3段目の欄の321万4,722円となっております。主なものとしまして、工事請負費の58万1,500円や委託料の38万4,731円でございますが、これは、旧都城児童相談所の解体工事に伴う実施設計の委託料や、工事請負費が入札等により執行残となったものでございます。

10ページをお開きください。(目)救助費でございますが、不用額は201万4,035円となっております。主なものとしましては、負担金・補助及び交付金の161万2,743円でございますが、こ

れは、昨年度の災害救助に対する国庫負担金が確定したことによるものでございます。

11ページをごらんください。下の欄の(目)保健所費でございますが、不用額は345万6,841円となっております。12ページをお開きください。主なものとしましては、一番上の需用費145万1,929円ではありますが、これは、電気や水道料など光熱水費を含む庁舎維持管理費などの節約による執行残でございます。

決算事項別明細説明資料につきましては、以上でございます。

引き続きまして、平成18年度の主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の「福祉保健課」のインデックス、93ページをお開きください。なお、主要施策の成果に関する報告書の記載内容と各課の説明方法につきましては、昨日、生活・文化課長が説明しておりますので、省略させていただきます。

それでは、93ページの(1)医療人材の養成・確保の事業名、県立看護大学運営についてであります。主な内容は、教員の人件費や施設設備の管理費、教育や研究に要する経費、図書館に必要な経費でございまして、平成18年度は学部卒業生96名を輩出したところでございます。

なお、学部卒業生の県内就職率を高める取り組みとしましては、学部入試において県内出身者枠18名を設けるほか、入学料について県内出身者を県外出身者に比べ10万円減額するなど、入学者に占める県内出身者の割合を高める取り組みを通じて進めてきたところでございます。また、本委員会での御意見も踏まえまして、平成20年度の入試からは県内出身者枠を25名に拡大することとしておるところでございます。地

域の公立大学として県内就職率を高める必要性は十分認識しておりまして、就職に関する個々の学生の考え方など難しい面もございますが、今後とも創意工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

施策の評価につきましては、看護職者の輩出のみならず、地域での講習会や研修会の開催など幅広い地域貢献活動を展開しております。また、②の高齢化の進展、医療の高度化の流れが加速しており、今後とも優秀な医療人材の確保に向けて、さらに積極的かつ効果的な教育・研究活動等への取り組みが必要と考えております。

続きまして、94ページをごらんください。

(1) 地域福祉推進体制の整備でございます。事業名、社会福祉事業団自立化事業であります。宮崎県社会福祉事業団に対しまして、平成17年度から5年間で集中的に経営改善していただき、平成22年度から経営自立できるよう支援を行ったところでございます。

次に、事業名、地域福祉活動推進事業であります。右の主な実績内容のところがございます。地域福祉ネットワーク事業により、地域での見守り活動や地域住民への相談事業、広報啓発など5町村に対して支援を行うとともに、高齢者等保健福祉推進事業により、19市町村が行う配食サービスや1人暮らし訪問、サロン事業など63事業に対して支援を行い、住民に身近な保健福祉サービスの充実を図ったところでございます。

次の事業名、福祉サービス利用支援推進事業であります。地域福祉権利擁護事業により、認知症など判断能力が十分でない在宅生活者518名に、福祉サービスの利用手続の援助や金銭管理サービスを行い地域での自立化を支援すると

ともに、福祉サービス運営適正化推進事業により、福祉サービスに関する利用者の苦情等に対応するため、福祉サービス運営適正化委員会を設置し、相談者の苦情解決に努めてきたところでございます。

次の㊦福祉サービス第三者評価推進事業であります。これは、福祉サービスを第三者の視点から客観的に評価しサービスの質的向上を図るとともに、評価結果を公表することで利用者が適切にサービスを選択できるようにすることを目的としており、平成18年度は施設を評価するための基準の策定等に取り組んだところでございます。

95ページでございますが、施策の評価につきましては、①多様な福祉ニーズに対する地域住民等の活動が広がりを見せておりますが、今後さらに住民参加による地域福祉活動への支援を行う必要があると考えております。また、②福祉サービスの利用援助の契約件数が全国で上位、九州で1位に位置するとともに、③福祉サービス利用者からの苦情・相談に適切に対応してきたところであります。さらに、④地域福祉計画の未策定の市町村がございますので、計画策定に必要な支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、96ページをごらんください。

(1) 福祉人材の育成でございます。事業名、社会福祉研修センター事業であります。社会福祉施設の職員など延べ1万643人に研修を実施し、その資質の向上を図ったところでございます。

次の福祉人材センター事業であります。福祉啓発広報や無料職業紹介事業等を行い、求職登録者数1,044人、求人・求職相談件数3,118人の実績を上げてきたところでございます。

次に、97ページをごらんください。施策の評価につきましては、多様化する福祉ニーズに対応した研修の実施により福祉職員の資質の向上が図られておりますが、求人充足率を高めるため、引き続き新たな求人開拓等を実施していく必要があると考えております。

次に、98ページをお開きください。(1)防災対策の充実でございます。事業名、災害救助でございますが、施策の評価にありますように、昨年7月の豪雨災害でえびの市に、台風第13号災害で延岡市に災害救助法を適用し、障害物の除去や住宅の応急修理などの救助を行うとともに、被災者への災害援護資金の貸し付けや、遺族への災害弔慰金の支給を行ったところでございます。

以上、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたしました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

引き続き、不適正な事務処理につきまして御説明いたします。別紙でお配りしております、薄い資料でございますが、平成18年度における「不適正な事務処理」について、これに基づきまして御説明いたします。

まず、1ページの1の「預け」の状況についてであります。部内では平成18年度に「預け」を行っていた所属は14所属でありました。左から3番目のH18預け額B欄をごらんいただきますと、下の合計にありますように、18年度の預け額の合計は約471万円であります。その下の括弧内は18年度の普通会計決算に関するもの、すなわち18年度予算により捻出されたものであり、4所属で合計約263万円となっております。差額が208万円ですが、これは17年度決算分でありまして、すなわち、17年度の出先の出

納整理期間であります18年4月中に、17年度予算から「預け」を行ったものでございます。また、その右隣の使用額は約790万円でございます。また、年度末の残高は約218万円となっております。

次に、2ページをごらんください。2の「書き換え」の状況についてであります。部内で平成18年度に「書き換え」を行っていた所属は6所属でありました。そのうち「書き換え」のみを行った所属は1所属で、金額は約107万円となっております。また、「預け」「書き換え」の両方を行っていた所属は5所属でございます。合計金額は約754万円となっており、18年度の書き換え額の合計は約861万円となっております。

次に、3の「不適正な現金等」の状況についてであります。18年度当初に残高があった所属は6所属でございます。左から3番目のH18入金額B欄をごらんいただきますと、下の合計にありますように、18年度の入金額は2所属で約25万円となっております。また、その右隣の使用額は約38万円であり、年度末の残高は約41万円となっております。

なお、4の「預け」の配分の状況につきまして、18年度は該当はございませんでした。

福祉保健課の説明は以上でございます。

○十屋主査 福祉保健課の説明が終了いたしました。質疑を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

○図師委員 まず、18年度の主要施策の成果についてお伺いしたいと思うんですが、資料の94ページにあります、事業名は福祉サービス利用支援推進の内容で地域福祉権利擁護事業というのがありますが、これは認知症の方や知的障がい者、精神障がい者の方で、私的財産等を自

分で管理できない、もしくは将来的にそういうおそれがあるという方々が、事前に社会福祉協議会等の窓口相談に行って、そこに預金通帳、有価証券等の管理を委託できる、いわゆる成年後見制度ともリンクしていくような事業内容だと思います。今後この事業の必要性というのは大きくなっていくと思うんですけど、今の利用状況といいますか、相談件数も含めてどのような実態になっているか教えてください。

○松原福祉保健課長 平成18年度の実際の契約件数は518件でございます、そのうち18年度に新規に契約された方が126件でございます。また、相談援助件数は3,203件となっております。

○図師委員 新規の部分も含む518件の対象者の分類がわかっているならば、教えてください。

○松原福祉保健課長 518件で御説明させていただきますと、認知症高齢者の方が210名、知的障がい者の方が154名、精神障がい者の方が84名、その他70名という状況でございます。

○図師委員 非常にわかりやすい御説明ですが、ただ、私も現場にいながら思っていたのが、現場の専門職はもちろん、当事者なり家族の方がほとんどこの制度の存在を御存じない。啓発活動をされているのもよくわかります。パンフレット等も幾つかのパターン出されているのも見たんですが、今後社会的な弱者の権利擁護の推進を図っていく上で、この事業を県として地域にもっと浸透させていくような施策、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○松原福祉保健課長 例えば、社会福祉協議会がパンフレット、啓発の情報提供誌等つくっておりますが、そういったものを通じて、権利擁護事業ができるだけ県民の方々に広く知られるように努めていきたいと考えております。

○図師委員 今後、福祉サービスの提供のあり方が施設型から在宅へどんどん転換されていくと思うんですが、となると余計のことマンツーマンでのサービス提供が行われていく環境になる。専門職の方々のモラルなり道徳心が試されるといいますか、必要となりますので、そういう方々の事故防止、弱者が自分の権利をしっかり守れるように、この事業の周知を図られていく必要があると思っております。答弁は要りません。

96ページの介護福祉士等修学資金貸付事業について、これは総括質疑でも取り上げさせていただいたんですが、18年度実績で40件の貸し付けがされていますけれども、これは応募数はどれぐらいあったかわかりますか。

○松原福祉保健課長 養成施設のほうに推薦をさせていただいておりますが、同じく40で推薦があったところでございます。

○図師委員 事業の枠が40で限度ということですか。

○松原福祉保健課長 予算の枠もございまして、施設のほうにはある程度の枠を示して推薦をお願いしているところでございます。

○図師委員 これは介護福祉士の養成のための貸付事業で、非常に有効だと思うんですが、今後、高齢者施設なり在宅サービスを提供する事業所につきましても、国の方針としては介護福祉士の配置基準をつくるというような方針も聞いております。今はそういう基準がないものですから、介護業務はヘルパーの1級、2級持たれている方でもできるんですが、今後はより専門職の方々の配置割合がきっちり示されていくわけで、そのため、総括質疑でも申しましたが、配置基準が出てしまうと、都市部のほうが待遇面等がいい施設が多いものですから、県内

から都市部へ介護力が流出していく可能性もありますので、今後も定期的な専門職、介護福祉士の養成をしていくための事業というのは継続が必要かと思うんですが、そのあたり何か御見解があればお聞かせください。

○松原福祉保健課長 介護福祉士につきましては、まさに図師委員がおっしゃったとおり、現状では名称独占ということで施設への配置基準というものはございません。介護関係等の職についている方の約50%が介護福祉士の方で、それ以外は資格を持っておられない方が職員としておると聞いております。国のほうがどういう方針なのか県のほうにはまだ報告が来ておりませんが、その辺の状況は見きわめていきたいと思っております。

ただ一方、介護福祉士につきましては、平成元年に41人だったのが18年には7,658人ということで、相当数ふえてきている状況でございます。いずれにしましても、法制度、あるいは社会状況、介護福祉士の県内における数を見ながら判断していきたいと考えております。

○図師委員 有資格者が増加しているのは、この事業の成果もあってだということはよく理解しているんですが、総括質疑でも申したとおり、有資格者イコール就職者数、現場での就労者数ということには必ずしもつながらない。ケアマネジャーもそうだと思うんですが、実際、ドクターや看護師も不足している状況です。今後、介護福祉士等専門職も不足してくることが十分予想されますので、さらなるこの事業の有効的な活用をしていただきたい。正直申しまして、削減される可能性があるという話も聞いておりますが、事業の枠としては今後も残していただいて、定期的な専門職の養成には努めていただきたいと要望申し上げます。答弁はいいで

す。

不適正な事務処理についてお伺いしたいと思います。お示しいただいた資料は平成18年度分の内容で、これはあくまでも「預け」の状況、「書き換え」もしくは「不適正な現金」等の状況ということで、これからどう不適正なものに使われたかというところが見えてこないところもあります。お聞きしたいのは、資料1ページのH18年使用額Cの欄、18年度に使用があって、18年度末残高がゼロとなっている部署が5つあるんです。特に高崎と小林の食肉衛生検査所は300万近いお金がこの1年度の中で使われているということですけど、きれいに残高がゼロとなるということが非常に不自然に映るんですけど、どこか1つ、例えば一番大きい高崎の食肉衛生検査所でもいいんですが、いつ、何を買われてゼロという残金になったのか。「預け」の金額だけを使用されてゼロになったのか、もしくは「預け」プラス何かの事業費なりを引っ張ってこられてゼロという数字に合わされたのか、そのあたりの実情を教えてくださいたいと思います。

○松原福祉保健課長 全部網羅すると時間がかかりますので、高崎食肉を例にとらせていただきますと、最初は4月にパソコンの機器システムを購入しております、最終的には19年の2月に*クリップの購入によりまして全額を使用したという状況でございます。

○図師委員 では、今言われた、2月のクリップ購入をもってゼロになるまで使い切ったと、ほかの事業との抱き合わせでの使用はなかったということですね。

○松原福祉保健課長 ほかの事業との抱き合わ

※93ページに訂正発言あり

せということではなく、あくまでも2月のクリップ購入でゼロにしたということでございます。

○**図師委員** 以前いただいた資料にもその内訳が全部出ているわけですか。

○**松原福祉保健課長** 分厚い備品台帳の資料があったと思いますけれども、それには*全部載っております。

○**図師委員** 購入をした日にちも載っていますか。

○**松原福祉保健課長** 購入日も載っております。

○**図師委員** 最終がクリップを買ってゼロにしているということ、その日付が19年の2月ということは、知事の就任後と理解します。言いかたを慎重にせにゃいかんと思うんですが、知事が「裏金はありませんか」と就任のあいさつで述べられたときには、まだ残金があって、帳じり合わせじゃないんですが、慌ててゼロにしたというような経緯はないんですか。

○**松原福祉保健課長** 各所属によって受け取り方が違ったと思いますが、いずれにいたしましても、こういう「預け」あるいは「書き換え」のようなものが裏金という認識が薄かったと、知事がああいう発言をされたから急いで処理しないといけないと、そういうつもりでやったものではなくて、あくまでも、こういうものも不適正な事務処理なんだというコンプライアンス意識、あるいは公金意識の欠如によるものであると考えております。

○**図師委員** かみ合わないのはしようがないと思うんですが、理解しましょう。

次に、2ページの「不適正な現金等」の状況ですが、H18入金額Bで、県立みやざき学園、こども療育センターの2カ所でそれぞれの金額

が示されておりますが、この6万8,000円余、18万円余の入金額を捻出した手法、捻出した対象の事業というのはどういうものか教えてください。

○**松原福祉保健課長** ちょっと時間をいただければと思います。

○**図師委員** 別な質問をもう一つ。不適正な現金をつくられて支出をしたもの、「預け」のほうからもそうなんですが——都城の食肉衛生検査所に今回実地視察に行くわけですけれども、18年度にもコーヒーメーカー、電子カーペット等の購入をされています。総額で言うと4万円弱の金額になるんですけども、これは県が想定する損害想定額の中に含まれるものだと思うんです。返金の対象となる購入物品だと思うんですけども、県の損害想定額で返金対象になる額の担当部署、ここで言う都城食肉衛生検査所からは、だれがどの金額の返金を行っているのか、実際返金が行われたのか。返金の期限が12月14日と切られているんですが、そこまでにはきっちり返金いただくような御指導が部として行われているのか、そのあたりを教えてください。

○**松原福祉保健課長** 庁全体に係る話でございますが、所属で返金しなければならないものにつきましては、各所属に返還計画というものを作成していただいております。その計画に従って年度内に返還していただくことになっております。今のところ、都城食肉について返金されたかどうか手元に資料がございません。

○**図師委員** 返金計画によって年度内じゃないですね。12月14日までに返還をいただくことですが、返還をだれがされて、どの金額を

※93ページに訂正発言あり

されるのかとか、そういう把握はされていますか。

○松原福祉保健課長 計画はいただいておりますが、今手元には資料がございません。いずれにしても、所属長などが中心となって払う場合もありますし——基本的にはそういうケースが多いと考えております。

○図師委員 私が聞いている話では、総括質疑でも申し上げたんですが、衛生検査所で言うならば、コーヒーメーカーや電気ポットを購入する庶務係の一担当職員が、裏金とはわからないまま、必要な物品だから買えと言われて、それを買ったところが裏金だったと。買った若い職員に返還要求が来ていると。職員としては返還要求を見てびっくりして、命令だからやむを得ず支払う。そのときの上司、部課長なりが返還をする対象になっていないと、そういう理不尽な処分の内容があるということも聞いたんですけど、そういうことは課としては聞かれてないですか。

○松原福祉保健課長 あくまでも私が聞いている範囲ではございますが、所属長や課長補佐クラスで分担したというところもございます。当時の担当者の方にすべてを押しつけたというような話は聞いておりません。そういった話があつて不満であれば、福祉保健課なりに通常は連絡が来るはずなんですけれども、そういう連絡も来ておらない状況でございます。

○図師委員 実際、都城食肉衛生検査所には行きますので、そのあたり、職員の方とのお話もできればと思います。

先ほど言いました、不適正な現金等によって購入されたものの返還がどういう状況になっているのか、何から捻出されたかわかれば、後ほど構いませんので教えてください。

○松原福祉保健課長 捻出方法についてお答えいたしますと、みやざき学園につきましては農産物収益金を充てております。こども療育センターにつきましては謝礼金から捻出したということでございます。

○図師委員 農産物の益金というのは、つくったものを売って益金をプールしていたということとわかるんですが、謝金をとというのはどういうことですか。

○松原福祉保健課長 実習生の方の謝礼金でございます。

○図師委員 理解しました。

先ほど言った返還金の内訳、だれが幾らというところがわかれば、後で教えてください。私は以上です。

○十屋主査 それでは、暫時休憩したいと思います。

午後は、1時5分から再開します。

午前11時56分休憩

午後1時4分再開

○十屋主査 委員会を再開します。

引き続き、福祉保健課の質疑を行いたいと思います。

○丸山委員 93ページの看護大学のことについてですが、18名の県内枠をつくってもらって、今後拡大するということですが、18名の試験は先にやるのか、どういった形で枠を確保するのでしょうか。

○松原福祉保健課長 一般的な入学試験の前に実施をしております、去年は面接試験などを実施しておるところでございます。

○丸山委員 そのときに、県内に就職をしてほしいということを含めての面接をされているのでしょうか。

○松原福祉保健課長　そこまではやっておりません。

○丸山委員　県内枠ということで、また入学金も他県から来る方よりも安くなるということです。目的は県内の看護師の資質向上ということが大前提だと、そういう意味でつくってもらっていると思いますので、その辺は面接のときにしっかりと話を聞いて、そこがポイントになるような形の面接にさせていただくことを要望させていただきます。

続いて、94ページの社会福祉事業団自立化事業、これは5年間ということです、18年度にやられてどのようなことが進んだのか、効果、進捗状況も含めてお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長　事業団につきましては、経営自立化を目指すために正規職員をできるだけ嘱託職員にという方針を打ち出しております、17年度正規職員が277名であったものを、平成18年度は263名に減らしております。一方、嘱託職員につきましては、17年度61名から66名、臨時職員を74名から92名ということで、いわゆる正規職員の数を減らしながら嘱託職員等の割合をふやすといった取り組みを行っております、実際上はこの8億円を使いまして、運営費の不足、退職引当に要する経費、施設の改修等に利用したところでございます。

○丸山委員　自立をしてほしいとは思いつつ、肩たたきみたいな形でやめていただいていると理解していいのか。もしくは定年退職だけで、後は充足をしなかったと考えたほうがいいのか、どちらなのでしょう。

○松原福祉保健課長　退職された方を正規職員で補充せずに嘱託等にかえているというのが大部分でございます。

○丸山委員　重要なのは、質が落ちないということ、利用されている方の利便性も含めて、その辺はどうだったのかお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長　御指摘のとおり、県民サービスが低下することは避けなければなりませんので、例えば、施設で言えば浴室の改修を行ったりしております。そういった設備面でのサービスの向上等も行っておりますし、正規職員の数は減っておりますが、一方では嘱託、臨時をふやしておりますので、人的面、ソフト部分のケアもしっかりやらせていただいております。

○丸山委員　ちなみに、嘱託なり臨時の方たちは、もちろん有資格者ということでよろしいのでしょうか。

○松原福祉保健課長　そのとおりでございます。

○丸山委員　自立化に向けては、ことしは中期に入っていると思います。それぞれ委員会の中でも質問させていただきますので、しっかりとした自立をして、なおかつ県民の利便性が下がらないようにしていただきたいと思います。

続いて、下段の地域福祉活動推進についてですが、95ページに書いてあるとおり、地域福祉計画の策定にまだ至っていない市町村もあるということで、恐らく地域差があるのではないかと思います。平成11年に介護保険が始まって7年たちますが、その中で、老人医療費、介護保険料が伸びているところと伸びていないところがあります。民生委員の福祉活動がしっかりと地域に根づいて伸びが少しでも抑えられれば、ほかにも有効的な活動ができる重要なポイントだと思っているんですが、この辺を県としてはどのような形で把握されていて、どのような指

導をしているのかお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長 介護の関係、医療費の関係については、別途、担当課のほうから話があると思いますけれども、福祉保健課といたしましては、丸山委員がおっしゃるとおり、県民の誰もが安心して暮らしていくためには、地域とのつながりを大事にして、ともに支え合い、助け合っていく必要があると考えております。したがって、地域福祉計画の未策定の市町村に対しましては、策定をするように研修会等を通じて指導しておりますし、計画の策定に必要な経費についても、例えば高齢者等保健福祉推進事業を活用することも可能でございますので、こういったものを活用した地域福祉計画の策定等を指導するとともに、これらの事業によりましてサロン事業や見守り事業への活用もお願いしておるところでございます。

○丸山委員 計画を策定しただけではなくて、中身も重要だろうと思っています。その後どういったことをやっているかを、国のノウハウなり、先進事例を研究していると思いますので、それを市町村にしっかり伝えてほしいと思います。市町村が事業主体になっていると思いますので、市町村がしっかりやることによって、市町村の財政にも寄与するという認識を持てるように指導をしてほしいと思っています。その辺はどういう形で指導していらっしゃるんですか。

○松原福祉保健課長 我々としても、計画をつくって終わりということではいけないと思っています。地域福祉の関係で言いますと、その地域にキーパーソンとなるような人、実際に活動していただける人、こういった方々がいることが大事だと考えておりますので、そのようなキーパーソンの方の養成、あるいは地域福祉の

関係で全国を飛び回ってコーディネートしておられる方を講師に呼んでいろいろな成功事例のお話をさせていただいたり、そういった形で市町村の支援、後押しをしておるところでございます。

○丸山委員 市町村によって余り大きな差が出ないような形で県はしっかりとした指導をしていただいて、できますれば全国一の福祉県になるように、一番有名なのは長野県ではないかと思っておりますが、しっかりとした形にすることによって――後期高齢者の医療も今議論されていると聞いております。医療費の伸びが軽減されることによって、各市町村並びに県の財政に大きくはね返ってくるので、すごく重要なんだという認識を福祉保健部内で持っていただければ幸いかというふうに思っております。

新規事業の福祉サービス第三者評価推進事業について、どういったことをやられているのか。これは民間が入ってきてかなり多くの事業者があるから、これは本当に正しいのか、例えばコムスン問題みたいなものがあるのではないかということで、こういった事業もやられたのではないかと思うんですが、これをやられて、その後どういうふうになっていくのかお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長 18年度におきましては、評価をするための評価機関の認証基準や、実際に施設を評価する際の基準、手法等々について検討してきたところでございます。その結果、本年の9月までに、保育所、児童養護施設、障がい者・児施設についての評価基準が策定されたところございまして、本年度中に第三者評価をスタートさせたいということで、今鋭意準備を進めておるところでございます。この評価を実施することによる効果としては、1点が福

祉サービスの質の向上ということで、事業者の方が公正中立な第三者の立場で評価していただいた評価により課題がわかってくる。その課題を把握し修正していくことによって、サービスの質の向上を図っていただくということがございます。

それから、この評価基準につきましては、県のホームページで公表することになっておりまして、それを公表することによって、県民の方がサービスを選択する際の有効な情報として活用できるのではないかと考えております。

○丸山委員 第三者評価がうまく機能して、県民に利用しやすい、また資質の向上につながるようお願いしたいと思っております。

96ページの社会福祉研修センターは指定管理者制度に移行したのではないかと思います、それに伴っての効果はどのようなことを想定されていて、それに対する評価をお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長 福祉総合センターの管理運営につきましては、文化コーポレーションというところに指定管理者の指定をしたところでございます。それによりまして住民サービスの向上、経費節減等を期待しておったところでございますが、18年度につきましては、前年度との比較で申しますと、経費については、1,425万9,000円の削減につながったところでございます。また、サービスにつきましては、施設の予約等いろんな福祉団体から受け付けておるんですけれども、その際に、従前は平日の8時半から17時までしか予約を受けていなかったところでございますが、指定管理者制度によりまして、平日は21時30分まで、また休日も8時30分から21時30分まで予約受け付けが可能になるなど、利用者のサービス向上にもつながったもの

と考えております。

○丸山委員 受付の時間帯が長くなって福祉総合センターがうまく機能していると。指定管理者にしたことによって、利用率等どのような形で反映されたかお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長 施設の利用状況につきましては、平成17年と比較しますと、利用者数で申しますと、99.3%ということで若干減っておるんですが、利用した団体の数、回数で申し上げますと、17年と比較して120%と伸びておりますので、一定の評価ができるのではないかと考えております。

○丸山委員 団体はふえたけれども、利用された方が余り伸びなかったというのは、小さな団体の利用が多かったと推測されるんですが、どういう目的で利用されて、満足するものだったと思ってよろしいのでしょうか。

○松原福祉保健課長 利用者は、福祉団体とかボランティア団体、いわゆる非営利団体の方が、例えば介護の勉強会などで会場を使っただいておるところでございます。確かに1回当たりの人数は少なかったんですけれども、予約がしやすくなったということで、会議の回数はふえたところでございます。利用人数は若干減りましたが、回数ではふえたということで、サービスの向上につながったと考えております。

○丸山委員 指定管理者の文化コーポレーションがするのかわかりませんが、できますれば利用された団体の方々にアンケートをしていただいて、今後さらに県民が利用しやすい形に取り組んでいただきたいと思っております。

○松原福祉保健課長 アンケート調査は実施しておりまして、利用者の方から、「利用の申請が休日でもできるので、仕事をしていても助か

ります」というような御意見はいただいております。ところでございます。

○丸山委員 指定管理者になって1,400万も減額されたということですが、予算だけではなくて内容のほうも充実するように、よろしく願いしたいと思います。

○前屋敷委員 社会福祉事業団の自立化に向けた取り組みが17年度から始まったと御説明がありましたが、今、正規職員を減らして臨時や嘱託をふやすということが実際行われています。この5年間のうちかなり状況が変わってくると思うんですが、質的には落とさないということがありました。しかし、嘱託、臨時となりますと給与そのものにも影響が及んできますので、数が若干ふえたからといって、質の低下は予測されるどころであり、質の向上に果たしてつながるのか危惧するところですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

○松原福祉保健課長 経営自立する22年度の目標としては、正規職員を250名と考えておるところでございまして、平成19年度で既に正規職員は233名になったところでございます。ただ、新規の正規職員も必要に応じて採用していきたいと考えております。

○前屋敷委員 同じ94ページの報告の中の福祉サービス運営適正化推進事業の苦情相談件数が3,203件寄せられていると、95ページの表に出ています。17年から18年では517件ほど苦情がふえているということですが、その中身について、どういう傾向にあるのか、そしてまたどういふふうに関が図られているのか。図られないものもあるのか。

○松原福祉保健課長 3,000何件の相談件数というのは、上の地域福祉権利擁護事業の実績でございまして。福祉サービス運営適正化推進事業の

苦情件数は、18年度実績は48件でございます。内容的には、苦情相談が23件、その他が25件でございまして、苦情相談の内容につきましては、施設のサービスについての不満等でございます。これにつきましては、相談を受けましたら、まずは施設のほうに、どういう状況なのか情報収集をしたり、必要に応じて指導しまして、最終的には改善報告書みたいなものを提出していただいております。それで苦情が解決しているという事例がございまして。

○前屋敷委員 私の取り間違いでありまして、失礼いたしました。

それと、95ページの施策の成果指標というところで、「住んでいる地域のつながりが、「強い」・「少し強い」と思う県民の割合」が示されていますが、18年になりますと数値が下がっているんです。「施設から地域に」ということがずっと言われる中で、地域で安心して生活ができる状態がつけられているとこで言われながら、実際そういう人たちの思いというのは、そこでずれているところがあるのか、どういふふうに関が分析されておられるのか。

○松原福祉保健課長 この点につきましては、一つは、少子高齢化や都市化の進展、あるいは価値観の多様化等の中で、家庭あるいは地域社会の相互扶助機能が弱体化してきて、住民相互の社会的なつながりが昔と比べると弱体化してきた、希薄化してきたことが大きな要因ではないかと考えております。このため福祉保健課といたしましては、94ページの地域福祉活動推進関係の事業によりまして、地域住民が行う高齢者の見守り活動とか子育てサロンの取り組みを支援しているところでございます。

○前屋敷委員 いろんな施策とあわせていかなければ、安心して地域で暮らせる状況にはなら

ないと思いますし、課長が、施設から自宅、地域に戻っても、その受け皿がないということもおっしゃいましたが、実際にそういうことなんです。家庭だけで責任が負えない状態が非常に強いということがありますので、その辺のところも十分施策の中で強化をしながら進めていく必要があると思います。

それと、福祉サービス事業者に対する第三者評価機関を立ち上げるということですが、第三者機関を立ち上げなければ事業体の事業活動が担保されない、危惧されるということもあって、こういう第三者機関を立ち上げて質の高いサービスを進めるということだろうと思うんです。本来、福祉の部門が民間に間口が広げられたこと、措置制度から変わってきたところが根本的に問題があるのではないかと思います。しかし、そういう機関も立ち上げつつ、サービス内容を充実させることが必要かというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

それと、94ページの表の一番下の民生委員のところで、民生委員・児童委員1,900人とありますが、この数は昨年と比べてふえているのか減っているのか。

○松原福祉保健課長 1,900人というのは定数でございまして、民生委員と主任児童委員合わせた定数が1,900人でございます。このうち民生委員の定数は1,723人でございまして、平成19年3月31日現在で欠員が11人出ている状況でございます。前年度の資料は今手元にはございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思います。

○徳重委員 1つだけお尋ねします。8ページですが、18年度の工事請負費3,882万6,000円。聞き漏らしたんですけど、これはどの事業でしたか。

○松原福祉保健課長 8ページの社会福祉総務費の工事請負費につきましては、旧都城児童相談所の解体工事費でございます。

○徳重委員 これは入札は一般競争か指名か。

○松原福祉保健課長 指名入札でございます。

○徳重委員 非常に高い入札率だと思いますが、98%ぐらいですか。

○松原福祉保健課長 営繕課のほうに分任しておりますので、今我々の手元には数字がございません。後ほど御報告させていただきます。

○徳重委員 この数字でいくと98%ぐらいという感じがするんですけどね。

○松原福祉保健課長 後ほど御報告させていただきます。

○徳重委員 先ほど丸山委員からも質問が出たところではありますが、センターでの受講者が、団体は多くなったけど、人数的に減ったということです。年々施設も大きくなったり、高齢者もふえたりということで、全体的にはそこで働く従業員がかなりふえてきていると思うんです。それで、減っていくということになると、いかがかなと心配するんです。質の向上ということでサービスの向上ということを考えるときに、減るということは、指定管理者に移したことによって、そんなに厳しく言われたいんだなという意識で質が落ちてくるんじゃないかという心配をしているんですが、いかがでしょうか。

○松原福祉保健課長 説明いたしますと、施設の運営管理のほうは指定管理者制度になっておりまして、社会福祉の研修事業については、従来と同様、社会福祉事業団のほうに委託しておりますのでございます。事業団に委託して実施しております研修事業につきましては、18年度の実績が受講者数が延べ人数で1万634人でござ

いまして、17年度が1万1,204人ということで若干減っております。一方、延べではなくて純粋な受講者数は、18年度が7,511人、17年度が6,571人ということで、受講者数はふえております。延べではちょっと減っておりますが、ネットとしての受講者数はふえております。いずれにしましても研修は重要でございますので、施設の職員等々がこの研修を引き続き受講して資質の向上につながるよう努力していきたいと考えております。

○緒嶋委員 97ページの福祉人材センター求人充足率、目標値と実績値というのはどういうふうに理解したらいいんですか。

○松原福祉保健課長 充足率につきましては、就職者数割る新規求人数で求められる数字でございます。18年度の35.7%という目標値につきましては、平成16年の全国上位10県の平均値を目標として設定させていただいたところでございます。その結果、人材センター事業が実施しております無料職業紹介事業あるいは合同面接会を通じまして、就職者数が183人ございました。新規求人は768人ございましたので、183割る768掛ける100が23.8%ということでございました。いずれにいたしましても目標値より下がっておりますので、求人開拓を今後も実施することによって充足率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 宮崎県の場合は、福祉施設等に必要な介護福祉士等の充足率は全体的に足りているわけですか。

○松原福祉保健課長 基準がございますので、充足しているはずでございます。

○緒嶋委員 「はずでございます」というのは、充足しておるといふふうに理解していいんですか。はずではわかりません。

○松原福祉保健課長 基準どおり充足しております。

○緒嶋委員 そうすると、今から看護大学とかいろいろな大学を卒業しても、退職する人もおるからその絡みもありますけれども、新規にそういう施設ができなければ、そういう学校を出た人が宮崎県内で就職するのは厳しいというふうに理解していいんですか。

○松原福祉保健課長 福祉施設につきましては、退職者の方もいらっしゃいますし、一方では、新聞等にも出ておりますとおり、例えば介護の仕事を始めたけれども、報酬等含めた処遇面で離職される方もいらっしゃいます。18年度で申し上げますと、求人数は768人で。求職者数は1,044人ございました。無料職業紹介事業等を通して183の方が就職したんですが、その差は、給与や、雇用形態が正規か非正規かなどの部分で施設側と求職者側の条件が折り合わないということも原因としてございまして、結果として183の方が就職されたという状況でございます。

○緒嶋委員 今後、医療制度の改革等の中で就職とかいろいろな問題が出てくると思うんです。そういう長期的なものを含めて、宮崎県の福祉や保健の水準を——7対1看護とかいろいろありますが、すべてを含めて質を落とさないようにする、充実を図るといふことも大きな施策目標でなければいかんし、福祉施設は収益事業ではないわけでありまして、施設の処遇改善等含めて県としても見守っていきながら充実を図っていかねばいけないというふうに思いますので、その辺は注視していただきたいとします。

○丸山委員 最後に1点ですが、政策調整研究費というのが300万ついているかと思います。こ

これは福祉保健部全体で研究される経費だと思っておりますが、所管課が福祉保健課だと思っておりますので、どのようなものに使われて、どのような成果を上げようという目的で使ったのかお伺いしたいと思っております。

○松原福祉保健課長 18年度の政策調整研究費につきましては3件採択しております、1つが福祉保健課関係で、被災者生活等支援制度の検討を実施しております、これは、委員の皆様御存じのとおり、災害安心基金に結実したところでございます。それから2点目が児童家庭課の関係で、子育て家庭応援サービス研究会というものを開催いたしまして、6月の19年度補正予算で児童家庭課のほうから提出いたしておりますが、「広げよう！子育て応援のまちづくり事業」ということで、NPOなどを活用して地域での子育ての機運を高めていく事業に結実したところでございます。3点目が、障害者自立支援法施行に伴う実態調査を実施しております、結果としては、19年度から国の方針が変わりまして、障がい者の自己負担の割合を、1割負担の上限額を4分の1に引き下げることになりました。その部分については県としては特段対応しておらないんですが、そのかわり、障がい者自立支援対策臨時特例基金というのを6月の補正予算で上げております。この基金によりまして障がい者の就労支援や地域生活を支援する事業が可決されたところでございます。

一点訂正でございますが、午前中に、函師委員の質問で、高崎食肉が19年2月にクリップを購入したと、それも以前提出した台帳に載っておると申し上げましたが、これはクリップではなくてグリップ、いわゆる手袋でございます。食肉衛生検査所では肉をさわるときの手袋は使

い捨ててでございます。これは消耗品でございますので、備品台帳には載っておりません。訂正させていただきます、おわび申し上げます。

それからもう一点、函師委員から質問がございました、返還計画がどのようになっているかということでございますが、福祉保健部におきましては大部分が各所属の親和会のほうで払うと、一部は所属長――次長、課長、担当等で分担して払うというものがございました。福祉保健部におきましては、当時の担当者だけに責任をすべて押しつけたというものはございませんので、ここで説明させていただきました。よろしく申し上げます。

前屋敷委員からの民生委員の数についてでございますが、19年3月31日は先ほど申し上げましたが、18年3月31日現在の数字は1,685名ということでございます。

○十屋主査 徳重委員からの質疑、分任してある分は、後ほど報告をよろしくお願ひいたします。

それでは、福祉保健課を終了したいと思います。

次に、医療薬務課の説明をお願いいたします。

○高屋医療薬務課長 それでは、医療薬務課の平成18年度決算状況について御説明をいたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の7ページをお開きください。医療薬務課は上から2番目であります。予算額12億9,277万9,000円に対しまして、支出済額が12億8,981万6,061円、不用額は296万2,939円となっております。執行率は99.8%であります。

以下、内容の説明に入りますが、医療薬務課の予算につきましては、目の数は全部で4つあ

りますが、その中で執行残が100万円以上の目は
医務費の1つであります。なお、執行率が90%
未満のものはございません。

それでは、15ページをお願いいたします。下
段にあります（目）医務費であります、右側
の欄にありますように、不用額は183万9,105円
となっております。次の16ページをお開きくだ
さい。この不用額の主なものは、節の欄を見て
いただきまして、上から2番目にあります役務
費の残71万2,879円であります。これは、広域災
害・救急医療情報システムの通信経費等に係る
執行残などであります。

決算事項別明細説明資料につきましては、以
上でございます。

次に、18年度の主要施策の成果について、主
なものを御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の
「医療薬務課」のインデックス、99ページをお
開きください。まず、3）健康に関する危機管
理体制の充実、（2）薬物乱用防止対策の推進
であります。薬物乱用防止推進事業でありま
すが、主な実績内容といたしましては、県民に
対し薬物乱用防止の啓発を図るため、「ダメ。
ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペ
ーン等を行ったところであります。

施策の評価につきましては、①にありますよ
うに、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を中心
に薬物乱用防止の啓発活動を展開いたしました。
薬物乱用を撲滅するには、警察機関などによる
取り締まりと薬物に係る正しい知識の普及啓
発が重要であり、今後とも厳格な規制と、薬
物事犯の低年齢化が進んでいることから、特
に青少年を対象とした啓発を充実していく必
要があると考えております。

次に、100ページをお願いいたします。（3）

の毒物劇物危機管理体制の充実であります。
毒物劇物危機管理体制確保対策推進事業であ
りますが、主な実績内容といたしましては、
毒物劇物による事故発生を未然に防止するた
め、毒物劇物取扱施設の監視・指導などを
行ったところ
であります。

施策の評価につきましては、①にありますよ
うに、毒物劇物取扱施設への立入検査の徹
底により、最近5年間では事故の発生がない
など、想定した成果を得ているところであ
ります。今後とも事業者への指導を徹底し
ていきたいと考えております。

次に、101ページをお願いいたします。1）
の安心できる医療体制づくり、（1）の地
域医療提供体制の充実強化であります。初
めに、自治医科大学運営費負担金でありま
すが、これは、自治医科大学の運営費を負
担することにより、へき地勤務医師の養成
に努めているものであります。18年度は、
11名を椎葉村など6市町村のへき地病院
に派遣したところであります。

次に、へき地診療委託事業でありま
すが、これは、県医師会、日本赤十字社宮
崎県支部及び県歯科医師会に委託しまし
て、無医地区等の巡回診療等を行ったも
のであります。

次に、102ページをお願いいたします。新
規事業のへき地医療ネットワーク化推進
事業でありま
すが、これは、日向入郷医療圏におきま
して中核的なへき地医療拠点病院を指定
して、医師を当該拠点病院に配置するこ
とにより、代診医派遣などのへき地医療
支援を行ったところ
であります。

次に、地域医療確保総合対策事業であ
りますが、これは、へき地市町村立病院
等への理解と興味の醸成を図るため、宮
崎出身の医学生等を対象とした医学生臨
床研修ガイダンス事業を

行ったところであります。また、地域医療を支える医師の安定的な確保を図るため、県が採用した医師をへき地公立病院等に派遣する医師派遣システムを推進したところであります。

施策の評価につきましては、①にありますように、へき地医療については、自治医科大学卒業医師の計画的な配置やへき地出張診療、無医地区巡回診療などを実施しているほか、代診医等を派遣するへき地医療ネットワーク化推進事業や、へき地医療への理解を深めるための医学生臨床研修ガイダンス事業の取り組みなどにより充実が図られたものと考えております。また、②にありますように、医師不足が深刻化していることから、医師派遣システムや医師修学資金貸与制度の創設、宮崎大学による地域枠の導入など、さまざまな医師確保対策に取り組んだところであります。今後は、特に自治医科大学卒業医師の県内への定着を促進するなど、引き続き、地域医療を支える医師の安定的な確保に全力で取り組んでいく必要があると考えております。

次に、103ページであります。(2)の救急・災害医療体制の整備であります。一番上の第二次救急医療体制整備事業から、上から2段目の第三次救急医療体制整備事業までにつきましては、本県の救急医療を担う医療機関の運営に対し補助を行ったものであります。

次に、中ほどにあります広域災害・救急医療情報システム運営事業、通称ひむか救急ネットのシステムにより、医療機関の診療情報等を県民や救急患者搬送機関等に提供しているところであります。

次に、一番下の小児救急医療電話相談事業であります。これは、小児救急患者の保護者等からの電話による相談を受けることにより、そ

の不安を軽減するとともに、小児科救急医の負担軽減を図ったところであります。

104ページでございます。施策の評価につきましては、①にありますように、救急医療体制の整備充実を図るため、救急医療施設の運営費等支援や、県立病院の救急機能の充実、広域災害・救急医療情報システムの活用、小児救急医療電話相談事業の実施などに取り組んだところであります。今後は、特に小児救急医療体制の整備充実を図っていく必要があると考えております。また、③にありますように、小児科医を初め医師の地域的な偏り等から、圏域によって救急患者受け入れ体制が異なっておりますので、必要な医師の確保に全力で取り組んでいきます。また、引き続き県救急医療協議会などを活用しながら、県内救急医療体制の整備充実を図る必要があると考えております。

次に、105ページでございます。2)医薬品等の安全確保・安定供給の推進、(1)医薬品等の安全対策の推進であります。「かかりつけ薬局」定着事業であります。これは、医薬分業を推進するため、薬歴管理等を行うかかりつけ薬局の定着を目指して県民への広報啓発を行うとともに、薬剤師の研修会を開催したものであります。

施策の評価につきましては、①にありますように、医薬分業は着実に定着をしております。今後は、患者がかかりつけ薬局のメリットを感じられるように、その質的向上を図っていきたいと考えております。また、②にありますように、医薬品の製造業者や販売業者及び薬局への薬事監視を行い、医薬品などの適正な取り扱い指導や不良品の発生防止に努めたところであります。今後も引き続き、有効性・安全性を確保していくため監視指導を強化していきたいと考

えております。

次に、106ページをごらんいただきたいと思っております。（２）の血液対策の推進であります。献血推進運動強化事業であります。これは、血液を安定的に確保するため、献血協力企業等に献血推進リーダーを設置し組織献血の体制整備を図るとともに、成分献血等への理解と協力が得られるよう普及啓発に努めたところであり

ます。施策の評価につきましては、①にありますように、全国的に10代、20代の若年層の献血離れが著しく、効果的な啓発活動を展開していく必要があるため、本県では「ヤング献血キャンペーン」や「はたちの献血キャンペーン」事業を実施するなど、若者向けの啓発事業を行ったところであり

ます。また、安定的かつ安全な血液を確保するため、献血リーダー育成研修会を開催し、組織献血の推進や献血協力団体の育成を図ったところであり

ます。今後も、献血者の確保のため普及啓発を実施していく必要があると考えております。

次に、107ページをお開きいただきたいと思

います。3)の医療を支える人づくり、(1)の医療人材の養成・確保であります。看護師等確保対策事業であります。右の主な実績内容の一番上、看護師等養成所運営費補助事業につきましては、医療従事者の確保や質的向上を図るため、看護師等養成所13校に対して運営費の補助を行ったところであり

ます。宮崎県ナースセンター事業につきましては、未就業の看護職員に対する就業促進や無料職業紹介などを行い、求職登録者数1,568人、求人・求職相談7,009件を受けたところであり

ます。

次に、新規事業、医師修学資金貸与事業であります。これは、県内で不足している小児科

医やへき地勤務医師などとして勤務を希望している医学生8人に対し修学資金を貸与したところであります。

108ページをお開きいただきたいと思

います。施策の評価につきましては、①にありますように、看護師等の医療人材の養成・確保に努めたほか、より専門的な知識・技能を高めるための各種研修を行うことにより、医療人材の資質向上を図ったところであり

ます。また、③にありますように、へき地や小児科等特定診療科の医師を養成・確保するため、医師修学資金貸与制度の創設などさまざまな対策に取り組んだところであり

ます。今後とも、県医師会や宮崎大学などの関係機関と十分連携いたしまして、県内における臨床研修医の確保を図るなど各種施策を積極的に推進する必要があると考えております。

以上、主要施策の成果の主なものについて御説明いたしました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございませんでした。

医療薬務課は以上でございます。

○十屋主査 医療薬務課の説明は終わりました。質疑を受けたいと思います。よろしくお願

いいたします。

○徳重委員 献血のことについてお尋ねしたいと思

います。今、県内の血液は足りているんですか。

○串間薬務対策監 先週の日曜日の新聞でしたか、血液が今足りないということが載って

おりました。ただ、血液は日赤で赤血球製剤を3日分ストックしておくようにしております。3日分ストックしておけば当面は大丈夫だろうとい

うことでやっております。これが70%ぐらい、

いわゆる2日分ぐらいになり、それが何日間か続くようなことがあれば、新聞等々でお願いをします。それが50%程度、1日半分ぐらいになりますと、緊急ということで、例えば平成16年でしたか、知事に出ていただきまして呼びかけたという経緯がございます。こういったことで、足りないと新聞等に載りまして、供給する量については十分足りているという状況でございます。したがって、医療機関への供給量に対しては適切に対応できている状況でございます。ただ、ストック3日分ということになりますと一時的に減少するような状況にはございます。

○徳重委員 10代、20代の若年層が少ない。当然かなという気はするんですが、大学とか高専には献血ができるような人たちがいらっしゃいますね。そういったところにも計画的に、これは奉仕なんだと、ボランティアなんだということをお願いに行って、定期的に1年に一遍ぐらいは全員献血するんだよというようなキャンペーンなんかを張られたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○串間薬務対策監 今、献血者は減少してきております。減少はしてきておりますけれども、適正使用が進められて、医療機関に対する供給については十分対応できております。ただ、内容を見ますと、先生がおっしゃったように10代、20代が非常に減少してきております。特に平成12年度と18年度を比較した場合に、10代が3分の1程度、20代が50%程度です。ただ、30代、40代になりますと減少率が落ちまして80~90%。ところが、50代、60代になりますと100%超しております、かえってふえているという状況でございます。特に10代、20代が非常に少なくなってきたとあります。将来、少子高齢化

で献血人口が少なくなりますので、ここをどうするかが喫緊の課題になってきております。そこで、大学等はそれぞれ献血協議会を持っておりますので、ここと連携してお互いに協力しながら進めているところでございます。高校等につきましても、今後、協力等々求めながら進めていく必要があると考えております。

○高橋委員 1つお尋ねしますが、ナースセンター事業です。先ほど福祉職員の就職者数が出ていましたけど、ここで就職者数どのくらいございますか。充足率とか出されていませんか。

○高屋医療薬務課長 看護職員の充足状況を申し上げますと、現在、充足率が96.1%という状況でありまして、ほぼ充足している状況でございます。

それとナースセンター事業でございますけれども、ナースバンクの登録者が19年の4月1日現在で334人という状況でございます。年間の登録者が1,568、求職相談件数が18年度で3,286という状況でございます。

○高橋委員 資料との数字の整合性はどのようなふうに整理したらいいですか。ここで求人・求職相談件数7,009件になっているんです。

○高屋医療薬務課長 ナースバンクですが、求人の相談件数が3,723、求職の相談が3,286、合わせて7,009件ということでございます。このうち就職者数が653件であったということでございます。

○高橋委員 96.1%になる算式を示してもらいとわかるんですが。

○高屋医療薬務課長 96.1%でしょうか。

○高橋委員 数字は充足率をおっしゃったんですよね。

○高屋医療薬務課長 需給計画を立てておりまして、それに対する需要数、供給数を見まし

て、その充足率が96.1%ということでございます。現在の充足率ということではございませんで、2年に1度の調査での充足率ということでございます。

○高橋委員 すとんどこない部分もあるんですが、現場の看護師の充足率というのはわかるんですか。

○高屋医療薬務課長 現場の現在の充足率がどうなっているかというのはわかりません。これは2年に一遍の調査で把握するしかございません。状況がどうなのかを見るには、ナースセンターへの登録状況がどうであるとか、それによってどれぐらいの方が就職している。求職がどれぐらい来て、それに対して求人がどうなのかとか、そういうことを見ないことには、現時点がどうなのかというのはわかりません。

○高橋委員 看護師職も人材不足という声が現場でありますし、先ほどの課長の報告を聞きますと96.1%という数字を報告されました。先ほどの福祉職員とどうしても比較になるものですから、その点、看護師のほうがまだ明るいというんでしょうか、求人がそれだけあるということで。それと職を求める看護師もある程度マッチするというの理解をしいいんでしょうか。

○高屋医療薬務課長 看護職者の場合には、宮崎県は10万人当たりの数で見ましても全国平均をオーバーしておりまして、全国順位も7位、准看の場合には第2位というような状況もございますので、看護師の不足が現場で深刻というところまでは行っていないというふうに理解をいたしております。

○宮本福祉保健部長 18年末の充足状況は、さっき高屋課長が言いました96.1%です。若干は足りないところがあると。

ナースバンク事業について申し上げますと、ナースバンク事業に寄せられた求人が18年度が2万5,477人、これは県内からの求人が2,513人、県外からが2万2,964人。要するに7対1看護で都市部からの求人がべらぼうにふえているという状況であります。それで、ナースバンクを通じて再就職等をされた方が、18年度は653人ということであります。ほとんどが県内で、県外に行かれた方は35人です。ナースバンクは県内就職に寄与しているという状況でございます。

○緒嶋委員 医療薬務課の一番大きな仕事というかネックというか、苦勞されているのがへき地の医師不足ですね。ことしの3月時点では、それぞれの医療機関から医師派遣要請とかいろいろ県に相談があった数から見て、ギャップというのはどのくらいあったわけですか。

○高屋医療薬務課長 市町村に対して毎年、来年度どれだけ需要があるかという調査をいたしておりますけれども、18年度の場合には18名の要望がありまして、それに対して派遣できたのが10名ということでございます。

○緒嶋委員 宮崎県の場合は、自治医科大学との意思の疎通がうまくいってなかったとかいろいろ言われることもありますし、それぞれの医療機関との人間関係、大学との関係とか友人関係で医師を派遣してもらおうという努力はされておるわけですがけれども、今は10名派遣している。これは異動もあったのであれですが、へき地の場合、19年現時点ではどの程度充足されたわけですか。

○高屋医療薬務課長 医師派遣システムでことしの4月1日から1名採用できましたので、その方を含めて11名という状況でございます。

○緒嶋委員 であれば、7名が不足しておると

いうことでいいわけですか。

○高屋医療薬務課長 昨年調査時点ではそういうことが言えるかと思えますけれども、各病院、医師が引き揚げられたりして、その時点その時点で状況が変わっておりますので、現時点で何名かということとははっきりわかりませんが、引き続き同じような状況ではないかと思っております。

○緒嶋委員 10万人当たりでいけば目標値より実績のほうが上回っておるということですが、県央部に医師が集中しておると言われておるわけです。県民の福祉保健の立場から言えば、医師がそこに在住しておるかどうかというのは、小児医療、産婦人科を含め喫緊の課題というか、何とかしてほしいと。首長さんたちはこのことが政治生命にもかかわっておるというぐらいにあるわけですが、ことしかなり改善の兆しが見えてきつつあるのかどうか伺います。

○高屋医療薬務課長 医療政策、救急医療対策を進める上で、医師を確保しないことには何もできないわけでありまして、最優先課題として一生懸命取り組んでいるところであります。それで、一番即効性がある取り組みは、医師派遣システムで経験のある即戦力になる先生に来ていただくことだと思っております。それにつきましては、19年度1名来ていただいておりますので、さらに、何とかお願いしたいということで当たっている方もいらっしゃると思います。その方がぜひ宮崎に来ていただくように一生懸命取り組んでいるところでございます。

○緒嶋委員 高屋課長さん頑張っておられるのは十分承知しておるんですが、かかりつけ医の必要性等もですけれども、かかりつけ医どころじゃないわけです。医師がいないから、隣の県

にかかりつけ医を求めなきゃどうにもならんところもあるわけです。だから、かかりつけ医の必要性は次の段階です。県央部は当然充足されておると思うんですけども、へき地に行くほど、かかりつけ医どころではなく、町立・村立診療所においても1人の医師で24時間厳しい状況の中で苦勞されておるわけです。この問題については福祉保健部一番の課題だろうと思えます。安心・安全というのは一番必要なことであります。そこに住む人が安心・安全に生活ができる基盤はこれしかないと思うんです。やはり幸せの前提は健康であり、安心・安全の上にそこに住めるか住めないかということでありますので、今後とも全力を尽くして頑張りたいということを要望しておきます。

○新見委員 99ページの薬物乱用防止に係る件ですが、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、ヤング街頭キャンペーンは、18年度は1回こっきりの事業だったんですか。

○串間薬務対策監 これは毎年6月に全国一斉に1回やることになっております。

○新見委員 このときキャンペーンに参加した人たちが200名いたということですが、どういった方たちが参加され、そのときどういう活動をされたのか。

○串間薬務対策監 基本的には、ヤングでございますので、ガールスカウトとかボーイスカウトにも御協力いただきました。あとは、薬物乱用防止推進員というのが380名いるんですけども、この構成団体が11団体ございます。こういった団体にも出席の協力をお願いいたしまして実施をしております。

○新見委員 その下の薬物乱用防止教室の実施率100%となっておりますが、上のほうの実績のところには薬物乱用防止教室の開催が52回となって

います。100%と52回がうまく結びつかないんですが、そこを教えてください。

○串間薬務対策監 上の52回というのは、保健所に相談窓口を設けておまして、保健所で実施した回数でございます。基本的には中学校、高校等をターゲットにやっております。また、下のほうの100%は、保健所だけではできませんので、警察や学校薬剤師の方々にも中学校、高校に行ってもらって講習会をやっています。その合計したものをここに書いております。警察とか学校薬剤師会等、保健所合わせてトータルで240回となっております。

○新見委員 薬物に関する問題は、年齢も下がっていますし、脱法ドラッグの問題も都市部ではいろいろありますので、この事業をしっかりとやっていただきたいと思えます。

もう一点ですが、103ページの小児救急医師研修事業、これはここ何年かやっていたらっしゃいますが、金額的にもかなり少なくなって先細りの事業かなと、内科医の先生たちに小児救急の研修をしてもらうという事業だったと思えますが、49名。これは1回受けておけばいいというような事業なんですか。

○高屋医療薬務課長 この事業につきましては、今委員言われましたように、内科医等に基本的な診察技術などを研修するものですが、実際この3年やってみまして、小児科専門医以外の方が小児を診ることは大変だということ、もう一つは、小児科医だけではなくて、御案内のように内科医や外科医も不足してきている状況でございます。そういうことで、この事業については我々としても検討していかなくちゃいけないんじゃないかと思っております。1回の研修だけで対応できるということはなかなか難しいことだと理解しております。

○丸山委員 99ページの薬物乱用の関係ですが、①に「低年齢化が進んでいる」というふうな表現もあるんですが、具体的に、調査をされて県内はどのような状況でしょうか。

○串間薬務対策監 県内ではかつてシンナーが非常に多かったわけですが、非常に多かったですけれども、昨年はシンナーで検挙された未成年者、少年はゼロでございます。ただ、シンナーについては全体的に落ちてきているんですけれども、大麻が最近新聞等でよく出ております。宮崎県では青少年はいないんですけれども、全国的には大麻がふえておまして、特に20代ぐらいの大麻年齢が増加してきております。したがって、どうしても10代に教育していかないと、この方たちが2代になりますという問題がございますので、少年の段階で啓発していくことが大事だと考えております。

○丸山委員 新聞報道等で元タレントの方が捕まった事案も何件か続いているものですが、宮崎県でもそういったことが発生しないとも言えないと思えます。しっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

先ほどの新見委員と一緒にですが、小児科の研修医制度は当初は160万ぐらいあったのに40万ぐらいしか使われなかったというのは、医師会が受けることができないということで、なかなか調整がとれなかったという判断でよろしいでしょうか。

○高屋医療薬務課長 そのように考えております。

○丸山委員 それは、先ほどの説明によりますと、ほかの科の医師の数も少なくなっている関係と、後方支援をするところ、よく言われている指導医みたいな形の方が少ないということが大きくあると思っております。子ども医療圏と

いうのをつくっていらっしゃると思うんですが、それが絵にかいたもちにならないように、しっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

105ページ、医薬分業が定着しているということです。薬価制度の問題もあると思っておりますが、目標として70%分業してほしいという根拠、どういう形を考えたらいいんでしょうか。

○串間薬務対策監 この70%というのは、かつて厚生省が薬剤師の状況調査をやったときに、分業は何%ぐらいが限界だろうということを出したことがございます。このときに70%が限界であろうと。院外処方せんを出さない医療機関もございますので、大体70%を目安に考えております。そこで私どもも、21年度70%にいけばということで目標設定をしております。

○丸山委員 確かに薬づけという面もあるものですから、かかりつけ薬局のみならず——夕張の病院が破綻して新しい先生が来たときに、薬の数がすごく多いものだから、薬の数を減らすために現地指導をやられたということも聞いているんですが、県内で第三者的な立場で指導することは考えていらっしゃらないんでしょうか。

○串間薬務対策監 そもそも医薬分業の目的はそこでございます。複数受診をされたときに、一元的にかかりつけ薬局で調剤していただくことによって重複投薬を避けることができる、あるいはその薬剤師が適正な薬を指導できる。不必要であれば医療機関、先生のほうに申し上げて、そこで投薬の御指導申し上げるということができるのがかかりつけ薬局でございます。

○丸山委員 私自身、風邪を引いたときなどに、薬ブックを持っていかずに毎回発行しても

らったりしますので、薬局でそういうチェックをされているイメージがないんです。県行政としてやっているのかもしれませんが、その辺をお伺いしたいと思います。

○串間薬務対策監 ここに、今後、質を向上していくと書いておりますけれども、それそのものがまさに先生のおっしゃるとおりでございます。薬剤師会に研修会等をお願いしながら質の向上を図っていきたいと考えております。

○丸山委員 薬を飲み過ぎて、それが財政負担にもなっているし、個人負担にもなっているというふうに思っておりますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思っております。

107ページの看護師等確保対策についてですが、看護師養成所の運営補助金が当初予算よりも3,000万ぐらい少なくなっています。これは生徒の数が少なくなったからなのか。看護師の養成所というのはそれぞれの医師会が手出しでやられていて、かなり赤字を出してそれに補っているんだという話をよく聞くんですが、それに対する運営のあり方についてどう考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○高屋医療薬務課長 医師会立の養成所ですが、これは准看護師の養成所もありますし、その延長で看護師の養成所も医師会として持っております。医師会立の養成所の場合には、県内の定着率が高いので、その果たしている役割を評価してほしいということで、医師会のほうからも強い要望があります。医師会のほうでそういう要請はありますけれども、全体的に予算枠が少なくなっている中での養成所への補助金の交付ということになりますので、医師会立の養成所に限ったことではなくて、全体的に少なくなっているという状況がございます。県内定着の看護師を養成していることについて

は評価するものでありますけれども、これは全体的な予算の問題でやむを得ないというふうに理解をいたしております。

○丸山委員 7対1看護等が始まって、都市部では看護師が足りなくて取り合いになっているということを聞くと、今後、都市部にどんどん看護師が集まって行って、また大きな病院に集まって行って、特に中山間地等の病院に関しては看護師が集まらなかったり、特老なんかにも看護師をちゃんと置きなさいというような形になっていくと聞いておりますので、そうなってくると、さらに県内で必要な看護師が急激に足りなくなってくる可能性もあります。人材育成、人がいなければ、医療や福祉すべて賄えませんので、お金がないというだけで済ませるのではなくて、しっかりとした体制づくりをお願いしたいというふうに御要望させていただきます。

○前屋敷委員 2つお聞きします。101ページの報告の中で、医師会などに委託をしてへき地診療、巡回診療などを行われているんですが、これは頻度としてはどの程度の割合で診療されているのか。

○高屋医療業務課長 医師会に委託しておりますへき地出張診療事業につきましては、8診療所に対して延べ338回実施いたしております。それと、これは日赤にお願いしている無医地区への巡回診療事業でございますけれども、延べ回数で84回実施いたしております。

○前屋敷委員 島浦に入った歯科の関係はどうですか。

○高屋医療業務課長 島浦に対しましては18回実施いたしております。

○前屋敷委員 これは定期的に曜日を決めて入っていると思うんですけれども、地域のニー

ズに応じているのか、回数をふやしてほしいとかさらなる要求があるのか、そういうものについてはどうですか。

○高屋医療業務課長 へき地診療の事業につきましては、市町村と事前に協議して計画を立てて実施しております。

○前屋敷委員 いろんな要望などは自治体が受け付けて改善も図られているということなんでしょうか。

○高屋医療業務課長 市町村のほうで地域の実情や要望を踏まえて、我々のほうと協議をしているということでございます。

○前屋敷委員 過去のデータからすると、この辺は大分改善をされて回数がふえているという傾向はあるんですか。

○高屋医療業務課長 実施の回数につきましては、増加してきているとは必ずしも言えないと思います。といいますのが、その地区地区のいろんな状況の変化といいますか、道路整備の状況、あるいは必要性の問題もありまして、実施の回数が必ずしもふえているという状況ではございません。地区地区の状況がいろいろございますので、場所によっては減っているところもあります。すべて市町村と協議の上で、結果としてそのようになっております。

○前屋敷委員 この診療のあり方でしか受診できないという方々もかなりおられると思いますので、その辺は十分地元の要望も聞きながら進めたいと思います。

もう一点は、102ページの施策の評価の③で、県内病院等に対しての立入検査を行っているということですが、どういう立場で病院に入って立入検査を行うのか。患者の立場で、医療にかかわる相談を受けたり、そういうことをベースに病院の立ち入りを行うのか。問題があったと

きだけなのか、定期的に計画性を持ってしているのか、その辺をお聞かせください。

○高屋医療薬務課長 立入検査につきましては、病院に対しましては年に1回必ずやると、20床未満の診療所につきましては3年に1回という形で、各保健所で計画的に実施をいたしております。

今おっしゃいましたように、患者からの苦情、問題点、いろいろとこちらのほうに相談が来ていますけれども、よほど大きな問題でない限り、定期的な検査の中でそれも踏まえて実施をいたしております。

○前屋敷委員 すべての病院を対象に行っているということですね。

○高屋医療薬務課長 すべての病院に対して年に1回はやっております。

○前屋敷委員 当然、患者の立場に立った問題もありますでしょうし、また、病院側が抱える問題などについての相談も受けるということもあるわけですか。

○高屋医療薬務課長 その検査の場で患者からの相談を受けることはありません。それについては医療相談窓口が各保健所もありますし、また医療薬務課のほうでも受け付けておりますので、特にその場でやっているということはございません。

○前屋敷委員 立入検査の中身がどういう観点で行われるか、チェックのポイントがあるんでしょうけど、医療設備とか機器の設備、そういう問題が主なんでしょうか。

○高屋医療薬務課長 医療法に基づいて、医師の数がどうであるか、感染症対策を講じているかといった観点で実施をいたしております。いわゆる医師の数、看護師の数等が医療法に照らして適正であるかどうかという観点で調査を

施しております。

○十屋主査 医療薬務課の審査をこれで終了いたしましたと思います。

5分休憩させていただきます。

午後2時42分休憩

午後2時48分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

国保・援護課の説明をお願いいたします。

○舟田国保・援護課長 国保・援護課の平成18年度の決算状況について御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の7ページをお開きください。国保・援護課は上から3列目であります。予算額230億4,878万円に対しまして、支出済額は230億2,794万669円、不用額は2,083万9,331円となっております、執行率は99.9%であります。

それでは、17ページをお開きください。決算事項別明細説明資料であります。当課の予算につきましては執行率が90%未満のものはございませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

表の中ほどの(目)老人福祉費であります。不用額の欄にありますように1,699万9,517円が不用額となっております。この主なものは、老人医療費支給事業について、市町村が見込んだ支出予定額を下回ったことによる執行残であります。

それでは、次に、平成18年度の主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の「国保・援護課」のインデックスのあります109ページをお開きください。まず、(3)の国民健康保険の充実であります。主な

事業の国民健康保険助成につきましては、市町村国保間の財政力の不均衡等を調整するための都道府県財政調整交付金を初め、低所得者に対する保険税の軽減措置に伴う国保財政の基盤を安定させるための事業や、高額医療費の発生に伴う財政リスクを緩和するための共同事業への助成を行い、市町村の国保財政の安定化を図ったところであります。

下のほうの施策の評価としましては、市町村保険者に対しまして、国保事業に必要な助言・指導並びに財政支援等を行うことで、全市町村ともおおむね良好な事業運営が図られたものと考えております。

次の110ページをお開きください。(2)の老人医療制度の安定的運営であります。主な事業の、まず、老人医療費支給につきましては、老人医療費に係る公費負担のうち県負担相当額を市町村に交付することにより、老人医療制度の安定的な運営を図ったところであります。

次の医療受給者健康指導補助では、市町村が実施する老人医療費の通知に要する費用を助成することにより、老人医療受給者の健康に対する自覚や健康管理が高められたものと考えております。

下のほうの施策の評価としましては、市町村に対する助言や医療機関に対する指導等により、老人医療費の伸びの適正化、制度の安定的運営に寄与しているものと考えております。

次に、右側の111ページをごらんください。(2)の社会保障等による生活の安定確保であります。まず、主な事業の生活保護扶助につきましては、生活保護制度の適正な運営を図り、生活に困窮する県民の最低限度の生活を確保するとともに、自立の助長に努めたところであります。

次の福祉事務所活動につきましては、被保護世帯の調査や生保電算システム運営等に要する経費で、生活保護事業の適正、円滑な執行が図られたところであります。

次の遺家族援護につきましては、全国戦没者追悼式等への遺族の参列支援を行ったほか、平和祈念資料展示室の巡回展を小林市で開催し、また、戦争体験者の語り部のDVDを作成したところであります。

次の112ページをお開きください。施策の評価としましては、まず、生活保護につきましては適正な業務の執行に努めておりますが、保護廃止世帯における自立割合が目標値を4.7ポイント下回ったことから、今後とも被保護者の自立に向けた就労支援等を積極的に行っていく必要があると考えております。また、遺家族援護事業では、戦没者遺族等に対する支援とともに、県民に広く戦争の悲惨さや平和のとうとさについて考えていただく機会の提供が図られたものと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見についてであります。

お手元の平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の4ページをお開きください。上から11行目、アの「収入事務について」の最初の黒ポツのところでございます。現金で収納した生活保護費返還金の指定金融機関等への払い込みが遅延しているものが見受けられたとして、留意・改善等の適切な事務処理が望まれるというものであります。この件につきましては、実際の現金徴収者と会計員や出納員等との連携をより緊密に行うなど内部のチェック機能の強化を図り、今後かかることのないよう、適正かつ迅速な事務処理に厳正に努めてまいりたいと存じます。

国保・援護課は以上でございます。

○十屋主査 国保・援護課の説明が終了いたしました。質疑をお願いいたします。

○丸山委員 最後に説明がありました指摘の件について、実質どれくらいおくれたのか。今は、その指摘に伴ってどのような形で運用されているのかお伺いしたいと思います。

○舟田国保・援護課長 先ほどの、現金収納したものが指定金融機関への支払いが遅延したという件でございますけれども、財務規則によりまして、現金収納したものは当日に指定金融機関に払い込むというのが原則になっておりますが、当日が3時以降の場合は翌日ということになります。今回指摘を受けたものは、4月6日に収納した現金2,000円が、実際の払い込みは4月17日になったということで、11日間払い込みがおくれたということです。年度当初の異動時期でもあったということで、事務所の金庫に収納していたものが11日間そのままになっておたということでございます。

○丸山委員 確かに異動のときで大変だと思いますけれども、そのようなことがないようによろしくお伺いしたいと思います。

110ページの老人医療の関係ですが、施策の評価の③に、市町村が行う老人医療事務に対する助言を実施して、老人医療費の伸びの適正化を図りというふうに書いてあるんですが、県として、伸びに関して具体的にこうした方がいいですよとか、どのような助言をされたんでしょうか。

○舟田国保・援護課長 指導が、すぐに医療費の伸びが抑制される等目に見えて反映はできませんけれども、全市町村に直接指導・助言に参りますし、そのほか会議、研修会等々通じまして、老人医療受給者の重複受診、レセプト点検

の充実などを含めて医療費の伸びの抑制、適正化について指導・助言を行っているところであります。

○丸山委員 上の指標ですが、平成17年度は4つの市町村が全国より上回っていたんですが、18年度はゼロということではよろしいのでしょうか。

○舟田国保・援護課長 18年はまだ全国の老人医療費の確定値が出ていないものですから、判定がつかないということでございます。

○丸山委員 老人医療費については、今後の高齢化に伴って伸びもかなり懸念されていますし、後期高齢者の話も出ておりますので、抑制するようお願いしたいと思います。

生活保護についてお伺いします。自立促進も図っていきたいということですが、実質、県内の保護率がどれぐらいあったのかということと、被保護者のうちずっと受給している方がどれぐらいいらっしゃるのかお伺いします。

○舟田国保・援護課長 本年4月現在の県内の被保護人員が1万2,673人でございまして、被保護世帯は9,538世帯、保護率は、千人比で出しますので11.11パーミルとなっております。また、保護の受給期間でございまして、17年度の全国一斉調査によりますと、中核市（宮崎市）の統計は除きますが、継続受給15年以上が21.2%、10～15年未満が11.9%、5～10年未満が18.7%、5年以上の世帯が51.8%と、保護受給が長期にわたっているという現状が出ております。

○丸山委員 生活保護を5年以上、残念ながら生活困窮ということなんですが、県として具体的に自立に向けたアドバイスなり就職支援はやられているのか。逆に言うと、仕事ができない病気の方がこれだけいらっしゃると思ってい

んでしょうか。

○舟田国保・援護課長 今の生活保護の実態は、高齢化とともに単身の高齢者等が被保護者として多うございますので、どうしても保護が継続していくという傾向がございます。どうしても生活保護に頼らざるを得ないという方々につきましては適切な保護を実施してまいりますけれども、就労が可能な年代の方につきましては、極力、就労等に基づく自立・自活ができるように相談等々も行っているところではございます。

そういった中で、17年度から、ハローワーク等と連携しながら就労支援プログラムを進めておりまして、その成果も徐々に出つつある実態でございます。

○丸山委員 長年生活保護費を受給されている方に就労支援をしっかりとやっていこうという方向性が国のほうでも出ていると聞いております。これは労政サイドとの連携も十二分に必要だと思いますけれども、県としてもその辺しっかりとやっていただきたいと思っております。

続いて、平成18年度は、合併に伴いまして町村だったところが市になった関係で移管されたと思うんですが、その辺の事務手続の流れで、遅延があったのか、逆にスムーズにいったのかお伺いします。

○舟田国保・援護課長 18年度は、生活保護扶助の実績を見ていただいても一目瞭然ですけれども、昨年度よりも扶助費で13億6,000万円程度減となっております。これはまさに、18年1月から3月にかけての市町村合併によりまして宮崎、都城、延岡、小林、日向の町村が市に移管されて市の福祉事務所の管轄になったということで、県から市のほうに移管されたということでございます。約800名の生活保護者が市のほう

に移管しております。その移管する際、事務手続に特段の障害があったといったことは聞いておりませんし、保護事業そのものは適正に円滑に執行されていると考えております。

○丸山委員 逆に言いますと、県のテリトリーが少なくなったと思っておりますので、人事配置なども大分変わったと思います。新しく市になられたところに関しては窓口との連絡調整会議というのは開かれているんですか。

○舟田国保・援護課長 町村職員は基本的にケースワーカー業務等々やっておりませんので、新任のケースワーカーの研修とか、その上の査察指導員の研修、あるいはその他の会議、研修等でも、私どもも行いますし、市の段階でもそういった研修を実施し、適正な執行が図られるように努めております。

○丸山委員 最後に、他県の事例ですが、生活保護を受けていながら、悪用してかなりの金額を不正受給していた事案があったものですか、そのようなことはまさか宮崎県内では起きてないですね。

○舟田国保・援護課長 新聞ざたになるほどの不正受給というのはございませぬけれども、生活保護受給者の中には、例えば、ちょっと就労する、アルバイトをするとか、さるところからお金が入ったとか、要するに収入認定できるような収入があった場合がございます。その場合は生活保護費から返還していただくというようなことが出てまいります。そういった案件はございます。

○丸山委員 そういう事案はないということでもいいんですが、生活保護に関してそこが一番難しいところで、仕事をするとか給付が削減されるとか、返納しなくちゃいけないとかあるので、その辺の指導は現場ではかなり苦勞されている

んじゃないかと思うんですが、実態をもう少し教えていただきたいと思います。

○舟田国保・援護課長 まさに最後のセーフティネットということで生活保護事業を実施しているわけですが、個々の方の生活の実態、あるいは最低限度の生活を見きわめながら、自立・自活ができる見込みがあるのかどうか含めてトータル的に判断しながら指導し、生活保護の適正な支給を行っているところであります。今後とも、そういった方々に対する生活保護実施、また、就労等による自立・自活の支援にも積極的に努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 最後に要望ですが、高齢の方とか病気の方は特に難しいのかもしれませんが、若い方に関してはできる限り自立をするように、県なり市を通じて努力をしていただくようお願い申し上げたいと思います。

○高橋委員 生活保護世帯の関連です。112ページの成果指標の保護廃止世帯における自立割合の見方を教えてください。実績値が33.2%だから、3分の2は自立していないと理解していいんですか。

○舟田国保・援護課長 この指標の数値の見方ですが、保護廃止の理由が厚生労働省の報告例で12区分ございます。その中で「死亡」「失踪」「転出」の事項以外は自立という認定をいたします。その自立者がどの程度かというのがこの数値でございます。18年度は17年度に比べて4.7ポイント下回っておりますけれども、今回は、廃止件数そのものが17年よりも下がったこと、就労による十分な収入が確保できなかったことにより自立できなかったこととありまして、若干数値が下がっております。

○高橋委員 ということは、「死亡」とか「転

出」「失踪」による廃止は3分の2の中に入っているということですね。

○舟田国保・援護課長 はい、入っております。

○高橋委員 先ほどからケースの指導をいろいろ丸山委員からもありましたけれども、どうしても訪問だと思うんです。働ける能力があっても、なかなかそれを生かし切れない環境にありますから、自立には結びつかない点があると思うんです。精神面で言うのじゃありませんけれども、保護世帯は結局依存しちゃって、生活のサイクルも悪くなるんですよ。病気になりがちになったり。訪問することによって食生活指導とか医療指導等ができます。ただ、実は、私もケースワーカーをやっておったものですから経験上申し上げるんですが、私は地元に住んでいますから、日常生活の中で指導ができるんです。中部福祉事務所から南郷町や北郷町に行かれるんです。だから、どうしても収入認定なんかを見逃すことがあるんです、申告制だから。定期的に収入申告書を出させるでしょう。そういうのが自主申告だから、どうしても隠しますよね。私たちは経験上、日常の中でそういうのを見れるんです。そういうところも今後検討せにゃいかん。北諸は都城に合併しましたが、もともとあそこは保護率が低いところでしたから、そういう意味ではよかったのかなというふうに思うんですが。

もう一点、冒頭の部長の説明だったと思うんですけど、委員会資料の39ページ、生活保護費の返還金のことで、「収入未済率が前年度と比較して大きく増加している」ということの対策で、嘱託職員を雇用して解消したいと言われたと思うんです。これは普通、ケースワーカーがやるんです。63条、78条の返還金でしょう。ど

うしても生活保護世帯は自分たちの身分を隠したがりません。プライドもありますから。これが公務員ではない嘱託職員になったときにどのような効果が出るのか危惧されます。これは今からやられるということでしょうか。

○松田福祉保健部次長 ことしの10月から嘱託職員を2名配置いたしました。現在は*延岡と都城の児童相談所に1名ずつ配置をいたしておりますが、将来、児童相談所と福祉事務所が合併をするということも頭に置いて、福祉保健部全体の未収金対策という形で考えていこうという形で配置をさせていただいたところです。

○高橋委員 ケースは2つあると思うんです。いわゆる自立した人の返還金も、残っていれば回収せにやいかんですよ。ただ、現ケースは現在のケースワーカーがやったほうが早いんです。切符も発行していますから。これは廃止ケースの対策と理解したほうがいいのでしょうか。

○松田福祉保健部次長 一番の問題は、先ほどから話に出ておりますように、市のほうに合併をしたところの、俗に言う焦げついた過年度分、非常に取りにくい分がございます。そういうところもこの方々に頑張ってもらおうかなと。おっしゃいますように、現在保護を受けている方はずっと接触しておりますので、いろいろな指導が面接等でできるかと思えます。

○徳重委員 老人医療費のことについてちょっとお尋ねしますが、老人医療費の全国平均は幾らになっていますか。そして16年、17年、18年の宮崎県の高齢者医療費、できたら教えてください。

○舟田国保・援護課長 これは1人当たり老人医療費でよろしいでしょうか。16年度は、全国が78万206円、県が75万2,400円でございます。

17年度が、全国が82万1,403円、県が79万5,678円でございます。ちなみに18年度は、先ほども申し上げましたように国の確定数値が出ておりませんが、宮崎県の速報では80万673円ということで、若干ずつ1人当たり医療費も上がってきているという状況でございます。

○徳重委員 16、17、18年の対象者は何人ぐらいずつふえていきますか。

○舟田国保・援護課長 16年度が16万5,867人。数字を丸めさせていただいておりますけれども、17年度が15万8,000人、18年度が15万2,000人ということでもあります。実は平成14年度に一部法律改正がございまして、それまで70歳以上の高齢者が老人医療費対象者でしたが、これから向こう5年間で1歳ずつ引き上げられていったということで、本年の10月で満75歳以上の方にきっちり整理をされたということで、若干ずつ数字が減ってきております。ただ、先ほども申し上げましたように、1人当たりの医療費が上がっておる現状から、全体の医療費としては若干ずつ伸びておる現状であります。

○徳重委員 全国で医療費の一番低い県を教えてください。

○舟田国保・援護課長 17年度の統計でございますけれども、最も低いのが長野県で67万2,853円でございます。

○徳重委員 医療費が全国的に年間1兆円ずつふえていくというような状況の中で、高齢者がふえていくことも間違いないわけですし、長野県と宮崎県で約12万違いますね。対象者も15万、16万という数であります。ただ、医療費は当然払っていかなくちゃならないんです。一日でも長生きしてもらいたいという気持ちはみんなあるわけですが、いかに健康老人をつくってい

※111ページに訂正発言あり

くかという対策を考えないと、適正だ適正だと、お金を出せばいいというんじゃないくて、その予防対策を県としてどういう形で指導しておられるのか、具体的例があれば教えてください。

○舟田国保・援護課長 先ほどの医療受給者健康指導補助、医療費通知ですけれども、老人医療対象者全員に対して各市町村が、一番多いところで年間8回、少ないところは年に1回医療費通知を出しまして、本人の医療費がどの程度あるのかということで医療費に対する認識を高めてもらうのと、それをごらんになって自分の健康管理等を考えていただく機会にしたいということで、老人医療費通知事業等々を行ったり、私どもで直接やっておりませんけれども、老人健診等々を含め、いかに健康な老人でいていただくか、そして私どもの観点から申し上げますと、いかに老人医療費の伸びを抑制できるかということで、今般の医療制度改革もまさにその点に視点を置いて進められつつあります。これ以上伸び続ける医療費を全体でカバーしていかなければならないという現状を踏まえる中で、適正な医療費ということで今後ともいろんな意味で抑制に努めてまいりたいと考えております。

○徳重委員 医療費を本人に伝えていくことも大事なことです。高齢者が健康を保てる方法というか、一日でも病院にかからずに、自分の健康を自分で保てるような運動というんですか、何らかの形で伝えていく方法を考えるべきじゃないか。病院にかかったら医療費はちゃんと報告があります。幾らかかったんだなど。かといって、「おれはもう病院に行かん。医療を受けない」というわけにはいかんわけですから、かかったときには仕方がないが、一日でも

病院にかからないで済むような健康法というか健康管理について——1人ではなかなかできないんです。地域みんなで取り組めるようなことについてもう少し真剣に考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○舟田国保・援護課長 私どもで直接所管しておりませんけれども、高齢者の生きがい対策とか、スポーツ大会への参加とか、いろんなものを含めて高齢者の健康づくりをトータル的に進めていかなきゃならないと思います。それと、健診等々を進める中で、みずからの健康はみずから守っていくという視点に立っていただいて、それがまた医療費の抑制につながっていけば幸いかと考えておりますので、今後ともそういったことを念頭に置きながら諸般の施策を進めてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 国民健康保険事業だけど、これも高齢者の医療費と同じで、市町村は大変厳しいわけですが、宮崎県の市町村で保険料の格差というのはどのくらいあるんですか。

○舟田国保・援護課長 後ほどお答えします。申しわけございません。

○緒嶋委員 それと、保険料が高いところは、保険料は余り上げるわけにはいかんから、一般会計から補てんしておるところもあると思うんです。そういう実態がわかれば教えてください。保険料だけで運営ができないので一般会計から繰り入れをやっておるんじゃないかと思うんです。

○舟田国保・援護課長 保険税への反映のために一般会計からの繰り入れは、実態としてはございません。

○緒嶋委員 市町村に行けば、税金は何かといたら、所得税とか個人住民税とかではなくて、これが一番高いんですよね。この滞納の実

態はどうか。収納率はどの程度か。

○舟田国保・援護課長 国保税の収納率は、非常に経済が低迷する中、国保の被保険者が無職者あるいは低所得者、高齢者等々、まさに構造的な問題を抱えております。そういった中で国保税の収納もなかなか厳しい状況がございますけれども、実は18年度、現年度分は92.59%の収納率、昨年が92.50%ということで、0.09%アップしているところでございますが、収納率が低迷しているのは間違いございません。私ども、国保事業はまさに被保険者の相互扶助という観点でやっておりますので、国保事業の大きな自主財源でもございますし、また被保険者の公平公正感を保つためにも、保険税の収納にはさらに努めてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 医療機関が充実していないところは、医者にかかるにもかかれんから保険料が低いと。病気でも我慢して医療機関にかかれないう地域もあるわけです。特に中山間地は。椎葉とか西米良は保険税は安いんです。これは医師の確保の問題とも絡むわけですけど、実際はそういう矛盾があるわけです。そういうことを考えれば、何が幸せかということも含めて、これは重要な問題だと私は思うんです。そんなところは逆に保険料は完納しておられる。特に黒木委員さんところの諸塚なんかは村民税は100%完納の地域なんです。それだけ相互扶助的なものを含めて頑張っておられるんです。安いのはいいんだけど、その内容といえ、医者にかかろうと思ってもかかれないう。日向、西都に出ていくのにも交通費まで見ると大変なわけです。だから、ある意味では我慢しておられるというような実態もあるわけです。そういうことを含めた場合、医療というのはどうあるべきかということも、これは国も考えにやいかんわけ

ですが、そういう根幹の問題も含めて考えていかなければならんんじゃないかという気がします。その点は今後の課題として十分考えていただきたいということをお願いしておきます。

○前屋敷委員 私も国保の問題なんですが、予算が当初予算とするとかなり減額をされているんですよね。その理由をひとつ。

○舟田国保・援護課長 109ページの国民健康保険助成の主な実績の保険基盤安定事業は、低所得者への保険税軽減、あるいは低所得者等を抱える保険者支援という2つから成り立っていますが、この保険基盤安定事業が当初見込みよりもかなり少なくなりまして約6億の減となっております。

○前屋敷委員 見込みより少ないということですが、どう分析したらいいのかわからないんですけども、減免対象者がかなり少なかったということですか。

○舟田国保・援護課長 18年度の当初予算の際に、前年度の当初予算で見込みを立てたものですから、その分の実態との差額が出たということで、保険税の軽減者そのものが減ってきたということではございません。

○前屋敷委員 それで、今、高い保険料の問題も出てまいりましたけれども、かなりの滞納を抱えるということになっているんですよね。毎回私も指摘をさせてもらうんですけど、この間の総括質疑のときにも滞納による短期保険証、資格証明書の発行の件数もお聞きしたんですが、このとらえ方がどこを基準にするかが問題だと思うんです。宮崎市だけ見ても、平成18年の6月時点で短期保険証は1万5,444、資格証明書が3,618という数字をつかんでいるんです。これと比較して、県全体の数がそれに匹敵するか少ないということなんです。

いずれにしても、短期保険証、資格証明書そのものは発行されているという事実はありまして、保険証がない方が病気も抱えて生活をしなければならんというこの実態を県としてどうとらえるか。今の社会状態の中ですから、ますますこの数も今後ふえる可能性もあります。病気にかかれば命にかかわる問題にも発展しかねません。払えるのに払わないという悪質な方々については指導を要すると思いますが、払いたくても払えないという方々については、自治体を通じて相談も受けながら、こういった保険証の発行は極力中止をするという県としての指導、援助が必要じゃないかと思うんです。このことがひいては医療費の削減にもつながっていくというふうにも思いますので、その辺のところ要望もしておきたいと思えます。

○舟田国保・援護課長 先ほどの緒嶋委員からの御質問ですが、17年度時点の1人当たりの国保税の調定額は、一番低い日之影町が4万8,740円、一番高いのが清武町の8万8,911円ということで、ほぼ2倍の格差がございます。

○凶師委員 1点だけ。生活保護の関連ですが、医療扶助を受けている方々の一番多い診療科はわかりますか。

○舟田国保・援護課長 詳細な資料を持ち合わせておりませんが、精神関係の医療扶助が一番多うございます。

○凶師委員 恐らくそうだろうと思ったんですが、この方々は積極的な治療を要するというわけではなくて、いわゆる社会的入院の方々が大多数だと思われまます。後の障害福祉課の施策ともリンクしてくるんですけども、退院促進、社会復帰の受け皿づくりが充実してくれば、必然的に医療扶助の額も落ちてくると思えますので、また後ほど障害福祉課のところでお話しし

ます。以上です。

○松田福祉保健部次長 質問にありました嘱託員の配置の場所ですが、私、児童相談所2カ所と申し上げましたが、都城児童相談所と宮崎の中央福祉相談センターのほうに1名ずつ配置をいたしております。中央福祉相談センターは既に児童相談所と福祉事務所が一体となっておりますので、部全体の徴収に携わるという形になると思えます。

○松原福祉保健課長 先ほど徳重委員のほうから御質問のありました工事請負費の落札率でございます。決算特別委員会資料8ページの下から5行目の工事請負費約3,800万余りの予算額でございますが、このうち旧都城児童相談所の解体工事の予算額は約1,300万円、落札率は94.7%でございました。なお、残りの予算額につきましては、前年度、17年度からの繰り越しによる工事でございますので、不用額というものは出ておりません。以上でございます。

○十屋主査 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、福祉保健課、医療薬務課、国保・援護課を終了いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時39分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、委員の方にお諮りいたしますが、都合により、4時を過ぎる場合においては継続して審査いたしたいと思えますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、高齢者対策課、児童家

庭課、障害福祉課の審査を行います。まず、高齢者対策課の説明をお願いいたします。

○畝原高齢者対策課長 それでは、高齢者対策課の平成18年度決算状況につきまして説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の7ページをお願いいたします。高齢者対策課は上から4行目です。予算額117億5,177万3,000円に対しまして、支出済額116億9,735万8,962円、不用額5,441万4,038円で、執行率99.5%となっております。なお、翌年度への繰り越しはございません。

それでは、21ページをお願いいたします。目の執行残が100万円以上のもの及び執行率90%未満のものについて説明いたします。

まず、中ほど2つ目の(目)老人福祉費の不用額が5,362万3,323円となっております。その主なものは、下から4行目、負担金・補助及び交付金の不用額2,237万6,703円です。これは、介護保険を利用している低所得者の負担軽減を図ることを目的とした介護保険利用者負担軽減対策事業におきまして、実績額が市町村の見込み額を下回ったため不用となったものがあります。

次に、その下の貸付金の不用額2,770万円です。これは、介護保険給付費の不足が見込まれる市町村からの申請に基づきまして、介護保険財政安定化基金から貸し付けを行うものですが、不足額が市町村の見込み額を下回ったため、不用となったものであります。

次に、22ページの一番下の(目)予防費が執行率87.4%で、不用額が8万6,877円となっておりますが、これは、介護老人保健施設の指導に要する旅費等の不用額などです。

決算事項別明細書につきましては、以上でござ

います。

次に、平成18年度の主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、高齢者対策課は113ページでございます。まず、「未来を拓く人が育つ社会」の(1)高齢者の社会参加の促進についてであります。主な事業の生きがい対策事業につきましては、高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動を支援するために、老人クラブに対する助成や長寿社会推進センターに対する補助等を行いました。

その下の超高齢社会対策事業につきましては、高齢者の知恵や経験などのシニアパワーを積極的に活用するため、市町村と連携して社会参加の仕組みや活躍の場づくりに取り組みますとともに、高齢者の社会参加についての広報啓発を行い、県民の意識高揚を図ったところであります。

これらの事業の成果につきましては、次の114ページをお願いいたします。県民意識調査によりますと、「高齢者の社会参加活動が活発に行われていると思う県民の割合」が約6割となっており、施策の評価の①、「シニアパワー宮崎づくり活性化促進事業」などにより高齢者の社会参加の仕組みや活躍の場づくり、社会参加に対する機運づくりを一体的に進めることができたことや、②のねんりんピックや文化交流ウィークの実施等によりまして、高齢者が自主的に取り組むスポーツ・文化イベントが開催できたことなどによりまして、おおむね想定した成果が得られているものと考えております。今後はさらに、⑤にありますように、高齢者のスポーツ・文化活動や老人クラブなどへの支援等を通じまして、高齢者の社会参加の促進に引き続き取り組んでまいります。

次に、115ページをお願いいたします。「安全で安心して暮らせる社会」の（1）高齢者福祉保健サービスの充実についてであります。まず、在宅老人要援護対策事業につきましては、在宅で高齢者を介護している家族を支援するため、介護に関する各種講習会等の実施や、18年度から市町村に設置されました地域包括支援センターの職員研修等を行いました。

次に、施設内老人対策事業につきましては、軽費老人ホームの事務費の一部を補助することで、入所している高齢者の負担軽減を図りました。

次に、116ページをお願いいたします。認知症高齢者対策事業につきましては、認知症の介護技術を高めるための施設職員研修や認知症グループホームの管理者研修などを実施いたしました。

次に、介護保険対策事業につきましては、ケアマネジャーなどの介護保険関係職に対する各種の研修を実施するとともに市町村に対する財政支援などによりまして、介護保険事業の健全かつ適正な運営に努めたところであります。

次に、117ページをお願いいたします。老人福祉施設等整備事業につきましては、都城市の特別養護老人ホームの新設に対する補助を行いました。

これらの事業の成果につきましては、117ページの中ほどにありますように、それぞれ目標値には達しておりますが、施策の評価としましては、①の各市町村におきまして地域の実情に応じた高齢者保健福祉サービスが実施され、成果を上げてきていることや、②の特別養護老人ホームなどの高齢者福祉の拠点施設が計画どおり整備されていること、③の介護保険関係職員の人材育成、介護保険サービスの質の向上など

を図るための取り組みが計画的に実施されていることなどから、おおむね順調に事業が進められているものと考えております。今後とも、高齢者の皆さんが、介護が必要となってもできるだけ住みなれた家庭や地域で安らかな老後を過ごせるように、ソフト、ハード両面の充実を図ってまいります。

主要施策の成果の主なものは以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書等に関して特に報告すべき事項はございません。

高齢者対策課は以上でございます。

○十屋主査 高齢者対策課の説明が終了いたしました。質疑をお願いいたします。

○徳重委員 ただいま高齢者対策課としては非常に順調に推移しているということでの報告があったところでありまして、大変ありがたいことかなと思います。

ところで、高齢者の皆さん方が地域でしっかりと頑張っていただくということの中で、高齢者クラブという老人クラブが、年々クラブ数も減っている、会員も減っているという話をよく伺うんです。なかなかクラブに入ってくれないということと、今おっしゃったことと遊離しているような感じがしたものですから、ちょっとお尋ねしますが、クラブの実態というのはどうなっているか。

○畝原高齢者対策課長 御指摘のとおり老人クラブの加入者が年々減っておりまして、過去を見ますと、昭和50年には50%を超しておりまして52%ぐらいだったと思いますが、それが一番ピークでございまして、昨年の県内平均を見ますと加入率が約20%です。これも市部が低くて、市だけ見ると17%ぐらい、郡部で見ますと約30%は入っていらっしゃいます。さらに小さ

く見ますと、例えば入郷、諸塚村あたりは80%ぐらい入っていらっしゃいます。入っていないところは、宮崎市などの都市部は10%ちょっとということです。我々も老人クラブの加入促進は大きな課題としてとらえているんですが、ニーズの多様化といいますか、高齢者の楽しみ方が非常に多様化してきているのが一番大きいという話を聞きます。

それから、老人クラブということに対する抵抗といいますか、まだまだ若いというのがあるし、それから特に山間部に行きますと——この加入率というのは65歳ではなくて60歳からでございます。ですから特に低いんですが、60、70ではまだまだ現役の方がいっぱいいらっしゃって、老人クラブどころではないという話もお聞きします。（「名前を変えりゃいっちゃ、老人クラブ」と呼ぶ者あり）

○徳重委員 今、緒嶋委員が言われたように、名前をちょっと変えて、みんなが参加しやすいような組織にしたらいんじゃないかといつも考えるんです。高齢者クラブとか老人クラブと言われると。60歳、70歳、定年になった人が入ったり、年齢は段階があっていいんですが、何かしら抵抗を皆さん感じておられます。そういった意味で何か考えられたことがありますか。

○畝原高齢者対策課長 御指摘のとおりですけれども、実は県の老人クラブ連合会は、3～4年前に名前を公募しまして「さんさんクラブ」という愛称があります。ただ、この予算書を「老人クラブ」と使っておりますのは、国の助成制度が「老人クラブ助成金」となっておりますので、報告書は「老人クラブ」という表現を使っていますが、実際は何々老人クラブというところは少なく、寿会とか愛称を使ってい

らっしゃると思います。県は「さんさんクラブ」と言っております。

○徳重委員 「さんさん」というのはどういう意味ですか。

○畝原高齢者対策課長 愛さんさんのさんです。太陽がさんさんにかけたと思います。

○高橋委員 確認ですけど、老人クラブは、郡部は60歳以上でくくってあるんですね。だから加入率がえらい低いという感じがしたんです。県内の各市町村、主流は70ですよ。ここで宮崎も出してみるべきじゃないかと思うんですが、それは出していらいっしゃいますか。

○畝原高齢者対策課長 今、手元には持っていないんですが、65歳で割り戻した数字は出してみました。確かに若干加入率は高くなります。

○高橋委員 俗に「高齢者クラブ」という名前を書いているところが多いんですけど、特に田舎に行けば活気ある団体であるんです。地域生活部でもいろいろと出てきましたけど、見守り隊、子ども安全・安心まちづくりで活躍してもらっているんです。どこでもこういう高齢者クラブの団体の方々が活躍されているはずなんです。ただ、70歳以上でくくると、60歳で仕事を卒業された方々が、地域でどこに位置すればいいかというのもあるから、そこが悩ましいところもあるかもしれませんが、こういう組織化にはぜひ力を入れていただきたいと思います。

○畝原高齢者対策課長 せんだっても老人クラブの役員さん方とお話をしたところでした。役員さん方も一生懸命勧誘はされているんですけど、現実には動きが鈍いというのが実情でございます。

それから、先ほど答弁が漏れましたが、徳重委員のほうで順調に進んでいる割には乖離があるのではないかという御指摘がありました。老

人クラブは確かに加入率が低くなっているんですが、いわゆるじゅぴあ、長寿社会推進センターのほうで高齢者の健康・生きがいをづくりということを別途取り組んでおります。老人クラブとも連携して、そちらのほうでの活性化を図っているところでございます。

○丸山委員 関連ですが、生きがい対策といえますか、長野県は老人医療費が一番低いということで、長野県の例がよく出ますが、高齢になっても仕事を持っているということで、非常に生きがいを持っていると聞いているんです。宮崎県の場合、60歳以上になっても仕事につかわれている率がわかっていれば教えていただきたいんですが。

○畝原高齢者対策課長 これは平成17年の国勢調査の結果ですけど、65歳以上の22%が就労していると出ております。実際は農業等で働いていらっしゃる方はまだいると思うんですが、多分代わりをして入ってきていないと思います。国勢調査上では22%が就業ということになっております。ほとんどが農業です。

○丸山委員 全国平均とか、長野県との比較とかわかりませんか。

○畝原高齢者対策課長 全国平均が21.1%です。宮崎県は26番目、ちょうど中ほどになっています。

○丸山委員 データのとり方がどうなのかわかりませんが、宮崎県は農業県ということもあって、農業に親しむ機会、チャンスは多いと思います。生きがい対策が今後の超高齢社会には重要な施策になってくると思っておりますので、生きがいということで、老人クラブのみならず、就業のほうもしっかりとやっていただきたいと思っております。

在宅介護支援センター運営事業についてお伺

いしたいんですが、当初予算からすると8,000万ぐらい2月議会で補正されています。これは市町村が事業主体だと思うんですが、市町村とうまく連携がとれなかったのか。国庫補助がなかったというだけで簡単に済ませていいものでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 在宅介護支援センターは、18、19年だけの継続的などいいますか、主な実績内容の下のほうの㊦地域包括支援センターというのが出ていますが、地域包括支援センターを市町村が設置するようになっておまして、これを設置したらそちらのほうに補助が行くという制度になっております。在宅介護支援センターに補助が行っているのは——地域包括支援センターができるまでの間、2年間の猶予期間があります。表現は悪いんですが、その間のつなぎという形になっています。ですから、当初考えたよりも地域包括支援センターが早くできれば、その分が地域包括支援センターの補助に移っていったということでございます。

○丸山委員 地域包括支援センターに移行されたということなのかもしれませんが、当初の予算の組み方はどういう経緯で組んだのかをもう少し説明いただきたいんですが。

○畝原高齢者対策課長 市町村から、地域包括支援センターを18、19年に設置するということが設置計画を伺っています。準備ができたからこの時点からやりますということで。それを想定して、できるまでの間の形で在宅のほうで予算化しているんですが、それが準備ができて地域包括支援センターがスタートした時点で、実際の予算は介護保険のほうに入っています。在宅支援センターで減額された分は、介護保険運営費のほうにシフトしていくことになりま

す。

○丸山委員 生きがい対策と在宅関係は関連するんですが、各市町村の取り組みによってかなりばらつきもあるんじゃないか。在宅でちゃんとやっている。逆に言うと施設がないから在宅にせざるを得ない地域もあるかもしれません。それが介護保険料にもはね返ってきていると思うんですが、その辺を県としてどのように把握され、どう理解をされているのかお伺いします。

○畝原高齢者対策課長 介護保険につきましては、3年に1回、介護保険計画を市町村がつくるようになっております。市町村はつくり方はいろいろ工夫しておりますが、策定委員会や、市町村の人たちからどういうことを望むかというアンケートをとって、では、施設をつくるか在宅でいくか。といいますのは、その裏腹として介護保険料がこれぐらい来ますよということですね。私どもとしては市町村の判断を最大限配慮してきております。ただ、他の市町村と比べてどうしても劣る場合には、当然圏域の中で調整をしておりますが、まずは市町村の判断を優先して、それを積み上げたのが県の計画という形で進めてきております。

○丸山委員 現場サイドからすると在宅というのが理想なんですけれども、実際は在宅はできないという方がいます。特に農家の方は、作業もできなくなるということで在宅は厳しいと。また、地域ケアの問題があったり、非常に病院サイドも待機者が多いというふうにも聞いているものですから、18年度の決算の質問としてはふさわしくないのかもしれませんが、非常に緊迫する状況だと思っております。そのためには生きがい対策をしっかりとやっていただきたいということを要望させていただきます。

○図師委員 1点だけ。117ページですが、施策の評価の②の地域密着型サービスの内容、我々委員会も現地視察に行きまして、地域密着型サービスを提供されている施設等見てきました。サービスとしては新しいサービスなんですけど、入所サービスもありデイ機能もあり、ターミナル機能を持っている施設もあったりして、今までの介護サービスのすき間を埋めていく非常に柔軟性のある施設なんですけれども、介護報酬の評価が低いゆえに、経営がなかなか安定しないところが多いと聞きます。実際、今県内に何カ所設置してあって、今後の設置計画が出ておれば教えてください。

○畝原高齢者対策課長 まず、地域密着サービスの数ですけれども、一番多いのはグループホームで127カ所、約1,700人の定員になっております。その次に、委員もおっしゃいましたが、小規模多機能というのがございます。数字は後ほど確認して御報告します。

ただ、おっしゃいますように、母体があつて複合的にやっていらっしゃるところはいいんですが、単発でやっていらっしゃるところは、グループホームはまだしもですが、小規模の場合は、常に皆さんがお見えになった状態で人員を持たなくてはいけないということもございまして、なかなか厳しいという話は聞いております。これにつきましては、国のレベルになりますが、介護報酬の改定等が出てくると思います。私どももその現実についてはいろいろな機会に話をしているところでございます。

○図師委員 今出ました小規模多機能が特に運営が厳しいようで、我々が視察に行ったところも、箱物の助成がまずないと、身銭を切って、貯蓄を2,000~3,000万投資されて、借り入れもされてつくられたという話。それだけ高い志が

ある方はできると思うんですが、先ほど丸山委員も言われた、待機者の解消になるほど今後順調に数がふえていくかという、単発で経営される方がそこまでふえていく可能性も低いのかなと思ひまして、県のほうとして経営安定化のための計画等があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○畝原高齢者対策課長 先ほど小規模多機能の数をお答えしましたが、16カ所でございます。

それから、今委員が御指摘のことですけれども、療養病床が再編ということで、介護療養病床が2,000ほど減らされます。私どもとしては穴埋めの大きいのは老人保健施設だろうと思ひていますが、老人保健施設あるいは特養だけではなかなか厳しい。あるいは小さい市町村は50床、60床の施設は要らないというところも出てくると思ひますので、委員御指摘のように、グループホームとか小規模とか、割とコンパクトなものを機能的に配置していく必要があると思ひています。これは今のところ県の補助金はございません。地域密着というのは市町村が認定することになっていますが、国のほうから市町村への補助制度はございますので、それをうまく活用することで——どちらかという、大型の施設は重度の方がベースで、地域密着型は軽い方々ということで、うまくシフトしていくことが必要かなど。この辺は来年度つくります介護保険計画の中で各市町村ごとに盛り込んでいくことにしております。

○緒嶋委員 老人福祉施設、都城に1施設ということであります。今、ハード事業は余り支援をしないということでもありますけれども、将来を見た場合に、特に老人福祉施設については、今言われたようなことを含めて、県もある程度

これだけは特化して整備していかんと、在宅では家庭そのものが崩壊する可能性が高くなってきておるわけです。これについては金がないからというのは理屈にならんような段階に来ておるんじゃないかと思ひます。医療制度の改革を含めて、将来的な展望はどう考えておられますか。

○畝原高齢者対策課長 私ども、特養の待機者が2,000人ちょっといらっしゃるという現実には重く受けとめております。いろいろお聞きしますと、ショートステイがそんなに活用されていないということもお聞きしますので、待機者の皆さんにショートステイをもう少し活用していただきたいというのが一点ございます。そうは言うものの、重度の介護度4、5の家庭での介護は難しいという方もいらっしゃるの事実ですので、当然財政当局とその辺の協議が出てきますが、今後とも計画的に整備をしていかななくてはいけないと思ひています。片や、養護老人ホームが30年、40年たつて老朽化してきております。ここの改築をどうするかという問題もありますので、特別養護老人ホームと養護老人ホームを両にらみしながら整備をしていく必要があると思ひております。

○緒嶋委員 課長が言われることは私も十分理解しておるんですけど、ショートステイにしても、町村がある程度理解せんと、いろいろな基準があつて、個人的にお願いしても、枠がありませんとか、予算がありませんというような話も聞くわけです。ある程度ショートステイの経費負担の枠を市町村が持っていなければ入らんという面があるんじゃないかと思ひますが、そういうことはないんですか。

○畝原高齢者対策課長 介護保険でこれは見れますので、介護保険の中に当然折り込みをされ

ていると思うんです。そこら辺の見込みが甘ければショートステイ分が不足するということが出てくると思います。ただ、ショートステイは、長期に入っていらっしゃるわけではなくて1週間とかですから、そんなに財政的に負担が出てくるような話じゃないと思いますので、財政だけの理由でというのではないかと思うんですが、計画の中に入っていなかったから無理だという話はあるかもしれません。そこら辺は我々も十分市町村に指導はしていきたいと思いません。

○緒嶋委員 それと、グループホームの場合は設置されたところの介護保険で運営されるわけです。ところが、出身はほかの町村であった場合は、その設置したところの介護料にカウントされるので、その辺が問題だと。特養の場合はそれが無いわけです。制度そのものも問題ではないかという意見もあるわけですが、その辺はどうですか。

○畝原高齢者対策課長 これは地域密着サービスということで、各市町村が責任を持って整備するということですので、市町村の方が入るのが前提です。ただ、首長同士で話がつけば、除外するわけではございませんので、相身互いというところが出てくる。例えば町境だったりすると、我が町のホームよりも隣のほうが近いということも当然あり得ると思います。そういう場合は、市町村同士で話し合いがつけば受け入れることは可能となっております。

○緒嶋委員 そのあたりが、介護保険料にカウントされるものだから。特養の場合は関係ないわけです。自分が今まで住んでおったところの負担でやるわけです。ところが、グループホームが他の町村にあれば、行ったところの町村の介護保険にカウントされるものだから、グルー

プホームはよそから来る人はちょっと無理なんですわというようなことを言われるというような話も聞きます。

○畝原高齢者対策課長 *出身地負担になっておりますので、これも出したところが負担をするということになります。

○緒嶋委員 今、グループホームはそうなっているんですか。

○畝原高齢者対策課長 特養は途中で変わって、出身市町村が負担をするということになっております。

間違っておりました。失礼しました。まだグループホームは特例地にはなっていません。

○新見委員 児童虐待については、人的な体制、ケアを含めてかなり充実してきていると思うんですが、最近、高齢者虐待等もかなりふえているということでもあります。県の高齢者虐待防止のための事業といったら特に何かあるんですか。

○畝原高齢者対策課長 報告書の中には入っておりませんが、在宅老人要援護対策費の中に高齢者虐待防止事業というのが入っております。大きいのは高齢者虐待防止連絡会議というのをつくっております。これは県の医師会とか在介センター、県警本部、考えられる20団体が入っております。まずは実態をとらまえようということがございます。それから、施設の職員や関係市町村の皆さんを集めて研修会を持っております。虐待というどうしてもたたくとかつねるというイメージがあるんですが、そうではなくて、無視をすとか、年金を渡さずに介護者が自由にしているとか、そういうことも含めて虐待だということで、昨年できました虐待防止法で定義されましたので、まずは「今、

※このページ右段に訂正発言あり

あなたがやっていることは虐待になりますよ」ということを啓発する取り組みをしております。これが18年度で53万3,000円ほど決算で上がっております。

○新見委員 児童虐待と対をなすような高齢者虐待ですから、しっかりこれからも取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、113ページの超高齢社会対策でいきいき超高齢社会啓発事業というのがあります。このイメージがよくつかめないんですが、これから超高齢社会を迎えることを前提にして、どういったことを啓発される事業なのか教えてください。

○畝原高齢者対策課長 1点は、手元に持ってきておりますけれども、こういう冊子をつくりました。委員会の皆様に配付していなかったら申しわけございませんが、この中に、県の今の高齢化の状況はどうなっていますとか、先ほど出ましたように生きがい対策としてこういう取り組みをしていますと。高齢者もさることながら、若者の世代に、高齢者の活躍の場と申しますか、そういうことを啓発するのが大事だということで、これを1万5,000部ほどつくりまして、学校とか関係するところには配付して、実態なり取り組みを理解していただくということで、一番大きい事業でございます。

○前屋敷委員 116ページ、介護保険対策の表の下のほうに利用者負担軽減対策事業というのがありますが、この状況はどんなですか、十分対策がとられたかどうか。

○畝原高齢者対策課長 これは、特養などの社会福祉法人が経営するところに入った場合に、利用料は本人は1割負担ですが、そのうちの1%を社会福祉法人が負担をした場合に、その半分、0.5%分は公的に見ましようという制度でござ

います。本来ならば本人は1割負担ですが、*1%軽減されるということで9%負担です。これは27市町村、ほとんどの市町村が取り組んでおりますが、実態としましては、去年は1,286人の方々がこの負担軽減を受けていらっしゃいます。これはもちろん非課税世帯の低所得者という前提がございます。

○前屋敷委員 115ページで説明してほしいんですが、表の一番下の軽費老人ホームに入所されている方が2,664名ということですが、施設についてですけど、10施設というのは、県全体で10施設あるのか、その中で10施設だけ補助の対象になったのか。

○畝原高齢者対策課長 全体的にはまだございますけれども、これは社会福祉法人系のみ補助ということにしておりまして、その分が10施設。2,664人というのは、定員で言いますと260人でございます。月々を見て延べでいきますのでですね。

○前屋敷委員 県が出している資料の中で、福祉と保健ですか、軽費老人ホームはA型が2カ所しか出てなかったんです。タイプで分けているのかどうか。ここは10施設になっていたものですか、その辺がちょっとわかりません。

○畝原高齢者対策課長 これはそういうタイプ分けではございません。

○前屋敷委員 では、福祉と保健、これですべての施設が網羅して、いろんな特養ホームとかあるんですが、軽費老人ホームはA型という区分で2カ所だけしか出てきていなかったものですか、そのほかにはなかったんだらうかと、資料を見る中で思ったものですか。

○畝原高齢者対策課長 軽費老人ホームと従前は言うておりましたが、最近ケアハウスとい

※120ページに訂正発言あり

う言い方をしております、これは同じ形でございます。軽費老人ホームでいった場合には確かに2カ所ですが、いわゆるケアハウスです。

先ほど私は利用者軽減1%と言いましたが、10%でございます。本人負担が10%ですが、そのうちの1%が軽減されるということで。失礼しました。

○十屋主査 委員の皆さん、ほかはよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時17分再開

○十屋主査 分科会を再開いたします。

以上で、高齢者対策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時21分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

あすは午前10時から再開したいと思います
が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、これで本日の分科会を終了いたします。

午後4時21分散会

平成19年11月30日（金曜日）

午前10時5分開会

出席委員（9人）

主	査	十	屋	幸	平
副	主	査	黒	木	正
委	員	緒	嶋	雅	晃
委	員	徳	重	忠	夫
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	高	橋		透
委	員	凶	師	博	規
委	員	新	見	昌	安
委	員	前	屋	敷	恵

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

福祉保健部

福祉保健部長	宮	本	尊
福祉保健部次長 （福祉担当）	松	田	豊
福祉保健部次長 （保健・医療担当）	宮	脇	和
福祉保健課長	松	原	英
児童家庭課長	西	野	博
少子化対策監	佐	藤	健
障害福祉課長	村	岡	精
障害福祉課部副参事	杉	本	隆
衛生管理課長	川	畑	芳
健康増進課長	相	馬	宏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉	藤	安
議事課主任主事	大	野	誠

○十屋主査 分科会を再開いたします。

昨日に引き続きまして、福祉保健部の審査を
行いたいと思います。まず、児童家庭課の説明
をお願いいたします。

○西野児童家庭課長 おはようございます。児
童家庭課の平成18年度の決算状況につきまして
御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の7
ページをお開きください。児童家庭課は上から
5番目であります。予算額100億9,765万3,347円
に対して、支出済額は96億6,971万6,429円、明
許繰越額が3億5,743万5,000円、不用額は7,050
万1,918円となっております。執行率は95.8%
であります。

23ページをお開きください。執行残が100万円
以上のものは、児童福祉総務費、児童措置費、
母子福祉費、児童福祉施設費の4つでございま
す。

下の段の（目）児童福祉総務費についてであ
りますが、不用額は5,381万1,279円となってお
ります。この不用額の主なものは、次の24ペー
ジをお開きください。中ほど、負担金・補助及
び交付金の5,165万1,370円ではありますが、これ
は子育て支援乳幼児医療費助成事業が主なもの
で、冬期にインフルエンザ等が流行することを
想定していましたが、幸いにも大きな流行に至
らなかったことなどによりまして、助成件数が
見込みを下回ったものであります。

次に、（目）児童措置費ではありますが、不用
額は138万347円となっております。主なもの
は、節の欄の一番下の負担金・補助及び交付
金41万3,135円であります。これは、障がい児保
育に必要な経費の一部を補助する元気に子育て
支援事業が主なもので、補助対象月数の減など
による執行残であります。また、25ページ、一
番上の欄の扶助費41万1,802円につきましては、

児童入所施設等措置費が見込み児童数の減により執行残となったものであります。

次に、（目）母子福祉費であります。不用額は838万2,055円となっております。主なものは、節の欄の下から3番目の負担金・補助及び交付金の767万4,246円であります。これは母子家庭医療費助成事業が主なもので、執行残の主な理由は、先ほどの乳幼児医療費助成事業と同様の理由により助成件数が見込みを下回ったものであります。

次に、（目）児童福祉施設費であります。翌年度繰越額で明許繰越額が3億5,743万5,000円、不用額は655万9,080円となっております。26ページをお開きください。翌年度繰越額は、節の欄の下から3番目の負担金・補助及び交付金であります。児童福祉施設整備事業が、国の予算内示の関係等によりまして事業主体において事業が繰り越したためであります。次の欄の扶助費283万8,490円の不用額であります。これは、児童相談所の一時保護児童数及びみやぎき学園入所児童数が見込み数より下回ったため執行残となったものであります。

次に、特別会計の決算であります。恐れ入りますが、資料の始めに戻っていただきまして、7ページをお開きください。下から2番目の児童家庭課、母子寡婦福祉資金特別会計であります。予算額4億8,233万3,000円に対して、支出済額は1億5,915万6,415円、不用額は3億2,317万6,585円となっております。執行率は33.0%であります。不用額のほとんどは貸付金の執行残であります。制度上、この執行残は繰り越されまして翌年度の貸付原資となるものであります。

決算事項別明細説明資料につきましては、以

上でございます。

続きまして、平成18年度の主要施策の成果について、主なものを御説明します。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の「児童家庭課」のインデックス、118ページをお開きください。（1）の施策、子育てに関する意識の醸成の少子化対策環境づくり推進についてであります。ここでは、平成17年3月に策定した「次世代育成支援宮崎県行動計画」に基づき全庁的な体制で各施策の着実な推進を図り、地域全体で子育てを支え合う機運づくりに努めたところであります。

施策の評価については、①にありますように、県におきましては庁内に次世代育成支援対策推進本部を設置し、全庁的な体制で施策を推進しているところであります。また、②にありますように、宮崎県次世代育成支援対策推進協議会の開催や、「みんなで子育て」地域づくり推進事業及び「みんなで子育て応援運動」を実施し、地域全体による子育て支援の機運づくりや仕組みづくりに取り組んでいるところでありますが、県民意識調査において、子育てに対する不安感、負担感を感じている県民の割合が減少していないことから、子育て支援サービスの拡充を初め、次世代育成支援対策の総合的な取り組みと社会全体で子育てを応援する機運の醸成がますます重要となってきているところであります。

次に、119ページをごらんください。（2）の施策、地域における子育ての支援であります。児童健全育成につきましては、民間児童館事業及び放課後児童健全育成事業の推進により、地域児童の健全育成に努めたところであります。

次の少子化対策環境づくり推進事業では、子

育て支援乳幼児医療費助成事業や「みんなで子育て」地域づくり推進事業等の実施によりまして、子育てを社会全体で支え合う仕組みづくりに努めたところであります。

また、児童手当支給につきましては、平成18年4月から支給対象が小学校終了前の児童に拡充されたところであります。

120ページをごらんください。児童福祉施設整備補助事業につきましては、児童館1カ所の整備に努めてきたところであります。

次に、122ページをお開きください。(3)の施策、保育サービスの充実であります。主な事業、保育対策等促進事業につきましては、一時・特定保育事業や休日保育事業の推進に努めたところであります。

施策の評価の③にありますように、17年度以降は、次世代育成支援市町村行動計画に基づき、地域の実情に応じた保育サービスの充実が進められているところであります。

123ページをごらんください。(1)の施策、児童の保護と自立支援であります。主な事業、児童虐待対策につきましては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止対策連絡会議を県内8地区で開催したところであります。また、各児童相談所において、虐待を受けた児童が虐待を行った保護者に対し、心理職員や精神科医によるカウンセリングなどを実施したところであります。

124ページをごらんください。(2)の施策、ひとり親家庭等の自立支援であります。ここでは、ひとり親家庭自立支援給付金、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付等の事業に取り組みまして、母子家庭等の自立支援、福祉向上に努めたところであります。

次に、126ページをお開きください。(1)の

施策、DV防止対策の推進であります。女性保護につきましては、DV被害者の保護や支援機能の強化を図るため、配偶者暴力相談支援センター運営事業や、女性保護施設「県立きりしま寮」の運営に取り組んだところであります。

施策の評価にもありますように、女性相談所における相談件数は増加傾向にありまして、一時保護所及び女性保護施設の活用により、女性の保護、自立を支援しているところであります。また、県が主体となって被害者の保護に関する関係機関とのネットワークを強化し、配偶者からの暴力被害の防止を図るとともに、被害者の緊急保護等の対応を行っているところであります。

以上、主要施策の成果について、主なものを御説明いたしました。

次に、お手元の宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の7ページをお開きください。4の収入の確保についての(2)その他の収入の確保について、児童保護費負担金及び母子寡婦福祉資金の収入未済につきまして、「収入未済の解消と新たな発生防止に努める必要がある」との意見がありました。

8ページをお開きください。収入未済の状況の上から2段目にありますとおり、児童保護費負担金は709万1,810円の収入未済額となっております。これは、児童養護施設等に入所している児童の保護者に対する負担金であります。貸与している家庭の多くは、生活困窮であることなどによりまして収入未済となったところであります。ことし10月から債権管理事務嘱託員を中央福祉相談センター及び都城児童相談所に配置し、債権回収の体制を充実したところであります。今後とも、保護者に対しまして制度の趣旨を十分理解させるとともに、滞納者に対し家

庭訪問や電話等による催告を行うなど、積極的に未済額の解消に向けまして努力してまいります。

次に、49ページをお開きください。(13)の母子寡婦福祉資金特別会計についてであります。ページの一番下の意見・留意事項等をごらんいただきますと、「収入未済額については、前年度に比べ増額しているため、新たに定めた『母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領』に基づき、より一層の償還促進についての努力が望まれる。また、不用額が多額となっていることから、貸付金について制度の周知など効果的な活用についての取組みが望まれる」との意見がありました。貸付金の償還対策につきましては、本庁、福祉事務所が一体となって取り組んでいるところであります。しかしながら、滞納者の多くは、もともと経済基盤が脆弱であることから償還が困難な状況となっているもので、収入未済の解消に結びつかない状況にあります。また、不用額につきましては、先ほど決算で申し上げましたとおり翌年度に繰り越されて貸付の原資となるものであります。今後とも、償還促進対策に積極的に取り組み収入未済の解消に一層努力するとともに、資金の有効利用が図られるよう制度の周知に取り組んでまいります。

児童家庭課は以上であります。

○十屋主査 ありがとうございます。

児童家庭課の説明が終了いたしました。質疑をお願いしたいと思います。

○図師委員 主要施策の成果に関する報告書の中の119ページですが、御説明いただきました放課後児童健全育成事業、これはいわゆる学童保育の事業と理解してよろしいでしょうか。県内110クラブに補助が出ているということですが、対象児童数は把握されていますか。

が、対象児童数は把握されていますか。

○西野児童家庭課長 放課後児童健全育成事業につきましては、委員御指摘のとおり、放課後児童クラブ事業として実施しているものであります。ここでは都城市ほか20市町村となっておりますが、これは宮崎市を除きまして県が補助を行っているものでありまして、補助対象が110クラブ、登録児童数は昨年5月現在で6,257人となっております。

○図師委員 学童保育に取り組む事業所の認定をされる基準、例えば学童を最低何人以上見なくてはいけないとか、職員の配置基準等があれば教えてほしいんですが。

○西野児童家庭課長 国庫補助対象の基準となりますのが2パターンありまして、一つが、年間開設日が*250日以上、登録児童数が10人以上で1日3時間以上開設というもの。もう一つは、年間の開設日が200日から249日までで、児童数が20人以上、1日3時間以上開設ということが基準となっております。

○図師委員 次の120ページ、学童保育の設置数が年々伸びてきておるんですが、少子化とは反比例してこの数字が伸びているというのは、地域性みたいなものがあるんでしょうか。そこら辺は分析されていますか。

○西野児童家庭課長 委員御指摘のとおり、放課後児童クラブ数は年々ふえてきております。その背景といたしましては、恐らく保護者の就労等によりまして、おおむね小学校3年生以下の学童が放課後の学童保育のサービスを必要としている状況に徐々になってきているのではないかと考えております。

○図師委員 おっしゃるとおり、生活様式が多様化して共働き世帯も多い現状もありますので

※141ページに訂正発言あり

こういうクラブがさらに充実して、子供を地域で守り育てるといった環境がさらに整備されていくといいなと思います。

もう一点、123ページの子どもの権利擁護・自立支援の中の虐待の防止策の中で児童虐待対応協力員の配置が3名とありますが、この方々がどこに配置されて、またどういう役割をされたか教えてください。

○西野児童家庭課長 児童虐待対応協力員ではありますが、配置先は各児童相談所に1名ずつ、役割としては、児童福祉司に協力して、虐待に関する調査、関係機関との連絡調整を行っております。

○図師委員 特に何らかの研修を受けた方が特別職として配置されるというわけではなくて、児童相談員の補佐的、サポート的な役割と理解してよろしいですか。

○西野児童家庭課長 この職員につきましては、非常勤職員として児童福祉司のサポートをしております。

○図師委員 同じ項目の下のほうに精神科医によるカウンセリング実施が40回とありますが、これはどこで行われて、対象者が何人ぐらいいらっしゃるのか、わかれば教えてください。

○西野児童家庭課長 精神科医によるカウンセリングではありますが、目的は虐待を行った保護者への精神科医によるカウンセリングでありまして、虐待を行った保護者に対しましては児童相談所の指導を受けることが義務づけられていますことから、精神科医の助言・指導を得まして効果的なカウンセリングを実施しております。

○図師委員 今の御説明ですと、事後対応のカウンセリングなんですね。これは恐らく義務づけられているものだとも思うんですが、できる

ことなら予防的など申しますか、相談に来られる件数も年々ふえておるかと思うんですが、もっと地域の児童指導員や特別職の方々との連携をとって、実際行為に至る前にかかわりが持てるような態勢づくりというのも必要かと思うんですが、そういう取り組みはされていないんですか。

○西野児童家庭課長 児童虐待につきましては、委員御指摘のとおり、早期発見、早期対応の前に未然防止というのが非常に大事な課題だと考えております。そのため、主任児童員というのが各地に223人ぐらいおりました、その方に対する専門的な研修を行って登録することによりまして、未然防止の見地からも対応していただいております。また、同じ123ページにあります子ども・ほほえみダイヤル事業、これは中央児童相談所に電話相談員を置いておりますが、療育に困ったときはそういったものを活用して相談していただき、未然防止に努めているところであります。

○徳重委員 決算資料の26ページですが、負担金・補助及び交付金の明許繰越の3億5,743万5,000円、これはどこの施設か、中身を教えてください。

○西野児童家庭課長 児童福祉施設の具体的な施設名ではありますが、宮崎市にありますカリタスの園竹の寮という児童養護施設でございます。この施設につきましては、建築後42年を経過してかなり劣化損傷が見られるということで、全面改築をしているところであります。

○徳重委員 実は私、保育所を経営しているわけですが、今、都城のある保育所が改築をしているんです。毎年のように児童家庭課が所管する施設整備が年度をまたがるケースが非常に多い、それをちょっと心配しているんです。と申

しますのも、ここは養護施設ですが、子供たちは毎年卒園していくんです。卒園、入園というのが3月、4月あるわけです。今の時期に全部解体して、そしてプレハブで毎日保育をされているわけですが、それはそれでいいとしても、卒園するとき、あるいは入園するときがプレハブでやったら、子供たちも、あるいは親も大変だなとこう考えているんです。前年度あるいは前々年度から準備をして申請をして上げていくはずなのに、児童家庭課の施設はなぜ年度末にこういう形で繰り越されるのか、ちょっと納得がいけないところですが、いかがでしょう。

○西野児童家庭課長 保育施設の整備につきましては、県の補助は実はなくなりまして、国から直接市町村に補助が行くという仕組みになっているところでもあります。この明許繰り越になった施設につきましては、昨年2月補正で予算措置をお願いしまして、国の内示の関係で年度内の執行ができなかったという状況でございます。その背景としては、国のほうでも児童養護施設の改築につきましては計画的に整備していくということですが、何らかの事情、枠があいたというようなことで、全体の計画が前倒しをお願いしたというような背景があるんじゃないかと考えております。

○徳重委員 今、保育所の場合は市町村に委任されていることは事実なんです、そういう形になっているのであれば、単年度決算ということですから、何とか年度内に終わるような努力をしてほしいということを要望しておきます。以上です。

○丸山委員 母子寡婦福祉資金貸付のことについてですが、毎年こんな形で不用額があるということでもいいのか、18年度が特に多かったのか、まずそこを確認させていただきたいと思

います。

○西野児童家庭課長 母子寡婦福祉資金の不用額は、おおむね毎年このような不用額が発生しております。

○丸山委員 目的があって特別会計という形で作っていると思うんですが、貸付金の発足時と社会状況等が変わっていて、これだけ利用がないと理解したほうがいいのでしょうか。

○西野児童家庭課長 最近は不用額が出ている状況であります、平成6～7年あたりは非常に貸付の需要が多い状況でありました。現在は、毎年不用額が翌年度に繰り越されていることで一般会計からの繰り入れは行っておりませんが、当時は一般会計の繰り入れを億単位でやっておりました。平成18年に減少した要因としては、市町村合併の影響によりまして、佐土原、田野、高岡などが宮崎市に合併して対象家庭が減少したこと。平成17年には生活保護世帯に授業料など高校の修学に必要な費用の給付が始まったこと。奨学金につきましては日本学生支援機構もやっておりますが、その奨学金について、保証人が一定の条件によって不要になるという制度が平成16年から始まって、母子家庭にとって利用しやすくなった。そういうことでこの貸付金に申請する件数が減ったのではないかと考えております。

○丸山委員 今後さらにPRをしてということですが、100%執行したほうがいい予算というふうに見たほうがいいのか。逆に、そういった別な事業があるから、そっちのほうでやっていただいていいというスタンス、どちらのほうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○西野児童家庭課長 できるだけニーズがある方には弾力的に貸し付けをしたいと考えております。そのため、まず制度の周知ということ

ありますが、県庁のホームページや新聞等によりまして十分な広報を行うということ、それから市町村の児童扶養手当の窓口においてチラシを配布するなど、制度の紹介に努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 こんなことを言ったら大変失礼な言い方かもしれませんが、離婚されている方も最近ふえてきていると聞いている中に、今言われた母子・寡婦の世帯の方に対してどういったアプローチ、PRをして普及しているのか見えないものですから、目的としては、これを使うことによって少しでも生活がしやすい環境をつくるためだろうと思っておりますので、周知徹底をお願いしたいと思います。

また、返還の促進の努力が望まれるということですが、これに関しては、どれくらい返還されていなくて、返還するためにどれだけの経費がかかっているのかお伺いしたいと思います。

○西野児童家庭課長 収入未済の状況であります。母子福祉資金、寡婦福祉資金合計で2億917万5,000円となっております。この償還につきましては、各福祉事務所等に配置しております母子自立支援員15名、母子協力員50名、それから各福祉事務所の職員などがそういった体制で取り組んでおります。償還対策につきましては、福祉事務所から昨年度は2回、借り主、連帯借り主に対しまして知事名で催告状を送付するなど対策を講じております。

○丸山委員 催告によってある程度返還があったと認識してよろしいでしょうか。

○西野児童家庭課長 知事名での催告ということで、昨年度かなり児童家庭課本課にも問い合わせといたしますか、返還の申し出が来ているところでもあります。

○丸山委員 どの程度まで請求をされていて、どうしても回収できないという判断をされる時もあるのでしょうか。

○西野児童家庭課長 最終的に償還が不可能であると認めた場合、不納欠損ということになるかと思いますが、18年度に不納欠損処理はしておりません。いずれにしても、債権の時効が消滅する前に、償還の意思を確認するなど債権の保全確保、それから償還に努めているところであります。

○丸山委員 制度の周知徹底もそうなんです。そちらのほうもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、平成18年9月定例県議会の中で認定こども園のことについて説明があったときに、認定こども園の認定については、利用料など利用者の負担にならないように指導していただきたいということが委員会で要望されていますが、どのような形でされたのかお伺いしたいと思います。

○西野児童家庭課長 認定こども園の利用料につきましては、幼稚園と同じく施設が独自に設定することになっておりますが、制度上、事前に市町村に届け出ることになっておりまして、著しく保育料が高額だという場合などには、市町村が変更を命じることができるようになっております。そういったところで利用者の負担にならないような指導は十分なされていると考えております。

○丸山委員 児童虐待のことについてお伺いします。うろ覚えで大変申しわけないんですが、平成18年か19年に、児童虐待に関しては一部法律が改正されたと記憶しているんですが、そのときに市町村との窓口も広げるということだったんですが、その辺の具体的な連携なりをどの

ような形でやられたのかお伺いします。

○西野児童家庭課長 児童虐待についての市町村との連携であります。御指摘のとおり、平成17年から、児童福祉法の改正によりまして、市町村が一義的な相談窓口となって対応していただいているところであります。その連携につきましては、市町村が中心となって要保護児童地域対策協議会を設置して、そういったネットワークの中で児童相談所がケースごとに支援をしているほか、児童相談所でも、ケース検討会議などを通じまして市町村職員に対してOJTの研修を行うなど支援をしているところであります。

○丸山委員 具体的に市町村の職員の方に相談された件数というのは把握されているのでしょうか。

○西野児童家庭課長 市町村の窓口で相談を受け付けたのは、平成18年度は376件でありました。

○丸山委員 その後、県のほうにいろいろ相談に来られているという感じなのか、それとも市町村の窓口で済まされているのか、どちらでしょうか。

○西野児童家庭課長 まず市町村で対応していただくということですが、その中でも特に困難なケース、専門的な知識を要するケース、事態が切迫している場合に限って、児童相談所に相談といたしますか、協力して対応することとしております。

○丸山委員 児童虐待に関しては非常に大きな問題になりつつありますので、十二分に努力をしていただきたいと思います。

126ページのDVに関して、下の指標、設置市の割合がゼロということになっているようですが、このことをもう少し説明をしていただければ

幸いです。

○西野児童家庭課長 配偶者暴力相談支援センター設置市の割合は、平成18年度現在ゼロということですが、これはDV防止法におきまして、県のほか、市においてもこのセンターを設置することができるということになっておりまして、市に対して働きかけているところであります。現在、このセンターを設置している市はございません。しかし、各市におきましても相談に対応する専任職員を配置することなどによりまして、実質的には相談支援という形で取り組んでいただいております。例えば、宮崎市におきましても女性相談室に相談員を1名配置して相談に対応していただいております。ただ、このセンターは、裁判所が保護命令をするために必要な書類を作成して提出しなければいけないなど、かなり高度な専門知識、マンパワーが必要なものでありまして、その条件には満たないという状況であります。

いずれにしても、DV防止法が改正されて来年1月施行であります。その中で、市に対してセンター設置については努力義務が新たに課されるということでもありますので、市に働きかけてまいりたいと思っております。

○丸山委員 ぜひ、こちらのほうも不幸な事案にならないための形で——国のほうも設置を市町村のほうにお願いしているのは、恐らく権限移譲も含めて、こういう形でどんどんしていただきたいということをやっていると思っております。今課長の言われたとおり、マンパワーがかなり必要だということで、市町村の財政状況等考えると難しいと思っておりますけれども、市のほうには適切な助言・指導をお願いしたいと思っております。

○高橋委員 先ほどの母子寡婦福祉資金関係で

不用額が多くなっている理由、ちょっと聞き取りにくかったんですけど、保証人の一定条件の考えをいま一度教えてください。

○西野児童家庭課長 先ほど申し上げました、日本学生支援機構の奨学金は保証人を立てずに貸し付けを受けることができるということです。通常、連帯保証人や保証人を立てる必要がありますが、日本学生支援機構のほうで平成16年度から、機関保証に加入することによりまして——機関保証というのは、日本国際教育支援協会が代表機関ですが、その機関が連帯保証人ということで保証人を立てずに貸し付けが行われるということです。修学資金の場合、お母さんと子供が連帯して借り主になるということにしておりますので、なかなか第三者の保証人を立てることが難しいのですが、こういった制度を活用して修学資金を得ているということです。

○高橋委員 制度の仕組みが借りやすくなったということだったんですね。わかりました。

誤解を招くといけませんから、制度の中身、簡単でいいですから説明いただきたいんですが、それぞれの貸付金の条件、教えていただけませんか。

○西野児童家庭課長 この貸付資金は13種類ぐらいございますが、最も活用が多い修学資金でありますと、公立の高等学校に自宅から通う場合、1年生から3年生まで月1万8,000円が上限ということになっております。

○十屋主査 ほかの3点ぐらいを御説明いただきたいということで、質問内容がわからなければ、再度お願いしたいと思います。

○高橋委員 仕組みがもし複雑だったら、時間が経過しますから簡単でいいです。生活資金ぐらいでいいので、上限額を教えてください。後

で資料を出していただくといいかもしれません。

○西野児童家庭課長 生活資金につきましては、技能習得期間につきまして月14万1,000円以内、その他の期間で言いますと10万3,000円、住宅資金につきましては150万円以内、災害等による特別貸付は200万円以内となっております。

○十屋主査 後ほど資料で御提示いただければと思います。

○高橋委員 制度が複雑になっているような気がします、保証人とか要るんでしょうか。この貸付金を借りる場合の条件を教えてください。

○西野児童家庭課長 制度上必ず保証人を立てることとなっております。

○高橋委員 先ほどニーズを弾力的にということですが、保証人というのは必要だと思うんです。社会福祉協議会で歳末助け合いでストックしているやつを生活資金として貸してました。あれは保証人要らないんです。だんだん焦げつきが多くなって、20万貸していたのを10万にしているみたいです。保証人は必要だと思うので、これ以上の弾力が難しいかなと思いますが、ここにありますように周知のところをやるべきなのかなと、一般の融資よりも有利なはずですから、ぜひお願いしたいと思います。

別のことでお尋ねしますが、児童館の関係です。児童館というのはへき地にほとんどあると認識しているんですが、定員に対する現児童数はどうなっているのでしょうか。一つ一つは要りません。すべての児童館で定員割れしているとか、そういう実態を教えてください。119ページの民間児童館事業。

○西野児童家庭課長 児童館、放課後児童クラブのことがこの欄に書いてございますが、児童

館につきましては、特に施設の登録といったものはございませんので、特に定員というのはいはれておりません。ただ、放課後児童クラブにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、児童数が少なくとも10名以上は必要だということ国庫補助の基準となっております。

○高橋委員 私は勘違いしていたかもしれませんが、公立の児童館とかありますよね。これとはまた違う仕組みの児童館という認識しないといけないですか。

○西野児童家庭課長 県内でも公立児童館、公営でやっている児童館がありますが、その部分につきましては県の助成対象としておりません。これは過去に一般財源化されてきて、各市町村にそれぞれ交付税措置がされているということで、ここでは民間の児童館ということで助成しております。

○高橋委員 いま一度聞きますが、児童館には児童が当然入っているわけでしょう。その定員というのはいないんですか。

○西野児童家庭課長 児童館につきましては定員はございません。

○高橋委員 それと関連するんでしょうか、児童福祉施設整備補助で、児童館、児童センターの整備促進で1施設補助されていますが、これは関連しているんですか。

○西野児童家庭課長 これにつきましては大規模な施設改修等に補助してございまして、18年度は西小林児童センターの改修、内容としましては屋上の防水、空調の整備に対して補助をいたしております。

○高橋委員 わかりました。私は公立と勘違いしていました。

児童クラブのことでお尋ねしますが、国の補助の児童クラブと県単独補助のがありますよ

ね。実績値が188になっていますが、その差が県単というふうに理解すればいいんですか。110クラブとありますけれども、そういう理解でいいでしょうか。

○西野児童家庭課長 120ページにあります放課後児童クラブの設置数が188であります。これには宮崎市分45も含んでおります。

なお、県単独事業として補助もしておりますが、例えば夏休み等の学校の長期休暇期間に限って開設されます、おおむね10人以上の児童クラブに対しましては、18年度12施設に対して補助をしたところであります。

○高橋委員 整理していただきたいのは、年間を通じて常設している放課後児童クラブと三季休業のときに開設する児童クラブというふうに分けたほうがいいということですか。

○西野児童家庭課長 18年度188設置しているということですが、これにつきましてはすべて、季節的なものではなく通年実施しているものをカウントしております。

○高橋委員 条件がありました。250日以上とか。

ここで確認したいのは、たしか1回尋ねたことがあると思うんですけど、まだ放課後児童クラブがない町村があったと思うんです。18年度でもしあれば教えてください。

○西野児童家庭課長 放課後児童クラブ未実施の団体であります。ことし5月現在ですと8の市町村、18年度で言いますと同じく8の市町村で未実施となっております。

○高橋委員 たまたま19年も同じような数字みたいですが、こういう話も聞くことがあるんです。転勤をされる方々、いわゆる転勤ですから、おじいちゃん、おばあちゃんは近くにいらっしゃらない方がほとんどなんです。その

方々は転勤先によって住む場所を選ばざるを得ない。例えば私のところで言うと、隣の南郷町はたしか未実施だと思うんです。だから、日南市に住まざるを得ない、放課後児童クラブがないから。そういう現状もあるので、そういうところをしっかりと県としても市町村と連携をとっていただきたいと思うんですが、そういう検討は具体的にされているのか。

○西野児童家庭課長 放課後学童対策につきましては、基本的に市町村でその必要性等につきましても検討していただくことになっております。今年度から、放課後児童クラブ、それから放課後子ども教室を小学校区ごとに、どのような形で実施するか新たに市町村のほうでプランをつくっていただくことになっておりますので、その中で放課後児童クラブの設置についても必要な検討はなされるものと考えております。

○高橋委員 最後にします。国の補助の条件が、人数、時間、日数とかありますが、県の補助として年間を通じた事業というのはないと理解していいんですか。短期的な夏休みとかに設置をするやつは県で補助して開設をしているが、年間を通じて開設する補助はしていないと理解していいですか。

○西野児童家庭課長 ございません。県としては国庫補助の運用に努めているところであります。

○高橋委員 10人以上とか20人以上集まらなくて、どうしても設置はあきらめにやいかんというところもあると聞いたことがあります。そこを県で救済できるような検討をしてほしいということ要望して、終わります。

○西野児童家庭課長 委員御指摘のとおり、地域によっては子供の数がどうしても10人集まら

ないところもあるだろうと思います。10人未満だけれども、市町村が通年実施した場合には、市町村に対して交付税措置という形で財政措置があると伺っております。

○前屋敷委員 今、御説明も聞いたんですが、やはり放課後児童クラブが未実施というところは問題だなというふうに思うんです。課長が言われましたように、放課後子ども教室が新たな施策で行われようとしております。教育委員会との関連にもなるかと思うんですが、縦割りではなくて横のつながり等もあわせて、子供たちの放課後をしっかりと守るという点では、ぜひ頑張りたいと思います。

それと、放課後児童クラブがないところもありますが、ふえてきていることは事実です。121ページの児童館ですけど、現在、児童館・児童センターの数が38カ所になってはいますが、児童館の全くない自治体というのも以前あったように思うんですが、現在ではどんなですか。

○西野児童家庭課長 児童館・児童センター数38というのは、宮崎市を除いた数でございます。宮崎市を含めた全体では79でございます。設置していない町村は11ございます。

○前屋敷委員 11自治体で児童館の設置がないということですが、さっき言われましたように、定員があるという状況ではなくて自由に活用できるということがありますよね。一定の係の方々もついて、児童館で子供たちが放課後なり——児童館は日曜も開設できるんですか。いわゆる子供たちの安全な遊び場として、また学習の場として広く使えるわけですので、一般財源化されて市町村に直接交付税が渡っていることでありましたけれども、全くこの施設のないところは県も把握をして、一定の指導なども行って実施に向けて力を入れていただきたい

いというふうに、これは要望したいと思いません。

次に、123ページですが、児童虐待のところで、地域協力員の配置223名とありますが、どういった方々が協力員になっておられるのか。

○西野児童家庭課長 地域協力員223名は、先ほど説明の中でも申し上げました、主任児童員の方に一定の研修をしまして、研修修了者を登録するものでございます。

○前屋敷委員 現在活動しておられて、充足しているという状況でしょうか。

○西野児童家庭課長 県内の主任児童員全員を対象としておりますので、各地においてこういった協力員の方々が家庭支援のために御尽力いただいているものと考えております。

○前屋敷委員 そういう協力員の方々、直接配置されている対応協力員の3名、心理職員の3名の方々、一体となってこの防止、それから事後の対応に当たっておられると思うんですけど、心理職員の3名の方ですが、足りていますか。いろんな起きてくる事案との関係で。

○西野児童家庭課長 この心理職員3名というのは、各児童相談所の一時保護所に配置している数でありまして、そのほか心理職の状況でございますが、相談件数、それから障がいの相談もふえているということで、かなり多忙だというふうには聞いておりますが、今年度から各児童相談所に心理判定もできる家庭相談員を新たに3名配置しておりますので、体制の強化については十分に努めているところであります。

○前屋敷委員 いじめ、虐待を受けた子供たちの対応と加害者のほうの対応——加害者という言葉方をしたらいけないのかもしれませんが、そういうところでの対策は徹底をしておられるんですか。

○西野児童家庭課長 虐待を行った保護者に対する対応でございますが、先ほどありましたように、精神科医のカウンセリングということで保護者に対するケアも適切に実施しております。

○前屋敷委員 それから、125ページの児童扶養手当、御説明があったかもわかりません。私、聞き漏らしたかと思しますので、そのときは改めて御説明いただきたいんですが、予算、決算との関係でかなり減額になっているんですけど、受給者そのものが減っているというふうに見ていいわけですか。

○西野児童家庭課長 児童扶養手当の支給が17年度の決算に対して18年度の決算は4億5,000万余り減少しておりますが、これは市町村合併によりまして、県で支給する町村に住まれている対象世帯が減少したということ、また、物価スライドが適用されて手当の減額の改定が行われたと、そのような背景がございます。

○前屋敷委員 物価が下がったりという要因も入って減額になっているわけですね。では、合併といいますと町村だけの関係ですね。生活保護と同じような形になるんですね。

126ページのDVの関係ですけど、先ほどの子供たちへの虐待のこととあわせてですが、虐待を受けて一時保護所なりに保護されて落ちつかれるんですけど、家庭に戻られたときに、また改めてそういう事態が発生する可能性もかなりあるわけですね。いわゆる暴力を振るう相手に対する指導といいますか、そういった点はどこまで踏み込めるかということもあるかと思いますが、そういった点での指導はどうされているんでしょうか。

○西野児童家庭課長 女性相談所での配偶者暴力の被害者支援ですけれども、あくまでも被害

者に対する支援を行っております。必要があれば、加害者が接近できないような保護命令を申し立てるなど必要な保護措置はしております。

○前屋敷委員 なかなか難しいところだと思うんですが、保護するだけでは一時的な解決にしかないというのはおわかりだと思います。その後、生活そのものをどう立て直していくかという点で、行政として踏み込める範囲があるかと思いますが、その辺も今後研究していく必要があるんじゃないかと思うんです。決算とはなじまないかもしれませんが、その辺の方向性というのはどんなものですか。

○西野児童家庭課長 DV被害者の保護、支援につきましては、当然、保護するだけでなく、その先の生活についても支援する必要があるのは、御指摘のとおりです。そこで、女性相談所のほうでは、自立のための就労支援や、新たな生活基盤の確保のための情報提供など必要な支援を行っております。

○十屋主査 それでは、児童家庭課の審査を終わりたいと思います。

引き続き、障害福祉課の説明をお願いいたします。

○村岡障害福祉課長 それでは、障害福祉課分につきまして御説明いたします。

平成18年度決算特別委員会資料の7ページをお願いします。中ほどにあります障害福祉課のところをごらんください。予算額は102億4,661万7,000円に対しまして、支出済額は98億6,794万7,947円です。不用額は3億7,866万9,053円となっております。執行率は96.3%であります。

執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

28ページをお開きください。まず、上から3

番目にあります(目)社会福祉総務費であります。右側の欄にありますように、不用額は116万6,725円となっております。その主なものとしましては時間外勤務手当の執行残によるものであります。

次に、中ほどにあります(目)身体障害者福祉費であります。右側の欄にありますように、不用額は1,624万3,755円となっております。その主なものとしましては、下から4番目の委託料289万4,092円ですが、これは貸与希望に見合った盲導犬がいなかったことなどにより執行残となったものであります。次に、下から2番目の負担金・補助及び交付金の961万6,955円ですが、これは、障害者住宅改造等助成などが見込みを下回ったため執行残となったものであります。

29ページをお開きください。(目)知的障害者福祉費であります。不用額422万1,711円の主なものは、節の欄一番下の負担金・補助及び交付金390万8,000円ですが、これは、小規模作業所の補助などが見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、その下の(目)社会福祉施設費であります。不用額254万9,861円の主なものは、節の欄下から4番目の需用費105万6,440円ですが、これは、身体障害者相談センターの庁舎管理経費などが見込みを下回ったことなどによるものであります。

30ページをお願いします。(目)精神保健福祉費であります。不用額は4,203万6,932円となっております。主なものとしましては、節の欄上から2番目、報償費の632万5,018円ですが、これは、精神障がい者の社会復帰を促進するための民間事業者への委託訓練が見込みを下回ったものであります。次に、下から4番

目の委託料672万8,656円でありますが、これは、精神障がい者の医療費の支払いに係る国保連等に対する審査手数料が見込みを下回ったものであります。その2つ下の負担金・補助及び交付金2,034万6,390円でありますが、これは、精神障がい者社会復帰施設の運営費補助におきまして国庫補助の単価が下がったこと等によるものであります。その下の扶助費529万7,924円につきましては、精神障がい者の措置入院費の公費負担分が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、(目) 障害者自立支援費でございます。不用額は2億7,823万1,563円となっております。31ページをお願いします。主なものとしましては、節の欄下から3番目、負担金・補助及び交付金の5,783万4,625円でありますが、これは、障がい者に対する移動支援や日常生活用具の給付など、市町村が実施する地域生活支援事業等が見込みを下回ったものであります。その下の扶助費9,576万9,144円につきましては、精神障がい者の通院医療費の公費負担分が見込みを下回ったことなどによるものであります。その下の積立金1億2,242万6,000円につきましては、障害者自立支援対策臨時特例基金の国の交付決定額が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、(目) 児童措置費であります。不用額は2,042万7,300円となっております。主なものは、節の欄の下から2番目の負担金・補助及び交付金の804万8,678円でありますが、これは、重度障がい者(児)医療費公費負担事業補助金などが見込みを下回ったものであります。その下の扶助費975万2,339円につきましては、障がい者施設の利用者数が見込みを下回ったための執行残となっております。

32ページをごらんください。(目) 児童福祉施設費であります。不用額は1,379万1,206円となっております。この経費は、清武町にありますこども療育センターにかかわるものでございまして、看護師の代替賃金などの執行残が主なものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の障害福祉課のところ、ページで申しますと128ページになります。まず、人にやさしい福祉のまちづくりの推進についてでございます。表の中にございますように、人にやさしい福祉のまちづくりにつきましては、県民の積極的な参加による福祉のまちづくりを展開するため、地域における災害時要援護者への防災活動の支援等を通じて人材の養成に努めたところでございます。また、在宅の障がい者の生活を支援するため、都城市ほか20市町村で障がい者住宅改造等助成事業を実施したところであります。

129ページをお願いいたします。事業の施策の評価につきましては、②に記載しておりますように、バリアフリー化された施設に交付しております適合証につきましては、これまで300平米を超える施設を対象としておりましたが、平成19年4月からはコンビニエンスストアなどの小規模施設につきましても届け出対象としたことから、今後とも一層の施設のバリアフリー化に向けて努力してまいりたいと存じます。

130ページをごらんください。障がい者の自立支援や社会参加の促進についてであります。1番目の障がい者スポーツ大会の開催等についてでございます。スポーツ活動は障がい者にとって社会参加につながる極めて有効な手段であります。平成18年度は、5月14日、総合運動公園

におきまして、1,500名を超える選手の参加のもと宮崎県障がい者スポーツ大会を開催しました。また、兵庫県で行われました全国大会には26名の選手を派遣し、金メダル10個、銀メダル12個、銅メダル10個、合計32個のメダルを獲得したところでございます。

次に、その2つ下の視覚障がい者と聴覚障がい者の福祉対策につきましては、奉仕員の養成に努め、点訳・朗読奉仕員につきましては39名を、手話奉仕員につきましては1,198名を新たに登録したところでございます。

131ページをお願いします。在宅障がい者小規模作業所育成事業につきましては、障がいに応じた作業や日常生活訓練等を行う38カ所の小規模作業所に対して運営費の補助を行ったところであります。小規模作業所につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、昨年10月以降、新たに地域活動センター等に移行しておりますが、移行の要件であるNPO等の法人格を取得できないためにセンター等に移行していない11施設につきましては、今年度も引き続き補助をすることとしたところでございます。

次に、2つ下の障がい者自立サポート事業につきましては、18年度の新規事業として、介護職を希望する知的障がい者15名に対して2級ホームヘルパー養成研修を実施したところであります。

132ページをごらんください。施策の評価につきましては、①に記載しておりますとおり、障がい者の地域生活への移行に向け、相談支援体制の充実や就労支援の抜本的な強化など大変重要な課題もございますので、市町村との連携をさらに強化しながら課題解決に向けて努力してまいりたいと存じます。

133ページをお願いします。1番目の障がい児

ライフステージ支援モデル事業につきましては、18年度の新規事業として、清武町にあります福祉ゾーンにおいて、福祉・保健・医療・教育・労働が一体となりまして乳幼児期から卒業後の社会生活に至るまでの障がい者のライフステージに応じた一貫支援を目指す新しい療育支援プログラムの開発に取り組んだところであります。18年度は10名のモデル児童を決定し、それぞれに応じた支援チームを編成するとともに、個別支援計画に基づく支援を実施し、療育支援プログラムの評価改善を行ったところであります。

次に、県北・県西地域障がい児療育支援体制強化につきましては、これも18年度の新規事業として、県北・県西地域を対象に、肢体不自由児の機能回復訓練等に取り組んでいる民間病院の訓練士等に対し各種研修事業を実施したところであります。その結果、これらの病院において21名の新たな障がい児を受け入れることができたところであります。

次に、一番下の重度障がい者（児）医療費公費負担につきましては、平成18年12月から入院分につきましては現物給付方式に変更を行い、重度障がい者の医療費の負担軽減を図ったところであります。

134ページをごらんください。施策の評価につきましては、障がい児療育につきましては、①のとおり、先ほども申し上げた県北・県西地域で実施した肢体不自由児機能回復訓練等について、今年度は未実施地域でも実施していくほか、障がい児ライフステージ支援モデル事業につきましては、将来の全県的な普及を念頭に置きながら、今後事業展開を図っていくこととしております。

それから、特に資料はございませんが、指定

○村岡障害福祉課長 障害福祉課の場合には障がい児施設が中心になります。障がい児施設の場合は、少子高齢化の影響で入ってくる子供たちが減ってきている。保護者の意向として、施設に入れるよりも地域の中で育てたいという要因が大きいと思います。

それから、自立支援法の関係につきましても、負担金が多いということで、年度当初に調査した中では、理由はいろいろあったんですけど、30名近い方が退所された。しかし、負担軽減ということがありましたので、19年4月以降はほとんど退所者はありません。

○図師委員 自立支援法導入後の負担金の軽減を4分の1までしていただいていることは理解しているんですが、導入後30名の方が利用を控えられて、軽減策をとられた後、その30名の方はどういう動向になっているかお調べいただいていますか。

○村岡障害福祉課長 導入した後、18年7月に調査をしまして、30名を調査しようとしたんですけど、実際、調査できた方は——相手方の拒否とか、もう必要ないという形でありましたけれども——13名の方が調査対象になりまして、その中で負担金の増額によって退所された方はいません。ただ、その当時は働いても収入が認定されてしまうというようなことがあって、負担金と二重のあれがあるということで大変だとか、そういった制度であるならば、自分は地域の中で生活したいという方がほとんどです。実際にはそのときの退所者は2名程度で、19年4月以降は退所者はいない状況であります。市町村を通じてことしも調査しましたがけれども、そういった理由によって退所したという方はありません。

○図師委員 それではもう一つ、今度は成果表

でお伺いしたいんですが、131ページ、小規模作業所の育成事業に取り組んでいただいておりますが、御説明にあったとおり、地域活動センターに移行できないところが11カ所出ていると、19年度も引き続き県単の事業で補助を残していただいていると思うんですが、年間110万程度の金額になっていると思います。障がい者が地域で生活していく上でこの作業所の役割というのは非常に大きくて、自立支援法がむげにそれを統合化、いわば規模拡大を図ろうという目的があるのか、地域活動センターへの移行を促しております。これは要望にもなりますが、県単で11カ所、もしくは今後小規模作業所として手を挙げようとしているところがあるとするならば、この事業は存続していただきたいという要望です。何か御意見があればお願いします。

○村岡障害福祉課長 小規模作業所につきましては、平成18年は38カ所ありました。その途中で6カ所が移行しましたので減ったわけですけど、現在11カ所の77名いらっしゃいます。この方につきましては、移行について打診をしながら、運営基盤をつくってほしいということもありますので、NPO法人とか、地域活動センターの中でもデイとか日常生活訓練、いろいろなタイプがありますので、就労につながる部分もあります。そういったところの取り組みをお願いしたいということで今進めております。国の臨時対策は2カ年ということで来年までになっています。できれば地域活動センターなり就労支援という方向に行っていただいて、障がい者が最終的には働いて有用感があるということも大事だと思いますので、そういった部分を含めながら検討していきたいと思っています。

○図師委員 御意見もごもっともなんですが、都市部ならまだしも、中山間地は、移行したく

でも人材がいなかったり、対象者がいないとか移行できない理由も当然あるわけで、県としては地域性をしっかりとらまえていただいて、対応を今後もしていただきたいと思います。

○村岡障害福祉課長 実は、残っている11カ所につきましては、これまで何回か話をしまして、移行支援のための研修会を数回行っていきます。その中で、11カ所については19年度ですべて移行するということになりました。

○図師委員 そういう方向性が出ておるならまだしもなんですが、むげな統合化がされたり、今まで利用者が地域内で利用していた作業所が、隣町まで行けなくなったり、移動距離が遠いがゆえに結果的に利用者数が減ってしまったとか、そういうことにならないように配慮はしていただきたいと思うんです。

○村岡障害福祉課長 そのとおりであります。細かい配慮をしながら自立支援に向けて応援していきたいと思います。

○図師委員 もう一点、同じページの下のほうにあります新規事業の障がい者自立サポート事業、並びにその下にあります精神障がい者社会適応訓練事業、それぞれ成果を上げられておるようですが、知的障がい者のホームヘルパー2級の養成並びに精神障がい者の職業の現場における訓練事業が、17事業所で延べ約5,500人事業の対象としてやられているようですが、訓練後それが就労につながっているのかとか、そういう追跡調査の状況はいかがですか。

○村岡障害福祉課長 まず、障がい者自立サポート事業のほうですけど、18年度は15名の方を受講対象としまして修了者が14名になりました。そのうち3名の方が、ケアホーム、クリーニングのホワイト急便、それから日本食材への就職につながっています。養護学校在学中の方

も多かったものですから、すぐに就職に結びつかなかったということはありません。

もう一つの社会復帰施設の関係ですけど、2つありまして、精神障がい者社会復帰施設運営事業につきましては、18年度、12施設において326名の方が利用されて、そのうち32名の方が就労、就学、家庭復帰につながっております。それから、精神障がい者社会適応訓練というのがあります。一時的に事業所で訓練をしてもらおうという事業ですが、昨年度は34名の方を委託しまして、就職が10名となっております。

○図師委員 次の132ページに、今御説明いただいた精神障がい者社会適応訓練事業の実施状況が表になっておるんですが、延べ人数5,576人の利用があって、今御説明いただいた10名の方が就労につながっていると。もちろん効果的な事業だと思うんですが、この表を見てもわかるように、訓練延べ人数が右肩下がりになっています。最初に御説明いただいた決算の特別委員会の資料の中にも、事業者に支出する手当もかなり減額になっているような御説明もありましたが、実際、訓練を受けたい希望者はいるにもかかわらず、受け入れ先の事業所がなかなかふえてこないという実情等があるんじゃないですか。

○村岡障害福祉課長 そのとおりだと思います。理解が不足しているということで、そのことについては努力をする必要があると思います。

○図師委員 受け皿さえあれば、社会復帰なり地域復帰ができる方々はたくさんいらっしゃる。社会的入院の方も多いので、さらなるこの事業の積極的な展開を期待したいと思います。答弁は要りません。以上です。

○丸山委員 障がい者の就職がある程度、こう

いったサポート事業なんかでできたということで、3名が就職したとありましたけれども、その後継続して就労されているのか把握していらっしゃるでしょうか。といいますのが、障がい者は継続が難しいということも聞いているものですから、その辺を把握したいと思いません。

○村岡障害福祉課長 3名の方につきましては、その後の追跡調査はやっておりません。ただし、今制度が充実していきまして、ジョブコーチという方がおられます。その方が就職前、就職後それぞれフォローアップをしておられますので、その方々の支援があれば、ある程度続くと思います。

○丸山委員 できるだけ追跡調査をお願いしたいと思えます。といいますのは、133ページに書いてあるライフステージとも関係があると思っていますので、どういうふうにフォローアップしていけば本当に自立していくことになるのか、ぜひ追跡調査まで含めてやっていただければ幸いというふうに思っています。

続いて、ライフステージの関係です。10名のモデルをやられているということですが、どういった目標が出てきたのか、具体的にもう少し説明をしていただけたら幸いなのですが。

○村岡障害福祉課長 10名の方々は、身体障がい者、身体障がいの子供たち、それから知的障がいの子供たち、重度心身障がいの子供たち、発達障がいの子供たちということでやっております。年齢的には、保育所、幼稚園のクラスの方から就学している方を中心に行っています。その中で具体的な成果としましては、肢体不自由で重身に近い子供がいたんですけど、こども療育センターを中心に清武養護学校と連携する中で、それまでは、パソコンを使いたいののに、

身体機能が不十分なために操作が遅くてなかなか使えないと、本人は親に対しても先生に対しても自分の意思が表示できなかったということでした。そのときにPT、OTがかかわりまして、教育現場に行って見たときに、この部分を工夫してこの装置をつければいいとか、ここを削りましょうかとすることによって、一気にその子は操作性が出てきたということがありました。そのことによって、その子は将来小説家になりたいという希望が持てるようになったと。もっと喜ばれたのは、母親のほうから、今まで意思疎通ができなかったのに、そのことを通して意思疎通ができた。能力的に見て、もしかしたらこの子供はずっと施設から出られないんじゃないかという気持ちだったけど、そのことによって、施設ではなくて地域の中で、パソコンを使えば就労できる可能性があるかもしれないという気持ちになったということが大きな成果であったと。幾つかそういった事例が出てきております。全体的にそういったいい効果があったと、多角的に見ることによって障がい児の特性を伸ばす方法が見えてきたということをおっしゃっていました。

○丸山委員 それを今後広めていくということだろうと思っていますので、しっかりとした自立につながるような形にしていいただければありがたいと思います。

下段の県北・県西地域障がい児療育支援体制強化事業、サテライト事業でつくっていただいたと思っているんですが、その成果等、20何名の方が新たに受け入れができたということをおっしゃったんですが、その辺をもう少し説明していただくとありがたいんですが。

○村岡障害福祉課長 県北・県西地域障がい児療育支援体制強化事業につきましては、以前、

検討会をやっていく中で、どうしても県央地域に施設が集中しているということが課題でありました。そのために、県北・県西の方は、こども療育センターに行くには時間がかかるとか、身近なところに訓練機能があればいいという希望がありました。厳しい財政事情の中なので、民間の力をかりてやったほうがいいということで、以前からそういったものに関心がありました県北地域の病院と都城の病院にお願いしまして、そこに働いていらっしゃるPT、OTの方に、こども療育センターが有します24時間の専門カリキュラムをつくりまして具体的な支援方法を一緒に学んでもらう。こども療育センターからも県北、県西に行ったときにはフォローアップ研修を行うということ。それから、希望される方については、中央研修ということで、ボイタ法という脳性小児麻痺の子供たちの訓練の研修も受けてもらうという形で進めてまいりました。その結果、地域の中で21名の掘り起こしができたので、基本的には地域の中で訓練を受けて、必要なときにこども療育センターに行くということで、負担が少し減ってきたんじゃないかと思っております。

○丸山委員 当初予算4,500万ぐらいあったのが2,100万になったというのは、どういった理由なのか、その辺もう少しお伺いしたいんです。

○村岡障害福祉課長 障がい福祉圏域といいまして7圏域あります。その7圏域すべて同時スタートが望ましかったんですけど、事業の説明、内容等の形で、最初に手がけられたところが2カ所であったということでございます。

○丸山委員 私の知っている親御さんのほうからは、こども療育センターについて、都城や延岡のほうにも受け入れるところできてありが

たかったんですけれども、どういった方々にしていただけるのか非常に心配だということも聞いたんです。移動距離は短くなったけれども、マンパワーといいますか、こども療育センターの方が延岡や都城に行って指導もされていると思うんですが、もう少し来てほしいとか、療育センターのほうがよかったよねという逆なことはなかったでしょうか。

○村岡障害福祉課長 その点の苦情は聞いておりません。身近なところでできるということで、早く全県に広げてほしいという要望が多いと思います。

○丸山委員 できれば全県にしてほしいと、私も聞いております。18年度やられて、成果がこうだからということで、今後広がる素地ができたと思ってよろしいでしょうか。

○村岡障害福祉課長 はい、そのとおりであります。全県に向けてやります。

○新見委員 報告書の128ページの一番下、人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づいて適合証を交付した施設が、ここに記載の数字になっていますが、これは中核市宮崎市を除いた数字ですよ。

○村岡障害福祉課長 これは宮崎市を除いた数字であります。

○新見委員 宮崎市の数字はわかりますか。

○村岡障害福祉課長 宮崎市はわかりません。と申しますのは、基準が宮崎市のほうがさらにこの当時は狭かったということがありますので、数はかなり多いと思います。

○新見委員 129ページの評価のところ、コンビニなんかの小規模な施設についても今年度の4月から届け出対象にしたと。一気に数がふえてくると思うんですが、同じような取り組みを宮崎市もやっているかどうか。要するにばら

つきが出てこないかどうか、確認です。

○村岡障害福祉課長 300平米となりますと、平米数につきましては宮崎市に近い形になります。ですから、宮崎市とほぼ同じ形になると思います。

○新見委員 宮崎市に合わせるような形になってくるということですね。

○村岡障害福祉課長 そのとおりです。宮崎市との情報交換をしておりますので、そういう点では利便性が高いコンビニなども入れたほうがいいだろうということになりました。

○新見委員 130ページの下のほうですが、視覚障がい者、聴覚障がい者に対する対策として、点訳奉仕員とか朗読奉仕員、手話奉仕員等が新たに登録になったということですが、人数的に圧倒的に聴覚障がい者の福祉に対するものが多いですね。131ページの一番下の数値目標の欄を見ると、手話奉仕員・手話通訳者と2つに分けてあります。その上の点訳・朗読奉仕員もそうですが、どういった基準をクリアすればこれに登録できるのか、簡単に教えていただければと思います。

○村岡障害福祉課長 例えば手話奉仕員の場合には入門コースと初級コースがあります。そして中級コースと上級コース、それから手話通訳者をめざす、さらにその上の上級コースがあります。その講習会を受けられて所定の時間をクリアされた方は認定証を渡すという形にしています。

○新見委員 それぞれ目標値があって、視覚障がい者にしろ聴覚障がい者にしろ目標値はそれぞれクリアしていると。これからもこういった障がいのある方たちに対する福祉の対策にしっかり力を入れていただきたいと思いますというふうに要望しておきます。

○前屋敷委員 指定管理者制度の件で、視覚・聴覚センターがそれぞれ指定管理者制度に移行されて、かなりサービスアップにつながったという御報告をいただいたんですが、それぞれのセンターでこれまで配置されてきた要員の数に変化はないですか。

○村岡障害福祉課長 変化はありません。

○前屋敷委員 じゃ、従来どおりで活動は続いているということですね。

○村岡障害福祉課長 はい、そのとおりです。

○西野児童家庭課長 申しわけありません。先ほどの説明で1点訂正をさせていただきたいと思います。放課後児童クラブの国庫補助基準につきまして、先ほどは250日以上の開設ということをお願いしましたが、これは平成19年度からの基準でありまして、平成18年度までは281日以上ということ、19年度から緩和されたという形になっております。ちなみに、18年度までは281日以上というパターンと200日から280日という開設で国庫補助の対象とされております。

なお、国庫補助がある場合、国が3分の1助成するほか、県も3分の1助成しております。一方で、季節児童クラブ、夏休み期間中の児童クラブの助成につきましては県単独で補助しているということでございます。訂正させていただきます。

○十屋主査 それでは、以上をもって児童家庭課、障害福祉課を終了いたします。

暫時休憩いたします。

開会は午後1時5分からお願いいたします。

午前11時53分休憩

午後1時3分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

衛生管理課、健康増進課の審査を行います。
まず、衛生管理課の説明をお願いいたします。
○川畑衛生管理課長 衛生管理課の平成18年度
決算状況につきまして御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の7
ページをお開きください。上から7番目の衛生
管理課であります。予算額は14億5,564
万4,000円に対しまして、支出済額は14億3,618
万8,396円、不用額は1,945万5,604円となっ
ておまして、執行率は98.7%であります。

衛生管理課の予算につきましては、目の数は
全部で4個ありますが、その中で執行残が100万
円以上の目は、食品衛生指導費の1つでありま
す。なお、執行率90%未満のものはございま
せん。

それでは、34ページをお開きください。ま
ず、一番上にあります(目)食品衛生指導費で
ありますが、右側の欄にありますように、不用
額が1,709万1,247円となっております。この不
用額の主なものは、節の欄を見ていただきまし
て、まず、上から5番目の旅費522万567円であ
りますが、これは、本年1月から高病原性鳥イ
ンフルエンザが立て続けに3件発生したこと
に伴い、その感染の拡大防止を最優先としたた
めに、職員の各種研修及び会議等への参加を見
送らざるを得なかったための執行残でございま
す。次に、上から6番目の需用費818万3,078
円ですが、これは、BSEの検査に要する
検査キット購入費等の執行残であります。4つ
下の工事請負費222万7,500円ですが、こ
れは、食肉衛生検査所の高圧受電装置更新工事
等の執行残でございまして。

決算事項別明細説明資料の説明につきましては、
以上であります。

次に、平成18年度の主要施策の成果について

御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する
報告書の「衛生管理課」のインデックス、135
ページをお開きください。まず、3行目(1)
の食品の安全確保につきまして、表の上から1
段目の食品衛生試験費であります。ふぐ処理
師、調理師の試験を実施し、資格者の資質向上
を図り、食生活の安全を図っているところで
あります。合格者等の実績につきましては表のと
おりでございます。

その下の食品衛生監視費であります。食品
の安全を確保するために、施設の監視指導及び
食品の収去検査を行いました。監視指導等の実
績につきましては表のとおりでございます。

次に、136ページをごらんください。施策の評
価については、①のとおり、流通する食品の細
菌、食品添加物、残留農薬等の検査を効率的か
つ効果的に実施しております。しかしながら、
食中毒は毎年発生しておりますので、今後とも
事故発生の防止を図っていくこととしておりま
す。また、③にありますとおり、衛生教育の実
施や営業者による自主管理の推進が図られて
おりますが、さらに消費者や地域が一体とな
った衛生意識の向上に努め、高度な衛生管理手
法の推進を図っていく必要があります。

下から6行目(2)の安全・安心な食の生
産・流通・消費システムづくりであります。次
の137ページをお開きください。表の上から1
段目の食肉衛生検査所費ですが、この事業は
安全で衛生的な食肉を確保するための検査業
務でございます。県内5カ所の食肉衛生検査
所におきまして、7カ所の施設を対象として牛、
豚などの検査を行っております。検査頭数等
につきましては表のとおりでございます。

その下の食鳥検査費ですが、これは、

安全で衛生的な食鳥肉を確保するため、県内11カ所の大規模食鳥処理場で検査をする事業であります。検査羽数等につきましては表のとおりでございます。

施策の評価については、②であります。安全で衛生的な本県産食肉・食鳥肉を提供するために、屠畜場、食鳥処理場においても、HACCPシステム導入などによる総合的な衛生管理体制を整備していく必要があります。また、③の、BSE対策とかポジティブリスト制度に係る動物用医薬品等の適正な使用等につきましてもさらに啓発するとともに、より一層安全で衛生的な宮崎県産食肉を提供する必要があります。

次に、138ページをごらんください。1行目(3)の良質でおいしい水道水の供給確保につきまして、表の生活環境対策であります。右側の欄にありますように、水道維持管理指導事業により、水道施設の立入、井戸水等の水質検査を実施し、水道の安全確保を図ったところがあります。また、水道建設指導であります。市町村が実施する国庫補助対象の水道施設整備事業につきまして指導を行い、水道未普及地域の解消及び既存の水道施設改造等に努めたところがございます。なお、件数等につきましては表のとおりでございます。

施策の評価については、①のとおり、水道未普及地域の解消が図られつつあり、今後は、合併後の各自治体の方向性を見ながら、県としての広域化のあり方について検討しますとともに、②の経営基盤の強化を図りながら、国庫補助を有効に活用した高度な浄水施設等の整備を図っていく必要があります。

次に、139ページをお開きください。6行目(1)の生活衛生の向上につきまして、表の上

から1段目の動物管理費であります。犬の飼育者に対して、犬の登録や狂犬病予防注射の必要性のアピール等を行っている事業でございます。予防注射頭数等につきましては表のとおりでございます。

その下の生活衛生指導助成費であります。これは、財団法人生活衛生営業指導センターが行う相談事業や、経営指導員等が行う巡回指導等の活動事業への補助を行うとともに、業界の自主衛生管理体制の強化及び活性化を図っております。

次の140ページをごらんください。生活衛生監視試験であります。入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策といたしまして、浴室等衛生管理責任者等の関係者に対する講習会を開催しております。また、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、旅館等の営業許可や監視指導を行い、利用者への衛生的なサービスの確保を図っております。

施策の評価については、①であります。生活衛生関係事業者の衛生水準の向上が得られております。より一層、環境衛生監視員による立入指導及び生活衛生営業指導員による活動を、相互の連携を含め強化することによりまして、生活衛生関係事業者に対する指導・啓発を推進していく必要があります。

②の入浴施設におけるレジオネラ症に対しましては、保健所の指導等により、施設の管理者にレジオネラ症防止対策が浸透し新たな発生はありませんが、入浴施設の管理者の日常の衛生管理の徹底が大事でありますので、保健所の立入指導等により発生を抑止していく必要があります。

③の狂犬病予防注射については、啓発コマニシャル等により飼育者の狂犬病に対する意識が

高まってきておりますが、平成18年度は市町村合併に伴う注射会場の変更等による住民への周知が不十分であったために、微増にとどまっております。

141ページをお開きください。動物愛護及び適正飼養の普及啓発につきましては、しつけ方教室等によりまして一定の成果があらわれておりますが、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正を踏まえ動物取扱業者の適正化が図られることから、より一層の動物愛護思想の普及啓発を推進していく必要があります。

以上、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたしました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

衛生管理課は以上であります。

○十屋主査 ありがとうございます。

衛生管理課の説明が終了いたしました。質疑をお願いいたします。

○凶師委員 1点だけお願いします。135ページの食品の安全確保の推進状況の判定がCということです。この原因は、次の136ページの食中毒発生件数が前年度と比べて上がっていることが評価の対象になっているかと思うんですけど、18年度の食中毒の発生原因の主なものを教えてください。

○川畑衛生管理課長 食中毒は、平成17年度は9件でしたけれども、平成18年度は17件ということでございまして、そのうち感染性胃腸炎などの原因とされますノロウイルスによる食中毒が、宮崎県におきまして6件発生したということでございます。それから、めったにないんですけども、フグによる死亡事故。それからキノコによる事故2件のうち1名死者が出ております。合計2名死者が出ておるということでご

ざいます。主な原因は、ノロウイルスの食中毒が多かったということでございます。

○凶師委員 課が違うのかもわかりませんが、対応策を講じられる予定があるか教えてください。

○川畑衛生管理課長 これにつきましては、家庭による食中毒もございますので、家庭の皆さんも十分気をつけていただく必要がございます。もちろん飲食店の方も十分気をつけていただかなければならないということで、各保健所において講習会等も実施しておりますし、それから、ことしも出しましたけれども、ノロウイルスの定点による報告が20を超した月に食中毒の注意報を出しております。昨年もお出しております。また、テレビを使った啓発活動等を行っております。

○徳重委員 犬の処分が2,946頭、捕獲が1,526頭ということですが、処分は毎年ですか、それとも何年に一遍ということですか。

○川畑衛生管理課長 犬につきましては、いわゆる飼育している犬がいろいろな理由によって飼えなくなったということで保健所に持ち込まれる、いわゆる引取犬が、ここに書いてあります1,787頭です。それから捕獲というのは、狂犬病予防法や犬取締条例で放し飼いにしてはいけないという規定がございます。そういったので苦情等が来ますと一応保護捕獲します。その中で、飼い主に返還するもの、また、残った犬もなるべく飼い主を探すということで、捕獲、引取を足した総数より若干減っておりますが、最終的にはやむなく処分せざるを得ないということで、炭酸ガス処分、焼却処分をしております。これが2,946頭という数字になっております。

○徳重委員 引取あるいは捕獲した犬の譲渡、10頭ぐらいしかもらいに来る人はいないんですか。毎年これぐらいですか。

○川畑衛生管理課長 譲渡の頭数は、宮崎県の合計で207頭になっております。

○徳重委員 毎年207頭。

○川畑衛生管理課長 大体その程度で推移しております。今委員のおっしゃった10頭というのは、愛犬まつりだけの10頭でございまして、保健所、保護管理所に保管している分についてはそれ以外にあるということでございます。

○徳重委員 最後の質問になると思うんですけど、捕獲された1,526頭というのは、野犬——飼養者が捨てたのや、自主的にあちこちで生まれたやつだろうと思うんです。この頭数が1,526頭ということですが、毎年減ってきているものですか、それともふえているものでしょうか。

○川畑衛生管理課長 犬につきましては、捕獲頭数、引取頭数、処分頭数ともに年々減ってきております。ちなみに、13年前の平成5年は、引取が6,209頭、捕獲が5,199頭、処分が1万567頭となっております。したがって年々減少傾向にはあります。

○徳重委員 ちなみに17年度と18年度はどれだけの差がありますか。

○川畑衛生管理課長 平成17年度の処分頭数は、県が3,370頭、宮崎市が480頭——これは別です。平成18年度は、県が2,946頭、宮崎市が530頭。宮崎市はふえていますが、これは市町村の合併の関係でしょうか。

○丸山委員 食肉検査、食鳥検査も含めてですが、宮崎は畜産を守ることが一番重要だと思っているんです。検査には獣医師の立ち会いが必要だということですが、かなり苦労されているという話があります。十二分に確保できている

と違ってよろしいでしょうか。

○川畑衛生管理課長 今、5カ所の食肉衛生検査所がございすけれども、獣医師62名配置しております。今、欠員が1名でございす。それから育児休暇取得中の女性が2名、病気休暇1名ということで、その分につきましては、嘱託検査員ということで、獣医師の資格を持ったOBの職員などを任用しております。その数が50数名。常に流動しておりますけれども、43名掛ける20日、これは食鳥検査と屠畜検査を含めての数字ですけれども、その日数の中で各所属に配置しておるところでございす。すべて獣医師でございす。

それで、今は単なる検査だけじゃなくて、1頭ごと全部検査しております。ブロイラーは多いところは6万4,000～7万羽処理しておりますけれども、これは食鳥処理衛生管理者という資格を持った人が1羽ごと確認します。もちろん検査員も後ろで見てるんですが、そこで外された分を最終的な判断をするという形で食鳥検査はしております。屠畜検査のほうは、1頭ごとに豚・牛獣医師が検査して病変を記録しております。もう一つは、HACCP方式の概念、衛生的な処理を取り入れておりますので、検査が始まる前に作業前点検もしていますし、作業中の処理が衛生的になされているかという検証もやっております。そういったことで非常に業務そのものはふえてきていることは事実でございます。人員については、一応そういったことで、今1名が欠員という状況でございす。

○丸山委員 知事効果によって鳥が非常に需要があります。食鳥検査というのは、1日当たり何羽異常だったら検査しなさいというふうになっていると思うんですけれども、処理場がふえるようなことも考えられるんでしょうか。

○川畑衛生管理課長 食鳥検査制度は平成4年度から導入されました。すべて検査するのが一番いいんでしょうけれども、卵をとった鶏の廃鶏処理ということで1日数羽から10数羽処理している小規模なものもございましたので、厚労省（当時厚生省）が、年間30万羽以下の処理については小規模認定施設ということで、この分につきましては、食鳥処理衛生管理者という資格を持った人が、1羽ごと解体した内臓を検査して、これなら大丈夫というものだけ記録して検査所に報告してもらおうという形にしています。その施設が県内に58ぐらいあると思います。それと30万羽以上というのは、いわゆるブロイラーが主体でありますけれども、県内に11カ所大規模食鳥処理場がございます。年間1億1,900万羽処理しているということでございます。

○丸山委員 動物の管理については、他県でも爬虫類が捨てられたりしているケースがあります。外来のものがあるとよく言われているんですが、宮崎県では登録をしてしっかりチェックはされているわけですね。

○川畑衛生管理課長 昔は危険な動物と言っていましたけれども、今は特定動物と言っています。カミツキガメとかトラ、ライオン、そういったものすべて法律で規定してしまっていて、それを飼う場合は一定の基準を設けなくてはいけないということと、登録、許可制になっております。宮崎県で飼っているのは猿が数頭登録されています。以前はニシキヘビとかおりましたけれども、新聞ざたになるような放し飼いを見かけたという苦情は来ておりません。

○丸山委員 水道の普及率は目標100ということになっているんですが、まだ実施率が100にはなっていないということで、水道設備等は市町

村の事業ですから、国庫補助事業をお願いしていくということですが、恐らくこういったところは簡易水道が既にあるので、それを延命しているだけとか、山間地域が多いのじゃないかと思います。財政上余り豊かではないところが多いと想定されますが、今後の支援対策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○川畑衛生管理課長 これにつきましては、「水道ビジョン」というのが国から示されています。各市町村におかれましても、水道を今後どのようにしていくのかというビジョンを策定していくことにしております。なるべく国庫補助を使ってですね。国の方針といたしまして、今までは簡易水道も、どこどこ地区を簡易水道ということで申請して認められてきたんですが、今後はそういった小規模も上水道化していくという方向になってきつつあります。ですから、簡易水道単独での補助というのは今後認められなくなるんじゃないかと思います。

この普及率というのは、50人以下の飲用供給施設は入っておりません。非常に交通の便の悪い山間地域に水道を引くのは金額の面でも折り合わないということで、どうしても100%というのは無理かなという気はします。

○高橋委員 今の関連ですが、簡易水道は世帯数とか条件がありましたよね。上水道化していくとおっしゃいましたけど、これも世帯数が確かありましたよね。100世帯とか何かあったと思うんです。

○川畑衛生管理課長 上水道の場合は5,001人以上です。

○十屋主査 暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時33分再開

○十屋主査 分科会を再開いたします。

○川畑衛生管理課長 上水道は給水人口が5,001人以上、簡易水道は給水人口が101人以上5,000人以下、それから専用水道というのがございますが、これは大きな病院とか寄宿舍、社宅、自衛隊など101人以上給水する水道、または1日の給水量が20トン以上の給水能力がある水道ということでございます。

○高橋委員 中山間地は日南にもありますが、黒木副主査のところもあるんでしょうけれども、そういうところは井戸水とか山水を活用されていると思うんです。衛生上、市町村がいろいろ対策をとっていると思いますが、どんな対策をとっているかつかんでいらっしゃいますか。

○川畑衛生管理課長 これにつきましては飲料水供給施設という名称で呼んでおりますけれども、給水人口が50人以上100人未満という施設、これは水道法に基づく認可は不要となっております。したがって、山のわき水などを利用して、それを滅菌、消毒薬を一定量入れて消毒して飲むという形で、これにつきましては保健所に行って定期的な水質検査をするよう指導しております。

○高橋委員 山間部も山間部ですけど、50人以上100人未満のところは保健所でしっかり指導しているんですね。

○川畑衛生管理課長 保健所のほうが指導しておると思います。

○高橋委員 検査とか行っているんですか。

○川畑衛生管理課長 飲料水の供給施設につきましては、各市町村の衛生担当者によって指導しておるということで、214施設あるんですけれども、38の立入件数ということで、17.8%しか立入指導はなされていない状況でございます。

○高橋委員 なかなか難しい面もあると思うんですが、いわゆる水道組織が確立されていないところ、さっきから言いますように山水とか井戸水を活用して生活されているところがあるんです。そういうところまでは対策はまだとれていないと認識したほうがいいですね。

○川畑衛生管理課長 簡易水道や上水道みたいにきちとした体制はとりづらい地区に住む方は、リスクを負って生活せざるを得ない状況かと思えます。

いずれにいたしましても、上水道とか簡易水道は料金を払って飲んでいくわけですから、それなりの利用者負担ということがございます。この飲料水供給施設は、その地区の方々が設置されて、自分たちで管理していただくということで、その検査につきましても保健所に持ち込んで検査していただく、そういったことでお願いせざるを得ないと思っています。

○高橋委員 施策の目標にありますように、「県民が安心して良質でおいしい水道水の恩恵を受けている社会を目指す」、ここを目指してください。県内のほとんどの地域で水道が布設される、ここを目指してくださるようお願いいたします。

○十屋主査 ほかにございませんか。

それでは、衛生管理課の審査を終了いたします。

次に、健康増進課の説明をお願いいたします。

○相馬健康増進課長 健康増進課の平成18年度決算状況につきまして御説明いたします。

お手元の平成18年度決算特別委員会資料の7ページをお開きください。健康増進課は上から8番目の欄でございます。予算額25億228万3,893円に対しまして、支出済額は24億3,411

万8,706円、不用額は6,816万5,187円となっております。執行率は97.3%となっております。

次に、36ページをお開きください。内容でございますけれども、まず、(目) 公衆衛生総務費であります。右側の欄でございますように、不用額は1,404万586円となっております。不用額の主なものは、節の下から6番目の委託料96万6,176円ですが、これは先天性代謝異常等検査委託料などの執行残でございます。また、下から2番目の扶助費1,129万5,635円ですが、これは、不妊治療費助成事業や未熟児等養育医療費並びに身体障がい児育成医療費などでありまして、医療費公費負担の対象者見込み減に伴う執行残でございます。

次のページをごらんください。(目) 結核対策費ですが、不用額は464万5,235円となっております。不用額の主なものは、節の一番下の扶助費370万3,139円で、これは結核医療療養費でありまして、医療費の見込み減による執行残でございます。

次に、中ほどにございます(目) 予防費ですが、不用額は4,836万4,733円となっております。不用額の主なものは、節の下から5番目の報償費194万6,186円で、これは難病患者の訪問指導及び診療事業におきまして、患者からの訪問要請が少なかったことによる、相談員及び市への謝金などの執行残でございます。次に、その下の旅費142万9,155円ですが、これは、今御説明しました相談員等の旅費の執行残でございます。次に、節の一番下の委託料104万2,173円ですが、これは、宮崎市への特定疾患事務委託料及び原爆被爆者の健康診断委託料の執行残であります。次に、38ページをお開きください。節の下から2番目の負担金・補助及び交付金158万9,466円あります

が、これは難病患者等居宅生活支援事業や感染症まん延防止事業の市町村への負担金及び補助金などの執行残であります。また、その下の扶助費4,060万6,260円は、特定疾患医療費や原爆被爆者への各種手当の対象者数の見込み減に伴う執行残であります。

次に、中ほどの(目) 保健所費ですが、不用額が111万4,633円となっております。不用額の主なものは、節の下から2番目、委託料55万6,358円ですが、これは保健所において実施されます結核・定期外健康診断に係る経費の執行残でございます。

決算事項別明細説明資料につきましては、以上でございます。

続きまして、平成18年度の主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の「健康増進課」のインデックス、ページで言いますと142ページをお開きください。初めに、3行目(4)の母子保健医療体制の充実であります。主な事業及び実績の1番目の母子保健対策ですが、主な実績内容の中ほどの成人T細胞白血病母子感染防止対策事業におきましては、南九州特有のATLの感染防止を図るため、妊婦のHTLV-I抗体確定検査を70件実施いたしまして、66件の陽性の結果を得たところでございます。

143ページをごらんください。4番目の地域保健推進特別でありますけれども、健やか妊娠推進事業としまして、全国ワースト1位の人工死産防止のため、専門部会を開催しまして、母胎保護法指定医及び人工死産に至った方々へのアンケート調査等を実施いたしました。その結果に基づきまして、健康教育媒体を作成し関係機関等に配付をしたところでございます。

施策の進捗状況につきましては「概ね順調」であります。今後とも関係機関と連携して対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、145ページをお開きください。(1)の人にやさしい福祉のまちづくりの推進であります。主な事業及び実績のハンセン病入所者援護であります。主な実績内容としましては、ハンセン病啓発・ふるさと交流促進事業におきまして、中高生や市町村職員などによる療養所への訪問や交流、また入所者の里帰り事業などを行い、社会復帰への基盤づくりやハンセン病に対する知識の普及啓発に努めたところでございます。

施策の推進状況につきましては「概ね順調」であります。評価にございますように、今後も療養所入所者が社会復帰しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、146ページをお開きください。(1)の自主的な健康づくりの普及・啓発であります。主な事業及び実績の1番目の健康増進対策であります。主な実績内容としまして、健康づくり推進センター管理運営委託料におきまして、健康ハイリスク者等への生活改善指導や、インターネットを活用した健康づくり研修会などを宮崎県健康づくり協会に委託して実施しまして、県民の健康づくりに関する知識の醸成に努めたところでございます。

次に、147ページをごらんください。中ほど下の(2)の食を通じた健康づくりであります。主な事業及び実績の栄養改善対策であります。主な実績内容としましては、行政栄養士中央研修会、地域栄養改善研修会等を行ったところでございます。

148ページをお開きください。歯科保健対策で

ありますが、主な実績内容としまして、母子歯科保健指導事業で5歳児の臼歯むし歯予防を721人、むし歯予防対策事業で乳幼児へのフッ化物塗布14市町村、保育園・幼稚園児へのフッ化物洗口を13市町村で行ったところであります。

次に、149ページをごらんください。中ほどの(3)のスポーツ・運動を通じた健康づくりであります。主な事業及び実績の健康増進対策であります。主な実績内容としまして、健康みやぎ21普及啓発・人材育成事業により、健康づくり啓発のための講演会の開催や健康づくり指導者の養成、健康運動指導士・実践指導者の研修会などを実施しまして、県民の健康づくりへの普及啓発と県民の健康づくりを支援する指導者の育成を図ったところでございます。

施策の推進状況は「一部に努力を要す」となっております。150ページの施策の評価の①にございますように、生活習慣病防止のための運動に関する情報や健康づくりデータなど、今後とも充実した情報提供を行っていくこととしております。

次に、ページ中ほど、(1)の生活習慣病及び寝たきり予防に向けた取組みの推進であります。主な事業及び実績の老人保健であります。主な実績内容としまして、老人保健事業費県費負担金による市町村への支援を行いますとともに、寝たきり予防推進事業におきまして、県内7カ所の広域支援センターを中心に県民や関係機関に対する研修などの啓発事業を実施したところでございます。

施策の推進状況は、市町村の基本健康診査受診率が対前年度比5ポイントも下回っておりますことから「一部に努力を要す」となっておりますけれども、151ページの施策の評価の①にございますように、今後とも県民に対しまして基

本健康診査やがん検診の受診の必要性のなお一層の啓発を行っていくこととしております。

次に、中ほどの（２）難病等に対する対策であります。152ページをお開きください。主な事業及び実績の１番目の難病等対策であります。主な実績内容としまして、特定疾患医療費において特定疾患患者の医療費の公費負担を行うことによりまして、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図っているところでございます。また、骨髄提供希望者登録推進事業におきまして、平成18年５月８日から全保健所で登録窓口を開設したことや、イベントを利用した登録会やボランティア団体の活動によりまして骨髄提供希望登録者が確実にふえているところでございます。

153ページをごらんください。ページ中ほどの（１）結核・感染症対策の推進であります。154ページをお開きください。主な事業及び実績の１番目の感染症等予防対策であります。主な実績内容としまして、一番下の新型インフルエンザ対策事業におきまして、抗インフルエンザウイルス薬タミフルを４万4,480人分備蓄したところでございます。

施策の推進状況につきましては「概ね順調」であります。155ページの施策の評価の②にありますように、今後とも新型インフルエンザなど感染症発生に備えた危機管理対策に努めてまいりたいと考えております。

最後に、歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書につきましては、意見・留意事項等はありません。

健康増進課は以上でございます。

○十屋主査 ありがとうございます。

健康増進課の説明が終了いたしました。質疑をお受けしたいと思います。

○高橋委員 人工死産ワースト１、死産の定義をいま一度確認させてください。

○相馬健康増進課長 満12週以降満22週未満が人工死の分娩です。

○高橋委員 人工死産を私は勘違いしてますね。戸籍に載るやつがあるじゃないですか。一般的に中絶というやつと死産というのは違う認識を持っていたんです。

○相馬健康増進課長 *人工死産は戸籍に載りません。満12週以降の死産の分娩については戸籍上に残るものでございます。

○高橋委員 それで、いろいろと対策をとられて、数は減ってきていますか。

○相馬健康増進課長 人工死産対策の事業は平成17年から行っております。18年度からは、アンケート調査等の結果を見て関係機関との調整をしていますが、まだ結果が出るには至っておりません。ただ、全国的に人工死産は減少傾向にございます。全国も減っている中で宮崎県も減っているということで、なかなかワースト１を脱し切れていない状況でございます。

○高橋委員 まだ1位のままですか。

○相馬健康増進課長 1位です。

○丸山委員 151ページの基本健診のところで、米印に、平成18年度実績は、受診者数は微増であるが、市町村合併に伴い対象者数の算出方法が変わったために受診率が下がったということですが、意味がわからないものですから、お伺いします。

○相馬健康増進課長 基本健康診断対象者というのは、市町村によって対象者数を出していきます。基本的には職場等で健診を受ける機会のない人が対象になっていくわけですがけれども、その算定が市町村によって必ずしも統一されて

※155ページに訂正発言あり

いるという状況ではございません。そういう中で、例えば都城地区で、都城市と周辺が合併したときに、その対象者の選定を都城市の選定の仕方に合わせた場合に、従来と対象者数が変わってまいります。都城市と周辺の4町が対象者の選定の仕方が若干違っていたときに、それを都城市に合わせたときに対象者数がふえてくるという結果が出てくるんです。その結果、対象者がふえたことによって、受診者数は変わらないけれども、母数がふえましたので受診率は下がってくると。平成17年度に基本健康診査を受けた方が10万5,664名、平成18年度は10万6,495名と、実数は1,000名近くふえていますが、先ほど申しましたように対象者の母数がふえたために5ポイント受診率が下がったという結果になっています。

○丸山委員 21年度は50、18年度44と書いてありますが、母体というのはどういう意味ですか。

○相馬健康増進課長 市町村が出してきました対象者数と、基本健康診査を受けられた人数によって算定した受診率50%を目標としたものでございます。

○十屋主査 計算式の根拠となる分母と分子は何を対象にしてこの数字があるのか。目標値44というのがなぜ44なのかは私もわからないんですけど。

○相馬健康増進課長 各市町村の対象者は、基本的には国民健康保険の方たち、それプラス、例えば政管健保とか事業所健診の扶養者などを算定します。各市町村によってその把握の仕方が若干異なりますので、必ずしも統一的にぱっと同じような数字が出てくるという状況ではございません。

○丸山委員 余り理解はできないんです

が……。受診者数は微増ということですが、50%を目標値にしているということは、10万が15万とか20万にならないといけないと理解してもいいわけですか。

○相馬健康増進課長 御指摘のように、12~13万にならないと50%は達成しないと思っております。ただ、御存じのとおり、平成20年度から医療制度改革等に伴いまして基本健康診査というのがなくなりまして特定健診のほうに移行しますので、特定健診の実施率の目標値が変わっていくのかなと思っておりますのでございます。

○丸山委員 別件ですが、平成17年度の決算委員会で、特定不妊治療給付について執行残が生じているので、制度の周知を図ることという要望が上がっているんですが、平成18年度の当初予算で不妊治療の助成に関して2,400万上げていたんですが、2月補正で1,000万ぐらい減額をされているということは、恐らく1,400万ほどしか使っていないというふうに思っているんですが、その辺は、周知徹底をしたけれども、不妊治療まで至らなかったケースが多かったと思っ
ていいのか。当初の2,400万というのは、多く来てほしいという気持ちがあって予算を多くとっていただいたということでもいいんでしょうか。

○相馬健康増進課長 18年度は、特定不妊治療費につきまして、1年以上県内に在住していないといけないとか、年度に1回で2カ年限度を5年間に延長するとか、対策の拡充を図ったところでございます。そういうこともございまして、当初、件数の伸びを予想したところでございますけれども、思ったほど伸びていないという状況です。

啓発につきましては、県庁ホームページとか県政掲示板、また不妊専門相談等で行っている

ところですが、今、県内における不妊治療の体外受精の対象者は131件ぐらいかと思います。これは宮崎県の分だけで、18年度は宮崎市のほうで86件ですので、県内を合わせますと200件を超える状況でございます。

○丸山委員 思ったよりも少なかったということですが、県としてはサポートをしっかりとしていくということで確認してよろしいでしょうか。

○相馬健康増進課長 今後とも、不妊専門相談センターなどを活用しながらしっかりサポートをしてまいりたいと考えております。

○図師委員 152ページの成果指標の難病関係です。難病等の対策事業、特定疾患の医療費助成中心に組まれておるんですが、相談件数の実績値が18年度は一気に約4倍増になっております。相談内容の主なものを教えていただきたいと思っております。

○相馬健康増進課長 相談件数につきましては、平成17年の9月7日に難病相談支援センターを開設いたしました。それに伴いまして相談件数が伸びてきている状況でございます。相談内容の内訳につきましては、病気の症状等医療に関する相談、就学とか就労に関する相談、また難病の制度に関する相談等が多く来ている状況でございます。

○図師委員 我々委員会も難病団体の方々との意見交換等をしたんですが、専門医がいないとか、拠点病院はあるものの、都市部にあるものですから山間地に住む方々が非常に利便性が悪いとか、そういうお話もされておりました。延岡の県立病院に行ったときにそういう難病の方のお話を出したら、血液関係の先生だったと思うんですが、「いや、専門医はいるんですよ。県立の現場にもいます」というようなことを言

われました。ですから、難病の方々へ、どこにどの専門医がいる、また、どこがどういう専門の医療機関であるという情報の周知が未整備なのかなという実感を得たものですから、そういう情報をもっとうまく広めていくような取り組みを考えられてはどうかと思うんですけれども、いかがですか。

○相馬健康増進課長 患者さんがどこに行けばどういう専門医がおられるのか——正直申しまして、私たちも一つ一つの難病の専門医がどこにというのは把握していない状況でございますけれども、できるだけそういった情報も集めまして、支援センターを通じて情報提供できるような形も今後考えてまいりたいと思っております。

○図師委員 今の御答弁で十分ですが、せっかく拠点の支援センターができたわけで、この有効活用をさらに図っていただきたいと思っております。

もう一点だけ。154ページの感染症等予防対策の中でエイズの相談件数等が出ておりますが、相談が603回、抗体検査が583件と出ているんですが、感染者数の前年度との比較、数字がわかっておれば教えてください。

○相馬健康増進課長 HIVの感染者等、患者の報告数でございますけれども、平成18年が感染者が県内で2名、患者が1名報告がありました。平成17年が感染者が5名、患者が2名となっております。過去の累計は、県内では感染者の報告数が13件、患者の報告数が10件の23件でございます。

○図師委員 患者が減っているというのは、死亡されたのか転居されたのか、そのあたりの追跡はされていらっしゃるんですか。

○相馬健康増進課長 患者が亡くなったから減っているということではなくて、最初に見つ

かった段階で、既に患者になって報告があったというケースもございます。全く症状がなくて感染者として見つかった人が13人、知らないうちにエイズを発症して患者として報告があった件数が10件という意味でございます。別なカウントで考えていただいているのかなと思います。

○**図師委員** 年度年度の感染者数をそのまま継続しているという理解でよろしいですか。

○**相馬健康増進課長** はい。ただ、亡くなった後のフォローまでは行っておりませんので、現在この23名の方が生存されているかどうか、その確認はできません。

○**図師委員** 感染経路の解明というのはできているのでしょうか。

○**相馬健康増進課長** HIVの感染経路としましては、一般的に言われていますのは、性感染、また血液による感染、母子感染でございますけれども、血液につきましては、今、献血等でチェック体制ができております。母子感染につきましても数は少のうございます。そういう面では県内におけるものはほとんど性交渉による感染と考えていいかと思っております。

○**図師委員** 感染経路は国内感染か国外感染か、そういったところまで調査されていますか。

○**相馬健康増進課長** 届け出の中では国内、国外と分けてございますのでわかりますが、集計は今手元に持っておりません。

○**図師委員** 要は予防が大切なわけで、感染経路がはっきりしていないと、どこをどう予防しているかが見えてこないと思われまますので、今後こういう予防を周知していく上でも、そういうことを含めた情報提供になっていけばいいのかなと思います。以上です。

○**新見委員** 報告書の147ページ、上のほうの施策の評価の①の中ほどですが、禁煙・完全分煙化認証施設数が257になったということですが、認証施設として認める基準はどういうものがあるか。それと、施設というとらえ方が、例えば県内にたくさん支店や営業所を持っている会社がありますね。そこの全部の営業所が対象になるのか、支店を持っている会社が1つとしてカウントされるのか、そこ辺教えてください。

○**相馬健康増進課長** 禁煙・完全分煙につきましては、施設のほうから、うちはこうということで行っておりますという申し出がございましたら、保健所のほうで現地に調査に参りまして、基準に達しているかどうかをチェックした上で認証プレートを出しております。施設ごとによりますので、1つの企業で各支店全部含めてということではございません。各施設単位でございます。

○**新見委員** それと148ページ、歯科保健対策の中でむし歯予防対策事業ですが、乳幼児へのフッ化物塗布の市町村が14市町村、保育園・幼稚園児へのフッ化物洗口が13市町村というとらえ方になっていますが、これはそれぞれの市町村ごとに、我が町、我が市はフッ化物の塗布で行く、うちはフッ化物の洗口で行くというやり方で分けてあるのか、その辺がわからないものですから教えてください。

○**相馬健康増進課長** これは補助事業で行っているものでございまして、市町村は集団でフッ化物の塗布等を行っているところで、13市町村というのは、保育園とか幼稚園、施設等でフッ化物の洗口を行っているところが13市町村ということでございます。149ページの上の欄に「フッ化物塗布（回数）」とございますけれども、平成18年は14市町村で215回乳幼児等にフッ

化物の塗布を行ったということになります。また、下のほうが90施設となっておりますけれども、13市町村90施設の保育園・幼稚園でフッ化物の洗口を行ったというものでございます。

○**新見委員** ということは、塗布もやり洗口もやった児童がいるということにもなるわけですね。

○**相馬健康増進課長** フッ化物塗布が1歳から3歳で、フッ化物洗口は4歳以上ということで、ダブリはないということでございます。

○**前屋敷委員** 152ページの難病対策で御説明いただきましたんですけど、実績内容のところでは、難病患者在宅療養支援事業で訪問相談301件では、診療も含めて訪問で対応しているということですが、これは難病患者の希望全体を網羅しているのでしょうか。

○**相馬健康増進課長** 難病患者からの要請があったものに対して訪問等をやっておりますので、希望にはこたえているという状況です。先ほど不用額のところでも申しましたように、予算としてはもう少し組んでございますけれども、予算を全部使い切っておりませんので、もう少し希望があっても対応できる体制はとってございます。

○**前屋敷委員** 今の患者さん方の希望ですけど、基準というものはあるんですか、訪問回数が月に何回までとか、お一人に対しての制限とか。

○**相馬健康増進課長** 特に回数の制限というものはないと思います。予算の範囲内での対応になるかと思えます。

○**前屋敷委員** その下の重症難病患者入院施設確保事業で、一般協力病院の登録数21機関ということですけど、この21機関は地域が偏在しているのか、それとも都市に集中しているのか。

○**相馬健康増進課長** 難病患者入院施設については、県内各地網羅する形で協力医療機関をお願いしているところでございます。機関協力病院としましては、県内6ブロックの中で10カ所の病院を指定しております。県北のほうでいきますと県立延岡病院とか日向の千代田病院、宮崎で言いますと国立病院の宮崎病院、県立宮崎病院、古賀総合病院、都城でいきますと藤元早鈴病院とか、日南では県立日南病院ということで、6ブロックの中に1カ所は協力病院を置いている状況です。

○**前屋敷委員** 21機関というのは21病院施設というとらえ方ではないんですね。

○**相馬健康増進課長** 機関協力病院と一般の協力病院、クリニックとか。機関協力病院は神経内科の専門医のいる医療機関ということで協力をお願いしまして、神経内科の専門ではないけれども、そういったことに協力しようという一般の協力病院を含めて21となっております。

○**前屋敷委員** あわせて、入院施設ですから、それぞれの病院の対応は、ベッド数を確保してもらえるということですか。

○**相馬健康増進課長** 幾つ幾つを県の予算で確保しているという状況ではございませんで、例えば神経難病のALSの患者さんが、「在宅が厳しくなったから入院したいんだけど、どこか入院できるところございますか」ということで、協力病院を含めまして入院先を探すとか、「家族が非常に大変になったから、入院したいんだけど」というときには、入院先を探して調整していくというのがこの事業でございます。

○**前屋敷委員** 18年度は患者さんの希望がどういう状況だったか、受け入れが可能であったかどうか。

○相馬健康増進課長 入院施設の調整とか紹介、相談件数としては203件ほどございました。そのうち何件入院だったかは、今手元にございませんけれども、203件の相談があつて、それについて入院先の調整等を行ったという状況でございます。

○前屋敷委員 希望としてはかなりの数がありますよね。それだけ大変な状況だと思いますので、ぜひ希望にこたえられるような形で県としても努力をしてほしいと思いますので、お願いします。

○十屋主査 ほかございませんか。

○相馬健康増進課長 先ほど人工死産は戸籍に入れますとお答えいたしましたけれども、死んだ子供の出生ということでは死産届は必要ですが、出生届ではないので戸籍には残らないということでございます。

○十屋主査 暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時23分再開

○十屋主査 分科会を再開いたします。

それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時26分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、主査報告の骨子案についてであります。本来でありますと採決後に御意見をいただくところですが、主査報告の作成の準備等もございまして、本日までの質疑の中において主

査報告に盛り込む要望がございましたら、何点か出していただきたいと思っております。

○丸山委員 休憩してください。

○十屋主査 暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後3時3分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

主査報告に盛り込む要望につきまして、皆様の御意見をお伺いいたします。

○丸山委員 いろいろ議論させてもらいましたので、正副主査のほうに一任したいと思います。

○十屋主査 皆様、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、今の御意見を参考にさせていただきますと思います。

また、来週月曜日の現地調査を踏まえ、要望につきましては再度採決の時点でお聞きしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時14分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたします。

次に、来週月曜日の現地調査についてであります。

お手元に配付のとおり、都城食肉衛生検査所において午前10時から実施いたします。現地に直接行かれる方以外は、議会発9時10分となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の分科会を終了いたし

ます。

午後 3 時14分散会

平成19年12月3日（月曜日）

午前10時40分開会

出席委員（9人）

主	査	十	屋	幸	平
副	主	査	黒	木	正
委	員	緒	嶋	雅	晃
委	員	徳	重	忠	夫
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	高	橋		透
委	員	凶	師	博	規
委	員	新	見	昌	安
委	員	前	屋	敷	恵

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

福祉保健部

福祉保健課長	松	原	英	憲
衛生管理課長	川	畑	芳	廣
都城食肉衛生検査所				
所長	平	原	久	利
副所長	鍋	倉	裕	一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉	藤	安	彦
議事課主任主事	大	野	誠	一

○十屋主査 ただいまから普通会計決算特別委員会生活福祉分科会を再開いたします。説明をお願い申し上げます。

○平原所長 それでは、当所の不適正な事務処理に関します説明に入らせていただきます。

まず、1の調査結果についてでございます。

（1）の預けにつきましては、17年度に、16

年度の余剰金79万6,089円を預け入れし、45万923円を使用しまして、17年度の残高は34万5,166円となっております。18年度は、当初残高が34万5,166円でございます。値引き等で発生した3万6,136円が入金され、合計38万1,302円となっておりますが、同年度中にすべて使用され、残高がなくなっております。

主な使途でございますが、18年度はピペット、ゴミステーション、冷凍冷蔵庫等を購入しております。また、17年度は、洗濯機、ゴミステーション、流し台等を購入しております。

次に、（2）の書き換えについてでございます。書き換えは、平成14年度から行われておりました。14年度が302万3,942円、15年度が238万1,090円、16年度が46万9,665円、17年度が14万4,060円、18年度が318万5,079円でございます。合計920万3,836円となっております。

主な使途でございますが、平成18年度は、高速冷却遠心機、ノートパソコン、ヨド物置等を購入しております。また、17年度以前は、ホモジナイザー、デジタルフィルムレコーダー、卓上遠心機等を購入しております。

次に、（3）の不適正な現金につきましては、ございませんでした。

次に、2の不適切な使途についてでございます。平成18年度は、総額3万3,968円で、コーヒーマーカーと電子カーペットを預けにより購入しております。また、平成17年度以前は、総額2万580円で、デジタル血圧計と電気ポットを預けにより購入しております。

使途区分といたしましては、公務に関係した支出ではありますが、正規の予算執行が可能な範囲から逸脱または予算措置が困難と考えられるものが2件、また職場の親睦会等で負担すべき内容であったものが2件であります。

次に、3の預け及び書き換えを行った背景・理由についてでございます。

平成13年10月からすべての牛についてBSE検査が始まり、検査業務を円滑かつ確実に推進したいという思いから、預けや書き換えが行われるようになったようであります。また、厳しい検査体制の中で、職員の公金意識やコンプライアンス意識が欠如して、検査を円滑に行っていくためにはやむを得ない手段であるという考え方があったと思われまます。業務に必要な備品等の購入が目的として行われておりましたが、正規予算要求では間に合わないもの等を購入するために行っておりました。

次に、4の再発防止策についてでございます。

管理者みずからの責任の自覚と意識改革の徹底を図るため、コンプライアンスや公務員倫理の向上を図るための研修等を受講することとしております。また、職員が公金意識を高く持ち、コンプライアンスや公務員倫理の向上を図るための研修を行うとともに、事務担当職員に、予算や財務会計について正しい認識を持たせるための実務研修を実施いたします。今後は、予算執行各段階でのチェック体制の強化を図り、適正な会計事務処理を行っていく所存であります。

次に、5の預け及び書き換えにより購入した備品についてでございます。お手元の資料「不適正な事務処理により取得した備品の登録一覧表」をごらんください。平成18年度は取得金額311万1,380円で、高速冷却遠心機、ノートパソコン、ヨド物置外全19品目を購入しております。また、平成17年度以前は、597万3,392円で、ホモジナイザー、デジタルフィルムレコーダー、卓上遠心機ほか全28品目を購入しており

ます。合計金額は908万4,772円で、47品目を購入しております。そのほか、詳細につきましては、この一覧表及び備品台帳のとおりでございます。

最後に、今後、二度とこのような不適正な事務処理を起こすことがないよう、所属職員の公金に対する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを徹底し、再発防止に向けまして、職員一丸となって取り組んで、県民の信頼回復に努めてまいる所存でございます。

以上で概要説明を終わります。

ここで時間をいただきまして、当検査所の業務の実態を説明させていただきます。

当検査所は、獣医職正規職員が15名、獣医嘱託検査員が11名、事務補助臨時職員が1名の27名体制でございます。業務に関しましては、都城市食肉センターとエビス商事、児湯食鳥都城工場の2食鳥処理工場で検査業務を行っております。また、都城市、日南市、串間市及び東諸県郡の認定小規模食鳥処理場20カ所の立入指導を実施しております。食肉センターにおきましては、と畜場法に基づく牛、馬、豚の検査を行っております。午前7時30分から作業前の衛生点検を実施し、生体検査後8時30分から解体検査が行われます。BSE検査に関しましては、検体採取から検査まで緊張の連続であります。また、土日・祝祭日の病畜の対応と、年間15日の土日・祝祭日の特例時間外等の対応があり、通常どおりの操業がなされております。

食鳥検査に関しましては、午前6時に出勤いたしまして、始業前衛生点検を実施しており、食鳥検査後7時から解体検査が行われます。死亡した鶏が多い場合は、高病原性鳥インフルエンザ簡易キットを使用したスクリーニング検査も実施いたしております。また、食鳥処理場に

おきましては、1 処理場が、土日・祝祭日を含め、年間313日、もう一つの処理場が年間298日操業しております。その対応をいたしております。また、屠畜場、食鳥処理場の検査結果は、それぞれ生産者にフィードバックしております。また、より健康な家畜生産の基礎データとして活用していただいております。さらに、業務に関係する研究業務も行っております。本年度はフィードバックデータの有効活用、それから認定小規模食鳥処理場における微生物の汚染対策等の研究発表を行いました。幸いにも2題とも全国発表することになっております。

また、検査業務に関する微生物分科会を初め、病理医科学、BSE分科会活動を行っており、日常の検査業務に活用いたしております。加えまして、各症状ごとに衛生管理部会を立ち上げ、各施設の衛生対策に取り組み、食肉、食鳥肉の衛生確保を図っております。

予算執行等の事務処理につきましては、専門の事務職員が不在であり、技術職の主任が事務を兼務いたしております。また、検査業務につきましては、ローテーションが組まれておりました。また、病気、事故等で欠勤がありますと、業務に支障が生じるため、職員に対しまして、特に日常の健康管理や交通安全についての指導をいたしております。

以上で委員会の説明を終わります。

○十屋主査 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。これから質疑に移りたいと思いますが、事前にお知らせいたしましたとおり、備品台帳の原本の確認など、業者名が明らかになるおそれがある場合は、委員の皆様へ秘密会をお諮りし、秘密会とした上で行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、委員の皆様から質疑をお願いいたします。

○図師委員 丁寧な説明をいただきまして、また備品等の確認をさせていただいて、潔さというのは認めるところでありますが、内容が腑に落ちないところもたくさんあります。

まず、預けなり書き換えによって捻出された金額が多額にわたっておりますが、捻出方法はどういうものだったのか、主なものを教えてください。

○平原所長 預けにつきましては、一般の消耗品を買ったようにいたしまして、実際はその消耗品は来ておりません。そして、それ相当額を預けたということです。そして、それを預けておりますので、今度は別な必要なものをその預けた金額の中から購入しておったということでございます。

書き換えにつきましては、いろいろ一般消耗品を買ったことにいたしまして別なものを納入させていたということでございます。

○図師委員 つまり部のほうには予算要求するときには、消耗品を購入する名目で予算要求して、結局それを買わずに預け、もしくは別の物品を買っていたと。その総額がこの値段、金額というふうに理解してよろしいですね。

あと、今の備品を確認していく中で気になったのは、やはりノートパソコンをまとめて5台買われておるんですが、このパナソニックのパソコンがことしの3月に購入されているんですが、市場価格は幾らぐらいと考えておられますか。

○平原所長 それは調査しておりませんが、先ほど委員さんのほうで、高いのじゃないかと現場のほうで言われておりました。これについてはオープン価格であると。

○松原福祉保健課長 多分パソコンだけじゃなくて、業務に関連する特別のソフトを入れてもらった形の価格であると思います。

○平原所長 さっき見ていただいたのは、最新型のパソコンで持ち運びが小型化されたものであるということと、データ保存のためのハードディスクやメモリーの容量が多いということでございます。

○図師委員 今、課長のほうからも説明がありましたが、パソコン本体の価格とソフトの価格を別々に金額をお願いします。

○平原所長 それは込みになっているようです。

○図師委員 その込みで物品購入されるのは業者から買われていると思うのですが、電器店ではなくて、どこか中間に業者がいるわけなんですよね。業者名を聞くと秘密会になるのかもしれませんが、こちらに物品を入れられる業者というのは何業者ぐらい提携なさっているんですか。

○平原所長 今、医薬剤等を納入している業者につきましては2業者でございます。

○図師委員 つまりパソコンも医薬業者から購入しているということですか。

○平原所長 はい、そのとおりです。

○図師委員 じゃ、結局このパソコン本体の価格は業者任せで、ソフトも言えば業者でつくっているものになると思うんですね。つまり、業者の言い値で物品等を購入されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○平原所長 それなりに一応交渉はしたというふうには聞いておりますが、向こうの言い分そのままということじゃないと思います。

○図師委員 購入の年月日、ことしの2月、3月とぼろぼろと買われているんですが、これは

裏金の調査が始まっている段階だと思うのですが、それを所長なり担当課の方が、使い切らないかと。これが発覚すると使えなくなるからというような意識があって、所長が指示されてこういう購入に当たったのか、先ほど説明がありましたが、検査体制を円滑にするためにということで、早目に買っておけというような所内の指示があったのか。もしくは、担当職員の一存で、早くなくしとかんと処分の対象になるというような、そういう実態はいかがですか。

○平原所長 要は、裏金という認識というものが、現金という認識があったようでございます。裏帳簿での現金という認識があったということで、そういう預けとか書き換えにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、認識に欠如があったと思います。

○図師委員 わかりました。いや、わかってないんですけど、理解できませんが。

あと消耗品等も出していただいておりますが、前回の決算審査の中で、預けなりでも残金をゼロにしていると。ゼロにしたときに、購入備品だけでゼロにしたのかと聞いたら、いや、消耗品も混ぜてゼロにしましたと言う話をいただいて、ゼロにする作業のときに、消耗品でグリップを買ったと言われたんですよ。この消耗品も含めて説明がありましたが、不適切な用途で買われたものの金額も出てますが、今回の都城食肉のほうで、県の損害想定額として返還の対象になった金額というのは総額幾らになるんでしょうか。

○平原所長 備品等すべてのものですが、一般消耗品も含めた921万ということでございますけれども、その中で先ほど説明いたしました、正規に買えないものという部分でのものござい

まして、18年度が3万3,968円、それから17年度の2万580円、これを職場として弁済をいたしました。

○**図師委員** それは当然のことなのですが、預けとか書き換えで購入された分でも15%は市場価格によりも高く買っている可能性があるとか——損害額というのが県のほうから示されたと思うのですが、こちらの部署として、返還額は幾ら要求とか請求があったのか。

○**平原所長** それの請求はございません。

○**松原福祉保健課長** 庁全体の中で、OBを含めて職員で幾ら返還するかということを出しておりまして、その額について、部長、次長、課長、補佐というそれぞれのランクで幾ら返すかということを決めておりますので、こちらの所属で幾ら返せという話になっておりません。全体で返還することになっております。

○**図師委員** 私の認識不足でした。

では、不適正な使途の部分だけを全職員で案分されたのか、もしくは担当職員だけだったのか、その点の返還方法はいかがでしょうか。

○**平原所長** 物がコーヒーメーカーだとか、またはポットというようなことございまして、今現在使われているものでございます。当時の人たちが買ったものでございますけれども、実際使っておりますので、現在の親和会、親睦会で弁済をいたしました。

○**丸山委員** 先ほど取り扱っている会社が2社しかないということだったんですが、これは宮崎県に2社しかないということなのか、もしくは、ほかにもあるけれどもこの2社になっているということでしょうか。

○**平原所長** 医薬品の取り扱いにつきましては、まだほかにも業者さんがいらっしゃいます。従来からその業者さんがよくお見えになっ

ておったということで、便利さという部分もあったのかと思います。いわゆる頼みやすかったといいますか、そういったBSEの検査キット等につきましては、入札契約でございますので、本年度は業者が変わっております。

○**丸山委員** それと、特殊な機械が多いと思うのですけれども、普通にメーカーといいますか、大きく変えられないと思っているんですが、その辺で不適正な事務処理に当たっていても、そのメーカーにお願いしないとその物が取れないということなんでしょうか。

○**平原所長** 高額な機械等もございまして、それなりに機器につきましては、購入する場合には選定がされていると思うんですが、なかなか業者をいろいろメーカー等も選ぶということは無理かと思います。

○**丸山委員** 購入するに当たっては、かなり高額な物もあるんですが、購入しようとして——もし機械が壊れるとかあって、すぐ購入しないと検査業務に支障があるからということで買うのか。もうすぐしたら、3年たったら危ないから新しく更新しようというので購入されたものなのか、どちらでしょうか。

○**平原所長** これにつきましては、要は急々に必要だということで買われたものもございまして。予備的に買われたものは消耗品的なものが多いのですが、備品的なものは急々に必要だということで買われております。

○**丸山委員** ちなみにそういうとき、買おうと思ったときは、なかなかない機材だと思うんですが、それはお願いしてどれくらいで入ってくるのか。

○**平原所長** 購入する前には、業者に確認をしておると思います。こういう機器について価格のことも多分相談しているだろうと思います

が、それでいつごろ入るのかということは、発注する時点でわかるのではなかろうかと思っております。

○丸山委員 機械が特殊だということで、素人目からすると本来は予算要求で、ある程度知るべき事項でもあったと思うんですが、それができていないというのは——原因的にはどういふふうに、所長という立場では——備品で言えばこれは3年4年たっているから、かなり更新の時期が来ているのでという認識で……。これを備品として購入してほしいというような指示系統というのは、どのようになっているんでしょうか。

○川畑衛生管理課長 食肉検査所、これができたのが56～57年ぐらいなんですけれども、これが建つとき土地込みで幾らと、予算枠がございまして、どうしても買いたかった備品がその当時買えなかったというのが一つあります。予算要求してもやはり枠がありますので、その枠の中でどうしても必要な食肉検査所が欲しいやつを順番をつけて、その中のここまでというどうしても足切りをされてきたいきさつ——ですから、検査所としては、これもこれもこれも欲しいんだけど、実際はそれのない中で検査していかないとしようがないという時期があった。特にBSEなんかの場合は、一つしかなく、34～35の行程があるんですが、すべてみんな神経を集中しながらやっていくんですが、機械一つが微妙な機械ですから、すぐ故障したりということで、修理してその機械を借りてやっていたんですが、それではちょっと間に合わんということで、これをもう1基あったらうまくいくという形で、BSE関係は買ってやっていると。ほかの機器なんかも、そういったことで予算もちょっと余裕ができて、今までなかったも

のをそういった形で買ったという形で、安易に支出してしまったということでございます。

○丸山委員 県の現在の不適正な事務処理によって県がこうむった被害が7%ぐらいというふうに説明を受けていて、その倍の15%ということで、返還するという事なんですが、なかなか特殊な機械なものですから、基準が本当に高かったのか、値引きがあったのか、先ほど値引きの説明によると、平成18年は3万6,000円ぐらい値引きだと聞いたんですが、その値引きの根拠というのはどのように認識されていますか。

○川畑衛生管理課長 いろいろ正式な形で数社入札したら、確かに今回買ったやつが50万何ぼしますと、それよりまだ下で入札できた可能性は高い。ですけれども、どうしても今回の業者さんは、毎週2～3回、こっちがどうしても欲しいといった場合は、その日に飛んできて我々に対応してくださる、非常に便利な形で対応してくださる。ですから、今回先ほどの預けとか書き換えにしても、消耗品を買ったようにして預けで買うんですが、その業者を通じてあるメーカーのを買ってもらうということで、そのパンフはあるんですよ。ですから、この機械が定価は大体このぐらいというのがあるんですが、その定価で買うんじゃないかという交渉をしながら、すべて確認はしてませんけれども、部分的に聞いてみますと、大体定価の85%ぐらいというので買っているのが今までの形、すべて確認はしてませんけれども。

○高橋委員 今回、いろいろ不適正な実態調査も目的なんです、これからの防止ですよ。こういうことも目的としてあるわけで、丸山委員も言われてましたけれども、従来から当然

あったものを今回買いかえたというのも相当見受けられるわけですよ。だから必要な機材だと思うんですよ。問題なのは、いわゆる耐用年数が来ている。それを予算要求をした。それでも足切りされているという実態があるわけでしょう。これは私、問題だと思うのですよ。むしろ食肉衛生だから、ここは手抜きできないところですよ。これは財政側の教訓だと思って今後対応せないかんと思うのですが、そこ辺はなかなかうまくいかんかったわけですかね。それから、平原所長が言われる、いわゆる買やすかった。自分たちが、検査所が買い求めたい品が、今回のお金を活用すればたやすく求められたというのがあったということでしょうか。もう一度お願いします。

○平原所長 今、言われるとおりでございまして、やはり欲しかったもの、というのが、2万円という線引きが備品ということでございまして、2万円以上の備品については、壊れないものですね。壊れないものについては、予算要求をしないと購入ができないということ。今でもそうなんです、それがありません。急々にそのような事態が生じますと、ついそういう方法がとられたということです。

○高橋委員 それと従来も同じような機種を買ってきた経験から、おおむね定価よりもこのぐらいの値段が妥当だろうなということで買われていると思うのですよ。それが大体85%とおっしゃいましたよね。だから、一般的見方は、税のむだがあったんじゃないだろうかと。高く買いすぎている背景にあったんじゃないかなということですが、おおむねそこは説明ではクリアされているのかなと。その上今回、罰則として15%返還しているから、逆に本来よりも安く買ったことになるのかなという

理解もできないわけじゃないんですが。

それと、あと1点お聞きしたいのは、役職員の皆さんに処分も出ているわけですよ。委員会でも出るところなんです、今後の防止策と、これからの業務を遂行していく上での意識、職場の雰囲気とか、どうなんでしょうか。

○平原所長 そのことに関しましては、先ほど申しましたとおり、チェック体制を強化しております。従来は、決裁はとるんですが主任段階で注文し、そしてまた、品物の検査というのを主任段階で行われてました。今は、必ず所長決裁をとり、その後に主任が発注をします。そして現物が入ってきましたら、私か副所長かどちらかがその現物を確認いたしております。そういうことで、従来みたいなことは起こさないということではしております。

○高橋委員 私が心配するというか、条例、規則、服務規程で土日仕事ができないんですよ。いろんな今回の事件で処分が出ていて、中にはあんまり携わったことがない人もいますでしょう。おれは知らん、そんなのはと。そういうことでやる気をなくして、もう仕事は8時半から5時15分までと。それ以降はしないと。例えばですよ。こういうことではいかんと思うのですよ。やっぱり臨機応変のときには仕事をせないかんというのはあるわけで、そういうところに支障が出るというか、所長も大変でしょうけれども、時には懇親会に税金は使えませんが、職場の和をつくっていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○徳重委員 1つだけちょっと伺います。36番、37番の関係、これは業務に絶対必要と、今までずっと継続的に必要なものだったんですか。これから必要ということですか、19年度。

○平原所長 36番、37番につきましては、現在

も使っております。

○徳重委員 それはわかるんですけど、その前ですよ、19年の2月に購入されていますね。その前は同じ機械、機種のもの使われておったんですか。

○平原所長 別なものがございまして、それを使っております。加えて新しく購入したのものも使っておると。

○徳重委員 今まで使っておったものは備品台帳として載っておったものでしょうか。それとも、それも裏金だったのか。

○平原所長 今までのやつは備品台帳に載っております。

○徳重委員 19年に買われたやつは記載されてなかったと理解していいんですかね。今度まで。

○平原所長 はい、そのとおりです。

○川畑衛生管理課長 先ほど言いましたBSEの検査ですね。最初、平成13年の10月18日、全国一斉にBSE検査を全頭検査することになりました。そのときに37行程する機器を、すべて一応買いました。1カ所で6百数十万だったと思いますが、すべてこのときは最初はすべてスムーズにいったんですけれども、毎日毎日検査していきますから、どうしてもちょっと故障がちになる。多分温度からいうと物すごく微妙な機械なもんですから故障がちになる。ということで、2基あったら、どっちかが故障したときに使えるんですけれども、1基でずっとしてきました。故障するやつをメーカーから持ってきてもらって、その間に修理してまた使用するというので、1基のやつを2基買ってやってきたと。2基買うことによって物すごくスピードが——12検体しかできない、24検体しかできないという機械があるんですよ。それで1回するご

とにまた温度を冷まさないとできないということで、どうしてもこの仕事をスムーズにするには複数機械があったらいいなという現場の要望もあって、1つが2つになったり、場合によっては3つ。3つあれば早くデータが出せる。若い検査員としては、一刻も早くデータを出してあげたいという気持ちで複数買ったのではないかとということでございます。

○徳重委員 私は、しょっちゅうここを通っていたからわかっておったんですよ。看板が34万6,500円という立派なものできています。昔は板に書いてあったんですよ。こんなのが何で予算化できないんですか。金額も大きいし、これは予算化すべきだと思うのですが。

○川畑衛生管理課長 検査所の今までのいきさつがございまして。最初は、この屠畜場の中に昭和49年に掘っ立て小屋ができて、そこで検査体制ができた。その後、55～56年ぐらいからそれぞれ1カ所ずつ建ってきて、庁舎と（聴取不能）ができた。そのときには簡単な板に書いたあれがあったんですけれども、その後、前は、ここは生育ですが、生育の検査所の高崎支所という名称がつけました。宮崎支所とか日向支所。そっちではそれなりの看板があったんですけれども、昭和60何年に、この地域の都城食肉検査所、高崎食肉衛生検査所に名称を変えたときはそれぞれ今度は板に名前を書いて、それで過ごしていた時期もある。その後——私も初めて見たんですが立派な……。それは正式に要求すべきものだったと思っております。

○緒嶋委員 ここは県の監査委員会は、監査には毎年来ているんですか。

○川畑衛生管理課長 監査の場合は、ここはかい組織ではありませんので、事務の方がおられませんので、本課執行となっております。です

から、本課のほうにそれぞれの検査所の書類を全部持ってきて、そこで本課が監査を受けるという形になっております。何年かに一遍現地に入ることもありますけど。

○緒嶋委員 そうすると、備品なんかは監査事務局は確認はしないわけですね。

○川畑衛生管理課長 そう思います。

○緒嶋委員 この監査のあり方というか、私もちょっと気になったものだから、あれだけのものがあると監査委員が見ておれば、指摘ができないはずはないと思うけど、それが指摘できなかったというのは監査のあれが、ただ事務的なものだけで済ませる。内部監査の監査委員会の組織にも私は問題があるんじゃないかなという気がしたんですけどね。だったら、この書き換えなんかこんな簡単にできないと思います。備品も。そして台帳にも載ってないわけですね。すべてこれは今度じゃなくて備品台帳に登載されたわけでしょう。これは我々も監査委員になったこともあるけど、監査のあり方そのものをちょっと我々も改める必要があるのかなというふうに思います。

それと書き換えを、所長、ちょっと失礼な言い方ですけど、これは庶務担当だけでやったのではなくて、所長とも相談されて書き換えは行われたと言うふうに理解していいんですか。

○平原所長 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 中には、庶務段階でやられたということも聞かんでもないものだから。わかりました。

それと、これは本課も、こういう必要なものを予算要求の段階で足切りというか、そういうシステム、必要なものはぜひそろえんといかんわけですね。こういう健康とか安心・安全にかかわるような部署の場合はですね。その点は消

耗品の書き換えで事が済むようなシステムそのものが私は問題だと思うのです。正々堂々と予算要求して、当然それを明朗な中で処理ができるように、そういうような仕組みに変えなければ、預けにしてこういう書き換えた人も法を逸脱しているから悪いけれど、そういう予算、財政を含めて、こういうことが成り立つように今までしてきた仕組みそのものが私は問題だったと思うのですね。今後においては、このあたりの議論というのは、当然、財政当局においてなされておるわけですか。預けは今から絶対ないとは思いますが、それは預けがあったらいいなと思いつつながら業務をやらざるを得んような形になるんじゃないかなと思うんですね。そのあたりどうですかね。

○松原福祉保健課長 当然必要なものはきちんと予算要求を上げてもらって、財政課のほうに要求したいと思っております。

あと一方では、仮にそういう必要なものを要求しても、場合によっては突発的に必要なものとかも生じてくる可能性もまた否定できないと思っております。この点につきましては、今まだ財政課のほうで協議をしておるようですが、連絡調整課、福祉であれば福祉保健課の中にプールというか、予算を一定額確保して、緊急な場合に福祉保健課のほうから出せるような仕組みとか、あとは予算の流用について、もう少し手続を緩和するようなことを今財政課のほうで検討しておりますので、そういった必要なものは必要なものとして要求していきますし、また一方、突発的な場合について、そういう状況が庁内で議論しておりますので、そういった対応の中で、こういう問題が生じないようにしていきたいと思っております。

○緒嶋委員 いずれにしても、結果論でこうい

うことができたわけですので、今までのことは当然指摘し、改善され、処分までされたわけですが、今後こういうことが二度と起きないように、また、仕事する人が仕事がしやすいように改革していかなければいかんわけですよ。そのことのほうが私は重要だと思います。さっきから言われておるように。やっぱり仕事にならないかというような形で仕事せいと言ってるから限界があるわけです。そういう点は十分、特に安心・安全というのは生活の基本ですので、そういう立場の人が仕事をしにくいような形を今後もつくるようなことではどうにもならないというふうに思います。本課でも十分そこは財政とも、我々も委員会として、そういうことは指摘しながら、また委員長のほうに報告を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○丸山委員 決算になじまないかもしれないんですが、よく予算のときにシーリングがかかっています、今後、予算をしっかりと守ろうとすると、こういった必要な備品、物というのは、財政課は多分なかなか理解しにくいような要求だと思うのですが、部として、課としては、シーリングの中にこれをどういう取り扱いをされていけるのか。

○川畑衛生管理課長 制度が変わりますとか、そんなときは去年もこの部署じゃないんですが、衛生環境研究所における（聴取不能）残留物質の機器を入れましたけれども、これが3,500万円ぐらい予算要求して通ったと。ですから、必要なときにはその辺の背景とか説明をして、どうしてもこうが無ければできないという形で要求します。今までの検査所の備品につきましては、一定のかなりの額、食鳥検査とかありますから、ある一定の備品代は……。どうしても

これを物すごく逸脱するような要求は、なかなかできないという状況にはございます。ですからその中で、やっぱり緊急かつ必要な物を順番をつけて買っていただいで……。ことしまで1,000万あったやつを3,000万とか、そういうことがなかなか備品購入では、できなかったという気がいたします。

○丸山委員 財政課サイドで言うと、維持費になるのか、所要額。所要額と言うと非常にわかりやすく明快な言葉なんです、所要額ということをしっかり理解せずに所要額という言葉で財政課サイドで進んでいるような気がするものですから、その辺はしっかりと検査所の目的は何なのかということをして、整理して、今後年間にどれくらいかかって、5年間のときはこれくらいかかるんだよという、しっかりした基本ベースをつくっていただいて、ある程度対応できる体制をしっかりとっていただかないと、緒嶋委員もおっしゃいますとおり、安心・安心を守る一番のとりでだと思いますので、しっかりした議論をお願いします。

○川畑衛生管理課長 丸山委員のおっしゃったとおり、財政課のほうもそういったことでちょっと長期的な5年スパンとかいう形で、いつこういう機械を入れる、こういうお金が要するという形で計画性を持ってやってくださいということで、うちも今それを整備しつつありますので、今おっしゃった事を年頭に置きながら進めてまいりたいと思います。

○図師委員 先ほどのパソコンの購入方法についての御説明で、ソフトが専門的なソフトだから本体も含めてオープン価格で購入されたということなんですが、先ほど徳重委員が言われた、ちなみに看板は看板屋さんから購入されますか。もっと言うなら、掃除機は電気屋さん

から買っていますか。プリンターはプリンター、デジカメはデジカメでそういう専門業者から入れられていますか。

○平原所長 先ほどから申しますとおり、預け、書き換えにつきましては、結局お金がないわけですね。現金というものが無いわけですね。そうしますと、どうしても出入りの業者に、看板につきましても出入りの業者をお願いしてつけております。出入り業者が看板業者にということでございます。

○図師委員 大体そんな流れだとは思いますが、取引業者が2業者ぐらいしかないということなのですが、いわゆる預けなり書き換えの金をその業者に預かってもらって、その業者が中間業者で総合取引のようなものだと思うのですが、結局そういう業者をつくってしまうと、ほかのいわば検査の備品とか機械購入でどうしてもその業者が優先的になりますか、競争原理が働きにくくなると思うのですが。癒着と言われてもしょうがないと思うのですが、今後は、やっぱりそういう体制を変えていかれて、ずっと備品を見させていただくのですが、金額が専門的な備品だから高いたらというふうには思うのですけれども、やっぱりそこには競争原理が働けば、ある程度低価格化していくわけですから、そういう特定業者との距離のとり方というのはしっかりとったほうがいいかなと思います。

○前屋敷委員 いろいろ見せていただいて、備品そのものは仕事上必要だというのが大多数だと思います。それがスムーズに購入できないシステム、いろいろお話がありましたけど、そういうことを改めていくことは必要だというふうに改めて感じるどころでした。それで、児湯食鳥とエビス商事に保管がしてあるというところ

を説明していただけるといいと思います。

○平原所長 今言われましたエビス商事と児湯食鳥都城工場に2つの食鳥処理場がございます。そこに検査員控室というのがございまして、そこで着がえをしたりして、休憩をしたりということでその控室を利用しているわけがございます。その中に、今回の不適正な事務処理で取得した備品というものが設置されております。先ほど申しましたとおり、5番、ガス瞬間湯沸器、それは現場で使用したナイフとかそういうものを瞬間湯沸器で洗浄消毒しております。それから、6番ガス台付流し台、これにつきましても、水がないとまずいものですから、このような形で設置されております。それから、7番、8番につきましては、プリンターなんですけど、要は、その日検査をしたデータ等をプリンターからとってきまして、それを会社にも渡し、そしてまた事務所にも持って帰って整理をするという機械でございまして。それから、9番、冷凍冷蔵庫というのがございます。これにつきましては、スクリーニング検査といいますか、いわゆる残留抗生物質等のスクリーニング検査を行っておりますので、その培地を保存するために冷蔵庫が必要となっております。培地に検体を塗ったものは検査所に持って帰ってそこで培養する。培地の保管用ということで冷蔵庫を使います。

それから、デジタルカメラですが、これにつきましては、朝6時ごろから、いわゆる始業前衛生研究というのをしております。そこでまずいものについては、写真を撮って会社に提示し、それを是正させる、そういうようなことをやるわけでございます。

28番エアコンでございまして。このエアコンにつきましては、私がきいているところによりま

すと、食鳥検査が始まったとき、このエビス商事というところがつけてくれたということでございます。それが壊れたと。それを会社にお願ひできないということで、このようになったようでございます。

○前屋敷委員 18年度だけでもやはり300万超す。中でも特に19年の2月以降にも、今までお話しありましたような、そういうような流れはそこで清算せないかんというふうに思うのですね。それで、さっき説明がありましたけど、やはり予備費的なものがどうしても必要だと、特に検査上、いろんな突発的なことがあって、ですからそういう予算の組み方というのは、どうしても今後改善していかないと、長い期間にわたってこういう使い方が、事実上当然みたいな形でやられてきた経過があって、しかし、県民の立場から見ると、本当に必要なものが使われてきたんだろうかというふうな疑念は払拭できないんです。ですから、今回を機に全体をしっかりと精査して出直すということもどうしても必要だと、またそのことが仕事をしていく上でも、より一層頑張っていく力にもなると私は常々思っていますけど、そういうことも含めて今までを改めるという意味でぜひ進めていただきたいと思います。

○新見委員 BSEの検査が本格的に始まって一刻も早く、検査結果を出したいという背景でそういった不適正処理が始まったというのは理解できますが、ただ大事なのは今後、再発防止策として3点ほど書いてありますけど、管理職の皆さんは、法令遵守のために研修をすると。そして、それぞれこうした内容をしっかりと職場に帰って職員の皆さんに改めて研修するという体制をもう既にとおられるのか。実施されているんですか。

○平原所長 これについては実施いたしております。

○新見委員 一生懸命検査をされている皆さんにとっては、こういったことは、正直言って長年染みついた体質で、仕事とは関係ないという、よけいなことだというような意識が少しでもあると、また同じようなことの繰り返しになるので、常に法令遵守の意識を——1回、2回ということではなく継続的にやっていただきたいと思います。以上です。

○徳重委員 南部食鳥は、移動検査所みたいなものはないんですか。

○川畑衛生管理課長 高崎の食肉検査所のほうが……。最初はこっちから行ってました。最初、食鳥検査制度が始まったときは3カ所、児湯食鳥とエビス商事さんと南部さんと3カ所抱えておったんですが、高崎のほうにその1カ所を所管してもらっています。

○十屋主査 私のほうから1点お聞きしたいんですけれども、きょう、こちらの都城食肉衛生検査所のほうの現場を調査させていただきましたが、ほかにも数カ所、食肉検査所がありますけれども、先ほど御説明がありましたように、メーカーさん何社かがいろいろなものをすべて取り仕切っているようなお話でした。ほかの食肉検査所においても、同様のことが実際行われていたのか、その点と、それから、今後いろいろなものが物品購入なり発生してくると思うのですけれども、そういう場合のこれからの購入のあり方というのはどのような形になっていくのか、その2点だけちょっとお伺いいたします。

○川畑衛生管理課長 ここの都城食肉衛生検査所もそうですが、ほかの食肉検査所にしても、やはり専門機器の部品とか、あるいは試薬、培地ということで、どうしても業者が限られてく

ると。しかも、しょっちゅう出入りしていただいて便宜を図っていただくということで、先ほど2社と言いましたけれども、3社だと思います。その中で1社が特に網羅して、それぞれの部署を回っていただいて、業務がしやすい形でされていたということで、他の4カ所もその業者が回って注文しておるということでございます。

今後、先ほども御説明ありましたけれども、そういった不適正な事務処理がなされないようなシステム、そしてまた、検査所は特殊な組織でございますので、先ほど言いましたとおり、かい組織という形で事務の方がおられれば、任せられるのですが、それが非常勤の職員がしていると。あと、全部獣医師という集団でございますので、そこところがうまくいくような形を、私たちが総務事務センターとか会計とかと協議しながら、こういった複雑さがありますので、その辺踏まえた上でうまくいくような事務処理というのをお願いしていくつもりです。

○十屋主査 暫時休憩いたしたいと思います。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

○十屋主査 それでは分科会を再開いたします。

今までの御意見の中で、お諮りしたいと思いますが、これ以降、秘密会により審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは秘密会とすることに決定いたしました。

委員、事務局職員、関係説明員以外の方は退室をお願いいたします。

〔関係者以外退室〕

○十屋主査 ただいまから分科会を秘密会といたします。

秘密会の議事の内容を他に漏らした場合、委員は懲罰の対象となりますので、御留意いただきたいと思います。

〔午前11時50分秘密会に入る〕

〔午後0時16分秘密会を終わる〕

○十屋主査 それでは以上をもって現場での審査を終了したいと思います。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時19分再開

○十屋主査 それでは分科会を再開いたします。

まず採決についてであります。申し合わせにより、審査の最終日に行うことになっておりますので、明日12月4日の13時30分に第一委員会室にて採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、次の分科会は、明日12月4日、13時30分再開といたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでございました。

午後0時20分散会

平成19年12月4日（火曜日）

午後13時34分開会

出席委員（9人）

主	査	十	屋	幸	平
副	主	査	黒	木	正
委	員	緒	嶋	雅	晃
委	員	徳	重	忠	夫
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	高	橋		透
委	員	凶	師	博	規
委	員	新	見	昌	安
委	員	前	屋	敷	恵

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉	藤	安	彦
議事課主任主事	大	野	誠	一

○十屋主査 分科会を再開いたします。

ただいまより採決を行う予定でございましたが、他分科会との調整のため、暫時休憩をいたしたいと思います。

午後1時34分休憩

午後4時53分再開

○十屋主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、お諮りしたいと思います。

議案第7号「平成18年度決算の認定につい

て」、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 暫時休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後5時3分再開

○十屋主査 それでは、分科会を再開いたしません。

「異議あり」がありますので、挙手により採決を行います。

議案第7号「平成18年度決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○十屋主査 挙手なし。

よって、議案第7号「平成18年度決算の認定について」は、認定しないものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

先日、主査報告の内容として、「情報通信格差の是正について」「県立看護大学学部卒業生の県内就職について」「予防医療の推進について」の3点を出していただきましたが、昨日の現地調査を受けて追加する御要望等はありませんでしょうか。

ここで暫時休憩をいたします。

午後5時4分休憩

午後5時23分再開

○十屋主査 分科会を再開いたします。

お諮りいたします。

主査報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副主査に御一任いただく

ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 では、そのようにいたします。

そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋主査 それでは、以上で分科会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後5時24分閉会